

# 



東大阪市

# 第4次 東大阪市障害者プラン

第6期東大阪市障害福祉計画・ 第2期東大阪市障害児福祉計画



第4次東大阪市障害者プラン

第6期東大阪市障害福祉計画•第2期東大阪市障害児福祉計画

東大阪市





















令和3(2021)年 東大阪市

# ごあいさつ

東大阪市では「お互いの個性を尊重し、安心して自立 した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」の実 現を基本理念とし、平成25年に策定した第3次障害者 プラン及び平成29年に策定した第5期障害福祉計画・ 第1期障害児福祉計画に基づき、様々な施策を展開して きました。

この間、国においては障害者権利条約に基づく法整備 が進み、障害者総合支援法の改正や障害者差別解消法の 制定等により、障害者の自立を支える障害福祉サービス の提供体制の拡充や、障害者の権利保障、就労など社会 参加を促進するための環境整備等が進められています。



本市では、平成29年にライフステージに沿って子どもから大人まで切れ目のない 支援を行う障害福祉の拠点施設として障害児者支援センター「レピラ」を開設するな ど、地域の相談支援ネットワークの構築や、行政と事業者の連携による重層的サポー ト体制の充実に取り組んでまいりました。

しかし近年、障害のある人の高齢化やそれに伴う重症化による将来への不安が増大し、親亡き後も住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためのサービス提供体制の強化や、社会的な孤立や引きこもりなど複合的な問題を抱える家庭への包括的な支援体制の整備が求められています。

これらの課題の解決に向け、このたび東大阪市における障害福祉の目指すべき方向性を示した第4次障害者プランと、支援体制の整備に関する具体的な行動計画である第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画を策定いたしました。本計画に基づく施策を着実に実行していくために、市民の皆様をはじめ関係各位におかれましては、なお一層のご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見をいただきました、障害者計画等策 定合同会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査やパブリックコメントを通じて貴 重なご意見をいただきました市民の皆様ならびに関係諸機関の皆様に厚くお礼申し 上げます。

令和3年3月

東大阪市長 野田 義和

# 目 次

|       | 公論・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                    |       |   |
|-------|---|-------|---|
| 第1章 言 | 計画の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            |       |   |
| 第1節   | 障害者プラン策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           |       |   |
| 第2節   | 障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   | • • • | 4 |
| 第3節   | 計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 |       |   |
| 第4節   | 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               |       |   |
| 第5節   | 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 | • • • | 7 |
| 第6節   | 法的根拠と近年の関連法制度の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      | • • • | 7 |
| 第7節   | 計画の策定体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               |       |   |
| 第2章 障 | 章害者を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | • 1   | 5 |
| 第1節   | 障害者を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | • 1   | 5 |
| 第2部 第 | 94次東大阪市障害者プラン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | 5     | 3 |
|       | 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            |       |   |
| 第1節   | 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                  | • 5   | 5 |
| 第2節   | 計画の基本的な視点・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・             | • 5   | 5 |
| 第3節   | 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 | • 5   | 7 |
| 第1章 召 | 啓発・交流の促進と尊厳の保持・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        | • 5   | 9 |
| 第1節   | 人権尊重に根ざした取組みの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | • 5   | 9 |
| 第2節   | 福祉教育の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               |       |   |
| 第2章 均 | 也域での生活支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | . 6   | 7 |
| 第1節   | 利用者本位の生活支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | • 6   | 7 |
| 第2節   | 地域生活への移行の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | • 7   | 6 |
| 第3章 乙 | 文化・スポーツ活動等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         | . 8   | 0 |
| 第1節   | 文化・スポーツ活動等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・         |       |   |
| 第2節   | 社会参加の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               |       |   |
| 第4章 生 | 生活環境の整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | . 8   | 3 |
| 第1節   | 福祉のまちづくりの推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | . 8   | 3 |
| 第2節   | 居住環境の整備の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | . 8   | 5 |
| 第3節   |   | . 8   | 6 |
| 第4節   |   | . 8   | 8 |
| 第5章 教 | 数育・療育の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              | • 9   | 2 |
| 第1節   | 一貫した支援体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・           | • 9   | 2 |
|       | ともに学び、ともに育つ教育の促進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      |       |   |
| 第6章 雇 | 星用・就労支援の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            | • 9   | 8 |
| 第1節   | 障害者の雇用の場の拡大・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            |       |   |
| 第2節   | 職業訓練、職業相談などの体制強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・      |       |   |
| 第3節   | 職場定着や再チャレンジを支える仕組みの充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |       |   |
| 第4節   | 経済的自立の支援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              | 1 0   | 6 |
| 第7章 倪 | 呆健・医療の充実・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・              |       |   |
| 第1節   | 疾病等の予防・早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・            |       |   |
| 第2節   | 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実・・・・・・・・・・・・・・・・                     |       |   |
| 第3節   | 精神保健福祉・医療施策等の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       | 1 1   | 4 |

# 第3部 第6期東大阪市障害福祉計画・

| 第2期東大阪市障害児福祉計画  | 119   |
|---|-------|
| 序 章 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・ <sup>2</sup>                              |       |
| 第1節 計画の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        |       |
| 第2節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の施策体系・・・・・・・                                      |       |
| 第1章 障害福祉計画の展開・・・・・・・・・・・・・・・・· ´  | 127   |
| 第1節 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                              | 127   |
| 第2節 障害福祉サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                          | 1 3 8 |
| 第2章 障害児福祉計画の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        |       |
| 第1節 成果目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                              |       |
| 第2節 障害福祉サービス (障害児) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   |       |
| 第3節 障害児通所支援サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                       |       |
| 第4節 子ども・子育て支援事業(一部)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   |       |
| 第3章 障害者・障害児関連事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                       |       |
| 第1節 地域生活支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                          | 171   |
| 第2節 障害者関連施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        | 185   |
| 第4部 計画の推進・管理体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                         |       |
|   |       |
|   |       |
| 第1節 進捗状況の管理及び評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                       |       |
| 第2節 行政による計画の推進と庁内の連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                  |       |
| 第2章 計画の円滑な推進に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・ (**********************                | 190   |
| 第1節 広報・啓発活動の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        | 190   |
| 第2節 連携・協力体制の構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                        | 190   |
| 資料編····································                                   | 192   |
| 1. 東大阪市社会福祉審議会条例····································                      |       |
| 2. 東大阪市社会福祉審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                      |       |
| 3. 東大阪市社会福祉審議会委員名簿····································                    |       |
| 4. 東大阪市障害者計画等策定合同会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・                                  |       |
| 5. 東大阪市障害者計画等策定合同会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・                                   |       |
| 6. 東大阪市障害者計画等策定懇話会開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・                                    | 197   |
| 7. 東大阪市自立支援協議会運営規約・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                    | 198   |
| 8. 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会運営要領・・・・・・・・・・ 2                                     | 201   |
| 9. 東大阪市こころの健康推進連絡協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・ 2                                  |       |
| 10. 東大阪市福祉推進委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                   | 204   |
| 10. 東大阪市福祉推進委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・ 2<br>11. 策定の経緯(詳細)・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 | 207   |
| 1 つ 田野部   | 2 A A |

# 第1部 総論

# 第1章 計画の策定にあたって

# 第1節 障害者プラン策定の趣旨

本市では、障害者基本法に基づき、平成10年3月に障害者プランを策定、平成16年3月に新障害者プランを策定、そして、平成26年度から令和2年度の7年間を計画期間として平成26年3月に第3次東大阪市障害者プランを策定しました。

第3次東大阪市障害者プランでは、「ノーマライゼーション」の考え方として障害の有無にかかわらず、市民が相互に個性を尊重し、平等に生活し活動できる社会を目指すことに加えて、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという新たな考え方にものっとり、「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」を基本理念として、障害者施策の総合的かつ適切な推進に努めてきました。

計画策定からの7年の間には、障害のある人の生活の向上のため、福祉はもとより、保健、教育、生活環境整備などさまざまな施策に取り組んでおります。

また、平成29年4月に、従来の心身障害児通園施設「療育センター」と身体障害者福祉センター「高井田障害者センター」を一体化した「東大阪市立障害児者支援センターレピラ」を開設しました。

東大阪市立障害児者支援センターレピラでは、障害児者がひとりの市民として地域で安心して豊かに暮らすために、乳幼児期から成人期までのライフステージに応じた一貫した支援を行い、本市の障害福祉の拠点として、相談、通園、通所、医療などの機能を充実させ、また、地域のネットワークの中核としての役割を担っております。

一方、わが国における障害者施策では、平成25年における「障害者自立支援法」の「障害者総合支援法」への改正、「改正障害者総合支援法」の平成30年施行に伴い、障害のある人の範囲に難病患者の追加や障害支援区分の創設、医療的ケア児への支援体制の整備などが盛り込まれました。

近年、障害のある人を取り巻く環境の変化や障害者権利条約の批准、障害者基本法の改正や障害者差別解消法の施行などさまざまの法整備が進んでいます。障害者差別解消法の理念に基づき、本市においても平成31年4月に「東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例」を制定し、言語としての手話の普及や障害に対する理解促進に努めています。

また、国際的な動きでは、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標として、SDGs(エス・ディー・ジーズ:持続可能な開発目標)」を定め、日本としても 積極的に取り組むものとされています。

SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、「すべての人に健康と福祉

を」や「質の高い教育をみんなに」、「働きがいも経済成長も」、「人や国の不平等をなくそう」、「住み続けられるまちづくりを」など、障害福祉に関係する目標が定められており、本計画が対象とする障害福祉施策においてもこれらのゴールを中心として、SDGsの達成を意識した取組みが求められています。

こうした中、国では、平成30年度から令和4年度までを計画期間とする「障害者基本計画(第4次)」を平成30年3月に策定しています。また、大阪府では、令和3年度から令和8年度を計画期間とする「第5次大阪府障害者基本計画」を令和2年度中に策定することとなっています。

本市においては、こうした国や府などの動きを反映するため、本市の障害のある人に関わる施策の基本方向について、全面的な見直しを行うこととし、新たに「第4次東大阪市障害者プラン」として策定します。

#### 【国「障害者基本計画(第4次)」の概要(一部抜粋)】

#### 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画(障害者基本法第11条に基づき策定)

【計画期間】平成30(2018)年度からの5年間

【検討経緯】障害者政策委員会(障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会)での1年以上にわたる審議を経て 取りまとめられた<u>障害者政策委員会の意見に即して、政府で基本計画案を作成</u>

#### || 基本理念(計画の目的)

共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、 その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援

#### III 基本的方向

#### 1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア(社会的障壁)除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ<sup>(※)</sup>向上の視点を取り入れていく(※) アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。
- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

#### 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

- (※) 障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。
- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

#### 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進
- 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

#### IV 総論の主な内容

- ○当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- ○障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- ○障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- ○「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

出典)内閣府ホームページ「障害者基本計画(第4次)概要」

## 第2節 障害福祉計画・障害児福祉計画策定の趣旨

障害福祉計画は、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(障害者総合支援法)による法定計画で、国が定める基本指針に基づいて、障害福祉サービス等の目標と必要な見込み、サービス提供体制の整備方針を示すものとなります。

障害児福祉計画は、「児童福祉法」による法定計画であり、障害福祉計画と同様、国の基本指針などに基づき、障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害のある子どもの支援の目標、必要な見込みなどを示すものとなります。

本市では平成19年3月に「第1期東大阪市障害福祉計画」を策定し、その後平成21年3月には「第2期東大阪市障害福祉計画」を策定、平成24年3月には「第3期東大阪市障害福祉計画」を策定、平成27年3月には「第4期東大阪市障害福祉計画」を策定、そして平成30年3月には、平成30(2018)年度から令和2(2020)年度までの3年間を計画期間とした「第5期東大阪市障害福祉計画」及び「第1期東大阪市障害児福祉計画」を策定し、計画的な事業の推進を行ってきました。

「第1期東大阪市障害福祉計画」~「第5期東大阪市障害福祉計画」及び「第1期東大阪市障害児福祉計画」に基づく施策の進捗状況をみると、入所・入院から地域生活への移行や福祉施設から一般就労への移行が着実に進み、また、各種障害福祉サービスの提供基盤などの整備に伴い、地域生活を支える機能の充実が図られてきています。

このたび、「第5期東大阪市障害福祉計画及び第1期東大阪市障害児福祉計画」の計画期間が令和2年度で満了となり、これまでの計画の進捗状況及び目標数値を検証し、国や府の指針を踏まえて「第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児福祉計画」として策定します。

「第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児福祉計画」では、令和3年度から令和5年度までを計画期間として、「障害福祉サービス、相談支援、障害児支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る成果目標」「各年度における障害福祉サービス、障害児通所支援サービスの種類ごとの必要な見込み量」「地域生活支援事業等の見込み」などを定めることとします。

#### 【第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る国「基本指針」の概要】

#### 1. 基本指針について

- 「基本指針」(大臣告示)は、障害福祉施策に関する基本的事項や成果目標等を定めるもの。R2年5月に告示
- 都道府県・市町村は、基本指針に即して3か年の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定。計画期間はR3~5年度

#### 2. 基本指針見直しの主なポイント

- ・地域における生活の維持及び継続の推進
- ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 相談支援体制の充実・強化等
- 障害福祉人材の確保

- ・福祉施設から一般就労への移行等
- ・発達障害者等支援の一層の充実
- 障害者の社会参加を支える取組
- 「地域共生社会」の実現に向けた取組
- 障害児通所支援等の地域支援体制の整備
- ・障害福祉サービス等の質の向上

#### 3. 成果目標(計画期間が終了するR5年度末の目標)

- ① 施設入所者の地域生活への移行
- ・地域移行者数:R元年度末施設入所者の6%以上
- ·施設入所者数:R元年度末の1.6%以上削減
- ② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
- ・精神障害者の精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数 316日以上(H30年時点の上位10%の都道府県の水準)(新)
- ・精神病床の1年以上入院患者数:10.6万人~12.3万人に (H30年度の17.2万人と比べて6.6万人~4.9万人減)
- ·退院率:3ヵ月後 69%以上、6ヵ月後 86%以上、1年後 92%以上 (H30年時点の上位10%の都道府県の水準)
- ③ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実
- ・各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ年1回以上運用状況 を検証、検討

#### ④ 福祉施設から一般就労への移行等

- \*一般就労への移行者数: R元年度の1.27倍 うち移行支援事業:1.30倍、就労A型:1.26倍、就労B型:1.23倍(新)
- ・就労定着支援事業利用者:一般就労移行者のうち、7割以上の利用(新)
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所:7割以上(新)

#### ⑤ 障害児支援の提供体制の整備等

- ・児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所設置
- 難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保(新)
- 保育所等訪問支援を利用できる体制を各市町村で構築
- ・主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所、放課後等デイサービス を各市町村に少なくとも1カ所確保
- ・医療的ケア児支援の協議の場(都道府県、圏域、市町村ごと)の設置及び医療 的ケア児等に関するコーディネータの配置(一部新)
- ⑥ 相談支援体制の充実・強化等【新たな項目】
- ・各市町村又は各圏域で、相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保
- ⑦ 障害福祉サービス等の質の向上【新たな項目】
- 各都道府県や各市町村において、サービスの質の向上を図るための体制構築

出典)厚生労働省ホームページ「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画に係る「基本方針」の概要」

#### 第3節 計画の対象

本計画が対象とする「障害者」とは、障害者基本法第2条で定められている「身体障害、 知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害がある者であって、障 害および社会的障壁(障害がある者にとって障壁となるような事物・制度・慣行・観念そ の他一切のもの) により継続的に日常生活、社会生活に相当な制限を受ける状態にある者」 とします。

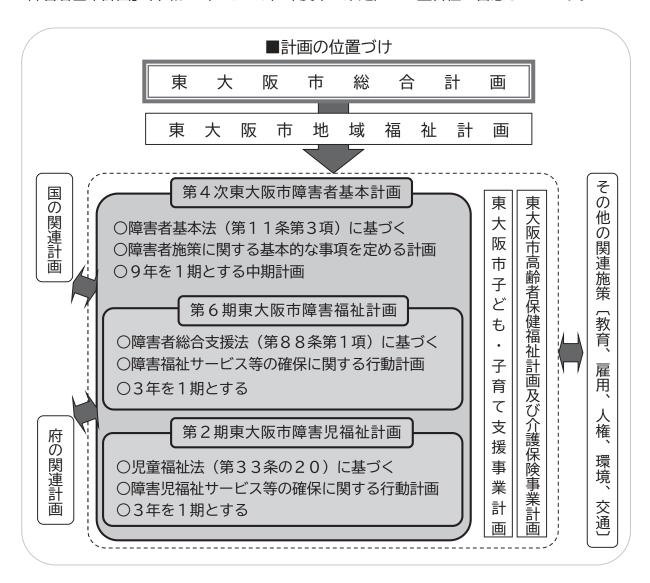
また、本計画における「障害者」には障害児も含めることとします。

# 第4節 計画の位置づけ

「第4次東大阪市障害者プラン」は、障害のある人に関する施策全般にわたるものであり、 将来の方向を示すものとなります。

「第6期東大阪市障害福祉計画」・「第2期東大阪市障害児福祉計画」は、「東大阪市障害者プラン」を上位計画とする生活支援にかかる障害福祉サービス及び障害児通所支援等の種類ごとに、支援の目標や必要なサービス量の見込みを示す計画となります。なお、障害児福祉計画は、障害者総合支援法第88条に規定する障害福祉計画と一体のものとして作成することができるとなっており、本市では一体的に作成するものとします。

また、これらの計画は、「東大阪市第3次総合計画」(令和3(2021)年~令和12(2030)年)を最上位計画とし、また、「第5期東大阪市地域福祉計画」(令和元(2019)年~令和5(2023)年)を上位計画として整合性を図るとともに、国の「障害者基本計画(第4次)」(平成30(2018)年3月策定)及び大阪府の「第5次大阪府障害者基本計画」(令和2(2020)年度中に策定)との整合性に留意しています。



# 第5節 計画の期間

「第4次障害者プラン」は、令和3(2021)年度から令和11(2029)年度の9年間を計画期間として策定し、「第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画」は令和3(2021)年度から令和5(2023)年度の3年間を計画期間として策定します。

また、関連する法制度、社会情勢の変化等に対応するため、各年度に計画の評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

| 令和3<br>(2021)<br>年度              | 令和4<br><sup>(2022)</sup><br>年度 | 令和5<br>(2023)<br>年度 | 令和 6<br>(2024)<br>年度 | 令和 <b>7</b><br>(2025)<br>年度 | 令和8<br>(2026)<br>年度 | 令和9<br>(2027)<br>年度 | 令和 10<br>(2028)<br>年度 | 令和 11<br>(2029)<br>年度 |  |
|----------------------------------|--------------------------------|---------------------|----------------------|-----------------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|-----------------------|--|
|                                  | 第4次障害者プラン                      |                     |                      |                             |                     |                     |                       |                       |  |
| 第6期                              | 第6期障害福祉計画 第7期障害福祉計画 第8期障害福祉計画  |                     |                      |                             |                     |                     |                       |                       |  |
| 第2期障害児福祉計画 第3期障害児福祉計画 第4期障害児福祉計画 |                                |                     |                      |                             |                     |                     | 祉計画                   |                       |  |

# 第6節 法的根拠と近年の関連法制度の状況

#### (1)「障害者基本法」に基づく「市町村障害者計画」

「第4次障害者プラン」は、障害者基本法第11条第3項に定める障害のある人の自立および社会参加の支援等のための施策に関する基本的な計画であり、今後の本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を示した総合的な計画となります。

#### 障害者基本法(昭和45年法律第84号)から抜粋

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。

#### (2 略)

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該 市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策 に関する基本的な計画を策定しなければならない。

#### (4~9 略)

#### (2)「障害者総合支援法」に基づく「市町村障害福祉計画」

「第6期東大阪市障害福祉計画」は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく「市町村 障害福祉計画」として障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指 針に基づき、東大阪市障害者プランの生活支援にかかる実施計画的な位置付けの計画とな ります。

#### 障害者総合支援法(平成17年法律第123号)から抜粋

- 第八十八条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村障害福祉計画」という。) を定めるものとする。
- 2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に 関する事項
  - 二 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の 種類ごとの必要な量の見込み
  - 三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第二号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び 同項第三号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職 業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関 との連携に関する事項

(4~5 略)

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

(7~12 略)

#### (3) 「児童福祉法」に基づく「市町村障害児福祉計画」

障害児福祉計画は、「児童福祉法」による法定計画であり、障害福祉計画と同様、国の基本指針などに基づき、障害のある子どもが身近な地域で支援が受けられるよう、障害のある子どもの支援の目標、必要な見込みなどを示す計画となります。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)から抜粋

- 第 三十三 条の20市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の 提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画 (以下「市町村障害児福祉計画」という。)を定めるものとする。
- 2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
  - 二 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量
- 3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項に ついて定めるよう努めるものとする。
  - 一 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
  - 二 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

(4~5 略)

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための 法律第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成するこ とができる。

(7~12略)

#### (4) 近年の障害者制度等の改革

①「障害者権利条約」の批准(平成26年1月批准)

障害のある人の権利および尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な国際条約である「障害者権利条約」が、平成18年12月に国連総会本会議で採択され、平成20年5月に発効されました。日本は、平成19年9月にこの条約に署名し、国内法の整備を経て、平成26年1月に批准しました。

②「障害者基本法」の改正(平成23年8月公布、施行(一部除く))

平成23年8月には、障害のある人の定義の見直し、地域社会における共生、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止などを盛り込んだ「改正障害者基本法」が公布されました。

◆目的規定の見直し(第1条関係)

目的規定は、全ての国民が、障害の有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり全ての国民が、 障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら 共生する社会を実現することとなりました。

#### ◆施策の基本方針

改正前において、障害者施策は障害のある人の「年齢および障害の状態」に応じて 策定、実施されなければならないとされていましたが、この改正では、「性別」「生活 の実態」にも応じたものとするべき旨が規定されました。

#### 署名済みの障害者権利条約の考え方に基づく障害者制度全体の抜本改革

#### 障がい者制度改革推進会議での議論から

- ・基本的人権を確認(「権利の主体」である社会の一員、「差別」のない社会づくり)
- ・障害概念を社会モデルへ転換(制限に対する問題意識)
- ・個性と人格を認め合う「共生社会」の実現
- ・地域で暮らす権利の保障とインクルーシブ社会の実現

#### 根拠法の「障害者基本法」の改正

- ●目的規定に基本的人権を追加
- ●制度の谷間がないように障害者の定義の見直し 障害および社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- ●地域社会における共生
- ●合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止等

#### **-----**【その他】

- ○「整備法」の施行、「障害者総合支援法」の施行
- ○「障害者虐待防止法」の施行
- ○障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の公布

#### ③「障害者自立支援法」と「障害者総合支援法」について

◆「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害者保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」 (平成22年12月公布、平成22年12月~平成24年4月1日施行)による「障害者自立支援法」の一部改正、「児童福祉法」の一部改正

利用者負担の見直し、発達障害を「障害者自立支援法」の対象とすることの明確化、 基幹相談支援センターの設置など相談支援体制の充実、放課後等デイサービス・保育 所等訪問支援の創設など障害児支援の強化、同行援護の創設など地域での自立生活の ための支援の充実などが図られることになりました。

障害のある子どもを対象とした福祉施設や福祉サービスは、「児童福祉法」に根拠規 定が一本化されることになりました。

◆「障害者自立支援法」に代わる「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成24年6月公布、平成25年4月施行、なお一部平成26年4月施行)

基本理念に「共生社会の実現」が盛り込まれ、障害福祉サービス等の対象には難病 患者を含むこととなりました。常時介護を要する人に対する支援や障害支援区分の認 定、意思疎通をはかることに支障がある障害のある人等に対する支援のあり方等につ いては、法施行後3年を目処に見直すこととされています。

④「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(以下「障害者虐待 防止法」という。)」(平成23年6月公布、平成24年10月施行)

障害のある人に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害のある人に 対する保護および自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定める ことにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害の ある人の権利利益の擁護に資することを目的としています。

⑤「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「障害者差別解消法」という。)」 (平成25年6月公布、一部を除き平成28年4月施行)

改正障害者基本法第4条の「差別の禁止」の基本原則を具体化し、障害を理由とする 差別の解消を推進することを目的として障害のある人に対する差別を禁止し、被害を受 けた場合の救済等を目的として障害者差別解消法が制定されました。行政は、障害のあ る人の要望等に応じて、日常生活や社会参加の障壁を取り除く合理的配慮を行うことが 義務付けられました。

⑥「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(以下「障害者優先調達推進法」という。)(平成24年6月公布、平成25年4月施行)

障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、 障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進などを図り、それによって障害 者就労施設で就労する障害のある人、在宅で就業する障害のある人などの自立の促進に 資することを目的としています。

⑦「成年後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律(平成25年5月公布、平成25年6月施行)」

平成25年7月1日以後に公示・告示される選挙について、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとなりました。

⑧「アルコール健康障害対策基本法(平成25年12月公布、施行)」

アルコールの有害な使用などによる健康障害及び暴力、虐待、飲酒運転、自殺などの 社会問題が密接に関わるとした上で、国や地方公共団体にアルコール健康障害対策を総 合的に策定、実施する責務を明記しています。 ⑨「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の一部を改正する法律(平成25年6月公布、一部を除き平成26年4月施行)」

精神障害のある人の地域生活への移行を促進するため、精神障害のある人の医療に関する指針(大臣告示)の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の 見直し等を行うこととなりました。

⑩「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律(平成25年6月公布、平成28年4月(一部公布日又は平成30年4月)施行)」

雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び障害のある人が職場で働く に当たっての支障を改善するための措置(合理的配慮の提供義務)を定めています。精 神障害のある人を法定雇用率の算定基礎に加える等の措置を講ずることになっています。

- ①「難病の患者に対する医療等に関する法律(平成26年5月制定、平成27年1月施行)」 難病の患者に対する医療費助成に関して、法定化によりその費用に消費税の収入を充 てることができるようにすることなどが明記されました。
- ②「成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年4月制定、平成28年5月施行)」 利用促進委員会等が設置され、財産管理のみならず意思決定支援・身上保護も重視し た適切な支援に繋がるよう、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や権利擁 護支援の地域連携ネットワークづくりなどの成年後見制度の利用促進に関する施策を総 合的・計画的に推進することとしています。
- ③「発達障害者支援法の一部を改正する法律(平成28年4月制定、平成28年5月施行)」 発達障害のある人の支援の一層の充実を図るため、発達障害者支援地域協議会の設置 や発達障害者支援センター等による支援に関する配慮等に関して定められています。切 れ目のない支援、家族等への支援、地域の支援体制の構築に向けて施策の展開が必要と なっています。
- ⑭「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正(平成30年4月(一部公布日又は平成28年6月)施行)

改正内容は、障害のある子どもの多様化するニーズへのきめ細やかな対応や障害のある人の生活と就労に対する支援、高齢の障害のある人の個々の状況を踏まえた介護保険サービスの円滑な利用促進など、すべての世代に関係する内容となっています。また、障害児支援の提供体制の計画的な構築を図るため、「障害児福祉計画」を策定することを義務付けています。

⑤「ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律」(平成30年12月公布、施行)

障害のある人などの自立した日常生活及び社会生活が確保されることの重要性に鑑み、 ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策を総合的かつ一体的に推進することを目的とし て定められました。

⑥「障害者による文化芸術の推進に関する法律(平成30年6月公布、施行)」

文化芸術は障害の有無にかかわらず、人々の心の豊かさや相互理解をもたらすものであることに鑑み、障害のある人による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的に推進し、文化芸術活動を通じた障害のある人の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的として定められました。

- ①「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(令和元年6月公布、施行)」 視覚障害のある人などの読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進し、全ての国民が 等しく読書を通じて文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会を実現すること を目的として定められました。
- ®「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律(令和2年6月公布、令和2年12月施行)」

電話の利用の円滑化を図ることにより聴覚障害のある人等の自立した日常生活及び社会生活の確保に寄与し、もって公共の福祉の増進に資することを目的として定められました。

⑨「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律(令和 2年5月公布、令和2年6月(一部令和3年4月)施行)」

平成30年12月のユニバーサル社会実現推進法の公布・施行やオリパラ東京大会を契機とした共生社会実現に向けた機運醸成等を受け、「心のバリアフリー」に係る施策などソフト対策等を強化することが必要となっています。心のバリアフリーとは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支えあうことです。

# 第7節 計画の策定体制

#### (1) 東大阪市障害者計画等策定合同会議等

本計画を策定するにあたり、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会、東大阪市自立支援協議会、東大阪市障害者差別解消支援地域協議会、東大阪市こころの健康推進連絡協議会、東大阪市障害者計画策定懇話会から委員を選出し、合同会議を設置しました。また、保健・医療・福祉・教育・雇用など庁内関係機関の相互の連携を図るため、東大阪市福祉推進委員会の委員・幹事との協議を行いました。

#### (2)第4次東大阪市障害者プランに関する調査の実施

障害のある人の生活の状況やサービス等のニーズ、将来のくらしの希望などを把握するために、アンケート調査を実施しました。また、障害福祉サービス等の提供法人・事業所を対象に、アンケート調査を実施しました。

| 【障害福祉二 | ニーズ調査】              | 【法人・事業所アンケート調査】     |
|--------|---------------------|---------------------|
| ・調査対象  | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保 | 東大阪市内で日中活動系サービス、    |
|        | 健福祉手帳のいずれかの手帳をお持ちの  | 短期入所、共同生活援助を提供する    |
|        | 方、また、特定疾患、小児慢性特定疾患の | 社会福祉法人等に調査を実施しま     |
|        | いずれかの医療証をお持ちの方の中から  | した。                 |
|        | 無作為抽出の方法で選出しました。障害別 |                     |
|        | では基本的には所持者数の実績などで按  |                     |
|        | 分して配布数を確定しました。      |                     |
| ・調査方法  | 郵送法                 | 電子メールで配布、回収・FAX で回収 |
| ・調査期間  | 令和2年8月7日~8月28日      | 令和2年8月14日~8月31日     |

表 回収状況

| 【障害福祉ニーズ調査】     |            | 調査数   | 構成比(%) | 有効回収票 | 回収率(%) |
|-----------------|------------|-------|--------|-------|--------|
|                 | 障害者(18歳以上) | 3,400 | 85.0%  | 1,287 | 37.9%  |
| 調査対象数           | 障害児(18歳未満) | 600   | 15.0%  | 238   | 39.7%  |
|                 | 合計         | 4,000 | 100.0% | 1,525 | 38.1%  |
| 【法人・事業所アンケート調査】 |            | 調査数   | 構成比(%) | 有効回収票 | 回収率(%) |
| 回収率             | 法人·事業所     | 376   | 100.0% | 147   | 39.1%  |

## (3) パブリックコメント

パブリックコメントは令和2年12月22日から令和3年1月21日まで東・中・西の福祉事務所、保健センター、本庁の市政情報相談課、障害者支援室の窓口、市のウェブサイトにて実施し、本計画の素案に対する意見を募集しました。

パブリックコメントで寄せられた意見から出た意見等を集約し、計画案に反映しました。

# 第2章 障害者を取り巻く現状

## 第1節 障害者を取り巻く現状

#### (1) 障害者の状況

東大阪市の人口に占める身体障害者手帳所持者の比率をみると、平成26年度の4.0% から若干の減少となり、令和2年度には3.9%となっています。療育手帳所持者と精神障害者保健福祉手帳所持者では人口に占める比率に若干の増加がみとめられます。

各手帳所持者数をみると、身体障害者手帳所持者数では平成26年度の20,223人から減少し、令和2年度には19,330人となっています。

療育手帳所持者数では平成26年度の3,746人から年々増加し、令和2年度には4,564人となっています。

精神障害者保健福祉手帳所持者数では平成26年度の3,631人から年々増加し、令和2年度には5,088人となっています。

#### 表 東大阪市の人口と手帳所持者数の推移

(単位:人、%)

|             |        | 平成26年度  | 平成27年度  | 平成28年度  | 平成29年度  | 平成30年度  | 令和元年度   | 令和2年度   |
|-------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 人口          |        | 504,822 | 502,475 | 500,067 | 498,904 | 496,720 | 495,180 | 493,490 |
| 身体障害者       | 人数     | 20,223  | 20,244  | 20,077  | 19,850  | 19,637  | 19,518  | 19,330  |
| 手帳          | 構成比    | 4.0     | 4.0     | 4.0     | 3.9     | 3.9     | 3.9     | 3.9     |
| 療育手帳        | 人数     | 3,746   | 3,877   | 4,016   | 4,161   | 4,319   | 4,448   | 4,564   |
| 23.13.3.12. | 構成比    | 0.7     | 0.7     | 0.8     | 0.8     | 0.9     | 0.9     | 0.9     |
| 精神障害者保      | 人数     | 3,631   | 4,014   | 4,083   | 4,386   | 4,433   | 4,758   | 5,088   |
| 健福祉手帳       | 構成比    | 0.7     | 0.8     | 0.8     | 0.9     | 0.9     | 1.0     | 1.0     |
| 手帳所持者       | <br>黄数 | 27,600  | 28,135  | 28,176  | 28,397  | 28,389  | 28,724  | 28,982  |
| 対人口比        | ú      | 5.4     | 5.5     | 5.6     | 5.6     | 5.7     | 5.8     | 5.8     |

- \* 上記、構成比とは人口に対する手帳所持者数の比率を示しています。
- \* 人口は「推計人口」

身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移をみると、1級では平成26年の30.3% から概して増加傾向にあり、令和2年には32.0%となっています。平成26年4月1日 から令和2年4月1日現在までの比率の差をみると、1級(1.7ポイント増)と5級(0.4ポイント増)、6級(0.5ポイント増)が増加傾向にあります。2級(0.4ポイント減)と3級(1.4ポイント減)、4級(0.8ポイント減)は減少傾向にあります。

0% 20% 60% 80% 100% 40% 平成26年度 30.3% 16.1% 17.7% 25.4% 4.9% 5.7% ■1級 平成27年度 30.7% 16.0% 17.4% 25.3% 4.9% 5.6% ■2級 平成28年度 31.2% 15.9% 17.0% 25.0% 5.1% 5.8% ■3級 平成29年度 31.3% 15.9% 24.9% 5.2% 5.9% 16.8% ■ 4級 ■5級 平成30年度 31.5% 15.7% 16.7% 24.9% 6.0% ■6級 令和元年度 31.7% 15.7% 16.5% 24.6% 令和2年度 15.7% 32.0% 16.3% 24.6% 5.3

図 身体障害者手帳所持者の障害等級別比率の推移

\* 各年度4月1日現在

身体障害の種類別に身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成26年から令和2年にかけて聴覚・内部障害の所持者数が年々増加しています。全体の身体障害者手帳所持者数は平成26年から令和2年にかけて4.4%減少し、特に肢体不自由において減少が大きくなっています。

表 身体障害の種類別の身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

|         | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度  |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 視覚障害    | 1,252  | 1,237  | 1,211  | 1,196  | 1,156  | 1,138  | 1,138  |
| 聴覚障害    | 1,579  | 1,566  | 1,581  | 1,573  | 1,606  | 1,640  | 1,661  |
| 音声・言語障害 | 206    | 209    | 207    | 199    | 197    | 198    | 196    |
| 肢体不自由   | 11,695 | 11,653 | 11,424 | 11,138 | 10,879 | 10,654 | 10,438 |
| 内部障害    | 5,491  | 5,579  | 5,654  | 5,744  | 5,799  | 5,888  | 5,897  |
| 合計      | 20,223 | 20,244 | 20,077 | 19,850 | 19,637 | 19,518 | 19,330 |

療育手帳所持者の障害程度別比率の推移をみると、AとB1では平成26年(44.1%、22.7%)から概ね減少傾向にあり、令和2年にはそれぞれ39.2%と21.1%となっています。一方、B2では平成26年の33.2%から概ね増加傾向にあり、令和2年には39.7%となっています。

このように、B2の比率が増加しているのは、年々増える療育手帳所持者の中で新たに手帳を所持する人に軽度の方が多くみられることが要因の一つと考えられます。

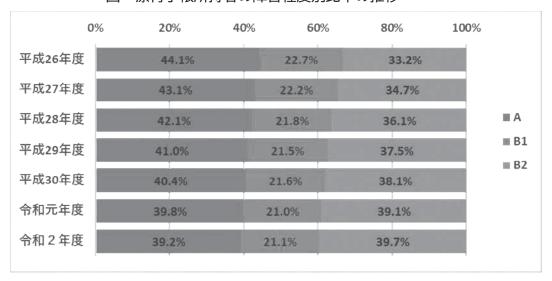


図 療育手帳所持者の障害程度別比率の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別比率の推移をみると、1級及び2級では平成26年の13.6%、66.6%から年々減少し、令和2年には7.5%、58.3%となっています。一方、3級では平成26年の19.8%から増加傾向にあり、令和2年には34.2%となっています。

このように、3級の比率が増加しているのは、年々増える精神障害者保健福祉手帳所持者の中で新たに手帳を所持する人に軽度の方が多くみられることが要因の一つと考えられます。

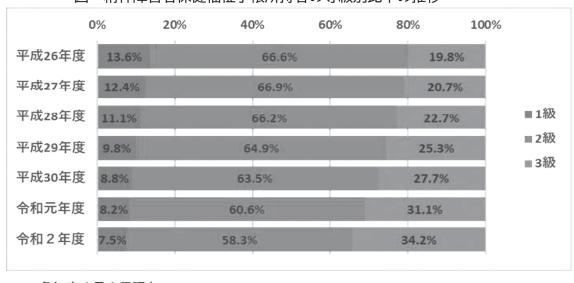


図 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別比率の推移

自立支援医療費(精神通院医療)受給者数をみると、平成26年の7,931人から年々増加し、令和元年には10,304人となっています。自立支援医療費(精神通院医療)受給者数は精神障害者保健福祉手帳所持者数の倍以上となっており、手帳を所持していない精神障害のある人が相当数いることが予測されます。

#### 表 自立支援医療費 (精神通院医療) 受給者数

(単位:人)

|                            | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  |
|----------------------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 自立支援医療費<br>(精神通院医療)<br>受給者 | 7,931  | 8,413  | 8,864  | 9,121  | 9,554  | 10,304 |

#### \* 各年度4月1日現在

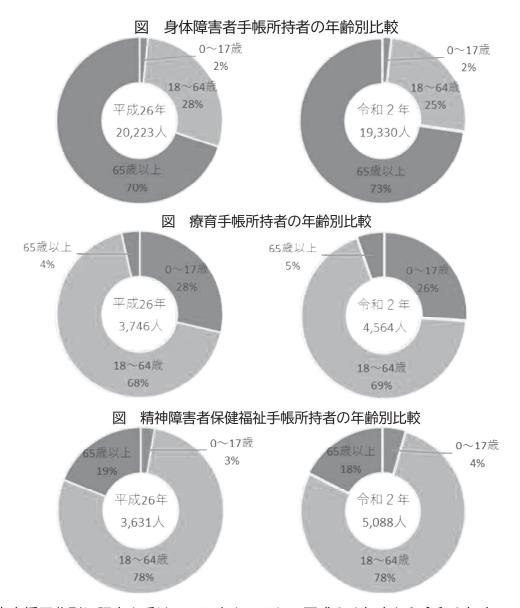
令和2年の年齢区分別比率をみると、身体障害者手帳所持者では65歳以上が72.8%で最も多く、次いで18~64歳(25.6%)となっています。令和2年の療育手帳所持者では18~64歳が68.6%で最も多く、次いで0~17歳(26.1%)となっています。令和2年の精神障害者保健福祉手帳所持者では18~64歳が78.0%で最も多く、次いで65歳以上(17.5%)となっています。

身体障害者手帳所持者では平成26年から令和2年にかけて65歳以上の比率が3.0ポイント増加するなど、より一層、高齢者の占める比率が多くなっています。また、療育手帳所持者では平成26年から令和2年にかけて、18~64歳の比率と65歳以上の比率が増加しています。一方、精神障害者保健福祉手帳所持者では平成26年から令和2年にかけて65歳以上の比率が1.3ポイント減少し、17歳以下の比率が1.8ポイント増加しています。

表 3 障害別の年齢区分別比率

(単位:人、(%))

|                     |        | 0~1   | 7歳     | 18~6  | 54歳    | 65歳以上  |        |
|---------------------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|
| 身体障害者手帳所持者          | 平成26年度 | 326   | (1.6)  | 5,766 | (28.5) | 14,131 | (69.9) |
| 另体障告有于限 <b></b> 仍衍有 | 令和2年度  | 315   | (1.6)  | 4,939 | (25.6) | 14,076 | (72.8) |
| 療育手帳所持者             | 平成26年度 | 1,068 | (28.5) | 2,546 | (68.0) | 132    | (3.5)  |
| 原月于  依川村石           | 令和2年度  | 1,190 | (26.1) | 3,132 | (68.6) | 242    | (5.3)  |
| 精神障害者保健福祉手          | 平成26年度 | 97    | (2.7)  | 2,848 | (78.4) | 686    | (18.9) |
| 帳所持者                | 令和2年度  | 227   | (4.5)  | 3,970 | (78.0) | 891    | (17.5) |



障害支援区分別に認定を受けている人をみると、平成26年度から令和2年度のいずれの年度でも区分3が最も多く、令和2年度には1,048人になっています。区分2~6については概して増加傾向にあります。

表障害支援区分の認定

(単位:人)

| 年度  | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 | 令和2年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|
| 区分1 | 76     | 80     | 76     | 56     | 52     | 58    | 58    |
| 区分2 | 779    | 754    | 739    | 732    | 808    | 842   | 875   |
| 区分3 | 939    | 962    | 939    | 939    | 971    | 981   | 1,048 |
| 区分4 | 563    | 650    | 713    | 759    | 757    | 770   | 818   |
| 区分5 | 477    | 496    | 517    | 509    | 479    | 479   | 506   |
| 区分6 | 701    | 735    | 743    | 767    | 784    | 787   | 809   |
| 合計  | 3,535  | 3,677  | 3,727  | 3,762  | 3,851  | 3,917 | 4,114 |

#### (2) 啓発・交流の促進と尊厳の保持

日常生活自立支援事業の内、障害のある人による利用状況をみると知的障害のある人では 平成26年度の50人から増加し令和元年度には76人となっています。精神障害のある人 では平成26年度の135人から年々増加し令和元年度には150人となっています。

成年後見制度利用支援事業の内、障害のある人にかかる市長申立状況をみると、平成26年度の6件から令和元年度には10件と若干の増加にとどまっています。

表 日常生活自立支援事業の内、障害者による利用状況

(単位:利用実人数)

|       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 知的障害者 | 50     | 59     | 76     | 76     | 77     | 76    |
| 精神障害者 | 135    | 155    | 162    | 156    | 156    | 150   |

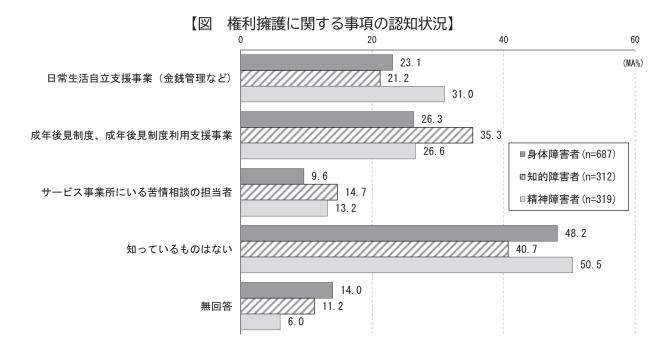
表 成年後見制度利用支援事業の内、障害者にかかる市長申立状況

(単位:件)

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 6      | 20     | 14     | 12     | 11     | 10    |

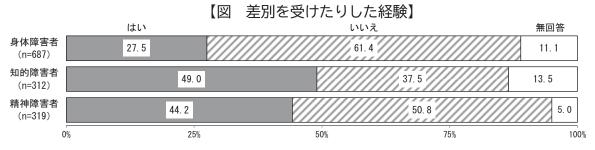
#### 【アンケート調査結果より「権利擁護に関する事項の認知状況」】

障害のある人に対する権利擁護に関する事柄として、知っているものとしては、「日常生活自立支援事業(金銭管理など)」が精神障害のある人で31.0%、「成年後見制度、成年後見制度利用支援事業」が知的障害のある人で35.3%と、それぞれ高い割合となっています。



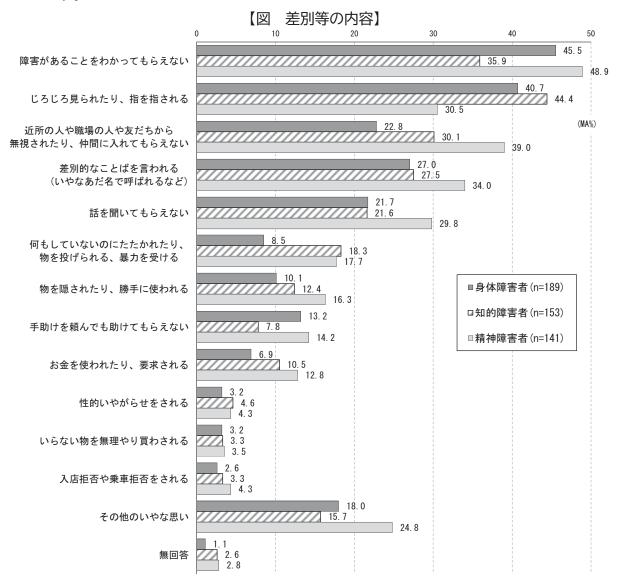
#### 【アンケート調査結果より「差別や偏見の経験」】

これまで、差別を受けたりした、いやな経験をしたことがある人(「はい」)は、身体障害のある人で27.5%に対し、知的障害のある人では49.0%、精神障害のある人では44.2%と高い割合となっています。



#### 【アンケート調査結果より「差別の内容」】

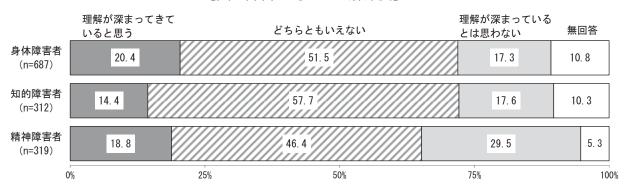
具体的な差別等の内容としては、「障害があることをわかってもらえない」が精神障害のある人で48.9%、身体障害のある人で45.5%と、それぞれ最も多いのに対し、知的障害のある人では「じろじろ見られたり、指を指される」が44.4%と最も多くなっています。



#### 【アンケート調査結果より「障害への理解」】

障害への理解としては、「理解が深まってきていると思う」が身体障害のある人で20.4%と最も高くなっている一方、「理解が深まっているとは思わない」が精神障害のある人で29.5%と、身体及び知的障害のある人に比べて10ポイント以上高い割合となっています。

#### 【図 障害に対する理解深度】



#### (3) 地域での生活支援の充実

受給者数に対するサービス利用者数の比率を利用率としてみると、平成26年の72.2% から増加し、令和2年には90.3%となっています。サービス内容を浸透させるための市の施策の充実やサービス提供事業者の努力などもあり、このように利用率の増加がみとめられ、地域でのサービス基盤が充実してきたことがうかがえます。

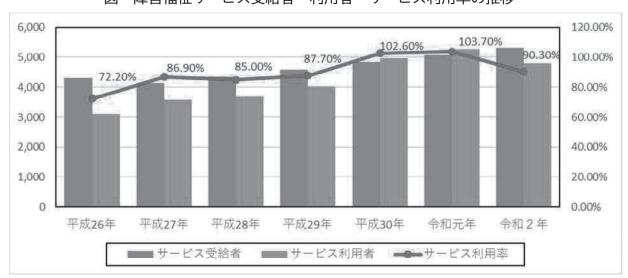
表 障害福祉サービス受給者数と利用者数、利用率の推移

(単位:人、%)

|             | 年度            | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度  | 令和2年度 |
|-------------|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 受給者・実人数     | 身体            | 1,055  | 1,035  | 1,095  | 1,099  | 1,099  | 1,132  | 1,161 |
|             | 知的            | 1,592  | 1,568  | 1,637  | 1,711  | 1,803  | 1,930  | 1,944 |
|             | 精神            | 1,260  | 1,266  | 1,382  | 1,536  | 1,707  | 1,948  | 1,911 |
|             | 障害児           | 403    | 256    | 230    | 244    | 236    | 276    | 288   |
|             | 合計            | 4,310  | 4,125  | 4,344  | 4,590  | 4,845  | 5,075  | 5,304 |
| サービス        | 身体            | 766    | 924    | 973    | 961    | 1,123  | 1,149  | 1,047 |
|             |               | 72.6%  | 89.3%  | 88.9%  | 87.4%  | 102.2% | 101.5% | 90.2% |
|             | <i>ተ</i> ጠሰ/ካ | 1,265  | 1,490  | 1,505  | 1,628  | 1,843  | 1,964  | 1,882 |
| 利用          | 知的            | 79.5%  | 95.0%  | 91.9%  | 95.1%  | 102.2% | 101.8% | 96.8% |
| 者           | 精神            | 992    | 1,082  | 1,130  | 1,356  | 1,881  | 2,015  | 1,772 |
| 実           | ↑月↑中          | 78.7%  | 85.5%  | 81.8%  | 88.3%  | 110.2% | 103.4% | 92.7% |
| ·<br>利<br>用 | 障害児           | 87     | 89     | 84     | 79     | 122    | 133    | 89    |
|             |               | 21.6%  | 34.8%  | 36.5%  | 32.4%  | 51.7%  | 48.2%  | 30.9% |
|             | 合計            | 3,110  | 3,585  | 3,692  | 4,024  | 4,969  | 5,261  | 4,790 |
|             |               | 72.2%  | 86.9%  | 85.0%  | 87.7%  | 102.6% | 103.7% | 90.3% |

#### \* 各年度4月1日現在

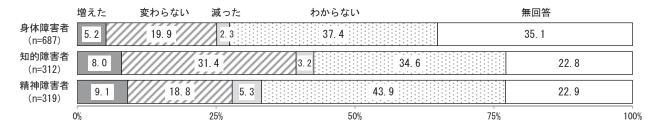
#### 図 障害福祉サービス受給者・利用者・サービス利用率の推移



#### 【アンケート調査結果より「サービス利用の変化」】

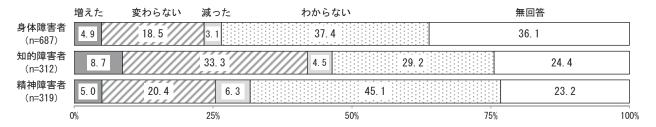
『①利用できる福祉サービスの種類』の変化状況として、「増えた」が、精神障害のある人で9.1%、知的障害のある人で8.0%と、身体障害のある人(5.2%)に比べて高い割合となっています。

【図 『①利用できる福祉サービスの種類』の変化状況】



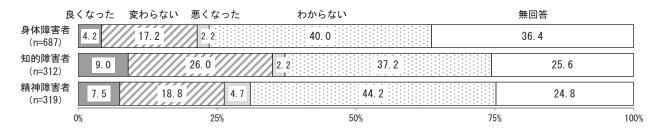
『②利用できるサービスの量(時間・回数)』の変化状況として、「増えた」が、知的障害のある人で8.7%、「減った」が精神障害のある人で6.3%と、それぞれ最も高くなっています。

【図 『②利用できるサービスの量(時間・回数)』の変化状況】



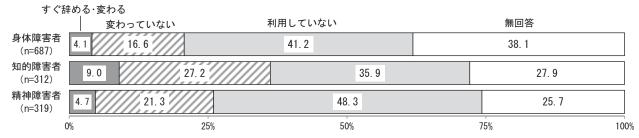
『③福祉サービスの質』の変化状況として、「良くなった」が、知的障害のある人で9. 0%、「悪くなった」が精神障害のある人で4.7%と、それぞれ最も高くなっています。

【図 『③福祉サービスの質』の変化状況】



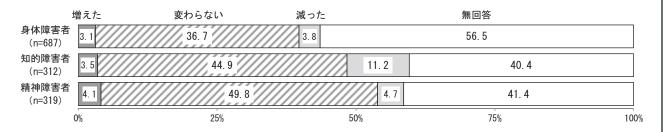
『④介護を担当するヘルパー等の定着具合』の変化状況として、「すぐ辞める・変わる」 が、知的障害のある人で9.0%と最も高くなっています。

【図 『④介護を担当するヘルパー等の定着具合』の変化状況】



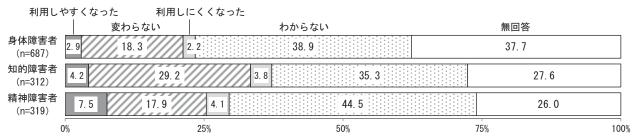
『⑤介護を担当するヘルパー等の数』の変化状況として、「増えた」はいずれも5%未満となっています。一方、「減った」が、知的障害のある人で1割台(11.2%)みられます。

【図 『⑤介護を担当するヘルパー等の数』の変化状況】



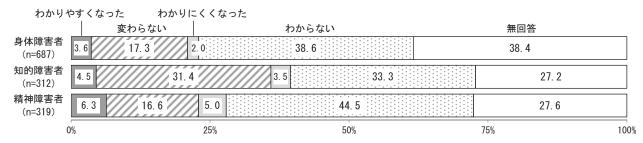
『⑥サービスの利用のしやすさ』の変化状況として、「利用しやすくなった」が精神障害のある人で7.5%と最も高くなっています。

【図 『⑥サービスの利用のしやすさ』の変化状況】



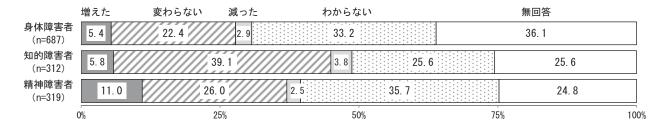
『⑦サービスのわかりやすさ』の変化状況として、「分かりやすくなった」が精神障害のある人で6.3%と最も高くなっています。

【図 『⑦サービスのわかりやすさ』の変化状況】



『⑧経済的負担』の変化状況として、「増えた」が精神障害のある人で1割台(11.0%) みられ、身体及び知的障害のある人(5%台)に比べて高い割合となっています。

【図 『⑧経済的負担』の変化状況】



# 表 相談支援の窓口

|           | 名称                                   | 所在地   | 対象                  | 相談支援の内容   |  |
|-----------|--------------------------------------|-------|---------------------|---|--|
| 福祉事務所     | 東福祉事務所<br>高齢・障害福祉係                   | 旭町    | 身体知的                | 療育手帳・身体障害者手帳の申  |  |
|           | 中福祉事務所<br>高齢・障害福祉係                   | 岩田町   |                     | 請、補装具・日常生活用具の申請、自立支援医療(更生医療)の申請、障害福祉サービスの相談、生活に関する各種相談等 |  |
|           | 西福祉事務所<br>高齢・障害福祉係                   | 高井田元町 |                     |   |  |
| 保         | 東保健センター                              | 旭町    |                     | 精神障害者保健福祉手帳の申<br>請、自立支援医療(精神通院・                         |  |
| 保健センター    | 中保健センター                              | 岩田町   | 精神                  | 育成医療)の申請、障害福祉サービスの相談、精神科医や精神                            |  |
|           | 西保健センター                              | 高井田元町 |                     | 保健福祉相談員などによる個   別相談、生活に関する各種相談   等                      |  |
|           | OSJ 工房よりそいの丘                         | 東山町   |                     |   |  |
| 禾         | 生活支援センターあいん                          | 喜里川町  |                     |   |  |
| 玄         | 相談支援センターわくわく                         | 中新開   | <br>  身体            | 障害福祉サービスの相談、生活  |  |
| 委託相談支援センタ | 自立支援センターぱあとなぁ                        | 若江東町  | 知的                  |   |  |
| 支<br> 援   | 相談支援室つむぎ                             | 森河内西  | 精神                  | に関する各種相談等   |  |
| セン        | 相談支援センターマーレ                          | 永和    |                     |   |  |
| ター        | 障害者生活支援センター<br>ひびき                   | 永和    |                     |   |  |
|           | 発達障害相談支援センター<br>ピュア                  | 御厨南   | 発達<br>障害            | 障害福祉サービスの相談、生活<br>に関する各種相談等                             |  |
| 基幹相談      | 基幹相談支援センター<br>(市立障害児者支援センターレピ<br>ラ内) | 菱江    | 身体<br>知的<br>精神<br>他 | 障害福祉サービスの相談、生活<br>に関する各種相談等                             |  |

\* 令和2年4月1日現在

# 表 障害者相談員

(単位:人)

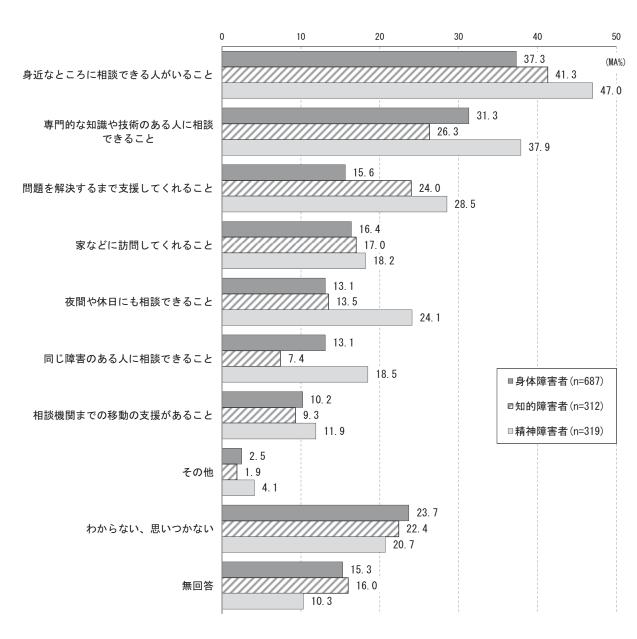
|              | 令和2年度 |
|--------------|-------|
| 東大阪市身体障害者相談員 | 10    |
| 東大阪市知的障害者相談員 | 6     |
| 大阪府精神障害者相談員  | 4     |

\* 令和2年4月1日現在

#### 【アンケート調査結果より「相談支援」】

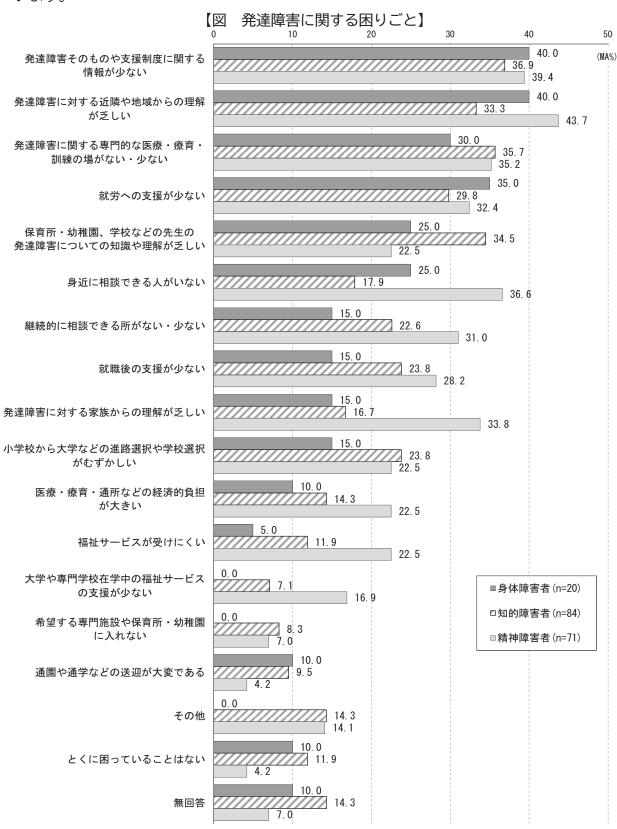
今より気軽に相談できるようにするために必要なこととしては、いずれも「身近なところに相談できる人がいること」が最も多く、特に精神障害のある人で47.0%と高くなっています。また、「夜間や休日にも相談できること」についても、精神障害のある人で24.1%と最も高く、身体及び知的障害のある人に比べて10ポイント以上高い割合となっています。

#### 【図 悩みなどを相談しやすくするために必要なこと】



#### 【アンケート調査結果より「発達障害の困りごと」】

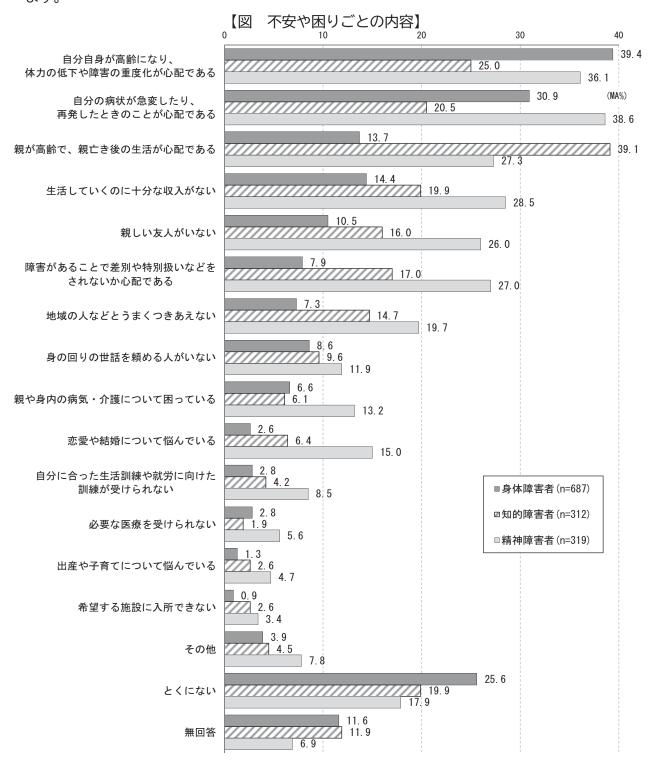
発達障害の診断を受けている人の困りごととしては、知的障害のある人では「発達障害 そのものや支援制度に関する情報が少ない」が36.9%、精神障害のある人では「発達 障害に対する近隣や地域からの理解が乏しい」が43.7%と、それぞれ最も多くなっています。



#### (4) 生活環境の整備の促進

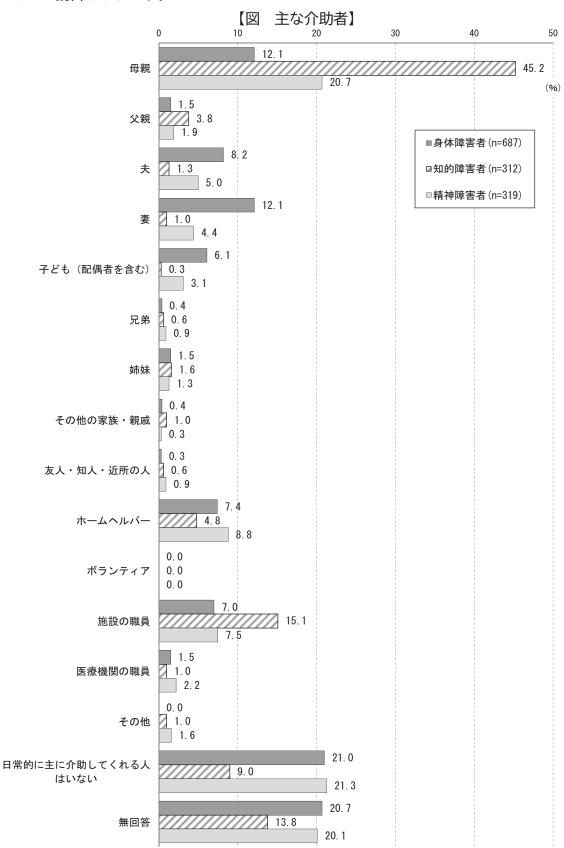
#### 【アンケート調査結果より「日ごろの生活の不安」】

日ごろの生活の中での不安や困りごととしては、身体障害のある人では「自分自身が高齢になり、体力の低下や障害の重度化が心配である」が39.4%、知的障害のある人では「親が高齢で、親亡き後の生活が心配である」が39.1%、精神障害のある人では「自分の病状が急変したり、再発したときのことが心配である」が38.6%と、それぞれ最も多くなっています。

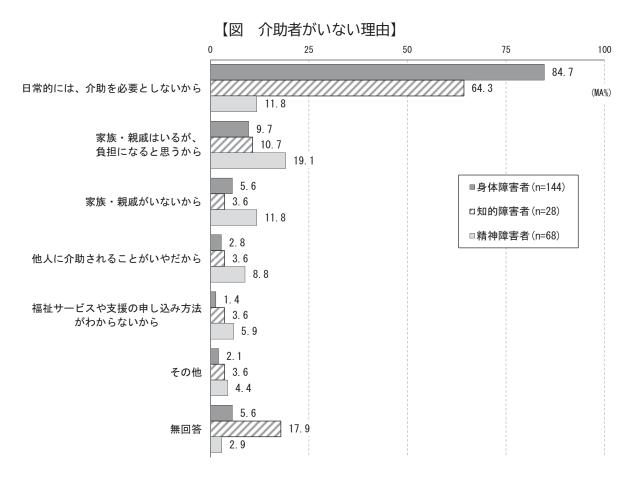


#### 【アンケート調査結果より「介助者」】

主な介助者としては、知的障害のある人では「母親」が4割台(45.2%)を占めています。一方、「日常的に主に介助してくれる人はいない」が身体及び精神障害のある人でともに2割台みられます。

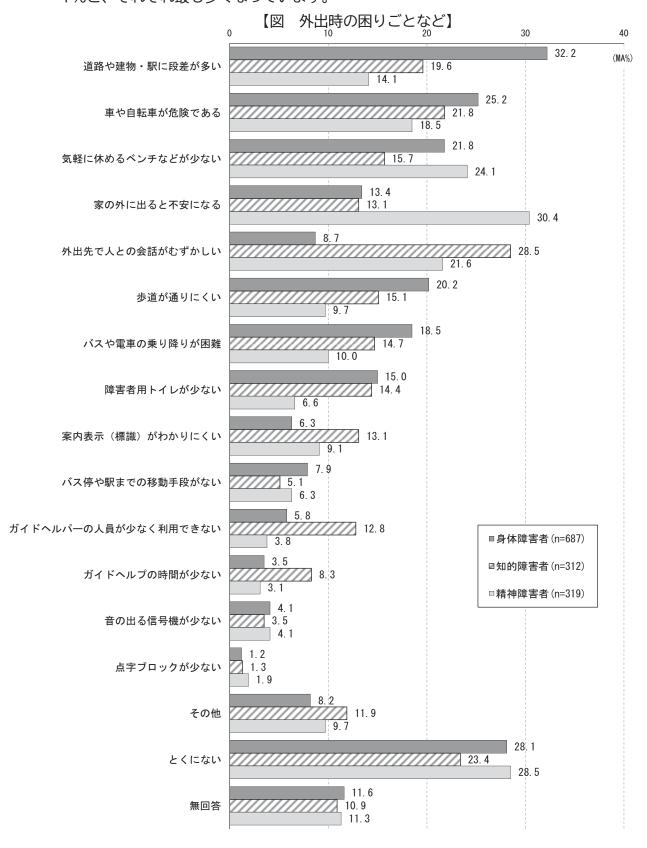


日ごろ、介助してくれる人はいないと回答した人の理由としては、身体障害のある人では「日常的には、介助を必要としないから」が84.7%、精神障害のある人では「家族・親戚はいるが、負担になると思うから」が19.1%と、それぞれ最も多くなっています。



## 【アンケート調査結果より「外出の困りごと」】

外出の際に、困ったり不便に感じたりすることとしては、身体障害のある人では「道路や建物・駅に段差が多い」が32.2%、知的障害のある人では「外出先で人との会話がむずかしい」が28.5%、精神障害のある人では「家の外に出ると不安になる」が30.4%と、それぞれ最も多くなっています。



避難行動要援護者名簿の登録者数をみると、平成25年度から平成28年度では減少していましたが、平成29年度に6,544人に増加した後、令和元年度では5,967人となっています。

## 表 避難行動要支援者名簿の登録者数の推移

(単位:人[累計])

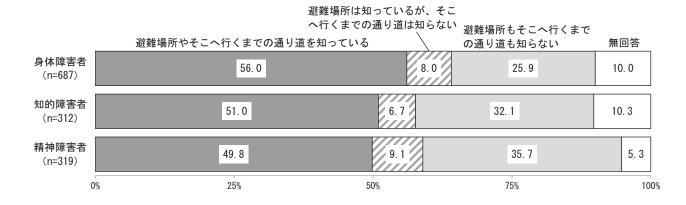
|      | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 登録者数 | 5,542  | 5,357  | 5,130  | 5,006  | 6,544  | 6,154  | 5,967 |

- \* 各年度4月1日現在
- \* 全登録者のうち、身体障害者手帳1級または2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳 1級、特定疾患医療受給者証のいずれかを所持している方の人数

### 【アンケート調査結果より「災害時の避難」】

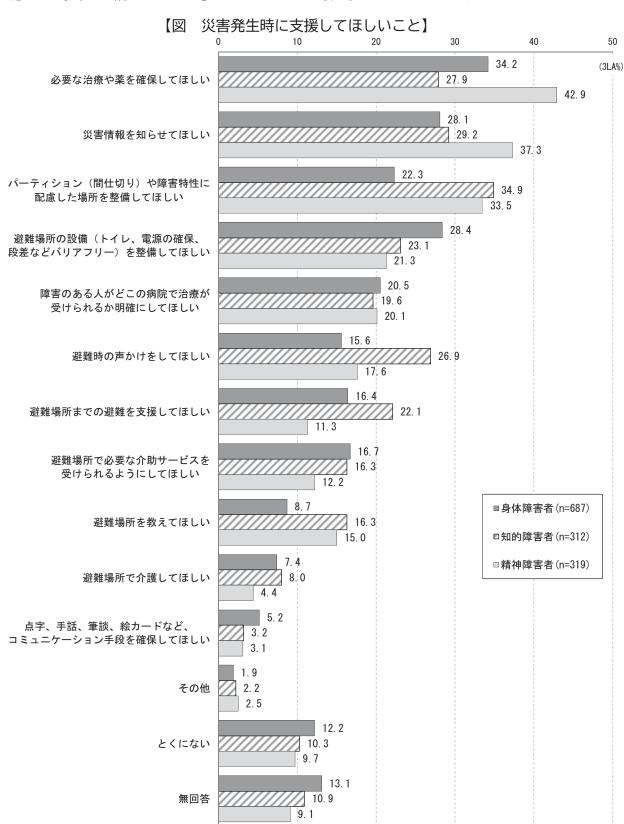
災害時の避難場所やそこに行くまでの通り道の認知度としては、「避難場所やそこへ行くまでの通り道を知っている」が身体障害のある人で56.0%と最も高く、知的及び精神障害のある人においても5割前後みられる。一方、「避難場所もそこへ行くまでの通り道も知らない」が精神障害のある人で35.7%と最も高くなっています。

### 【図 災害時の避難場所の認知度】



## 【アンケート調査結果より「災害時の支援」】

災害発生時に支援してほしいこととしては、「必要な治療や薬を確保してほしい」が精神 障害のある人で42.9%、身体障害のある人で34.2%と、ともに最も多くなってい ます。これに対し、知的障害のある人では「パーティション(間仕切り)や障害特性に配 慮した場所を整備してほしい」が34.9%と最も多くなっています。



# (5)教育・療育の充実

健診の結果、発達状態について経過観察が必要と判断された子どもの数は、平成27年度に減少し、平成29年度に増加した後、1,100人以上で推移していましたが、令和元年度には減少して1,071人となっています。障害発見後の早期対応や相談の場として「すこやか教室」が、発達支援、保護者支援の場として「子どもデイセンターこばと園」「ゆりのき園」「のびのび教室」「はばたき園」などがあります。はばたき園では慢性的に待機児童が生じていましたが、令和元年度には解消しています。

表 健診の状況と支援の必要なケースへの対応状況

(単位:人)

|        | 1歳6か月児<br>受診数 | 経過観察<br>(発達) | すこやか教室 | こばと園・<br>ゆりのき園 | のびのび教室 | はばたき園 | はばたき園<br>待機 |
|--------|---------------|--------------|--------|----------------|--------|-------|-------------|
| 平成26年度 | 3,742         | 1,015        | 260    | 132            | 37     | 48    | 4           |
| 平成27年度 | 3,460         | 929          | 222    | 130            | 32     | 38    | 7           |
| 平成28年度 | 3,488         | 931          | 218    | 133            | 21     | 48    | 6           |
| 平成29年度 | 3,394         | 1,121        | 207    | 119            | 23     | 69    | 1           |
| 平成30年度 | 3,249         | 1,141        | 187    | 109            | 20     | 66    | 0           |
| 令和元年度  | 2,955         | 1,071        | 209    | 120            | 22     | 60    | 0           |

<sup>\*</sup> ゆりのき園は平成24年10月に開所しています。

### 表 前年度の入園希望児の処遇先 (第一はばたき園)

(単位:人)

|     |               | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|-----|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 前年度 | 医の総入園希望児数(A)  | 60         | 62         | 58         | 60         | 76         | 66         | 56        |
| 前年度 | 医内の入園(B)      | 0          | 2          | 0          | 1          | 1          | 0          | 1         |
| 年加度 | はばたき入園(C)     | 32         | 35         | 26         | 38         | 62         | 55         | 47        |
| 処当初 | 保育所園·幼稚園·他(D) | 23         | 22         | 24         | 15         | 12         | 11         | 8         |
| の   | 待機(E)         | 5          | 3          | 8          | 6          | 1          | 0          | 0         |

\* 各項目の関係は(A)= (B) + (C) + (D) + (E) となります。(A) の入園希望 児は前年度内では旧児童デイサービス等で処遇されています。知的障害児の通園ニーズ増大 の背景としては、発達障害児が要配慮児として処遇の場を求められるようになってきたこと があげられます。

### 表 前年度の入園希望児の処遇先 (第二はばたき園)

(単位:人)

|     |               | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|-----|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 前年度 | 医の総入園希望児数(A)  | 10         | 25         | 16         | 12         | 10         | 13         | 16        |
| 前年度 | 医内の入園(B)      | 1          | 9          | 4          | 1          | 2          | 0          | 1         |
| 年加度 | はばたき入園(C)     | 9          | 13         | 12         | 10         | 7          | 11         | 13        |
| 処当初 | 保育所園·幼稚園·他(D) | 0          | 2          | 0          | 1          | 1          | 2          | 2         |
| 一刻の | 待機(E)         | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |

<sup>\*</sup> 各項目の関係は (A) = (B) + (C) + (D) + (E) となります。(A) の入園希望 児は前年度内では診療所外来等で処遇されています。

資料:東大阪市立障害児者支援センター

市立幼稚園の障害のある子どもの受け入れ状況をみると、平成25年度の45人から平成26年度には47人に増加となっていますが、その後は減少となり、令和元年度では24人となっています。

### 表 市立幼稚園の障害のある子どもの受け入れ状況

(単位:人)

|           | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 市立幼稚園     | 45         | 47         | 42         | 42         | 31         | 22         | 16        |
| 幼保連携型こども園 |            |            |            |            | 9          | 9          | 8         |
| 合計        | 45         | 47         | 42         | 42         | 40         | 31         | 24        |

<sup>\*</sup> 平成29年度より幼保連携型(縄手南こども園、小阪こども園、大蓮こども園、孔舎衙こども園) 分を分離集計

市内保育所園の障害のある子どもの受け入れ状況をみると、障害児保育の人数は平成26年度の442人から近年増加傾向にあり、令和元年度には519人となっています。

### 表 市内保育所園の障害のある子どもの受け入れ状況

(単位:人)

|       | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 障害児保育 | 442    | 433    | 392    | 397    | 463    | 519   |

### \* 各年度4月1日現在

市立小・中学校の支援学級の児童生徒の推移をみると、小学校、中学校とも支援学級数、 児童生徒数ともに平成26年度以降は増加傾向にあり、令和元年度には小学校が249学級、 1,208人、中学校は102学級、449人となっています。

表 市立小・中学校の支援学級の児童生徒の推移

(単位:学級、人)

|     |                       |     | 或25<br>■度 |     | 或26<br>■度 |     | 成27<br>■度 |     | 成28<br>E度 |     | 成29<br>F度 |     | 成30<br>F度 | 令和元<br>年度 |       |
|-----|-----------------------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----|-----------|-----------|-------|
|     |                       | 学級数 | 人数        | 学級数       | 人数    |
|     | 知的障害学級                | 59  | 279       | 65  | 289       | 68  | 323       | 73  | 361       | 75  | 389       | 77  | 397       | 79        | 423   |
|     | 情緒障害学級/自閉<br>症・情緒障害学級 | 66  | 315       | 75  | 384       | 81  | 408       | 86  | 452       | 91  | 500       | 98  | 572       | 105       | 650   |
| 小   | 肢体不自由学級               | 29  | 68        | 31  | 67        | 28  | 55        | 26  | 53        | 28  | 52        | 30  | 53        | 29        | 46    |
| 学校  | 病弱・身体虚弱学級             | 15  | 36        | 18  | 40        | 22  | 51        | 23  | 52        | 22  | 56        | 27  | 58        | 31        | 76    |
| 仅   | 弱視学級                  | 1   | 2         | 1   | 2         | 3   | 4         | 3   | 4         | 3   | 4         | 3   | 4         | 4         | 6     |
|     | 難聴学級                  | 0   | 0         | 1   | 1         | 1   | 4         | 1   | 4         | 1   | 5         | 1   | 6         | 1         | 7     |
|     | 合計                    | 170 | 700       | 191 | 783       | 203 | 843       | 212 | 926       | 220 | 1,006     | 236 | 1,090     | 249       | 1,208 |
|     | 知的障害学級                | 26  | 117       | 29  | 128       | 31  | 139       | 30  | 133       | 32  | 157       | 34  | 160       | 34        | 164   |
|     | 情緒障害学級/自閉<br>症・情緒障害学級 | 23  | 101       | 24  | 113       | 29  | 136       | 31  | 163       | 31  | 177       | 37  | 194       | 42        | 232   |
| ф   | 肢体不自由学級               | 8   | 15        | 10  | 18        | 9   | 17        | 10  | 22        | 12  | 22        | 16  | 25        | 15        | 29    |
| 中学校 | 病弱・身体虚弱学級             | 7   | 11        | 6   | 8         | 8   | 16        | 10  | 18        | 12  | 22        | 10  | 20        | 10        | 22    |
| 仅   | 弱視学級                  | 0   | 0         | 2   | 3         | 1   | 2         | 1   | 2         | 0   | 0         | 0   | 0         | 1         | 2     |
|     | 難聴学級                  | 1   | 2         | 1   | 2         | 1   | 1         | 0   | 0         | 0   | 0         | 0   | 0         | 0         | 0     |
|     | 合計                    | 65  | 246       | 72  | 272       | 79  | 311       | 82  | 338       | 87  | 378       | 97  | 399       | 102       | 449   |

<sup>\*</sup> 各年度5月1日現在

市立小中学校で通級指導を受ける児童の状況をみると、通級指導学級数、児童数とも に平成25年度以降は概ね増加傾向にあり、令和元年度の通級指導教室は7学級、86 人となっています。

表 市立小学校・中学校で通級指導を受ける児童の状況

(単位:学級、人)

|     | 平月年 | 平成25     平成26       年度     年度 |     |    | 成27<br>E度 |    | 成28<br>E度 | 平成29<br>年度 |     | 平成30<br>年度 |     | 令和元<br>年度 |     |    |
|-----|-----|-------------------------------|-----|----|-----------|----|-----------|------------|-----|------------|-----|-----------|-----|----|
|     | 学級数 | 人数                            | 学級数 | 人数 | 学級数       | 人数 | 学級数       | 人数         | 学級数 | 人数         | 学級数 | 人数        | 学級数 | 人数 |
| 小学校 | 4   | 45                            | 4   | 66 | 4         | 54 | 4         | 54         | 5   | 49         | 5   | 54        | 5   | 68 |
| 中学校 | 1   | 4                             | 1   | 5  | 1         | 11 | 2         | 14         | 2   | 12         | 2   | 12        | 2   | 18 |

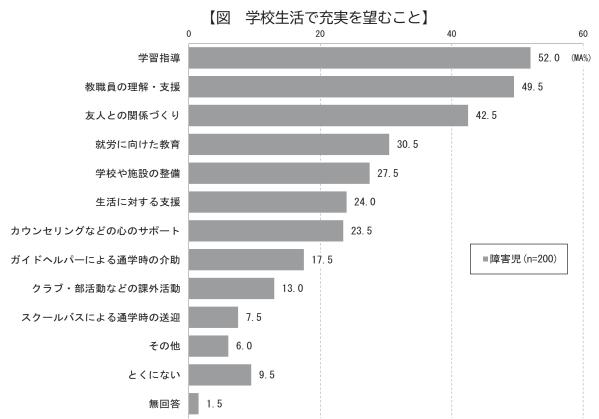
\* 通級指導教室は、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力をつける必要がある子どもやLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)の障害のある子どもを対象としています。

通常は地域の学校に在籍し、週1回程度放課後に通級指導教室に通っています。

\* 各年度5月1日現在

### 【アンケート調査結果より「学校生活の充実」】

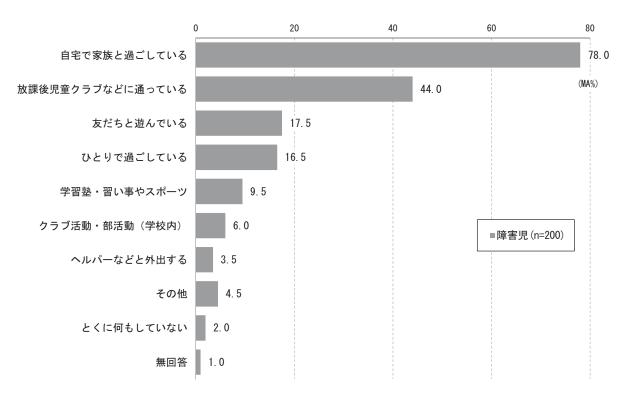
就学している障害のある子ども(18歳未満)が、現在受けている教育や学校生活で充実させるべきと思うこととしては、「学習指導」が52.0%と最も多く、次いで「教職員の理解・支援」が49.5%、「友人との関係づくり」が42.5%となっています。



## 【アンケート調査結果より「放課後や長期休業中の過ごし方」】

現在、就学している障害のある子ども(18歳未満)の放課後や夏休みなどの長期休業中の過ごし方としては、「自宅で家族と過ごしている」が78.0%と最も多く、次いで「放課後児童クラブなどに通っている」が44.0%となっています。

### 【図 放課後や長期休業中の過ごし方】



# 表 東大阪支援学校、八尾支援学校、たまがわ高等支援学校における東大阪市の児童生徒の状況

(単位:人)

|        |        | 平成 25<br>年度 | 平成 26<br>年度 | 平成 27<br>年度 | 平成 28<br>年度 | 平成 29<br>年度 | 平成 30<br>年度 | 令和<br>元<br>年度 |
|--------|--------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|-------------|---------------|
|        | 小学部    | 22          | 22          | 22          | 24          | 21          | 21          | 21            |
|        | 中学部    | 2 1         | 18          | 21          | 20          | 21          | 18          | 14            |
| 府立東大阪  | 高等部(普) | 27          | 26          | 27          | 20          | 17          | 22          | 25            |
| 支援学校   | 高等部(生) | 19          | 60          | 91          | 78          | 87          | 75          | 71            |
|        | 小計     | 89          | 126         | 161         | 142         | 146         | 136         | 131           |
|        | 小学部    | 4 5         | 5 9         | 4 9         | 52          | 75          | 74          | 70            |
| 府立八尾   | 中学部    | 104         | 132         | 118         | 116         | 128         | 103         | 108           |
| 支援学校   | 高等部    | 93          | 95          | 37          | 28          | 43          | 3 0         | 28            |
|        | 小計     | 242         | 286         | 204         | 196         | 246         | 207         | 206           |
|        | 高等部    | 3 7         | 42          | 53          | 70          | 76          | 77          | 78            |
| 府立たまがわ | 共生推進教室 | 5           | 6           | 6           | 3           | 2           | 3           | 5             |
| 高等支援学校 | 小計     | 42          | 48          | 59          | 73          | 78          | 8 0         | 83            |

### \* 各支援学校の障害種別と通学区域

### (1) 東大阪支援学校

肢体不自由 小学部・中学部・高等部とも大東市・東大阪市・八尾市北部(近鉄大阪線・近 鉄信貴線・近鉄西信貴ケーブル線以北)

知的障害高等部のみ大東市・東大阪市北部(近鉄奈良線以北及び客坊町含む以北)

### (2) 八尾支援学校

知的障害 小学部・中学部は東大阪市・八尾市・柏原市・松原市・藤井寺市 高等部は東大阪市南部(近鉄奈良線以南及び瓢箪山町、上四条町以南)・八尾 市・柏原市・松原市・藤井寺市

## (3) たまがわ高等支援学校

知的障害 府内全域

- \* 平成29年度より府内全域となった。
- \* 各年度5月1日現在

資料:府立東大阪支援学校、府立八尾支援学校、府立たまがわ高等支援学校

# 表 府内支援学校における東大阪市に住民登録のある児童生徒の在籍状況

(単位:人)

|         | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 府内各支援学校 | 223    | 258    | 274    | 270    | 270    | 276    | 275   |

- \* 各年度5月1日現在
- \* 小学校及び中学校の学齢相当の児童生徒数。高等部は除く。

市立小学校支援学級等在籍児童の進路の構成比をみると、平成25年度以降は概ね減少傾向にあり、令和元年度には12.2%となっています。

表 市立小学校支援学級等在籍児童の進路

|      |    |              | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|------|----|--------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|      | 支  | 東大阪支援        | 1          | 4          | 4          | 2          | 3          | 2          | 1         |
|      | 援学 | 八尾支援         | 40         | 31         | 29         | 32         | 22         | 27         | 28        |
|      | 校  | その他の支援学校     | 0          | 3          | 1          | 1          | 2          | 2          | 1         |
|      | 等  | 小計           | 41         | 38         | 34         | 35         | 27         | 31         | 30        |
| (人数) |    | 市内公立         | 98         | 88         | 128        | 148        | 149        | 172        | 212       |
|      | 中学 | 市外公立         | 0          | 1          | 6          | 3          | 0          | 0          | 2         |
|      | 校  | 私学           | 5          | 1          | 4          | 9          | 6          | 5          | 2         |
|      |    | 小計           | 103        | 90         | 138        | 160        | 155        | 178        | 216       |
|      | 合計 | 十(卒業生総数)     | 144        | 128        | 172        | 195        | 182        | 209        | 246       |
| (構   | 支援 | <b>受</b> 学校等 | 28.5       | 29.7       | 19.8       | 17.9       | 14.8       | 14.8       | 12.2      |
| %成   | 中学 | 学校           | 71.5       | 70.3       | 80.2       | 82.1       | 85.2       | 85.2       | 87.8      |
| ~比   | 合計 | †            | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0     |

市立中学校支援学級在籍生徒の進路の構成比をみると、高等学校への進学率が増加し令和 元年度には60.5%になりました。一方、専門学校への進学率も増加して令和元年度には 16.9%となっています。

表 市立中学校支援学級在籍生徒の進路

|               |       |               | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|---------------|-------|---------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|               |       | 東大阪支援         | 15         | 9          | 6          | 12         | 7          | 9          | 11        |
|               | 女     | 八尾支援(生野支援)    | 6          | 4          | 2          | 5          | 5          | 3          | 3         |
|               | 援     | たまがわ高等支援学校    | 17         | 3          | 21         | 21         | 24         | 22         | 23        |
|               | 支援学校等 | 枚岡樟風高校共生推進コース | 2          | 3          | 1          | 1          | 3          | 2          | 2         |
|               | 守     | その他の支援学校      | 1          | 20         | 5          | 1          | 1          | 2          | 3         |
|               |       | 小計            | 41         | 39         | 35         | 40         | 40         | 38         | 42        |
| 人             |       | 公立            | 35         | 20         | 32         | 40         | 42         | 40         | 62        |
| 人数            | 高等    | 八尾翠翔高校自立支援コース | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 2         |
| 入<br>入        | 学校    | 私学            | 19         | 19         | 25         | 37         | 43         | 48         | 51        |
|               |       | 小計            | 55         | 39         | 57         | 77         | 85         | 88         | 115       |
|               | 専門    | 学校            | 17         | 9          | 14         | 12         | 14         | 21         | 32        |
|               | 職業    | 訓練校           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|               | 就職    |               | 5          | 1          | 2          | 6          | 1          | 1          | 1         |
|               | 施設    |               | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|               | 在宅    | ・その他          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|               | 合計    | (卒業生総数)       | 118        | 88         | 108        | 135        | 140        | 148        | 190       |
|               | 支援    | 学校等           | 34.8       | 44.3       | 32.4       | 29.6       | 28.6       | 25.6       | 22.1      |
|               | 高等    | 学校            | 46.6       | 44.3       | 52.7       | 57.1       | 60.7       | 59.5       | 60.5      |
| 構             | 専門    | 学校            | 14.4       | 10.3       | 13.0       | 8.9        | 10.0       | 14.2       | 16.9      |
| 成比            | 職業    | 訓練校           | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
| %             | 就職    |               | 4.2        | 1.1        | 1.9        | 4.4        | 0.7        | 0.7        | 0.5       |
| $\overline{}$ | 施設    |               | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|               | 在宅    | ・その他          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|               | 合計    |               | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0     |

東大阪市在住の東大阪支援学校、八尾支援学校、たまがわ高等支援学校の高等部卒業者の 進路をみると、平成25年度から令和元年度にかけて施設・作業所等に進む割合が減少する 一方、就職の比率が増加し、概ね40%前後で推移しています。

表 東大阪市在住の東大阪支援学校、八尾支援学校、たまがわ高等支援学校高等部卒業者の進路

|        |                                       |          | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|--------|---------------------------------------|----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|        |                                       | 東大阪支援    | 4          | 9          | 10         | 3          | 6          | 4          | 3         |
|        | 就                                     | 八尾支援     | 4          | 1          | 1          | 1          | 2          | 0          | 1         |
|        | 職                                     | たまがわ高等支援 | 10         | 12         | 10         | 17         | 22         | 23         | 24        |
|        |                                       | 小計       | 18         | 22         | 21         | 21         | 30         | 27         | 28        |
|        | 職専                                    | 東大阪支援    | 1          | 1          | 2          | 0          | 2          | 0          | 0         |
|        | 業修訓学                                  | 八尾支援     | 1          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|        | 練校校・                                  | たまがわ高等支援 | 0          | 0          | 0          | 0          | 0          | 1          | 0         |
|        | ITX ·                                 | 小計       | 2          | 1          | 2          | 0          | 2          | 1          | 0         |
| 人      | 施設                                    | 東大阪支援    | 28         | 26         | 51         | 50         | 26         | 27         | 31        |
| 数      | id   id   id   id   id   id   id   id | 八尾支援     | 24         | 27         | 13         | 9          | 5          | 11         | 7         |
|        | 業所                                    | たまがわ高等支援 | 2          | 0          | 0          | 0          | 0          | 1          | 1         |
|        |                                       | 小計       | 54         | 53         | 64         | 59         | 31         | 39         | 39        |
|        | その                                    | 東大阪支援    | 0          | 2          | 0          | 1          | 3          | 1          | 1         |
|        |                                       | 八尾支援     | 0          | 0          | 1          | 0          | 0          | 0          | 0         |
|        | 他                                     | たまがわ高等支援 | 2          | 0          | 1          | 2          | 1          | 3          | 0         |
|        |                                       | 小計       | 2          | 2          | 2          | 3          | 4          | 4          | 1         |
|        |                                       | 東大阪支援    | 33         | 38         | 63         | 54         | 37         | 32         | 35        |
|        | 合計                                    | 八尾支援     | 29         | 28         | 15         | 10         | 7          | 11         | 8         |
|        | 計                                     | たまがわ高等支援 | 14         | 12         | 11         | 19         | 23         | 28         | 25        |
|        |                                       | 小計       | 76         | 78         | 89         | 83         | 67         | 71         | 68        |
|        | 就職                                    |          | 23.7       | 28.2       | 23.7       | 25.3       | 44.7       | 38.0       | 41.2      |
| 構成     | 専修                                    | 学校・職業訓練校 | 2.6        | 1.3        | 2.2        | 0          | 3.0        | 1.4        | 0         |
| 比(     | 施設・                                   | 施設·作業所等  |            | 67.9       | 71.9       | 71.1       | 46.3       | 54.9       | 57.4      |
| %<br>_ | その作                                   | 也        | 2.6        | 2.6        | 2.2        | 3.6        | 6.0        | 5.7        | 1.4       |
|        | 合計                                    |          | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0      | 100.0     |

資料:府立東大阪支援学校、府立八尾支援学校、府立たまがわ高等支援学校

## (6) 雇用・就労支援の充実

### 表 障害者の雇用状況

(単位:社、人、%)

|      |                                  | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|------|----------------------------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
|      | A. 企業数                           | 555        | 563        | 566        | 592        | 696        | 713       |
| 八    | B. 法定雇用障害者<br>数の算定の基礎とな<br>る労働者数 | 92,837.0   | 95,421.5   | 94,686.0   | 98,674.0   | 106,644.5  | 109,622.5 |
| ローワ  | C. 障害者数                          | 1,506.5    | 1,583.0    | 1,607.0    | 1,713.5    | 2,102.0    | 2,267.0   |
| ーク布は | D. 実雇用率                          | 1.62       | 1.66       | 1.70       | 1.74       | 1.97       | 2.07      |
| 施    | E. 法定雇用率未達成企業数                   | 290        | 270        | 273        | 281        | 368        | 368       |
|      | F. 未達成企業の比率                      | 52.3       | 48.0       | 48.2       | 47.5       | 52.9       | 51.6      |
|      | G. 実雇用率                          | 1.81       | 1.84       | 1.88       | 1.92       | 2.01       | 2.08      |
| 大阪府  | H. 法定雇用率達成<br>企業の比率              | 42.6       | 44.0       | 45.3       | 45.5       | 41.0       | 43.1      |
|      | I. 未達成企業の比率                      | 57.4       | 56.0       | 54.7       | 54.5       | 59.0       | 56.9      |

- \* 各年度6月1日現在
- \* 「B. 法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者数」とは、常用労働者数に短期間労働者数(0.5人分相当)を足した数となります。
- \* 常用労働者数とは、常用労働者総数から除外率相当数を除いた数となります。
- \* 「C. 障害者数」とは、身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人の計であり、短時間労働者以外の重度身体障害のある人及び重度知的障害のある人については法律上、1人を2人に相当するものとしてダブルカウントしています。重度以外の身体障害のある人及び知的障害のある人並びに精神障害のある人である短時間労働者については法律上、1人を0.5人に相当するものとして0.5カウントとしています。
- \* 「D. 実雇用率」とはBに対する「C. 障害者数」の比率となります。
- \* 未達成企業の比率とは企業数に対する法定雇用率未達成企業数の比率となります。
- \* ハローワーク布施は東大阪市と八尾市を所管しています。
- \* なお、障害者雇用率が 2.2%、対象事業所の規模も 45.5 人以上に改定されています。

資料:ハローワーク布施

障害のある人の雇用状況について実雇用率は平成26年度の1.62%から令和元年度には2.07%まで増加しています。大阪府の実雇用率と比較すると、いずれの年度でも下回っています。法定雇用率未達成企業の比率は平成26年度の52.3%から平成29年度には47.5%まで改善がみられましたが、平成30年度には52.9%まで増加するなど悪化がみとめられます。大阪府の未達成企業の比率と比較すると、いずれの年度でも下回っています。

表 東大阪市役所での障害者の雇用状況

(単位:%、各年度6月1日時点)

|                     |        | 障害者の実雇用率 | 法定雇用率 |
|---------------------|--------|----------|-------|
| 市長事務部局              | 平成26年度 | 2.73     | 2.3   |
| 山 <del>文事</del> 物即向 | 令和2年度  | 2.71     | 2.5   |
| 教育委員会               | 平成26年度 | 3.3      | 2.2   |
| <b>教月安貝</b> 云       | 令和2年度  | 2.74     | 2.4   |
| 上下水道局               | 平成26年度 | 2.77     | 2.3   |
| 上   小坦同             | 令和2年度  | 3.32     | 2.5   |

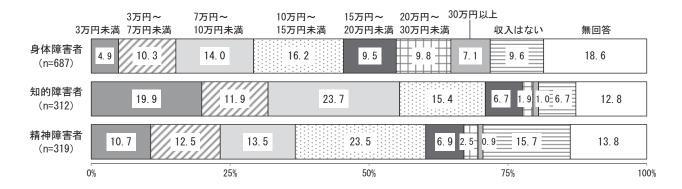
| 特例認定(*)                                | 令和2年度     | 2.74   | 2.5 |
|--|-----------|--------|-----|
| 14101000000000000000000000000000000000 | 13/142—1X | Z. / T | 2.5 |

<sup>\*</sup> 令和元年度より、障害のある人の雇用の促進等に関する法律の規定に基づく障害者雇用率制度の適用について、同法第42条第1項の認定(特例認定)を受けており、市長事務部局・ 教育委員会・上下水道局をあわせた障害者雇用率を厚生労働大臣に報告しています。

### 【アンケート調査結果より「月平均収入額」】

本人の月平均収入額(工賃、年金、各種手当や家族から援助の生活費等を含む)としては、「10万円から15万円未満」が、精神障害のある人で23.5%、身体障害のある人で16.2%と、ともに最も多くなっています。これに対し、知的障害のある人では「7~10万円未満」が23.7%と最も多い。また、15万円以上の割合が身体障害のある人で26.4%、3万円未満が知的障害のある人で19.9%と、それぞれ最も高くなっています。

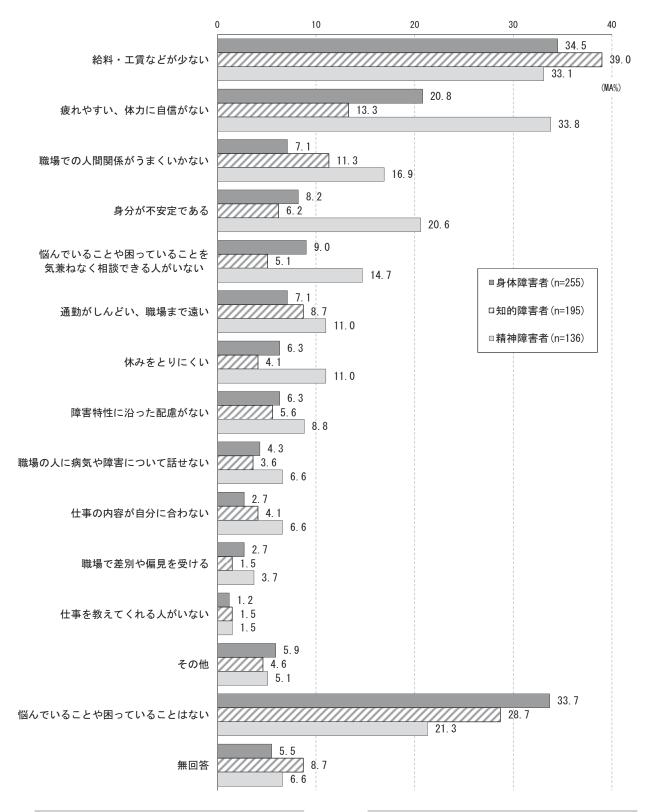
#### 【図 月平均収入額】



# 【アンケート調査結果より「仕事の悩みや困りごと」】

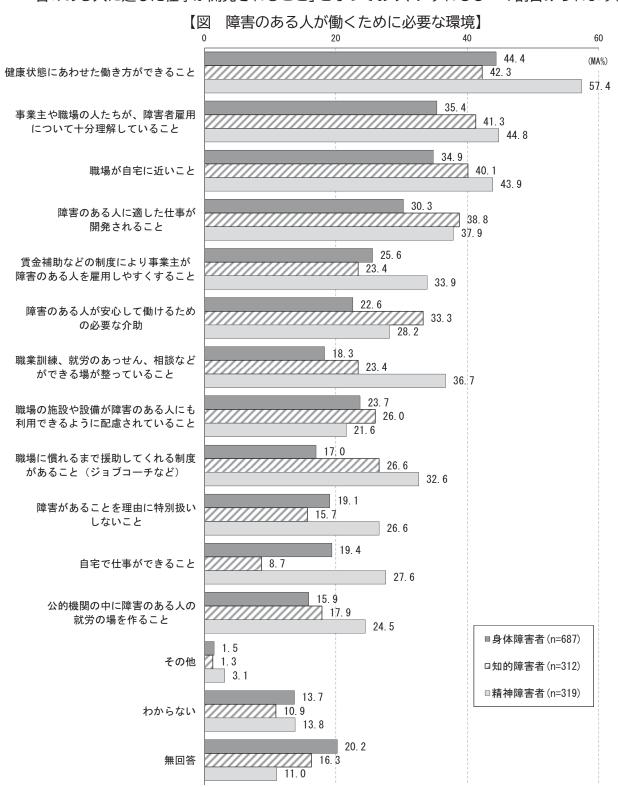
現在、就労している人に、仕事での悩みや困りごとをたずねたところ、いずれも「給料・ 工賃などが少ない」が3割台と多く、特に知的障害のある人で39.0%と高くなってい ます。また、「疲れやすい、体力に自信がない」が精神障害のある人で33.8%と、身体 及び知的障害のある人に比べて10ポイント以上高い割合となっています。

【図 仕事の悩みや困りごと】



## 【アンケート調査結果より「働くために必要な環境」】

障害のある人が働くために、どのような環境が整っていることが大切だと思うかたずねたところ、いずれも「健康状態にあわせた働き方ができること」が4~5割台と最も多く、特に精神障害のある人で57.4%と高くなっています。また、これに続くのが、「事業主や職場の人たちが、障害者雇用について十分理解していること」、「職場が自宅に近いこと」、「障害のある人に適した仕事が開発されること」となっており、いずれも3~4割台みられます。



# (7)保健・医療の充実

健康診査の受診率をみると、4か月児健康診査で概ね98%台で推移しています。1歳6か月児健康診査では平成26年度の97.1%から令和元年度は96.9%となり、ほぼ横ばいとなっています。3歳6か月児健康診査では平成26年度の91.4%から令和元年度には95%まで増加しています。

表 健康診査事業・各種相談事業の実施状況

|            |         | 平成26  | 平成27  | 平成28  | 平成29  | 平成30  | 令和元   |
|------------|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|            |         | 年度    | 年度    | 年度    | 年度    | 年度    | 年度    |
|            | 実施回数(回) | 96    | 96    | 96    | 96    | 96    | 77    |
| 4か月児健康診査   | 延べ人員(人) | 3,541 | 3,512 | 3,438 | 3,302 | 3,316 | 2,932 |
|            | 受診率(%)  | 98.3  | 98.8  | 98.6  | 98.4  | 97.7  | 98.4  |
|            | 実施回数(回) | 78    | 78    | 78    | 78    | 77    | 66    |
| 1歳6か月児健康診査 | 延べ人員(人) | 3,742 | 3,460 | 3,488 | 3,394 | 3,249 | 2,955 |
|            | 受診率(%)  | 97.1  | 96.8  | 97.4  | 97.6  | 96.7  | 96.9  |
|            | 実施回数(回) | 78    | 78    | 78    | 78    | 77    | 65    |
| 3歳6か月児健康診査 | 延べ人員(人) | 3,460 | 3,527 | 3,561 | 3,293 | 3,303 | 2,951 |
|            | 受診率(%)  | 91.4  | 93.4  | 95.9  | 94.3  | 95.9  | 95.0  |
| 精神発達相談     | 実施回数(回) | 42    | 42    | 42    | 42    | 42    | 33    |
| *1         | 延べ人員(人) | 410   | 352   | 305   | 300   | 291   | 313   |
| 乳幼児発達相談    | 実施回数(回) | _     | 156   | 156   | 156   | 154   | 131   |
| *2         | 延べ人員(人) |       | 609   | 643   | 536   | 483   | 518   |
| 乳幼児健康相談    | 実施回数(回) | 72    | 72    | 72    | 72    | 72    | 65    |
| 1440元准球性畝  | 延べ人員(人) | 3,793 | 3,405 | 3,385 | 3,127 | 2,982 | 2,439 |

<sup>\*1</sup> 予約クリニックの発達相談

<sup>\*2</sup> 乳幼児健診時の発達相談

### 表 市内精神科医療機関等

|               | 市内施設等 |    | 施設名等                 |
|---------------|-------|----|----------------------|
| 精神科病院         | 2     | か所 | 小阪病院・阪本病院            |
| 一般病院(精神科)     | 2     | か所 | 市立東大阪医療センター・東大阪山路病院  |
| 精神科の届出のある医療機関 | 28    | か所 | 施設内、訪問医療専門も含む        |
| 精神科デイケア       | 3     | か所 | 小阪病院・阪本病院・ひがし布施クリニック |

<sup>\*</sup> 令和2年4月1日現在

難病対策医療対象者の推移をみると、指定難病においては概して増加傾向にあり、平成25年度の3,237人から令和元年度の4,288人まで増加しています。小児慢性特定疾患においては概して減少傾向にあり、平成25年度の604人から令和元年度の425人まで減少しています。

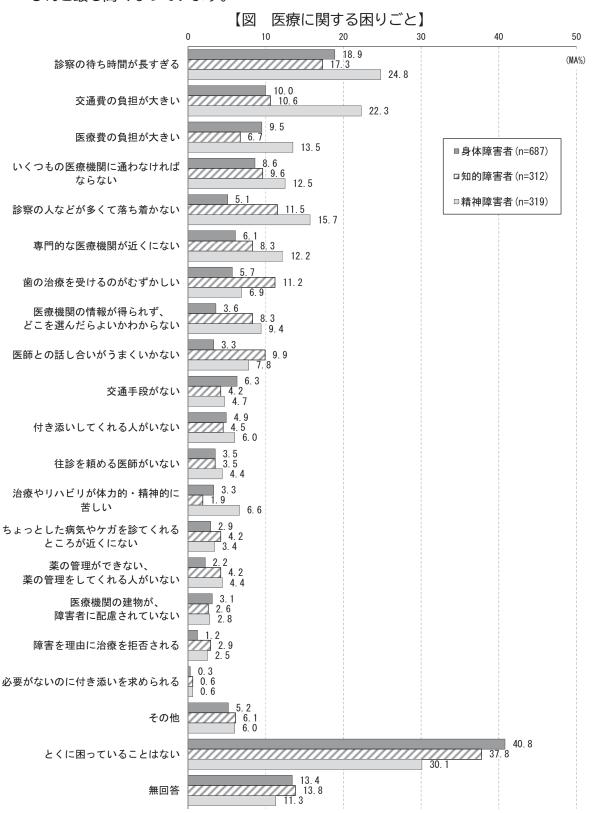
### 表 難病対策医療対象者数の推移

(単位:人)

|           | 平成25<br>年度 | 平成26<br>年度 | 平成27<br>年度 | 平成28<br>年度 | 平成29<br>年度 | 平成30<br>年度 | 令和元<br>年度 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|-----------|
| 指定難病      | 3,237      | 3,314      | 3,732      | 3,855      | 3,732      | 3,938      | 4,288     |
| 小児慢性特定疾患病 | 604        | 618        | 481        | 440        | 469        | 470        | 425       |

### 【アンケート調査結果より「医療の困りごと」】

医療の困りごととしては、いずれも「診察の待ち時間が長すぎる」が多く、特に精神障害のある人で24.8%と高くなっています。また、「交通費の負担が大きい」についても、精神障害のある人で22.3%と高く、身体及び知的障害のある人に比べて10ポイント以上高い割合となり、一方、「とくに困っていることはない」は、身体障害のある人で40.8%と最も高くなっています。

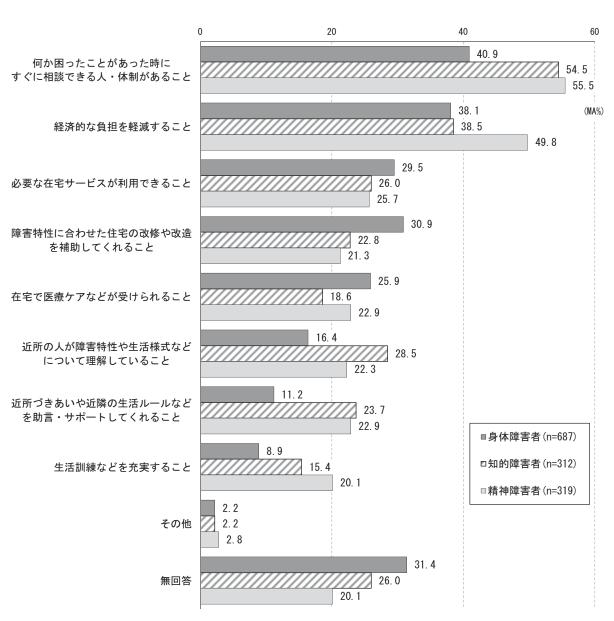


# (8) 施策全体について

### 【アンケート調査結果より「地域での生活の支援」】

地域で生活するために必要な支援としては、いずれも「何か困ったことがあった時にすぐに相談できる人・体制があること」が最も多く、精神障害のある人で55.5%、知的障害のある人で54.5%と高くなっています。また、これに続くのが、「経済的な負担を軽減すること」となっており、精神障害のある人で49.8%と、身体及び知的障害のある人に比べて10ポイント程度高い割合となっています。

# 【図 地域での生活にあたって必要な支援】



# 【アンケート調査結果より「新型コロナウイルス感染症による影響」】

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)による影響について、自由記述形式で尋ねたところ、主な意見として、以下の回答が得られました。

【図 新型コロナウイルス感染症による影響】

### 身体障害者の主な意見

(家族からの意見) 面会ができず、本人の様子がわからないため、毎日がとても心配。

外出はもとより、病院への通院も安心して行けない。

在宅勤務に変わったことや外出も減ったことで居宅サービスの利用量が足りなくなった。

経済的な負担がすごく増えた。仕事をしたくても仕事がない。

デイサービスも再開されたが、高齢のため、感染しないか心配。

日頃の交通手段が電車のため、感染が気になり、外出の回数が著しく減った。

病院で感染者が出た場合、透析治療がどうなるのか不安。

移動支援は自由に動けなくなった。公共の乗り物が怖く、タクシーの利用が増えた。

訪問リハに来ていただいているが、感染リスクが怖く、休むことを検討中。

### 知的障害者の主な意見

感染症の意味がわからないので、マスクの取扱いが難しい。

新型コロナウイルスの影響で入所できなかった。受け入れしてもらえなかった。

移動支援のサービスが受けられなくなった。外出する場所も限られ、行きたい所に行けない。

現在は作業所も休んでいるが、本人の昼食は確保する必要がある。共働きのため調整が大変。

ショートステイが利用できなかった。

#### 精神障害者の主な意見

外出できないので、調子が悪くなっている。

持病の通院ができずに困っている。近くの精神科も受け入れてもらえない。

通院で感染しないかと怖くなり、回数を減らしている。待ち時間や交通手段なども不安。

仕事をしているが、かえって人手不足で休むことができず(体調が悪い時も休めない)、体力 的にも精神的にも負担が増え、また調子が悪くなったらと不安に過ごしている。

障害者枠で仕事していたが、コロナの影響で職を失った。経済的に困っており、支援が必要。

### 障害児の主な意見

自宅に居ることが増えており、安心して預けられる場所を確保してもらいたい。

もし、介助者(親)が感染してしまったら、誰が本人を世話するのか常に不安がある。

放課後デイのサービス提供時間が短縮され、勤務に影響が出た。

放課後デイの利用制限で、働いている家庭が優先のため困っている。学習支援もなかなか受けられず、これがこのまま続くのか不安。

リハビリに通えなくなった。訪問のリハビリを受けられなくなった。

# 第2部 第4次東大阪市障害者プラン

| 序章 計画の基本的な考え方                            | 55       | 第3節 移動及び情報アクセシビリティの      | 確保              |
|--|----------|--------------------------|-----------------|
| 第1節 基本理念                                 | 55       |                          | 86              |
| 第2節 計画の基本的な視点                            | 55       | (1)移動手段の整備の促進            | 86              |
| (1)権利の主体としての障害者の尊厳の保持                    |          | (2)情報アクセシビリティの整備の促進      | 87              |
| (2) 当事者本位の総合的な支援                         | 56       | 第4節 防災・防犯対策及び感染症対策の      | )充実             |
| (3) ともに生き、ともに支え、支えられる地                   |          |                          | 88              |
| 域共生社会の実現                                 | 56       | (1)防災対策の推進               | 88              |
| (4) 社会のバリアフリー化の推進                        | 56       | (2) 障害特性に応じた災害時の支援体制等の整備 |                 |
| (5)差別のない社会の実現                            | 56       | (3) 障害者の犯罪被害や消費者被害等の未然防止 |                 |
| (6)多様な主体による協働の推進                         | 56       | (4) 感染症拡大などの災害時における支援    | 91              |
| 第3節 施策の体系                                | 57       |                          |                 |
|  |          | 第5章 教育・療育の充実             | 92              |
| 第1章 啓発・交流の促進と尊厳の保持                       | 59       | 第1節 一貫した支援体制の整備          | 92              |
| 第1節 人権尊重に根ざした取組みの推進                      | 59       | (1) 早期から療育支援ができる体制の推進    | 92              |
| (1) 地域共生社会の理念の普及                         | 59       | (2)子育て環境の整備              | 93              |
| (2) 身体障害・知的障害・精神障害・発達                    |          | 第2節 ともに学び、ともに育つ教育の推進     | 94              |
| 障害等の一層の理解の促進                             | 60       | (1) 個別の教育支援計画の策定・活用      | 94              |
| (3) 障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止                 | 61       | (2) 専門機関の機能の充実と多様化       | 95              |
| (4)成年後見制度等による権利擁護                        | 62       | (3)学校・地域・家庭の連携の強化        | 96              |
| (5) 虐待防止対策の充実                            | 63       |                          |                 |
| 第2節 福祉教育の推進                              | 64       | 第6章 雇用・就労支援の充実           | 98              |
| (1)地域におけるふれあいと交流の促進                      | 64       | 第1節 障害者の雇用の場の拡大          | 98              |
| (2) 学校における福祉教育の推進                        | 65       | (1) 障害者雇用の促進             | 98              |
| (3)地域のボランティア活動の推進                        | 66       | (2) 多様な働く場の拡大・活性化        | 100             |
| (  |          | (3) 工賃向上計画の推進            | 101             |
| 第2章 地域での生活支援の充実                          | 67       | (4)企業の障害者理解の促進           | 101             |
| 第1節 利用者本位の生活支援体制の整備                      | 67       | 第2節 職業訓練、職業相談などの体制強      | 化102            |
| (1)福祉サービスの供給確保と質の向上                      | 67       | (1) 職業リハビリテーションの推進       | 102             |
| (2)発達障害児(者)施策の推進                         | 69       | (2)福祉施設から一般就労への移行の促進     | 103             |
| (3)相談支援体制の充実                             | 70       | (3)職業相談に関する支援            | 104             |
| (4) ライフステージに応じた一貫した支援体                   |          | 第3節 職場定着や再チャレンジを支える      | 3               |
| 制の構築                                     | 72       | 仕組みの充実                   | 104             |
| (5) 意思疎通の支援                              | 73       | (1) 一般就労及び福祉的就労の促進       | 104             |
| (6)福祉人材の確保                               | 74       | (2) 就労定着支援の推進            | 105             |
| 第2節 地域生活への移行の推進                          | 76       | 第4節 経済的自立の支援             | 106             |
| (1)施設入所者の地域生活への移行の推進                     | 76       | (1)障害福祉サービスの利用者負担の軽減     | 106             |
| (2) 精神障害者の退院促進                           | 77       | (2)各種制度による支援             | 107             |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備と運用<br>(4) 罪に問われた障害者への支援 | 78<br>78 |                          |                 |
| (4) 非に向われた障害有人の文族                        | 10       | 第7章 保健・医療の充実             | 108             |
| 第3章 文化・スポーツ活動等の推進                        | 80       | 第1節 疾病等の予防・早期発見          | 108             |
| <u> </u>                                 |          | (1)生活習慣の改善による循環器病等の減少    | <i>&gt;</i> 108 |
| 第1節 文化・スポーツ活動等の推進                        | 80       | (2)疾病の予防・治療の継続           | 109             |
| (1)生涯を通じた学習機会の充実                         | 80       | (3)リハビリテーションの充実          | 110             |
| (2)文化・スポーツ活動の推進                          | 81       | 第2節 障害に対する適切な保健・医療       |                 |
| 第2節 社会参加の促進                              | 82       | サービスの充実                  | 111             |
| (1)余暇活動や社会参加の取組みの充実                      | 82       | (1)障害者の健康維持とQOLの向上       | 111             |
|  | 00       | (2) 口腔の健康の保持・増進          | 111             |
| 第4章 生活環境の整備の促進                           | 83       | (3) 高次脳機能障害への支援の充実       | 112             |
| 第1節 福祉のまちづくりの推進                          | 83       | (4)難病患者に対する支援の充実         | 113             |
| (1)公共的建築物の整備                             | 83       | 第3節 精神保健福祉・医療施策等の推進      | <u> </u>        |
| (2) 道路・歩道等のバリアフリー化の推進                    | 84       | (1) 精神保健福祉事業の充実          | 114             |
| (3)福祉のまちづくりの普及・啓発                        | 84       | (2)統合失調症をはじめとした精神障害者     |                 |
| 第2節 居住環境の整備の促進                           | 85       | への地域生活支援                 | 115             |
| (1)多様な居住の場の確保                            | 85       | (3) アルコール等依存症者への地域生活支援   | 116             |
| (2) 住宅改造に対する支援の充実                        | 26       | (4) 自殺対策の推進              | 117             |

# 序章 計画の基本的な考え方

# 第1節 基本理念

本計画は第3次東大阪市障害者プランの基本理念であった「お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪の実現」が引き続き重要であることを認識しつつ、障害者基本法の改正などを踏まえて、次のように基本理念に新たな考え方を含むこととします。

地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して 自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪

ノーマライゼーションの理念に基づき、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格 と個性を尊重し、障害のある人が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく、地域 の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会であるとともに、人間としての尊厳や自 己決定を尊重され、主体的に社会参加できる環境をつくり上げることをめざします。

また、この計画ではこのような地域共生社会の実現に向けて、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障害のある人が自らの能力を最大限に発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めるものとします。

この基本理念は、障害者プラン、障害福祉計画・障害児福祉計画共通の基本理念とします。

# 第2節 計画の基本的な視点

# (1)権利の主体としての障害者の尊厳の保持

障害のある人が権利の主体として、当たり前に暮らし、自分らしい人生を送るにあたって、人としてふさわしい生活を営む権利と個人の尊厳が重んじられるとともに、障害のある人があらゆる活動に参画し、地域で自立した生活を営むことができるように、社会参加の促進、地域生活への移行のための仕組みづくり、生活支援の充実、就労を含めた経済的支援の充実などに努めます。

# (2) 当事者本位の総合的な支援

障害の特性や程度別のニーズに対応したきめ細かな施策の充実を図る一方で、地域での自立生活を基本に障害のある人が自らの生き方や暮らし方を主体的に選び、自分らしく暮らせるように、ライフサイクルの全段階を通じて適切な支援を受けられるよう、保健・医療・福祉・教育・雇用などあらゆる分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援の充実に努めます。

# (3) ともに生き、ともに支え、支えられる地域共生社会の実現

すべての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を 尊重し合い、ともに支えあいながら暮らすことができる地域共生社会を築いていくため に、様々な障害特性や障害のある人への理解を深めるとともに、実際に行動できるよう に普及・啓発活動に努めます。

## (4) 社会のバリアフリー化の推進

障害のある人が、障害のない人と同じように自由に行動し、社会参加できる上で妨げとなる物理的、制度的、社会的及び心理的な様々な障壁(バリア)をつくらず、取り除くことによって、障壁のない社会の形成やまちをめざします。また、本市ではソフト、ハードの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、障害の有無に関わらず誰もが快適で利用しやすいユニバーサルデザインの考え方などを取り入れた都市基盤や生活環境の整備、利用しやすいサービスの充実、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための支援などを含めた情報提供の充実に努めます。

# (5) 差別のない社会の実現

障害を理由とする差別の解消を進めるため、関係機関及び関係団体などと連携を図りつつ、「障害者差別解消法」の一層の浸透に向けた周知・啓発活動を展開し、障害のある人に対する差別解消の実効性ある取組みを行います。また、市民全体が障害のある人をとりまく諸課題を共通の課題と認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。

### (6)多様な主体による協働の推進

障害のある人が必要なときに必要な場所で適切な支援を受けられるように、障害者施策だけではなく、福祉の分野では高齢者、児童、地域福祉などとの連携、また教育、医療、労働分野との連携も含めてさらに強化していく必要があります。また、障害のある人への「合理的な配慮」を推進するためには、障害のある人の自立と社会参加の課題をより社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害のある人がいきいきと生活できるよう、当事者や行政だけでなく、地域住民、関係団体、企業、サービス提供事業者、NPOなどの多様な主体の参画と協働により障害者施策を進めていきます。

# 第3節 施策の体系

|       | 第1節                  | (1)地域共生社会の理念の普及            |
|-------|----------------------|----------------------------|
|       | 人権尊重に根ざした            | (2) 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等の一 |
|       | 取組みの推進               | 層の理解の促進                    |
| 第1章   |                      | (3)障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止    |
| 啓発・交流 |                      | (4)成年後見制度等による権利擁護          |
| の促進と尊 |                      | (5) 虐待防止対策の充実              |
| 厳の保持  | 第2節                  | (1) 地域におけるふれあいと交流の促進       |
|       | 福祉教育の推進              | (2)学校における福祉教育の推進           |
|       |                      | (3)地域のボランティア活動の推進          |
|       | 第1節                  | (1)福祉サービスの供給確保と質の向上        |
|       | 利用者本位の生活支            | (2)発達障害児(者)施策の推進           |
|       | 援体制の整備               | (3)相談支援体制の充実               |
| 第2章   |                      | (4)ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築  |
| 地域での生 |                      | (5) 意思疎通の支援                |
| 活支援の充 |                      | (6)福祉人材の確保                 |
| 実     | 第2節                  | (1)施設入所者の地域生活への移行の推進       |
|       | 地域生活への移行の            | (2)精神障害者の退院促進              |
|       | 推進                   | (3)地域生活支援拠点の整備と運用          |
|       |                      | (4) 罪に問われた障害者への支援          |
| 第3章   | 第1節                  | (1)生涯を通じた学習機会の充実           |
| 文化・スポ | 文化・スポーツ活動等<br>の推進    | (2)文化・スポーツ活動の推進            |
| ーツ活動等 | 第2節                  | (1) 余暇活動や社会参加の取組みの充実       |
| の推進   | 社 <del>会参</del> 加の推進 |                            |
|       | 第1節                  | (1)公共的建築物の整備               |
| 第4章   | 福祉のまちづくりの            | (2)道路・歩道等のバリアフリー化の推進       |
| 生活環境の | 推進                   | (3)福祉のまちづくりの普及・啓発          |
| 整備の促進 | 第2節                  | (1)多様な居住の場の確保              |
|       | 居住環境整備の促進            | (2)住宅改造に対する支援の充実           |
|       | 第3節                  | (1)移動手段の整備の促進              |
|       | 게 그 데                |                            |
|       | 那る別<br>移動及び情報アクセ     |                            |

| 第4章   | 第4節        | (1) 防災対策の推進              |
|-------|------------|--------------------------|
| 生活環境の | 防災・防犯対策及び感 | (2)障害特性に応じた災害時の支援体制等の整備  |
| 整備の促進 | 染症対策の充実    | (3)障害者の犯罪被害や消費者被害等の未然防止  |
|       |            | (4)感染症拡大などの災害時における支援     |
|       | 第1節        | (1) 早期から療育支援ができる体制の推進    |
| 第5章   | 一貫した支援体制の  | (2)子育て環境の整備              |
| 教育・療育 | 整備         |                          |
| の充実   | 第2節        | (1)個別の教育支援計画の策定・活用       |
|       | ともに学び、ともに育 |                          |
|       | つ教育の推進     | (3)学校・地域・家庭の連携の強化        |
|       | 第1節        | (1)障害者雇用の促進              |
|       | 障害者の雇用の場の  | (2)多様な働く場の拡大・活性化         |
|       | 拡大         | (3)工賃向上計画の推進             |
|       |            | (4)企業の障害者理解の促進           |
|       | 第2節        | (1) 職業リハビリテーションの推進       |
| 第6章   | 職業訓練、職業相談な | (2)福祉施設から一般就労への移行の促進     |
| 雇用・就労 | どの体制強化     | (3)職業相談に関する支援            |
| 支援の充実 | 第3節        | (1)一般就労及び福祉的就労の促進        |
|       | 職場定着や再チャレ  |                          |
|       | ンジを支える仕組み  | (2)就労定着支援の推進             |
|       | の充実        |                          |
|       | 第4節        | (1)障害福祉サービスの利用者負担の軽減     |
|       | 経済的自立の支援   | (2)各種制度による支援             |
|       | 第1節        | (1)生活習慣の改善による循環器病等の減少    |
|       | 疾病等の予防・早期発 |                          |
|       | 見          | (3) リハビリテーションの充実         |
|       | 第2節        | (1)障害者の健康維持とQOL(生活の質)の向上 |
| 第7章   | 障害に対する適切な  | (2)口腔の健康の保持・増進           |
| 保健・医療 |            | (3)高次脳機能障害への支援の充実        |
| の充実   | <b>充実</b>  | (4)難病患者に対する支援の充実         |
|       | 第3節        | (1)精神保健福祉事業の充実           |
|       | 精神保健福祉・医療施 | (2)精神障害にも対応した地域包括システムの構築 |
|       | 策等の推進      | (3)アルコール等依存症者等への地域生活支援   |
|       |            | (4) 自殺対策の推進              |

# 第1章 啓発・交流の促進と尊厳の保持

## 【基本方針】

障害のある人が地域において自立して生活し、障害の有無にかかわらず、市民の誰もが相互に人格と個性を尊重し支えあう共生社会の実現に向けて、共生社会の理念の普及をはじめとして障害及び障害のある人に関する理解を促進し、あわせて障害のある人への合理的な配慮などについて理解と協力を得るために、地域の幅広い市民の参画による啓発・交流の促進に努めます。

# 第1節 人権尊重に根ざした取組みの推進

# (1) 地域共生社会の理念の普及

○第3次障害者プランの振り返り

市政だよりについてはわかりやすい紙面づくりをするとともに視覚障害のある人を対象に録音版や点字版の発行を行い、市ウェブサイトについてはウェブアクセシビリティの向上に取り組み、多様な広報媒体を活用しながら、共生社会の理念の普及や障害などの理解について情報発信を行っています。

また、「障害者週間」における取組みや「ふれあいのつどい」の開催など、障害者理解 啓発事業にも取り組んでいます。

### ●課題

各種サービスの情報や内容の周知など、ウェブサイトなどを通じたわかりやすい情報 発信の充実やアクセシビリティに配慮したICTの利活用が求められています。

### ◎今後の方針

市ウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティの向上などウェブサイトや市政だより、パンフレットなどにより分かりやすい情報提供を目指します。

<主な施策>

| 主な施策・事業名          | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室          |
|-------------------|--|----|----------------|
| ①広報などによる<br>啓発の推進 | 市政だよりの記事の掲載について、わかりやすい紙面づくりをするとともに視覚障害のある方を対象に録音版や点字版を発行します。また障害者週間などの機会に障害者理解を深めるための記事を掲載します。 | 継続 | 広報課<br>障害施策推進課 |
|                   | 広報番組「虹色ねっとわーく」において<br>障害特性などの理解を深めてもらう啓発番<br>組を放映します。  | 継続 | 広報課            |
|                   | 障害者週間などの啓発について電光表示<br>板を活用して行います。  | 継続 | 広報課            |

| (        | T                   |    | T       |
|----------|---------------------|----|---------|
|          | 市ウェブサイトにおけるウェブアクセシ  | 拡充 | 広報課     |
|          | ビリティの向上などわかりやすい情報を提 | *  |         |
|          | 供します。               |    |         |
|          | 障害特性についての啓発や障害に関する  | 拡充 | 障害施策推進課 |
|          | 制度の周知などリーフレットを作成するな | *  |         |
|          | ど啓発を行います。           |    |         |
| ②冊子などによる | 冊子の発行などを通じて公正採用や障害  | 継続 | 労働雇用政策室 |
| 啓発(障害者雇  | 者雇用率の順守などの啓発活動を行い、障 |    |         |
| 用含む)     | 害のある人の就労支援を行います。    |    |         |
|          |                     |    |         |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

### (2) 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害等の一層の理解の促進

### ○第3次障害者プランの振り返り

障害者理解啓発事業として広く市民に障害特性について正しい理解を深めるための啓発リーフレットの作成や当事者中心の会の「車座ワークショップ」などのイベントを通じて障害に対する正しい理解の促進に取り組んでいます。

また、東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定し、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及を行っています。

### ●課題

障害の概念が多様化し、発達障害のある人、高次脳機能障害のある人、難病患者など、 日常生活・社会生活における自立と社会参加で支援を必要としている人への理解の促進 が必要となっています。

また、合理的な配慮の欠如を含む差別の禁止なども含めて、社会のだれもが障害のある人への合理的配慮を実践することが求められています。

### ◎今後の方針

「障害者週間」(12月3日~12月9日) に開催するイベントなどを通じて障害に対する正しい理解の促進に努めます。また市の職員や福祉・保健の従事者に対して、身体障害・知的障害・精神障害・発達障害などの一層の理解の促進を図る研修の実施を検討していきます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名      | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室 |
|---------------|--|----|-------|
| ①人権問題啓発事<br>業 | 憲法週間・人権尊重まちづくり強化月間・人権週間などに伴い、さまざまな人権啓発事業に取り組んでいます。障害のある人も、ない人も誰もが住みやすい社会づくりのため、人権意識の向上を図る取組みを推進します。<br>人権啓発事業が障害のある人に関する内容の場合、地域福祉の分野と連携し、わかりやすく参加しやすい事業を行います。 | 継続 | 人権啓発課 |

| ②障害者理解啓発 | 身体障害、知的障害、精神障害、発達障   | 継続 | 健康づくり課       |
|----------|----------------------|----|--------------|
| 事業       | 害、高次脳機能障害、難病などの障害特性  |    | 母子保健・感染症課    |
|          | について、また社会的な障壁について正し  |    | 障害施策推進課      |
|          | い理解を深めるため、講演会や「ふれあい  |    |              |
|          | のつどい」イベントを開催するなど啓発に  |    |              |
|          | 努めます。                |    |              |
|          | また、障害当事者団体による啓発活動を   |    |              |
|          | 支援することで理解啓発を促進します。   |    |              |
|          | 「障害者週間」(12月3日~12月9   | 継続 | 障害施策推進課      |
|          | 日) に開催するイベントや街頭キャンペー |    |              |
|          | ン活動などを通じて障害に対する正しい   |    |              |
|          | 理解の促進に努めます。          |    |              |
|          | 広く市民に障害特性について正しい理    | 継続 | 障害施策推進課      |
|          | 解を深めるため、啓発リーフレットを作成  |    |              |
|          | します。                 |    |              |
| ③市の職員や福  | 市の職員や福祉に係わる人材に対して、   | 拡充 | 人事課          |
| 祉・保健の従事  | 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害  |    | 健康づくり課       |
| 者に対する研修  | などの一層の理解の促進を図る研修の実   |    | 母子保健・感染症課    |
|          | 施を検討します。             |    | 子ども見守り相談センター |
|          |                      |    | 障害施策推進課      |

# (3) 障害者権利条約等の周知と障害者差別の禁止

### ○第3次障害者プランの振り返り

平成28年より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)」が施行され、職員対応要領の策定や職員研修を行っています。

また、障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じて関係機関における障害者差別に 係る事例の共有と課題検討を行っています。障害者差別解消法の啓発については市民参 加型のイベントの実施や啓発リーフレットの作成などを行っています。

### ●課題

障害者差別解消法が施行されましたが、まだまだ市民や事業者の認知度は低い状況であり、障害理解や差別解消に向けた啓発が必要となっています。

また、東大阪市障害者ニーズ調査では多くの人が差別や偏見の経験があると回答していることから、障害のある人への合理的配慮を実践し、障害者差別の解消に向けた取組みのますますの進展が求められています。

### ◎今後の方針

障害者差別解消支援地域協議会の開催を通じて関係機関における障害者差別に係る事例の共有と課題検討を行い、また個別の相談対応を通じて、行政機関や事業者への障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域住民に対する障害についての正しい理解啓発を行うなど、差別解消や合理的配慮の提供を促進し、障害のある人への差別解消に向け取り組んでいきます。

### <主な施策>

| 主な施策・事業名         | 事業内容・方針  | 目標      | 担当課・室    |
|------------------|--|---------|----------|
| ①障害者権利条<br>約等の周知 | 障害のある人が安心して自立した生活が<br>送れるように、条約などの周知に努めます。   | 継続      |          |
| ②障害者差別の<br>禁止    | 障害者基本法に規定されている障害を理由とする差別等の権利侵害行為の禁止や障害者差別解消法障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)(平成28年4月1日施行)の周知に努めます。 | 継続      | 障害施策推進課  |
|                  | 障害者差別解消法では、国・地方公共団体などにおいては合理的配慮の提供を法的義務として規定しています。障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた社会的障壁の除去を推進していきます。        | 拡充      | 障害施策推進課  |
|                  | 「障害者差別解消支援地域協議会」の開催を通じて、関係機関における障害者差別に係る事例の共有と課題検討を行います。   | 継続      | 障害施策推進課  |
|                  | 講演会やイベント、地域住民向けの福祉<br>教育、また事業者に対する講習会などの実<br>施により障害者差別解消法の周知啓発に努<br>めます。                           | 拡充<br>※ | 障害施策推進課  |
| ③障害当事者の<br>参画    | 公共施設などの整備においては、障害当事者の意見を聴くことで、障害のある人に配慮した施設整備におけるバリアフリー化の推進に努めます。                                  | 拡充<br>※ | 施設整備担当所管 |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

### (4) 成年後見制度等による権利擁護

## ○第3次障害者プランの振り返り

知的障害のある人または精神障害のある人のうち判断能力が不十分な方に対し、市長 申立や法人後見事業による成年後見制度の利用の支援や日常生活自立支援事業による支 援、また市民後見人の養成や活動支援をすることにより、障害のある人の権利擁護を図 っています。

### ●課題

障害のある人や親の高齢化が進んでおり制度利用のニーズが高まっています。 また、制度の内容や利用方法の周知、利用手続きの支援などの利用促進に向けた支援 が求められています。

### ◎今後の方針

令和2年度に設置した東大阪市成年後見サポートセンターを中心に、専門職や関係機関との連携のもと、成年後見制度の利用促進に向けた支援を行っていきます。

また、日常生活自立支援事業は待機者が多い現状の早期の解消を目指し、今後の利用者数の伸びへの対応や安定的な事業運営をしてまいります。

<主な施策>

| 主な施策・事業名                            | 事業内容・方針   | 目標      | 担当課・室  |
|-------------------------------------|---|---------|--|
| ①成年後見制度<br>利用支援事業<br>等              | 市民生活を維持するために、成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害のある人または精神障害のある人に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障害のある人の権利擁護を図ります。   | 継続      | 福祉事務所<br>地域福祉課<br>地域包括ケア推進課<br>健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課 |
| ②地域福祉権利<br>擁護事業<br>(日常生活自立<br>支援事業) | 福祉サービスの利用や日常的な金銭管理<br>を支援するために、ニーズに的確に応えられる実施体制の確立を進めます。安定的な<br>事業運営のために補助金水準について国に<br>働きかけていきます。 | 拡充      | 高齢介護課  |
| ③市民後見人の<br>養成・活動支援                  | 市民後見人の活躍の場を確保するため、<br>市民後見人の活動に関する広報を強化して<br>いきます。  | 拡充<br>※ | 地域包括ケア推進課  |
| ④法人後見によ<br>る支援                      | 大阪府社会福祉協議会などと連携し、支援対象が固定化している法人後見制度の運営を見直し、法人後見が必要な人へ支援を行っていきます。                                  | 拡充<br>※ | 障害施策推進課  |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

### (5) 虐待防止対策の充実

○第3次障害者プランの振り返り

平成29年度より障害者虐待防止センターを設置し、市の虐待対応チームと連携した 支援を行っています。

また、市政だよりへの掲載や講演会を実施するなど、市民や事業所に障害者虐待の理 解啓発に努めています。

### ●課題

障害者虐待防止についてより一層の啓発の必要があります。

また、高齢者や児童など他分野の虐待防止のネットワークとの連携により、多様化・複雑化する事案への対応を図っていく必要があります。

### ◎今後の方針

障害者虐待防止センターを中心として、地域の関係機関との連携や周知啓発を行い、 引き続き障害者虐待の予防や早期発見、対応などの支援に努めます。

### <主な施策>

| 主な施策・事業名                | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室              |
|-------------------------|---|----|--------------------|
| ①障害者虐待防<br>止法の周知・啓<br>発 | 障害者虐待防止に向け、障害特性に応じた支援方法についての研修や講演会を実施、また障害者虐待防止についての冊子を<br>作成するなど、より一層啓発していきます。 | 継続 | 障害施策推進課            |
| ②虐待防止にか かる体制づく          | 虐待防止のネットワークの構築による関係機関との連携を一層強化し、虐待事例の情報共有や対応の検証を行い、関係機関による連携した支援を推進します。         | 継続 | 障害施策推進課            |
| ③養護者への支<br>援            | 相談、助言などの支援や各種サービスに<br>つなげたり、家族会への参加やカウンセリ<br>ングの利用を勧めたりすることにより、負<br>担の軽減を図ります。  | 拡充 | 福祉事務所保健センター障害施策推進課 |

# 第2節 福祉教育の推進

## (1)地域におけるふれあいと交流の促進

○第3次障害者プランの振り返り

障害に対する正しい理解と人権の尊重を深めていくために、「ふれあいのつどい」、「障害者週間」、「人権問題啓発」での啓発活動などを行い、市民への福祉教育を多様に展開しています。

### ●課題

障害当事者が地域との関わりを増やせるような活動や、受け入れの支援が必要となり、 地域の関係機関や市民などに対する理解啓発の充実が求められています。

### ◎今後の方針

地域住民と障害のある人が気軽に集い、交流できるような取組みなど、さまざまな市 民相互の交流を促進してまいります。

### <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室   |
|----------|---------------------|----|---------|
| ①ふれあいのつ  | 文化的事業や障害者施設の自主製品の展  | 継続 | 障害施策推進課 |
| どいの開催    | 示などを通じて交流し、障害についての正 |    |         |
|          | しい理解を深めるイベントを開催します。 |    |         |
|          |                     |    |         |
| ②障害のある人  | 地域における自治活動と障害のある人な  | 継続 | 公民連携協働室 |
| の地域活動へ   | どの民間団体の連携を深め、障害のある人 |    | 障害施策推進課 |
| の主体的な参   | が地域活動へ主体的に参加しやすいよう  |    |         |
| 加        | に、継続的な働きかけを行います。    |    |         |

|            | 1 1 4 D + 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 | くいく士  | 1161 <del>-11</del> 4 <del>-11</del> 4-1 === |
|------------|---|---|--|
|            | (り組む小地域ネット   :                                | を かんりゅう かんり | 地攻備祉課  |
| ワーク活動において、 | 障害のある人を含む                                     |   |  |
| 要配慮者に対して交流 | やグループ援助活動                                     |   |  |
| などを行っており、そ | の中で地域活動への                                     |   |  |
| 主体的な参加を促しま | す。  |   |  |

# (2) 学校における福祉教育の推進

○第3次障害者プランの振り返り

障害に対する正しい理解と人権の尊重を深めていくために、学校教育などにおける福祉教育、また東大阪市立障害児者支援センターレピラにおいて「教育機関へ向けた交流体験」などを行い、福祉教育を展開しています。

### ●課題

小学校等での交流や共同学習の更なる充実が求められています。

◎今後の方針

多様な福祉教育を展開し、その中で障害当事者や地域の事業所と小学生、中学生など との交流を進めていきます。

<主な施策>

| <b>シャサケ 市ック</b> | 事 <b>₩</b> 中 <b>应</b> 士AI |    | #11V=# <b>=</b> |
|-----------------|---------------------------|----|-----------------|
| 主な施策・事業名        | 事業内容・方針                   | 目標 | 担当課・室           |
| ①「みんなしあわ        | 「みんなしあわせに」の編集委員会のも        | 継続 | 学校教育推進室         |
| せに」の発行          | とに福祉教育教材の内容充実や電子データ       |    |                 |
|                 | 化など広報手段の多様化に努めます。         |    |                 |
|                 |                           |    |                 |
| ②子どもに対す         | これからの社会の担い手となる子どもた        | 継続 | 学校教育推進室         |
| る福祉教育の          | ちが、障害者福祉や高齢者福祉をはじめと       |    |                 |
| 充実              | する社会福祉について正しく理解し、思い       |    |                 |
|                 | やりと助け合いの心を育めるよう福祉教育       |    |                 |
|                 | の充実を図ります。                 |    |                 |
| ③障害のある子         | 「ともに学び、ともに育つ」教育の推進        | 継続 | 学校教育推進室         |
| どもと障害の          | に努めます。                    |    |                 |
| ない子どもが          |                           |    |                 |
| ともに育ち、と         | 支援学校に通う子どもたちが小学校の行        | 継続 | 学校教育推進室         |
| もに学べるよ          | 事に参加するなどの交流を進めるととも        |    | 福祉事務所           |
| う地域でのふ          | に、将来にわたって地域との関係が途切れ       |    | 障害施策推進課         |
| れあい活動を          | ないように、支援学校、支援学級と地域と       |    |                 |
| 推進              | の連携を強化します。                |    |                 |
| ④教育機関へ向         | 東大阪市立障害児者支援センターレピラ        | 継続 | 障害施策推進課         |
| けた交流体験          | の地域交流事業において、小学校などの福       | *  |                 |
|                 | 祉教育として、障害当事者が講師となり交       |    |                 |
|                 | 流体験を行います。                 |    |                 |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

## (3)地域のボランティア活動の推進

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市社会福祉協議会(ボランティア・市民活動センター)において、ボランティア養成講座を実施しています。

### ●課題

担い手側の意識の高まりからボランティア養成講座の受講に対するニーズは高まって おり、今後の活躍の場の供給体制も重要となっています。

## ◎今後の方針

障害のある人の地域活動や社会参加を支援するボランティアの育成に努めていきます。 また、企業の社会貢献活動として、障害のある人の社会参加に関するボランティアの 育成について働きかけていきます。

### <主な施策>

| ~ 1. 16 kg = 114 kg     | **************************************  | _ I= | 10.1/-m -                   |
|-------------------------|---|------|-----------------------------|
| 主な施策・事業名                | 事業内容・方針   | 目標   | 担当課・室                       |
| ①地域のボランティアの育成           | 障害のある人の地域活動や社会参加を手助けできるようボランティアの育成に努めます。<br>また、企業の社会貢献活動として、ボランティアの育成について働きかけていきます。 | 継続   | 労働雇用政策室<br>地域福祉課<br>障害施策推進課 |
| ②精神保健福祉<br>ボランティア<br>講座 | 精神保健福祉とボランティア活動について学び、精神障害のある人の地域生活を支援するボランティアの養成を支援します。ボランティアグループと地域や病院との連携を促進します。 | 継続   | 健康づくり課                      |

# 第2章 地域での生活支援の充実

### 【基本方針】

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を継続できるように、また、施設や病院から地域生活へ移行した方が円滑に地域で暮らせるように、利用者本位の生活支援体制の整備に努めます。

障害福祉サービスについて利用量が増加傾向にある中で、障害福祉計画に基づいて供給体制の確保や質の向上、福祉人材の確保に取り組みます。

また、障害のある人もない人もいきいきとした生活を送るためには、余暇活動など通じて 生活を「楽しむ」ことが必要となります。生活上不可欠な障害福祉サービスのみならず、生 活の質(QOL)を高めるための環境づくりについても検討していきます。

# 第1節 利用者本位の生活支援体制の整備

## (1)福祉サービスの供給確保と質の向上

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市自立支援協議会内の専門部会において課題の共有と今後の方針について検討を行っています。地域課題や個別事例については関係機関などが連携し、地域別会議の 開催などを行っています。

またサービス支給の公平性の確保を図るため障害福祉支給決定ガイドライン及びQ&Aを作成公表し、東大阪市自立支援協議会を通じて関係機関からの意見を集約し、適宜見直しを行っています。

#### ●課題

緊急時やレスパイト利用、体験利用を含めた短期入所先の確保が求められています。 また医療的ケアの必要な重度心身障害や重度知的障害、強度行動障害のある人に対する 資源が不足しており福祉人材の養成・確保が必要となります。

### ◎今後の方針

障害のある人や家族が安心して地域で暮らせるよう、サービスの支給決定については 公平性の確保を図り、サービスの供給量の確保、医療的ケアや強度行動障害に対応した 支援、福祉人材の確保を図るなど障害福祉サービスなどの提供体制を整備していきます。 <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針         | 目標 | 担当課・室     |
|----------|-----------------|----|-----------|
| ①訪問系サービス |                 | 拡充 | 福祉事務所     |
|          | ルパーの質の向上を目指します。 |    | 保健センター    |
|          |                 |    | 健康づくり課    |
|          |                 |    | 障害福祉認定給付課 |
|          |                 |    | 障害施策推進課   |

|                              | 医療的なケアに対応できる介護職員の増<br>加に向けた支援ができるよう目指します。  | 拡充 | 福祉事務所<br>保健センター<br>障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課            |
|------------------------------|--|----|--|
| ②短期入所(ショ<br>ートステイ)           | それぞれの事業所の特徴、体制を把握しながら、緊急時に利用しやすい仕組みや医療的ケアが必要な方へのサービス提供ができるよう、今後の充実を目指します。  | 拡充 | 福祉事務所<br>保健センター<br>健康づくり課<br>障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課  |
| ③日中活動系サービス                   | 日中活動系サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、日中一時支援事業及び地域活動支援センターで提供されるサービス等)は障害のある人がいきいきと生活できるよう、今後のさらなる充実を目指します。<br>また、医療的ケアを必要とする方にサービスを提供する事業者への支援を検討していきます。 | 継続 | 福祉事務所<br>保健センター<br>健康づくり課<br>障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課  |
| ④身体障害のある<br>人への地域生活<br>支援の充実 | 東大阪市立障害児者支援センターレピラ<br>を身体障害のある人への地域生活支援の拠<br>点として、医療的ケアが必要な方への地域<br>生活支援、機能訓練事業として自立訓練を<br>行う通所事業所として充実していきます。<br>また、強度行動障害のある人に対する支<br>援を充実していきます。        | 継続 | 障害施策推進課  |
| ⑤障害福祉サービ<br>ス等の供給確保<br>と質の向上 | 医療的ケアや強度行動障害に対応した支援や充分な供給量のないサービスについては、事業所などへの働きかけなどで供給量の確保を目指します。   | 継続 | 福祉事務所<br>保健センター<br>健康づくり課<br>障害福祉事業者課<br>障害福祉認定給付課 |
|                              | 各種研修の実施などによって福祉人材の<br>育成に努めるとともに、指定障害福祉サー<br>ビス等事業所連絡会などによるサービス提<br>供事業所の連携、質の向上を支援します。  | 継続 | 障害児サービス課<br>障害施策推進課                                |
| ⑥障害福祉サービ<br>ス等の支給決定          | 医療的ケアが必要な方への対応の検討や、障害のある人の高齢化に伴い、介護保険へ移行することによる支給量の減少について、その対応策の検討を行います。 さらに、障害のある子どもの通学支援など、サービス利用の拡充についても対応策の検討を行います。                                    | 継続 | 学校教育推進室障害福祉認定給付課障害児サービス課                           |
| ⑦福祉用具の給付                     | 障害を補う福祉用具の充実について国や<br>大阪府に働きかけ、新品目の追加やよりよ<br>い製品の紹介などに努めます。  | 継続 | 福祉事務所障害福祉認定給付課                                     |

| ⑧障害者ケアマネ | 東大阪市自立支援協議会などで指定相談  | 継続 | 福祉事務所     |
|----------|---------------------|----|-----------|
| ジメントの充実  | 支援事業者や行政などが連携して個別事例 |    | 保健センター    |
|          | への対応や相談支援事業のさらなる充実を |    | 障害児サービス課  |
|          | 目指します。              |    | 障害施策推進課   |
|          | また、適切なサービスを本人の希望に則  |    |           |
|          | してその人にあった形でコーディネートで |    |           |
|          | きるように、サービス等利用計画の作成を |    |           |
|          | 推進します。              |    |           |
| ⑨障害児(者)に | 障害児(者)ができるだけ身近な環境で  | 拡充 | 障害福祉認定給付課 |
| 対する地域での  | 健やかに生活できるように、障害福祉サー |    | 障害児サービス課  |
| 生活支援の推進  | ビス等の利用が円滑に行われるよう支援し |    | 地域支援課     |
|          | ます。                 |    |           |
|          | また、医療的ケアの必要な方が安心して  |    |           |
|          | 地域で生活できるよう、日中の受け入れな |    |           |
|          | どサービス提供の場については、医療分野 |    |           |
|          | との連携を進めます。          |    |           |
|          | 障害児通園施設における支援も含め、障  |    |           |
|          | 害児通所支援事業として支援が必要な子ど |    |           |
|          | もに対してサービスを提供していきます。 |    |           |
| ⑩福祉人材の養  | 支援を担う専門的な人材を確保するた   | 拡充 | 福祉事務所     |
| 成・確保     | め、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養 |    | 保健センター    |
|          | 成研修への支援など、サービス提供事業者 |    | 障害福祉事業者課  |
|          | へのアドバイスに努めます。       |    | 障害福祉認定給付課 |
|          | また、東大阪市自立支援協議会などで、  |    | 障害施策推進課   |
|          | 困難となっている福祉人材の確保の方策な |    |           |
|          | どについて検討を進めます。       |    |           |

# (2)発達障害児(者)施策の推進

# ○第3次障害者プランの振り返り

発達障害に関する必要な情報提供や「疑い」の段階から相談できる発達障害に特化した発達障害相談支援を行っています。また、ライフステージのつなぎを支援するツールとしてのサポートシートなどを作成しています。

### ●課題

発達障害に関する相談件数が年々増えており、相談体制の強化や発達障害のある子ど もの家族を対象とした支援の充実が求められています。

また、既存の障害者サービスに加え、それぞれの障害特性やライフステージに応じた 発達障害について途切れない一貫した支援が必要となります。

### ◎今後の方針

発達障害に関する情報提供や研修、講座の開催などを行います。

また、東大阪市自立支援協議会や東大阪市発達支援ネットワーク協議会などにおいて、 支援機関同士の情報連携や保護者への効果的な情報発信の手法などを検討していきます。 <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針               | 目標 | 担当課・室        |
|----------|-----------------------|----|--------------|
| ①障害特性やラ  | 既存の障害者サービスに加え、それぞれ    | 継続 | 子ども見守り相談センター |
| イフステージ   | の障害特性やライフステージに応じた発達   |    | 健康づくり課       |
| に応じた発達   | 支援について、福祉・保健・教育の各機関   |    | 労働雇用政策室      |
| 障害児(者)施  | が有する情報の共有、機関連携の強化、療   |    | 学校教育推進室      |
| 策の推進     | 育システムの充実など支援体制の充実を図   |    | 教育センター       |
|          | ります。                  |    | 障害施策推進課      |
|          | ライフステージのつなぎを支援するツー    | 拡充 | 労働雇用政策室      |
|          | ルとしてのサポートシートや就労に関して   |    | 障害施策推進課      |
|          | 各機関が情報を収集しやすくするためのア   |    | 教育センター       |
|          | セスメントシートなどの活用を図ります。   |    |              |
|          | また、自立支援協議会内の専門部会で、    |    |              |
|          | サポートシートの検証・見直しや、教育と   |    |              |
|          | 福祉が連携した研修の実施に努めます。    |    |              |
| ②相談機関の充  | 発達支援センターや発達障害に特化した    | 拡充 | 子ども見守り相談センター |
| 実        | 委託相談支援センターを設置し、専門的な   |    | 施設利用相談課      |
|          | 相談支援を実施します。           |    | 母子保健・感染症課    |
|          | また障害の早期発見に向けて発達の視点    |    | 労働雇用政策室      |
|          | を加味した乳幼児健診項目の充実や幼稚園   |    | 学校教育推進室      |
|          | や保育所などへの巡回支援の実施、発達障   |    | 障害施策推進課      |
|          | 害のある子どもの家族を対象とした支援の   |    |              |
|          | 実施、就労につなぐ支援などに取り組んで   |    |              |
|          | いきます。                 |    |              |
| ③発達障害の理  | 「乳幼児期」「学童・思春期」「青年期」「壮 | 継続 | 子ども見守り相談センター |
| 解啓発      | 年期」などのライフサイクルに沿った発達   | *  | 健康づくり課       |
|          | 障害の理解と支援に関する情報提供や研    |    | 学校教育推進室      |
|          | 修、講座の開催などを実施し理解啓発に努   |    | 教育センター       |
|          | めます。                  |    | 障害施策推進課      |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

# (3) 相談支援体制の充実

○第3次障害者プランの振り返り

平成29年度に地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを 設置し、また委託相談支援センターの再編を行い、市内7カ所の地域担当制として設置 することで地域の相談支援ネットワークの充実を図っています。

障害福祉サービス等の利用、手帳の申請、生活に関する各種相談については市内3カ 所の福祉事務所や保健所保健センターで実施し、障害福祉サービス等の具体的な内容や 生活に関する内容には基幹相談支援センターや委託相談支援センターにおいても相談を 行い、相談内容が複雑・多様化する中、関係機関の連携やピアカウンセリングの活用な ど支援体制の強化に努めています。

また、さまざまな地域課題を解決するため、東大阪市自立支援協議会全体会や運営委員会、各部会や分科会において課題解決に向けた議論を行っています。

## ●課題

当事者や親の高齢化、親亡き後に対する支援や、公的支援につながっていない人への 支援など相談内容が複雑・多様化し、関係機関の連携が必要となる支援が増えています。 また当事者のみならずその家族への支援も充実していく必要があります。

計画相談については、サービス利用者の増加に対し、計画相談支援や障害児相談支援を行う事業所や相談員が不足しています。

# ◎今後の方針

相談機関の質の向上に努め、相談支援機関の周知やアウトリーチ、関係機関などからの情報の活用により、必要な人がサービスにつながるよう取り組みます。また市内の相談支援専門員の確保に努めるとともに、地域の包括的な支援として重層的支援体制の整備の取組みを進めていきます。

東大阪市自立支援協議会のケア連絡会において、さまざまな相談支援の地域課題など を抽出し、課題解決に向けた議論を各支援機関と行い、課題の共有や連携を図ります。 <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針              | 目標 | 担当課・室        |
|----------|----------------------|----|--------------|
| ① 相談機関の充 | 障害福祉サービス等の相談、生活に関す   | 拡充 | 生活支援課        |
| 実        | る各種相談は、福祉事務所や保健センター、 | *  | 福祉事務所        |
|          | 基幹相談支援センター、委託相談支援セン  |    | 地域福祉課        |
|          | ター、身体・知的・精神障害者相談員など  |    | 高齢介護課        |
|          | で実施しています。            |    | 地域包括ケア推進課    |
|          | 障害のある子どもにはレピラや学校関連   |    | 子ども見守り相談センター |
|          | の相談体制を継続し、高齢期の障害のある  |    | 健康づくり課       |
|          | 人には高齢者保健福祉施策や介護保険制度  |    | 保健センター       |
|          | における相談機能との連携を促進します。  |    | 労働雇用政策室      |
|          | また、民生委員・児童委員や校区福祉委   |    | 障害福祉認定給付課    |
|          | 員会などの関係機関、コミュニティソーシ  |    | 障害児サービス課     |
|          | ャルワーカーとの連携も強化します。    |    | 障害施策推進課      |
|          | あわせて、委託相談支援体制の見直しに   |    |              |
|          | より相談機能の強化に努めます。      |    |              |
| ②相談サービス  | 基幹相談支援センターが中心となり事例   | 拡充 | 障害福祉事業者課     |
| の充実      | 検討や研修会などを行い、指定(特定)相  |    | 障害福祉認定給付課    |
|          | 談支援事業所における相談支援専門員のス  |    | 障害児サービス課     |
|          | キルアップを図るなどサービス等利用計画  |    | 障害施策推進課      |
|          | の作成を支援します。また、基幹相談支援  |    |              |
|          | センターによる関係機関との連携支援とし  |    |              |
|          | て事業所情報などの情報提供を行います。  |    |              |
| ③重層的支援体  | 既存の相談支援などの取組みを維持しつ   | 拡充 | 生活支援課        |
| 制の整備     | つ、関係機関が連携したネットワークによ  | *  | 地域福祉課        |
|          | る地域住民の抱える課題解決のための包括  |    | 高齢介護課        |
|          | 的な支援体制の整備を進め、断らない相談  |    | 地域包括ケア推進課    |
|          | 支援・参加支援・地域づくりを一体として  |    | 障害施策推進課      |
|          | 行う重層的支援体制の整備を図ります。   |    | 施設給付課        |
|          |                      |    | 保育課          |

| ④関係機関との  | 高齢期の障害のある人に関する課題につ   | 拡充 | 生活支援課     |
|----------|----------------------|----|-----------|
| 連携強化     | いて地域の高齢者保健福祉の核となる地域  |    | 地域福祉課     |
|          | 包括支援センターと委託相談支援センター  |    | 高齢介護課     |
|          | が連携を強化していきます。        |    | 健康づくり課    |
|          | また、ひきこもりに関する課題などさま   |    | 保健センター    |
|          | ざまな地域課題を解決するため各支援機関  |    | 地域包括ケア推進課 |
|          | との連携、課題の共有などを図ります。   |    | 障害施策推進課   |
| ⑤東大阪市自立  | 東大阪市自立支援協議会では、地域別会   | 継続 | 健康づくり課    |
| 支援協議会の   | 議やケア連絡会などの地域の関係機関より  |    | 保健センター    |
| 強化       | あがる課題について、各部会などを設置し、 |    | 福祉事務所     |
|          | 検討や施策提言を行っています。      |    | 障害福祉認定給付課 |
|          | 今後も障害のある人を取り巻く環境の変   |    | 障害児サービス課  |
|          | 化に対応した部会などの編成を進め、必要  |    | 障害施策推進課   |
|          | な障害福祉施策の検討に加え、相談支援事  |    |           |
|          | 業のあり方についても検討を進めます。   |    |           |
| ⑥退所・退院に係 | 施設や病院から地域に生活の場を移した   | 継続 | 福祉事務所     |
| る相談支援    | り、家族から自立した生活を希望されたり  |    | 健康づくり課    |
|          | する方が急激な生活環境の変化などで不安  |    | 保健センター    |
|          | 定な状況に陥らないように、また、生活の  |    | 障害施策推進課   |
|          | 状況を把握し適切な支援につなげていける  |    |           |
|          | ように、各保健センター、福祉事務所及び  |    |           |
|          | (一般)相談支援事業所が、病院・施設など |    |           |
|          | と連携を取りながら、地域の関係機関とと  |    |           |
|          | もに相談支援を行います。         |    |           |
| ⑦ピアカウンセ  | 障害当事者がピアカウンセラー(ピア=   | 継続 | 福祉事務所     |
| リング      | 仲間)として障害福祉サービスの利用援助  |    | 健康づくり課    |
|          | や日常生活上の問題、生活能力の取得に関  |    | 保健センター    |
|          | する個別的援助・支援等の相談を行います。 |    | 障害施策推進課   |
|          |                      |    |           |
|          |                      |    |           |

# (4) ライフステージに応じた一貫した支援体制の構築

### ○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市立障害児者支援センターレピラは平成29年4月に開設され、知的障害・肢体不自由・発達障害などの子どものための通園療育として「第1・第2はばたき園」、プライマリー・ケアを基本とした「外来診療」・「歯科診療」・「リハビリテーション」・「医療型・福祉型短期入所」、市域における中核的機能としての相談支援の「基幹相談支援センター」・「計画相談」・「発達障害支援センターPAL」、就労支援機能として「就労移行支援事業」・「自立訓練事業」・「生活介護事業」・「障害者就業・生活支援センター」、地域交流の拠点として「各種教室や体験学習」・「ふれあいの場づくり」などを行い、ライフステージに沿って、子どもから大人まで、「児者一貫」の切れ目のない支援、また、本市における障害児者福祉の拠点として、幅広く障害福祉関係機関や病院、地域とのネットワークの中核を担う役割を果たしています。

#### ●課題

障害福祉サービスなどを提供する体制を充実していく必要があります。多様な相談支援に対応するためさまざまな支援機関との連携を強化することが求められています。また通園部門や医療部門などにおいては、地域の障害福祉関係機関や病院などと連携を強化し、地域のネットワークの中核として役割を担う必要があります。

また、災害時における地域の障害児者福祉の拠点施設としての役割が求められています。

#### ◎今後の方針

本市における障害福祉の拠点として、幅広く障害福祉関係機関や病院など地域とのネットワークの中核を担う役割を果たしていきます。

また、災害時などにおいても、基幹相談支援センターを中心として、情報取集や情報発信を行い、障害のある人や地域の事業所などへの支援、また市立障害児者支援センターレピラの建物の活用など、地域の障害福祉の拠点としての役割を果たしていきます。 <主な施策>

| 主な施策・事業名                           | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室         |
|------------------------------------|---|----|---------------|
| ①東大阪市立障<br>害児者支援セ<br>ンターレピラ<br>の強化 | 相談、通園、通所、医療などさまざまな<br>専門機能を備え、乳幼児期から成人期まで<br>のライフステージに応じた児者一貫した支<br>援を行い、本市における障害福祉の拠点と<br>して、幅広く障害福祉関係機関や病院など<br>地域とのネットワークの中核を担う役割を<br>果たしていきます。<br>また、災害時などの地域の障害児者福祉<br>の拠点としての役割を果たしていきます。 | 拡充 | 子ども家庭課障害施策推進課 |

# (5) 意思疎通の支援

### ○第3次障害者プランの振り返り

福祉事務所と市役所本庁舎に手話通訳者を配置、手話通訳や要約筆記、盲ろう者向け 通訳・介助員の派遣の実施、手話通訳者養成講座の開催など、意思疎通の支援に努めて います。

また、東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例を制定し、手話及びろう者に対する理解の増進並びに手話の普及に取り組んでいます。

# ●課題

緊急時における情報提供の保障や障害の特性に応じたコミュニケーション手段や機器 の活用についての検討が必要となります。

また、失語症向け意思疎通支援者の派遣などによる意思疎通支援の促進が求められています。

# ◎今後の方針

今後も引き続き手話通訳者養成講座を設けて、手話通訳者の確保を図り、利用希望に 円滑に対応できるようにしていきます。

また、手話通訳や要約筆記に限られず、失語症者に対する意思疎通支援、盲ろう者への触手話や指点字、視覚障害のある人への代読や代筆、知的障害や発達障害のある人への簡潔な文章による資料作成や文章にルビ、写真や絵などの視覚的に分かりやすいものを用いた説明などのコミュニケーション支援、重度の身体障害のある人に対するコミュニケーションボードによる意思の伝達など多様な手段による意思疎通支援を推進します。

| 主な施策・事業名                                    | 事業内容・方針  | 目標      | 担当課・室            |
|---|--|---------|------------------|
| ① 手話通訳者の<br>配置                              | 福祉事務所と市本庁舎において引き続き<br>手話通訳者を配置します。主要な公的施設<br>などへの配置については検討を進めます。<br>また、ICTを活用した遠隔手話通訳な<br>どの導入による支援を進めていきます。 | 拡充      | 福祉事務所障害施策推進課     |
| ② 手話通訳、要<br>約筆記、盲ろ<br>う者向け通<br>訳・介助員の<br>派遣 | 聴覚に障害がある方に対して、手話通訳<br>者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助<br>員を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。  | 継続      | 福祉事務所<br>障害施策推進課 |
| ③ 手話通訳者等<br>の養成                             | 手話奉仕員養成講座や手話通訳者に対するレベルアップ講座の開催、大阪府共同実施による手話通訳者養成講座により登録手話通訳者の拡充を図ります。また、その他意思疎通支援を行う方の養成を行います。               | 拡充      | 障害施策推進課          |
| ④ 多様な意思疎<br>通支援の推進                          | 失語症者、中途失聴・難聴者に対する意思疎通支援、知的障害や発達障害のある人とのコミュニケーションなど、意思の伝達など多様な手段による意思疎通支援を重点的に推進します。                          | 拡充 ※    | 障害施策推進課          |
| ⑤ 手話施策推進<br>方針の策定                           | 手話施策推進方針に基づき、手話の普及<br>とろう者への理解促進につながる施策を総<br>合的かつ計画的に推進します。  | 拡充<br>※ | 障害施策推進課          |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

# (6) 福祉人材の確保【新規掲載項目】

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市自立支援協議会において人材確保の方策について検討しています。

また、障害に対する正しい理解と人権の尊重を深めていくために、学校教育などにおける福祉教育、東大阪市立障害児者支援センターレピラでは「教育機関へ向けた交流体験」などの福祉教育を実施しています。

## ●課題

医療的ケアの必要な重度心身障害や重度知的障害、強度行動障害のある人に対する社会資源が不足しており福祉人材の確保・養成・定着が必要であり、今後地域の実情を踏まえた取組みが重要となります。

また、福祉の仕事のイメージアップ、やりがいなどの魅力に関する発信や理解促進が 求められています。

### ◎今後の方針

市と社会福祉協議会、社会福祉事業団、障害福祉事業者などの福祉関係者や、東大阪市自立支援協議会、障害福祉施設連絡会及び障害福祉事業所連絡会などと連携・協力し、人材確保に向けた取組みを推進します。また、ハローワークなどと連携した取組みを推進します。

次世代の福祉を担う子どもたちに福祉を身近なものと感じてもらえるよう、小中学校 において福祉教育や体験活動など充実を図ります。

<主な施策>

| 主な施策・事業名            | 事業内容・方針   | 目標      | 担当課・室   |
|---------------------|---|---------|---|
| ① 福祉人材の養成・確保        | 支援を担う専門的な人材を確保するため、ホームヘルパー・ガイドヘルパーの養成研修への講師派遣など、さまざまな支援の実施により、サービス提供事業者へのアドバイスやサポートに努めます。<br>また、東大阪市自立支援協議会などで、困難となっている福祉人材の確保の方策などについて検討を進めます。 | 拡充      | 福祉事務所<br>保健センター<br>障害福祉事業者課<br>障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課 |
| ②子どもに対する<br>福祉教育の充実 | これからの社会の担い手となる子どもたちが、障害者福祉や高齢者福祉をはじめとする社会福祉について正しく理解し、思いやりと助け合いの心を育めるよう福祉教育の充実を図ります。  | 継続      | 学校教育推進室   |
| ③ 教育機関へ向けた交流体験      | 東大阪市立障害児者支援センターレピラ<br>において地域交流事業として、小学校など<br>で福祉教育として、障害に関する交流体験<br>を行います。  | 継続<br>※ | 障害施策推進課   |
| ④ 機器等の導入<br>支援      | 介護ロボット等の導入により、介護業務<br>の負担軽減などを図り、働きやすい職場環<br>境の整備を推進します。  | 拡充<br>※ | 障害児サービス課<br>障害施策推進課                                 |

# 第2節 地域生活への移行の推進

# (1)施設入所者の地域生活への移行の推進

# ○第3次障害者プランの振り返り

地域生活への移行の推進については、東大阪市自立支援協議会の地域生活移行部会に おいて、地域移行・地域定着システムフロー図の見直しを行い、具体的な進め方を協議 しています。

また、地域移行ワーキングを設置し、入所施設への聞き取り調査などを行い、課題の 抽出と支援体制やしくみの構築などについて検討を進めています。

#### ●課題

地域での生活に移行するには、障害のある人の不安と地域住民の不安の双方をやわら げる支援が不可欠となります。障害のある人には、地域で安心して生活ができるよう相 談支援の体制やグループホーム、日中活動の場、ホームヘルパーなどの充実が必要とな ります。また施設入所者や長期入院患者の地域移行を促進するためにはアウトリーチや 働きかけが必要となり、行政と基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所等との より一層の連携が必要となります。

さらに、障害を理由とする差別の解消と障害のある人の地域における生活の場の必要性について、地域住民の関心と理解を深めるための啓発活動が必要となります。

#### ◎今後の方針

地域生活への移行の推進に向け、東大阪市自立支援協議会の地域生活移行部会での個別事例への検討や検証、行政と基幹相談支援センター、障害福祉サービス事業所等の連携による障害当事者の意向の把握やアウトリーチによる働きかけなど、相談支援体制を構築していくとともに、重度の障害のある人が地域で生活ができる受け皿となるグループホームの整備や質の向上、また地域移行に向けて体験ができる仕組みの促進を図ります。

| 主な施策・事業名           | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室        |
|--------------------|--|----|--------------|
| ①施設入所者の地域生活への移行の推進 | 行政と基幹相談支援センター、障害福祉<br>サービス事業所等の連携を強化し、施設入<br>所者などの障害当事者に対して地域移行へ<br>の働きかけの実施やグループホームなどの<br>宿泊体験などを通じて、地域生活への移行<br>を推進します。<br>また、家族と暮らしている方で自立した<br>生活を希望している方の地域生活への移行<br>も支援します。<br>東大阪市自立支援協議会の地域生活移行<br>部会を設置し地域移行後の生活や地域移行<br>が実現しなかったケースの検証を行いま<br>す。 | 拡充 | 福祉事務所障害施策推進課 |

| ②地域生活の受 | グループホームの確保や質の向上、また、 | 拡充 | 障害施策推進課 |
|---------|---------------------|----|---------|
| け皿の整備   | 地域移行に向けて体験ができる仕組みを促 | *  |         |
|         | 進します。さらに居宅介護、重度訪問介護 |    |         |
|         | 等の訪問系サービスの充実を図ります。  |    |         |
|         |                     |    |         |

# (2)精神障害者の退院促進

○第3次障害者プランの振り返り

基幹相談支援センターや大阪府地域精神医療体制整備広域コーディネーターと連携しながら精神障害のある人の地域移行・地域定着支援を行っています。

#### ●課題

精神障害のある人を地域で支えるための社会資源や支援体制がまだ不十分であり、相談支援体制や居宅支援、福祉と医療の連携などが必要となります。

また、精神障害への理解不足や根強い偏見の解消が必要となります。

#### ◎今後の方針

精神科病院へ長期入院している精神障害のある人の地域生活への移行及び定着支援について、課題を抽出して、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの協議の場などで継続して検討し、退院促進を進めていきます。

また、医療・福祉の連携により、地域での退院後の支援体制を強化していきます。 <主な施策>

| 主な施策・事業名                                       | 事業内容・方針  | 目標      | 担当課・室                       |
|--|--|---------|-----------------------------|
| ① 精神障害者の<br>退院促進                               | 精神科病院に入院中の精神障害のある人のうち退院可能な方に対し、退院に向けての支援及び退院後の自立生活のための支援を行います。<br>また、地域移行への動機付けや不安軽減、地域生活のイメージ作りなどの働きかけを関係機関と連携しながら行います。<br>さらに、医療・福祉の連携による情報共有や研修などにおいてスキルアップを図り、地域での退院後の支援体制を強化していきます。 | 拡充      | 健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課 |
| ②精神障害にも<br>対応した地域<br>包括ケアシス<br>テムの協議の<br>場での検討 | 東大阪市こころの健康推進連絡協議会実<br>務担当者会議を協議の場として、東大阪市<br>自立支援協議会の地域生活移行部会などと<br>連携し、精神障害にも対応した地域包括ケ<br>アシステムを継続して検討することで退院<br>促進を進めていきます。  | 拡充<br>※ | 健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課 |

# (3) 地域生活支援拠点等の整備と運用【新規掲載項目】

#### ○第3次障害者プランの振り返り

地域生活支援拠点等の整備については、第5期障害福祉計画策定に係る国の基本的な 指針において、障害のある人などの重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援 のための機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、地域全体で支えるサービス 提供体制を構築するとあり、令和2年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも一つ を整備することが示されています。

市では令和2年度末までの整備に向けて、東大阪市自立支援協議会内に、地域生活支援拠点等プロジェクト委員会を設置し、整備に向けた検討を進めてきました。

#### ●課題

地域生活支援拠点等の整備では、緊急事態になる前の平常時の支援がより重要となる ため、支援につながっていない障害のある人などへのアウトリーチが必要になります。 また、緊急時の受け入れ・対応を実施するための資源や人材の確保、地域の社会資源 の連携体制の構築が必要になります。

## ◎今後の方針

地域生活支援拠点等の整備では、市内全体を一つの面ととらえた面的整備を行い、地域全体で支援するネットワークの構築を行い、市全体で障害児者の生活を支える体制を整備し、機能の強化に努めていきます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名                    | 事業内容・方針   | 目標      | 担当課・室   |
|-----------------------------|---|---------|---------|
| ①地域生活支援<br>拠点等の機能<br>の充実    | 障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能(①相談、②緊急時の受け入れ・対応、③体験の機会・場、④専門的人材の確保・養成、⑤地域の体制づくり)を充実させ、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築します。 | 拡充 ※    | 障害施策推進課 |
| ②地域生活支援<br>拠点等の機能<br>の検証・検討 | 地域生活拠点等の整備について、東大阪<br>市自立支援協議会において、運営状況の検<br>証や検討などを行います。   | 拡充<br>※ | 障害施策推進課 |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

### (4) 罪に問われた障害者への支援

### ○第3次障害者プランの振り返り

基幹相談支援センターが窓口となり、罪に問われた障害のある人の地域移行支援に向けて、地域関係機関との連携や処遇の課題を検討するなどの支援を行っています。

# ●課題

心神喪失または心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った人の社会復帰の難しさや、 知的障害のある人などで矯正施設からの出所後、障害により自立した生活を送ることが 困難であるにもかかわらず必要な福祉的支援につながらず、その後の受け入れ先もなく 再犯に至るケースなどがあり支援が困難となっています。

# ◎今後の方針

罪に問われた障害のある人について理解啓発を進めていきます。また処遇に関する必要な情報を共有し、一般の精神医療や精神保健福祉サービスへ円滑に移行できるよう関係機関の連携のもと支援していきます。

| 主な施策・事業名  | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室            |
|---|---|----|------------------|
| ① 支援体制の整<br>備   | 基幹相談支援センターが窓口となり、関係機関と連携し、罪に問われた障害のある人について理解を深め、今後の支援のあり方について検討を進めます。             | 継続 | 福祉事務所障害施策推進課     |
| ②保護観察所が中<br>心となる精神保<br>健福祉関係機関<br>との「ケア会議」<br>への協力と情報<br>の共有化 | ケア会議において、処遇に関する必要な情報を関係機関において共有し、一般の精神医療や精神保健福祉サービスへ円滑に移行できるよう関係機関の連携のもと支援していきます。 | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |
| ③処遇終了後の精神保健福祉サービスに関する支援の継続                                    | 医療観察法に基づく処遇終了後は、一般<br>の精神医療や精神保健福祉サービスを適<br>切に利用できるよう支援していきます。                    | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |

# 第3章 文化・スポーツ活動等の推進 (新規掲載項目)

# 【基本方針】

障害のある人が生涯を通じて社会参加と自己実現を図り、生活の質を高めることができるように、学習機会の充実や、文化・スポーツ活動の充実、またレクリエーション活動を通じて障害のある人などの体力の増強や交流、余暇の充実を図ります。

さらに、本市はラグビーのまちであり、また花園中央公園などの施設があることから、障害のある人が生涯にわたりスポーツや余暇活動ができるよう社会参加の支援を推進します。

# 第1節 文化・スポーツ活動等の推進【新規掲載項目】

# (1) 生涯を通じた学習機会の充実

○第3次障害者プランの振り返り

市民講座の開催や図書館にて対面朗読や録音図書などの貸出、大きな活字本の貸出など、障害のある人に対する学習機会を提供しています。

#### ●課題

講座やイベントに参加する人の特性やニーズに応じた体制整備の一層の充実が求められています。

◎今後の方針

障害の有無にかかわらず、すべての市民が学ぶことができるよう、学習機会の提供と 参加される際の情報保障を推進します。

<主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針               | 目標 | 担当課・室    |
|----------|-----------------------|----|----------|
| ①東大阪市民講  | 生涯学習は市民が主体的に学び、自らを    | 拡充 | 社会教育センター |
| 座        | 高めることを基本に、幅広い年代層を対象   |    |          |
|          | に実施しています。             |    |          |
| ②大活字本・点字 | 視力が弱くなった方、目の不自由な方な    | 拡充 | 社会教育課    |
| 図書・対面朗読  | どに各種資料による情報を提供します。朗   |    |          |
| など       | 読のボランティアなど障害のある人への対   |    |          |
|          | 応を継続します。大きな活字の本(大活字)  |    |          |
|          | 本)、録音図書(カセットテープ図書やデイ  |    |          |
|          | ジー図書)、読みやすいように工夫された   |    |          |
|          | LL ブック、ボランティアの協力による対面 |    |          |
|          | 朗読や録音図書の作成などを進めます。    |    |          |
| ③講演会やイベ  | 講演会やイベントの実施において、手話    | 拡充 | 障害施策推進課  |
| ントなどにお   | 通訳や要約筆記などの情報保障を行い、誰   | *  |          |
| ける情報保障   | もが参加しやすい環境整備を図ります。    |    |          |
|          |                       |    |          |

# (2) 文化・スポーツ活動の推進

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市立障害児者支援センターレピラにて各種文化・スポーツ教室の開催、市民文 化芸術祭の開催など、障害のある人に対する社会参加の促進に取り組んでいます。

#### ●課題

障害のある人が創造する文化芸術の作品などの発表や文化芸術活動を通じた交流などの促進、障害者スポーツの理解促進、障害者スポーツの活動場所の確保などが課題となっています。

### ◎今後の方針

障害のある人の文化芸術活動への参加を促進していきます。

また、障害のある人がスポーツに参加しやすい環境を促進するとともに、障害者スポーツの理解啓発の推進に努めます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名              | 事業内容・方針   | 目標   | 担当課・室               |
|-----------------------|---|------|---------------------|
| ①障害者スポー<br>ツの推進       | 屋外型車いすスポーツ専用施設となる「東大阪市立ウィルチェアスポーツコート」を花園ラグビー場東側へ設置し、誰もが気軽にウィルチェアスポーツを体験し、交流を通じて意識のバリアフリー化の推進を図ります。 また、他市との共同実施による障害者スポーツ大会やバリアフリーマラソンなど障害のある人が参加できるスポーツイベントの開催を支援するなど、屋内外を問わず障害者スポーツの活動の場所の確保や参加しやすい環境の促進に努めます。 | 拡充 ※ | スポーツビジネス戦略課 障害施策推進課 |
| ②障害特性に合った文化・スポーツ教室の開催 | 障害のある人の健康増進と生きがいづく<br>りのため、東大阪市立障害児者支援センタ<br>ーレピラで各種文化・スポーツ教室の開催<br>を実施するなど、事業の充実に努めます。   | 継続   | 障害施策推進課             |
| ③文化・芸術活動<br>の充実       | 東大阪市民文化芸術祭を開催し、芸術・<br>文化活動に関する情報提供の充実に努めます。<br>また、社会教育センターや公民館などで<br>継続的に学べる機会を提供し、公共施設を<br>活用して障害者美術展を開催するなど障害<br>のある人が主体となって社会参加に寄与す<br>る活動の支援に努めます。  | 継続   | 社会教育センター            |

# 第2節 社会参加の促進 【新規掲載項目】

# (1) 余暇活動や社会参加の取組みの充実

○第3次障害者プランの振り返り

障害特性に応じて社会参加できる場の充実に向けた支援や障害のある人の余暇活動や 社会参加の推進に向けてガイドヘルプサービスの充実を行っています。

また、レクリエーション活動を通じて積極的な社会参加の促進を図っています。

## ●課題

日中活動や土日を含む余暇活動の場の確保や充実、地域交流の促進や障害のある人の 活躍の場が必要となります。

# ◎今後の方針

障害のある人がさまざまな活動を通して生涯にわたって社会参加と自己実現を図り、 文化的な生活を継続していくことができるように、幅広い分野にわたる活動全般につい て積極的に参加し、活動を主導できるように支援していきます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名               | 事業内容・方針   | 目標      | 担当課・室                            |
|------------------------|---|---------|----------------------------------|
| ①日中活動の支<br>援の充実        | 一般就労への支援とは別に、雇用契約に<br>もとづかない就労継続支援B型や生活介<br>護、生活訓練、地域活動支援センター I 型<br>など、障害特性に応じて社会参加できる場<br>の充実に向けて支援を行います。 | 継続      | 障害福祉認定給付課<br>障害児サービス課<br>障害施策推進課 |
| ②ガイドヘルプ<br>サービスの充<br>実 | 障害のある人の余暇活動や社会参加の推<br>進に向けてガイドヘルプサービスの見直し<br>など充実に努めます。   | 継続      | 障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課             |
| ③レクリエーション活動の充<br>実     | スポーツやレクリエーション活動を通じて、障害のある人が体力の増強、親睦や交流を深めるとともに、積極的な社会参加を図ることができるよう活動を充実します。                                 | 拡充<br>※ | 障害施策推進課                          |

# 第4章 生活環境の整備の促進

# 【基本方針】

誰もが快適で生活しやすい、ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を推進します。このため、すべての人が安全で安心して生活し、社会参加できるように、住宅、建築物、 公共交通機関、歩行空間、街なかなど生活空間のバリアフリー化を推進します。

また、障害のある人が安全かつ安心して地域で暮らせるように、防犯対策に努めるとともに、災害時を見据えた防災対策を推進します。

# 第1節 福祉のまちづくりの推進

## (1)公共的建築物の整備

○第3次障害者プランの振り返り

公共的建築物に対して、段差解消やエレベータ設置、通路確保などを促進するととも に、施設の設置目的や用途に応じたユニバーサルデザインの導入を図り、誰もが利用し やすい施設整備となるよう適切に審査・指導を行っています。

#### ●課題

視覚障害や発達障害など、情報に係る障害のある人への対応を含めた多様な障害のある人などの社会参加の促進が求められています。また、公共施設の整備において、障害 当事者の意見を聴き、障害のある人に配慮したバリアフリー化が求められています。

# ◎今後の方針

ユニバーサルデザインの理念や「大阪府福祉のまちづくり条例」、「障害者差別解消法」などの趣旨を踏まえ、障害のある人が安心して生活できるよう生活環境の整備に努めて まいります。

<主な施策>

| 主な施策・事業名          | 事業内容・方針   | 目標   | 担当課・室                                 |
|-------------------|---|------|---------------------------------------|
| ①公共的建築物<br>の整備・改善 | 公共的建築物に対して、段差解消やエレベータ設置、通路確保などを促進するとともに、施設の設置目的や用途に応じたユニバーサルデザインの導入を図り、誰もが利用しやすい施設整備を目指します。 | 継続   | 建築審査課<br>施設整備担当所管<br>地域福祉課<br>障害施策推進課 |
| ②障害当事者の<br>参画     | 公共施設などの整備においては、障害当事者の意見を聴くことで、障害のある人に配慮した施設整備におけるバリアフリー化の推進に努めます。                           | 拡充 ※ | 施設整備担当所管                              |

# (2) 道路・歩道等のバリアフリー化の推進

### ○第3次障害者プランの振り返り

歩道端部の段差解消、視覚障害者誘導ブロック設置、透水性舗装の整備を行っています。

また、交通渋滞、交通事故などの要因となるめいわく駐車や駅周辺の放置自転車など を防止することにより、市民の安全で快適な生活環境の保持及び向上に努めています。

#### ●課題

歩道における段差解消や、迷惑駐車の防止、バリアフリー化を進めることで、障害の ある方にとって安全で快適な環境整備が求められています。

## ◎今後の方針

歩道設置、既存の歩道における段差解消、視覚障害者誘導用ブロックの設置などのバリアフリー化を進め、市民誰もが安心安全に移動できる道路環境を整備します。

また、道路等公共スペースの交通障害の除去に努め、障害のある人にとって安全で快 適な道路空間を維持していきます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室  |
|----------|---------------------|----|--------|
| ①道路・歩道等の | 歩道設置、既存の歩道における段差解消  | 継続 | 道路整備課  |
| 整備       | や改良、視覚障害者誘導用ブロックの設置 |    |        |
|          | などのバリアフリー化を進め、市民誰もが |    |        |
|          | 安心安全に移動できる道路環境を整備しま |    |        |
|          | ुं के .             |    |        |
| ②放置自転車、違 | 放置自転車などを減少させて、道路等公  | 継続 | 自転車対策課 |
| 法駐車などの   | 共スペースの交通障害の除去に努めます。 |    |        |
| 対策の推進    | 緊急活動・避難行動の場や歩行者の安全な |    |        |
|          | 通行を確保し、良好な生活環境及び、駅前 |    |        |
|          | 空間を作ります。            |    |        |
|          | 安全な歩行空間を確保するため、自動車  | 継続 | 安全調整課  |
|          | 運転者や自転車利用者に対して、障害のあ |    |        |
|          | る人に配慮した交通マナーを心がけるよう |    |        |
|          | に、啓発活動に努めます。        |    |        |

### (3) 福祉のまちづくりの普及・啓発

#### ○第3次障害者プランの振り返り

大阪府福祉のまちづくり条例に基づき、事業者に対して整備基準遵守について適正な 指導や助言を行い、ユニバーサルデザインに配慮した整備への協力を求めるとともに、 適切に審査及び指導を行っています。

### ●課題

視覚障害や発達障害など、情報に係る障害のある人への対応を含めた多様な障害のある人などの社会参加の促進が求められています。

# ◎今後の方針

「大阪府福祉のまちづくり条例」や「障害者差別解消法」に規定する合理的配慮についての啓発に努め、バリアフリーに配慮し、障害のある人が安心して快適に暮らせるまちづくりを一層広めていきます。

# <主な施策>

| 主な施策・事業名                                    | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室 |
|---|--|----|-------|
| <ul><li>①福祉のまちづ<br/>くりの普及・啓<br/>発</li></ul> | 「大阪府福祉のまちづくり条例」や「障害者差別解消法」に規定する合理的配慮についての啓発に努め、障害のある人にやさしいまちづくりを一層広めていきます。 | 拡充 | 市役所全体 |

# 第2節 居住環境の整備の促進

# (1) 多様な居住の場の確保

○第3次障害者プランの振り返り

新築した公営住宅に車椅子常用世帯住戸を確保、市内におけるグループホームの新規 開設を促進するため必要な防火設備などの整備にかかる補助事業を実施するなど、障害 のある人が地域で安心して暮らせるよう住宅確保の支援に取り組んでいます。

# ●課題

重度の障害や医療的ケアが必要な障害のある人への対応も含めたグループホームの整備促進が必要となっています。

### ◎今後の方針

生涯にわたって住み慣れた地域で暮らせるように、地域生活に必要な居住の場の確保 や支援に取り組みます。

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室   |
|----------|---------------------|----|---------|
| ①公営住宅にお  | 新築した公営住宅に車椅子常用世帯住戸  | 継続 | 企画推進課   |
| ける障害者向   | を確保します。今後も建替時において、車 |    |         |
| け住宅の確保   | 椅子常用世帯住戸の確保に努めます。   |    |         |
| ②公営住宅整備  | 公営住宅整備事業において、老朽木造住  | 継続 | 総務管理課   |
| 事業       | 宅から新築した安全な住宅に移転できるよ |    |         |
|          | うに努めます。             |    |         |
| ③共同生活援助  | 地域移行や親亡き後などに生活の場とな  | 継続 | 障害施策推進課 |
| (グループホー  | るグループホームの確保や質の向上に向  |    |         |
| ム)の整備の促  | け、グループホームの整備や研修など運営 |    |         |
| 進        | に対する支援を行います。        |    |         |

# (2) 住宅改造に対する支援の充実

○第3次障害者プランの振り返り

重度身体障害者住宅改造費助成事業によって住宅改造の費用の助成を実施するなど、 障害のある人が地域で安心して暮らせるよう住宅環境の改善の支援に取り組んでいます。

#### ●課題

地域で安心して暮らすことができる居住環境の確保や住宅改造などの助成制度のさらなる周知啓発が必要となります。

# ◎今後の方針

障害のある人が地域で安心して暮らせるよう、住宅のバリアフリー化などの支援に取り組みます。また、必要なところにバリアフリー化に関する制度などの情報が届くよう 広報に努めます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名       | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室   |
|----------------|---|----|---------|
| ①住宅改造費などの助成    | 重度身体障害のある人が住み慣れた地域で自立し、安心して生活できるように、必要な住宅改造に要する経費を助成します。<br>また、グループホームなどのバリアフリー化を促進します。 | 継続 | 障害施策推進課 |
| ②バリアフリー 化の情報提供 | 住み慣れた住宅で安心して住みつづけられるようにバリアフリー化に関する制度について、情報提供や啓発活動を充実します。                               | 継続 | 障害施策推進課 |

# 第3節 移動及び情報アクセシビリティの確保

### (1)移動手段の整備の促進

○第3次障害者プランの振り返り

移動手段の確保の支援としては、駅のスロープの傾斜の緩和やオストメイト対応障害者用トイレや点字ブロックなどの設置、公共交通機関の整備促進、ガイドヘルプサービスによる余暇活動などの社会参加の支援、自動車免許取得費の助成、自動車改造費の助成、リフト付福祉タクシーの利用料助成などを実施しています。

# ●課題

移動支援のサービスについては高いニーズがあり供給体制を確保する必要があります。

# ◎今後の方針

公共交通機関のバリアフリーの促進やガイドヘルプサービスにより余暇活動などの社会参加が円滑に行えるよう支援します。また、利用者のニーズを把握し、より利用しやすい事業に向けて検討を行っていきます。

# <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室     |
|----------|---------------------|----|-----------|
| ①公共交通機関  | 駅のスロープの傾斜の緩和、オストメイ  | 継続 | 交通戦略室     |
| の整備の促進   | ト対応障害者用トイレや点字ブロックの設 |    | 障害施策推進課   |
|          | 置など、公共交通機関の整備の促進につい |    |           |
|          | て働きかけてまいります。        |    |           |
| ②移動手段の整  | ガイドヘルプサービスにより余暇活動な  | 拡充 | 福祉事務所     |
| 備により社会   | どの社会参加が円滑に行えるよう支援しま |    | 障害福祉認定給付課 |
| 参加を促進    | す。また、サービス提供基盤の整備を促す |    | 障害施策推進課   |
|          | とともに、引き続きヘルパー確保の支援策 |    |           |
|          | に取り組んでいきます。         |    |           |
|          | 一人では公共交通機関を利用することが  | 継続 | 地域福祉課     |
|          | 困難な障害のある人などの外出を支援する |    |           |
|          | ため、社会福祉法人やNPO法人など福祉 |    |           |
|          | 有償運送を行う団体の拡充に努めます。  |    |           |
|          | 身体障害のある人が免許を取得するため  | 継続 | 福祉事務所     |
|          | に直接要した費用を助成します。     |    | 障害施策推進課   |
|          |                     |    |           |
|          | 身体障害のある人が運転できるように、  | 継続 | 福祉事務所     |
|          | 自動車改造費の助成を行います。     |    | 障害施策推進課   |
|          |                     |    |           |
|          | 身体障害のある人(最重度の歩行機能障  | 継続 | 福祉事務所     |
|          | 害)の外出支援として、リフト付き福祉タ |    | 障害福祉認定給付課 |
|          | クシーの利用料金を助成します。     |    |           |
|          |                     |    |           |

# (2)情報アクセシビリティの整備の促進

# ○第3次障害者プランの振り返り

情報アクセスの確保としては、市ウェブサイトなどを活用し、市のサービスやイベントなどをわかりやすくお知らせしています。また録音版・点字版の市政だよりを発行しています。

### ●課題

市からの情報提供として、点字資料、音声録音、文字放送、ウェブサイトなどのバリアフリー化も求められています。さらに、交通アクセス情報や福祉マップ、また災害時に対応するコミュニケーション支援の備えも求められています。

# ◎今後の方針

市ウェブサイトにおけるウェブアクセシビリティの向上や分かりやすい情報提供を目指します。

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室     |
|----------|---------------------|----|-----------|
| ①情報伝達の充  | ウェブサイトなどを活用し、市のサービ  | 継続 | 広報課       |
| 実        | スやイベントなどをわかりやすくお知らせ |    | 障害施策推進課   |
|          | します。また、録音版・点字版の市政だよ |    |           |
|          | りを発行します。            |    |           |
|          | 障害のある人への移動の支援や情報の提  | 拡充 | 障害福祉認定給付課 |
|          | 供を行う場合など、さまざまな場面でアク | *  | 障害施策推進課   |
|          | セシビリティに配慮したICTを始めとす |    |           |
|          | る新たな技術の利活用について検討し、導 |    |           |
|          | 入を推進します。            |    |           |
| ②バリアフリー  | 誰もが暮らしやすく、外出しやすいよう  | 継続 | 障害施策推進課   |
| の状況につい   | に市内の障害者用トイレなど設備の設置状 |    |           |
| ての情報提供   | 況がわかる情報を提供します。      |    |           |

# 第4節 防災・防犯対策及び感染症対策の充実

# (1) 防災対策の推進

○第3次障害者プランの振り返り

障害がある人などの要配慮者のうち、避難行動に特に支援が必要な方の情報を「避難 行動要支援者名簿」として整備し、本人の同意に基づき平常時から地域の支援者へ提供 することで災害時などにおける地域での支援活動に役立てる取組みを進めています。

また、防災週間・防災とボランティア週間において福祉的配慮にかかる防災対策の推進に取り組んでいます。

#### ●課題

障害のある人などの要配慮者に対する理解の促進、避難行動要支援者名簿登録者の個別支援計画の作成などが求められています。

#### ◎今後の方針

避難行動要支援者名簿制度の周知を図り、避難行動要支援者を地域で支える体制づくりを進めていきます。また、広報やホームページなどによる啓発を進めていきます。 さらに、災害や感染症の発生時においても、障害福祉サービス等が安定的・継続的に

提供されるよう、臨時的な取り扱いについても検討していきます。

| 主な施策・事業名         | 事業内容・方針                                     | 目標 | 担当課・室   |
|------------------|---|----|---------|
| ①災害時におけ          | 避難行動要支援者名簿制度の未同意者に対する日本が                    | 拡充 | 地域福祉課   |
| る要配慮者へ<br>の支援体制づ | 対する同意勧奨や要支援者個々の避難方法<br> などを定めた個別支援計画の作成に取り組 |    | 障害施策推進課 |
| < 1)             | みます。また、事業所と連携して、障害特性                        |    |         |
|                  | に応じた災害時の支援体制の整備について                         |    |         |
|                  | 検討します。                                      |    |         |

| ②緊急通報シス<br>テム                              | 急病や災害などの緊急時に、受信センター<br>に通報し、救急車出動要請など、迅速かつ適<br>切な対応を図る、緊急通報装置の貸出しを行<br>います。 | 継続      | 福祉事務所<br>高齢介護課        |
|--|---|---------|-----------------------|
| ③防災意識の高<br>揚を図るため<br>の啓発活動と<br>防災訓練の促<br>進 | 防災週間・防災とボランティア週間において、障害のある人に配慮した備蓄物資の展示により、市民への障害のある人に対する配慮など、意識の高揚を図ります。   | 継続      | 危機管理室                 |
| ④災害時におけ<br>る障害福祉サ<br>ービス等の提<br>供           | 災害や感染症の発生時においても、障害福祉サービス等が安定的・継続的に提供されるよう、臨時的な取り扱いについても検討します。               | 拡充<br>※ | 障害福祉認定給付課<br>障害児サービス課 |

# (2) 障害特性に応じた災害時の支援体制等の整備

# ○第3次障害者プランの振り返り

障害特性に配慮した避難所の整備・充実を図っています。障害のある人の受け入れが 可能な福祉避難所については拡充を図っています。

また、Net119による緊急通報の受付について、登録者の増加に努めています。

#### ●課題

災害時の避難情報の入手、避難所への移動などについて一層の周知啓発、避難所における障害特性に配慮した受け入れ体制づくりが必要となります。

また、防災訓練の実施における障害のある人の参加の促進が求められています。

### ◎今後の方針

障害特性に配慮した避難所の整備として、多機能トイレや非常用自家発電設備などの 設備の充実、また、福祉避難所の確保や福祉避難所への協定を締結している社会福祉施 設などへの研修実施による質の向上に努めます。

防災訓練の実施では、障害のある人の参加を促し地域で支える体制づくりを進めていきます。

また、広報やホームページなどによる啓発や情報入手手段の周知を進めていきます。 <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室   |
|----------|---------------------|----|---------|
| ①避難場所の障  | 障害特性に配慮した避難所の整備・充実  | 継続 | 危機管理室   |
| 害特性に応じ   | を図るとともに、サービスの提供に努めま |    | 施設整備室   |
| た支援体制の   | す。また、障害のある人の受け入れが可能 |    | 地域福祉課   |
| 整備       | な福祉避難所の拡充に努めます。     |    |         |
| ②防災訓練への  | 訓練を通じて地域で支え合う支援体制の  | 拡充 | 危機管理室   |
| 参加の促進    | しくみづくりを進めるため、防災訓練に障 | *  | 地域福祉課   |
|          | 害のある人の参加を促していきます。   |    | 障害施策推進課 |

| ③障害特性に応 | 聴覚障害のある人などに災害時の避難情  | 継続 | 危機管理室 |
|---------|---------------------|----|-------|
| じた避難情報  | 報などの緊急性の高い情報をファクスで配 |    |       |
| 等の提供    | 信します。今後は当該事業の登録者がさら |    |       |
|         | に増えるよう積極的な広報活動に努めま  |    |       |
|         | <b>す</b> 。          |    |       |
|         | 口頭による119番通報が困難な方に、  | 継続 | 消防局   |
|         | ファクスによる通報の他、インターネット |    |       |
|         | を利用したNet119を活用し、通報を |    |       |
|         | 受け付けます。             |    |       |
|         | 避難行動要支援者として登録している情  | 継続 | 消防局   |
|         | 報を活用し、災害発生時に活動隊へ情報を |    |       |
|         | 提供し安否確認などを図ります。     |    |       |
|         |                     |    |       |

# (3) 障害者の犯罪被害や消費者被害等の未然防止

○第3次障害者プランの振り返り

消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、出前講座を実施し、障害のある人が巻き込まれやすいトラブルなどについて情報提供を行い、被害を未然に防止するための情報提供・啓発に努めています。

## ●課題

防犯対策では、障害のある人の消費者被害の防止・早期発見のため、一層の啓発や相 談支援が必要となります。

# ◎今後の方針

防犯対策では、引き続き、広報・市ホームページなどによる周知啓発や関係者への情報提供、障害者施設への出前講座などにより周知啓発を行っていきます。

| 主な施策・事業名                             | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室    |
|--------------------------------------|--|----|----------|
| ①防犯・安全ネットワークの充<br>実                  | 住民相互の連携による、地域の防犯・安全のネットワークの充実を働きかけます。<br>防犯活動を促進し、被害を未然に防ぐ取組みを推進します。 | 継続 | 地域活動支援室  |
| ②障害者の消費<br>生活に関連す<br>る相談・情報提<br>供・啓発 | 関係者などの連携のもと、消費生活にかかる相談を受け付けるとともに、被害を未然に防止するための情報提供・啓発に努めます。          | 継続 | 消費生活センター |

# (4) 感染症拡大などの災害時における支援【新規掲載項目】

# ○第3次障害者プランの振り返り

市内の事業所などに対して感染症拡大防止対策として国の通知などの情報提供や感染した事業所などへ不足している衛生用品などの物資の支援を行っています。

また、感染症拡大などの災害時における情報提供や課題の抽出などの仕組みや本市における災害時の拠点施設について検討を行っています。

#### ●課題

市内の障害福祉サービス事業所や在宅で生活する障害のある人へ感染症拡大防止についての情報発信が必要となります。また、迅速な課題の収集、関係機関との情報共有、 課題解決に向けた検討が必要となります。

東大阪市立障害児者支援センターレピラについては、感染症拡大などの災害時における地域の拠点施設としての役割が求められており、必要な情報の収集や発信、事業所との調整など、災害時の支援のしくみを構築する必要があります。

# ◎今後の方針

感染症拡大などの災害時に、東大阪市自立支援協議会などにおいて情報収集や発信、 関係機関との情報共有、課題解決に向けた検討を行います。

また、東大阪市立障害児者支援センターレピラを感染症拡大などの災害時における地域の拠点施設として位置づけ、必要な情報の収集や発信、事業所との調整など、災害時において事業所などへの支援を行っていきます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名                                       | 事業内容・方針  | 目標      | 担当課・室  |
|--|--|---------|--|
| ①東大阪市自立<br>支援協議会な<br>どにおける情<br>報の提供及び<br>課題の検討 | 東大阪市自立支援協議会などにおいて情報収集や発信、課題の収集、関係機関との情報共有、課題解決に向けた検討を行います。<br>また、市内の事業所などに対して感染症拡大防止対策としての国の通知などの情報提供を行います。          | 拡充 ※    | 障害福祉事業者課<br>障害福祉認定給付課<br>障害児サービス課<br>障害施策推進課 |
| ②災害時の地域<br>の拠点施設と<br>しての機能の<br>構築              | 東大阪市立障害児者支援センターレピラ<br>を感染症拡大などの災害時における地域の<br>拠点施設として位置づけ、必要な情報の収<br>集や発信、事業所との調整など、災害時に<br>おいて事業所などへの支援を行っていきま<br>す。 | 拡充<br>※ | 子ども家庭課障害施策推進課                                |

# 第5章 教育・療育の充実

# 【基本方針】

乳幼児健診や幅広い療育相談、保育所園・幼稚園の機能を強化し、早期の気づきから早期 療育支援を行えるよう体制の強化を図ります。

障害の有無にかかわらず、すべての子どもは、等しく教育を受けられるように、本市では「ともに学び、ともに育つ」ことを基本に教育を推進するとともに、発達障害を含む障害のある子ども一人ひとりのニーズに応じたきめ細かな教育を推進します。

また、家庭と学校だけの生活ではなく地域社会の一員として将来的に自立した生活が送れるように、医療機関や相談機関、福祉サービスなど地域の社会資源との連携の中で的確に支援を実施していきます。

# 第1節 一貫した支援体制の整備

# (1)早期から療育支援ができる体制の推進

○第3次障害者プランの振り返り

障害児者のライフステージに応じて一貫したサービスの提供、支援ができる拠点として平成29年4月に東大阪市立障害児者支援センターレピラが開設し、通園・診療・相談機能などを拡充しています。

また、乳幼児健診などの実施を通じて、子どもの心身の状況や課題を把握し、すこや か教室などのフォローの場につなげています。

# ●課題

保護者が教室の意味や重要性への理解を深められるよう、より丁寧に子どもの姿を共有し、教室終了後の適切な支援につなげていく必要があります。

#### ◎今後の方針

東大阪市立障害児者支援センターレピラにおいて障害児者のライフステージに応じた 一貫したサービスの提供、支援を行います。

また、関係機関と連携し、障害の早期発見と対応を行い、学齢期、成人期を通じて一貫した相談支援体制の充実に努めていきます。

| 主な施策・事業名       | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室     |
|----------------|--|----|-----------|
| ① 乳幼児健診の<br>充実 | 乳幼児健診などの実施を通じて、子ども<br>の心身の状況や課題を把握し、すこやか教<br>室などのフォローの場につなげています。<br>今後も個別支援から集団支援への連携支援<br>の充実を図ります。 | 継続 | 母子保健・感染症課 |

②東大阪市立障 ンターレピラ における通 園・診療・相談 機能の拡充

東大阪市立障害児者支援センターレピラ | 拡充 |子ども家庭課 害 児 者 支 援 セ │ において障害児者のライフステージに応じ た一貫したサービスの提供、支援を行いま す。

> 通園部門では、就学前の子どもたちが毎 日通いながら療育を受ける「はばたき園」、 相談部門では、幼稚園・小学校などに通い ながら療育を受ける「発達障害支援センタ ーPAL」があり、保護者にも療育に参加して いただく形で支援をします。

> 診療部門では、今後もニーズに合った対 応ができるよう努めていくとともに、プラ イマリー・ケアなど地域における障害児医 療の中核施設としての機能を強化してまい ります。

> また、関係機関と連携し、障害の早期発 見と対応を行い、学齢期、成人期を通じて 一貫した相談支援体制の充実に努めていき ます。

地域支援課 母子保健・感染症課

# (2)子育て環境の整備

○第3次障害者プランの振り返り

子育て支援センターを拠点とした支援において、発達上配慮の必要な児童や子育てに 困難さを抱える保護者に対して、他機関とも連携し、相談支援を行っています。

発達相談の実施により子どもの健やかな成長を促すため、保護者の養育のサポート及 び教職員の実践的指導力の向上と学校園に対する支援を行っています。

#### ●課題

支援を必要としている子どもの増加に伴い相談件数も増えており、地域の中で引き続 き各関係機関と連携が必要となります。

# ◎今後の方針

「東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会」での福祉・保健・教育の各機関が有 する情報の共有、機関連携の強化などの活動を踏まえ、従来の療育支援の範囲に留まら ない発達支援の観点で対応を拡大し、医療との連携強化などに努めていきます。

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室     |
|----------|--|----|-----------|
| とした子育て   | 発達上配慮の必要な児童や子育てに困難<br>さを抱える保護者に対して、他機関とも連<br>携し、「気になる」段階からの相談支援を充<br>実します。 | 拡充 | 子育て支援センター |

| ②関係機関の連 | 本市が培ってきた障害の早期発見と対応   | 拡充 | 子ども見守り相談センター |
|---------|----------------------|----|--------------|
| 携による保   | までの円滑な機関連携を維持し、さらに「東 |    |              |
| 育・療育の充実 | 大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議  |    |              |
|         | 会」での活動なども踏まえて、従来の療育  |    |              |
|         | 支援の範囲に留まらない発達支援の観点で  |    |              |
|         | 対応を拡大すること、医療との連携強化な  |    |              |
|         | ど療育システムの充実に努めます。     |    |              |
|         | ライフステージを通じた支援という観点   | 拡充 | 子ども見守り相談センター |
|         | から、「東大阪市こどもの発達支援ネットワ |    |              |
|         | 一ク協議会」を中心として、関係機関の連  |    |              |
|         | 携、情報共有を行い、切れ目のない支援を  |    |              |
|         | 行います。                |    |              |
|         | 東大阪市医療的ケア児支援会議を設置    | 拡充 | 子ども見守り相談センター |
|         | し、医療的ケア児の心身の状況に応じた適  | *  |              |
|         | 切な支援が実施できるように、保健・医療・ |    |              |
|         | 福祉・保育・教育などの各関係機関との連  |    |              |
|         | 携体制を構築するとともに、専門的見地か  |    |              |
|         | らの助言をもとに、支援体制の充実を図り  |    |              |
|         | ます。                  |    |              |
|         | また、関連分野の支援を調整するコーデ   |    |              |
|         | ィネーターを配置します。         |    |              |
| ③教育相談事業 | 教育相談の実施により子どもの健やかな   | 継続 | 教育センター       |
|         | 成長を促すため、保護者の養育サポート及  |    |              |
|         | び学校園の支援体制の充実を図ります。   |    |              |
| ④障害のある親 | 障害のある親が子育てしやすいように、   | 継続 | 福祉事務所        |
| への支援    | また親子ともに支援ができるように、相   |    | 保健センター       |
|         | 談・支援体制を充実します。また関係機関  |    | 子ども見守り相談センター |
|         | との情報共有を行います。         |    | 障害施策推進課      |

# 第2節 ともに学び、ともに育つ教育の推進

# (1) 個別の教育支援計画の策定・活用

### ○第3次障害者プランの振り返り

一人ひとりの教育的ニーズに応じて、指導内容や体制の充実を図るために、支援学級 在籍の児童・生徒に対する個別の指導計画の作成、小学校・幼稚園への相談員の派遣、 中学校区単位でのブロック連絡会議、特別支援教育連携協議会などを実施しています。

### ●課題

毎年、市立幼稚園、市内保育所園での障害のある子どもの受け入れ園児数や支援学級、 支援学校に在籍する児童・生徒数が増加しています。

また、個別の教育支援計画に沿った指導・支援の関係者間での共有、充実や活用が求められています。

# ◎今後の方針

特別支援教育を必要とする子どもの増加などへの対応や切れ目のない一貫した教育支援を推し進めるために、個別の教育支援計画の有効活用、関係機関との連携の推進などに取り組んでいきます。

#### <主な施策>

| 主な施策・事業名                          | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室   |
|-----------------------------------|---|----|---------|
| ①個別の教育支援計画の充実                     | 障害のある園児・児童・生徒の一人ひとりのニーズを正確に把握し、長期的な視点で乳幼児期から学校卒業後までを一貫して適切な教育的支援を行うため、個別の教育支援計画の充実や活用に努めます。 | 継続 | 学校教育推進室 |
| ②特別支援教育<br>コーディネー<br>ターとの連携<br>強化 | 校内委員会での推進役、関係機関などとの連絡調整役にあたる学校園の特別支援教育コーディネーターの資質向上を図るとともに、外部機関との連携を強化し、学校園における支援を進めます。     | 継続 | 学校教育推進室 |
|                                   | 幼稚園と小学校に教育センター相談員の<br>派遣を行い、特別支援教育コーディネータ<br>ーなどとの協働による支援の推進を図りま<br>す。                      | 継続 | 教育センター  |

# (2) 専門機関の機能の充実と多様化

### ○第3次障害者プランの振り返り

支援学校との連携を深め、専門的な助言をいただくことやより具体的で専門的な研修 を実施することで、小・中学校などの教職員のスキルの向上を図っています。

また、障害のある子どもが安心して安全な学校園生活が送れるように、介助員、スクールヘルパー、医療的ケアアシスタントなどの人的配置を行っています。

#### ●課題

通常学級との連携をより一層充実させるため特別支援教育研修への通常学級担任の参加を推進することが求められています。

また、医療的ケアアシスタント、スクールヘルパー、介助員などの職員も含めた研修 の場面設定も求められています。

### ◎今後の方針

今後も支援学級、通級指導教室を含む校園内体制の充実や、教職員に対する相談・支援・研修体制のより実践的な取組みの充実、ICT機器等の活用に向けた研修の充実、支援学校などの関係機関や地域との連携の推進などに取り組んでいきます。

# <主な施策>

| 主な施策・事業名                           | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室              |
|------------------------------------|--|----|--------------------|
| ① 支援学校の<br>小・中学校等に<br>対する支援の<br>推進 | 小・中学校などに対する支援の推進に向け、支援学校との連携を深めます。   | 継続 | 学校教育推進室            |
| ②特別支援教育<br>に関する教職<br>員研修の実施        | さまざまな研修の充実を図るとともに校<br>園内研修への支援を行い、障害や具体的な<br>支援についての正しい理解を深めます。                                    | 継続 | 学校教育推進室            |
|                                    | 特別支援教育コーディネーターや支援学<br>級担当者、初任者、その他教職員などの対<br>象者別に研修を実施します。   | 継続 | 教育センター             |
| ③支援学校高等部との連携                       | 高等部と就労移行支援事業所などとの連携により効果的な職業訓練が進められるよう支援します。<br>また、支援学校と連携し、就労に向けた効果的な施策について東大阪市自立支援協議会内で検討していきます。 | 継続 | 労働雇用政策室<br>障害施策推進課 |
| ④職場体験学習                            | 中学校においては、企業・商店などで職場体験学習を実施しており、障害のある生徒の職業観、勤労観を高め、進路に関する意識を深めています。                                 | 継続 | 学校教育推進室            |

# (3) 学校・地域・家庭の連携の強化

# ○第3次障害者プランの振り返り

学識経験者や保健・福祉などの関係部局・機関と教育委員会、府立支援学校や市立学 校園の担当者による特別支援教育連携協議会において、支援に向けた協議を行っていま す。

#### ●課題

子育て、福祉、保育・教育、医療などのさまざまな関係機関による一層の連携が必要 となります。

また、ライフステージのつなぎを支援するツールとしてのサポートシートの活用を進めていく必要があります。

### ◎今後の方針

特別支援教育連携協議会の進め方や位置づけについて再確認し、関係機関との連携を 図り、協議会のさらなる充実に努めてまいります。また、就学サポートシートの活用を 促進していきます。

| 主な施策・事業名                | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室   |
|-------------------------|--|----|---------|
| ①特別支援教育<br>連携協議会の<br>充実 | 教育・保健・福祉などの関係部局・機関<br>等との連携を深め、協議会の充実に努めて<br>いきます。   | 継続 | 学校教育推進室 |
| ②サポートシー<br>トの活用を促<br>進  | ライフステージのつなぎを支援するツールとしてサポートシートの活用を促進します。また、自立支援協議会内こども部会で、サポートシートの検証・見直しや、教育と福祉が連携した研修の実施に努めます。 | 拡充 | 障害施策推進課 |

# 第6章 雇用・就労支援の充実

# 【基本方針】

すべての人にとって働くことは基本的な権利であり、社会の一員として自己実現に通じるものとなります。障害のある人がその適性や意欲に応じて働く場が得られるように障害者雇用を促進していくとともに、障害のある人に対する合理的な配慮が職場で実践されるように関係機関と連携して啓発活動に努めます。また、通所施設などで福祉的就労の場を提供し、「はたらく」ことを通して社会の一員として実感がもてるよう生活全般の支援を進めます。

さらに、就労に必要な知識や技術習得のための訓練、職業相談については一人ひとりの特性を生かせるような取組みを強化し、関係機関の連携によって障害のある人の雇用・就労支援を充実していきます。

# 第1節 障害者の雇用の場の拡大

# (1)障害者雇用の促進

○第3次障害者プランの振り返り

本市では一般就労につなげる取組みとして、障害福祉サービス等と連携した取組みや 東大阪市自立支援協議会や東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」での取組み、 「はたらく・くらすフォーラム」の講演会・合同就職面接会などを実施しています。

#### ●課題

一般就労の促進と就労定着支援、離職者支援の一層の充実が必要となります。

また、相談支援機関、就労継続・就労移行・就労定着支援事業所などの更なる連携強化が求められています。

さらに、重度の障害がある人への就労機会の拡大による社会参加の促進が求められています。

#### ◎今後の方針

ハローワーク等と連携し、障害のある人の雇用促進、就労定着等を支援していきます。 また、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」での取組みや障害者就業啓発 事業(「はたらく・くらすフォーラム」)での取組みなど、さまざまな機会をとらえて障害者雇用への理解を促進していきます。

さらに、重度障害のある人に対する就労支援として、雇用施策と連携し、職場等における介助や通勤の支援などを進め、就労機会を拡大し、社会参加を促進していきます。

# <主な施策>

| 主な施策・事業名                                | 事業内容・方針                               | 目標       | 担当課・室     |
|---|---------------------------------------|----------|-----------|
| ①障害者の雇用                                 | 平成30年4月1日より障害のある人の                    | 拡充       | 人事課       |
| の促進                                     | 法定雇用率が引き上げられ、対象事業者の                   | 3,2,5    | 労働雇用政策室   |
| , -                                     | 範囲が拡大となり、令和3年3月に、さら                   |          |           |
|   | に 0.1%の引き上げと範囲が拡大されるた                 |          |           |
|   | め、市内の企業の法定雇用率の向上に努め                   |          |           |
|   | ます。また、知的障害や精神障害のある人                   |          |           |
|   | の雇用に向けた理解促進に努めます。                     |          |           |
|   | 本市においては、身体障害のある人・知                    |          |           |
|   | 的障害のある人・精神障害のある人を対象                   |          |           |
|   | とした職員採用試験を実施し障害者雇用を                   |          |           |
|   | 促進します。                                |          |           |
| ②法定雇用率対                                 | 市内の従業員数43.5人未満の事業所に対                  | 継続       | 労働雇用政策室   |
| 象外企業に対                                  | しても障害者雇用に向けた啓発を行い、実                   |          |           |
| する職場開拓                                  | 習の受け入れなど職場開拓に努めます。                    |          |           |
| ③公務分野の職                                 | 以前に福祉部・経済部において、知的障                    | 継続       | 人事課       |
| 場実習の推進                                  | 害のある人・精神障害のある人の公務労働                   |          | 労働雇用政策室   |
|   | 分野における職場実習の受け入れを実施し                   |          |           |
|   | たことから、今後は全庁的な受け入れにつ                   |          |           |
|   | いて検討していきます。                           |          |           |
| ④障害者雇用へ                                 | 障害があっても働けることや、障害のあ                    | 拡充       | 労働雇用政策室   |
| の理解の促進                                  | る人とともに働く喜びを多くの企業が理解                   |          | 障害施策推進課   |
|   | できるような取組みを推進します。                      |          |           |
|   | また、東大阪市障害者就業・生活支援セ                    |          |           |
|   | ンター「J-WAT」での取組みや障害者就業啓                |          |           |
|   | 発事業(「はたらく・くらすフォーラム」)                  |          |           |
|   | での取組みなど、さまざまな機会をとらえ                   |          |           |
|   | て障害者雇用への理解を促進します。                     |          |           |
| ⑤総合評価競争                                 | 東大阪市庁舎清掃業務にかかる業者の入                    | 継続       | 管理課       |
| 入札方式の導                                  | 札に際し、価格入札だけでなく、障害のあ                   |          |           |
| 入                                       | る人の雇用状況などを加味して事業者を選                   |          |           |
|   | 定する総合評価制限付一般競争入札制度を                   |          |           |
| <u> </u>                                | 引き続き実施します。                            | 14-4-    | Principal |
| ⑥ネットワーク                                 | 障害のある人の就労支援における地域の                    | 拡充       | 障害施策推進課   |
| による就労支                                  | ネットワークの中核として東大阪市障害者                   | <b>※</b> |           |
| 援                                       | 就業・生活支援センター「J-WAT」が中心と                |          |           |
|   | なり、関係機関と情報共有や連携すること                   |          |           |
| □ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● | で就労の支援の推進を図ります。<br>  素度際実のまるよと対する対策を見 | おさ       |           |
| ⑦重度障害者へ                                 | 重度障害のある人に対する就労支援として、原用拡策と連携し、際担策におけるの | 拡充       | 障害福祉認定給付課 |
| の就労支援                                   | て、雇用施策と連携し、職場等における介                   | <b>※</b> |           |
|   | 助や通勤の支援などを進め、就労機会を拡                   |          |           |
|   | 大し、社会参加を促進していきます。                     |          |           |

# (2) 多様な働く場の拡大・活性化

○第3次障害者プランの振り返り

市内中小企業のCSR活動を推進するため、CSR経営表彰を実施しており、その一環で法定雇用率以上の障害のある人を雇用する事業所を表彰しています。

# ●課題

障害のある人が働き続けるために、生活のあらゆる分野へのきめ細やかな支援体制が必要となります。また、テレワークによる在宅就労など多様な働き方に対応した相談支援が求められています。

# ◎今後の方針

ハローワークなどの関係機関と連携し、障害のある人の働く機会の増大に努めます。 また、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」においては引き続き障害のあ る人や企業に対して就労の相談支援の実施や在宅就労など多様な働き方に対応した支援 を行っていきます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名                          | 事業内容・方針   | 目標      | 担当課・室              |
|-----------------------------------|---|---------|--------------------|
| ①障害特性に応<br>じた就労形<br>態・職場環境の<br>紹介 | 市内の企業に対し障害者雇用の具体的な<br>受け入れ実践を紹介し、障害特性に応じた<br>就労形態・職場環境の工夫・改善を促しま<br>す。                                      | 継続      | 労働雇用政策室            |
| ②職場実習受け<br>入れ企業の開<br>拓            | 障害特性に応じた就労形態・職場環境の<br>工夫・改善により障害者雇用を行っている<br>企業を紹介し、障害者雇用に向けた職場実<br>習受け入れ企業の開拓を行います。                        | 継続      | 障害施策推進課<br>労働雇用政策室 |
| ③市役所など、公<br>的機関での雇<br>用           | 障害のある人の雇用促進を図ることを目的に、身体障害だけでなく知的障害や精神障害のある人も対象とした職員採用試験を実施するとともに、知的障害のある人や精神障害のある人の雇用促進に向けた仕組みづくりも検討していきます。 | 拡充      | 人事課<br>障害施策推進課     |
| ④企業に対する<br>相談支援                   | 東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、障害のある人の雇用についての相談を行うとともに、ICT機器の利活用など多様な働き方の導入を進める企業等への支援を実施します。                | 拡充<br>※ | 障害施策推進課            |

# (3) 工賃向上計画の推進

#### ○第3次障害者プランの振り返り

市庁舎内において共同受注連絡会が市内事業所で作った授産製品の販売を実施し、共 同受注連絡会の啓発を行っています。

「東大阪市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を定めウェブサイトに掲載し啓発を行っています。また、庁内各課へ呼びかけ優先的な調達に取り組んでいます。

# ●課題

就労継続支援B型事業所などの工賃アップが、引き続き課題となっています。

また、障害者就労施設などの受注機会の増大を図るための支援が求められています。

#### ◎今後の方針

工賃水準の向上や生産活動の活性化や受注の拡大を促進するため、物品等の販売の場として、市庁舎内のスペースの提供を促進します。

また、物品等の調達については、「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」に基づき、障害者就労施設等からの調達に努めます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針              | 目標 | 担当課・室   |
|----------|----------------------|----|---------|
| ①「工賃向上計  | 就労継続支援B型事業所等において「エ   | 継続 | 障害施策推進課 |
| 画」との連携   | 賃引上げ計画」を策定するなどし、公民が  |    |         |
|          | 一体となり工賃向上に向けた取組みを推進  |    |         |
|          | する計画である「大阪府工賃向上計画」で  |    |         |
|          | 定められた経営指導や経営改善の支援策と  |    |         |
|          | 連携し、障害のある人の自立に向けた生産  |    |         |
|          | 活動の活性化や受注の拡大、また多様な就  |    |         |
|          | 労ニーズに対応した支援を実施します。   |    |         |
| ②優先調達推進  | 「障害者就労施設等からの物品等の調達   | 拡充 | 市役所全体   |
| 法の推進     | の推進等に関する法律」を踏まえて、「東大 |    | 契約課     |
|          | 阪市障害者就労施設等からの物品等の調達  |    | 障害施策推進課 |
|          | の推進を図るための方針」を制定し、可能  |    |         |
|          | なかぎり事務用品などの物品や清掃などの  |    |         |
|          | 業務について障害者施設から優先的に購   |    |         |
|          | 入、委託などできるように努めます。    |    |         |

### (4)企業の障害者理解の促進

### ○第3次障害者プランの振り返り

冊子の発行などを通じて公正な採用や障害者雇用率の順守などの啓発活動を行い、障害者の就労支援を行っています。

また、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、企業に対して障害のある人の雇用についての相談支援を行っています。

## ●課題

多くの企業へ障害のある人の理解を啓発し、障害者雇用が促進されるよう努める必要があります。

#### ◎今後の方針

障害があっても元気に働いていけることや、障害のある人とともに働く喜びを伝える 研修を進め、多くの企業が理解できるような啓発に取り組みます。

また、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」においては引き続き障害のある人や企業に対する相談支援を行っていきます。

#### <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針                | 目標 | 担当課・室   |
|----------|------------------------|----|---------|
| ①企業向け研修  | 障害があっても働けることや、障害のあ     | 継続 | 労働雇用政策室 |
|          | る人とともに働く喜びを伝える研修を進め    |    |         |
|          | ます。                    |    |         |
| ②障害者雇用へ  | 障害者就業啓発事業(「はたらく・くらす    | 継続 | 労働雇用政策室 |
| の理解の促進   | フォーラム」)での取組みなど、さまざまな   |    |         |
|          | 機会をとらえて、障害者雇用に関する制度    |    |         |
|          | の広報や啓発を行います。           |    |         |
| ③企業に対する  | 東大阪市障害者就業・生活支援センター     | 拡充 | 障害施策推進課 |
| 相談支援     | 「J-WAT」において、障害のある人の雇用に | *  |         |
|          | ついての相談に応じています。         |    |         |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

# 第2節 職業訓練、職業相談などの体制強化

# (1) 職業リハビリテーションの推進

○第3次障害者プランの振り返り

職業訓練としては、本市では職場実習受け入れ企業の開拓、大阪府の精神障がい者社 会生活適応訓練事業の活用などを行っています。

#### ●課題

企業への実習の機会が得られるよう企業との連携強化が求められています。

◎今後の方針

企業への職場実習が促進されるよう企業との連携を進めていきます。

また、精神障害のある人が、一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を受けることにより、社会的自立を促します。

| 主な施策・事業名                             | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室   |
|--------------------------------------|--|----|---------|
| <ul><li>①職業能力の開発や離職者へのサポート</li></ul> | 地域就労支援センターを通じて、ハロー<br>ワークなど関係機関と連携しながら総合的<br>にサポートします。 | 継続 | 労働雇用政策室 |

| ②精神障害者社 | 精神障害のある人が、一定期間、協力事   | 継続 | 健康づくり課 |
|---------|----------------------|----|--------|
| 会生活適応訓  | 業所に通い、就労訓練を受けることにより、 |    | 保健センター |
| 練事業の推進  | 社会的自立を促します。          |    |        |
|         |                      |    |        |

# (2) 福祉施設から一般就労への移行の促進

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、一般企業での就労や就労の継続が困難な人に対し、一般就労や就労定着の相談支援に取り組んでいます。

## ●課題

一般就労が困難な方への、個々の状況に応じた相談や支援が必要となります。

また、就労移行支援事業所などについて、障害特性に配慮し、利用者の希望に沿った 就労支援の実施が求められています。

#### ◎今後の方針

就労移行支援事業所や就労継続支援事業所に対して、適正な運営や一般就労に向けた 支援内容の質の向上を図れるよう支援します。

また、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」を中心として、一般企業での 就労や就労の継続が困難な人に対し、個々の状況に応じた基礎訓練の斡旋や一般就労、 就労定着ができるよう支援に努めます。

### <主な施策>

| 主な施策・事業名  | 事業内容・方針   | 目標      | 担当課・室              |
|---|---|---------|--------------------|
| ①就労移行支援事業所や就労継続支援事業所への<br>指導                                    | 就労の機会を提供し、就労に必要な知識<br>及び能力の向上に必要な訓練を行う就労移<br>行支援事業所、就労継続支援事業所に対し<br>て、支援内容の適正化を指導します。 | 継続      | 障害福祉事業者課           |
| ②東大阪市障害者<br>就業・生活支援<br>センター「J-W<br>AT」と就労移行<br>支援事業所等と<br>の連携強化 | 東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」が、就労移行支援事業所やハローワークなどと連携を強化し、障害のある人の就業を支える体制の強化を図ります。         | 拡充<br>※ | 労働雇用政策室<br>障害施策推進課 |

#### (3) 職業相談に関する支援

○第3次障害者プランの振り返り

職業相談では、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において障害のある 人への相談支援や企業を対象とした相談支援を実施、また就労支援ネットワーク連絡会 を開催し、就労にかかる情報を共有化するなど積極的な取組みを行っています。

#### ●課題

障害のある方が働き続けるために、就労と生活の両面を見据えた支援が必要となりますが、個別の事例に対するきめ細かな支援が課題となっています。

#### ◎今後の方針

生活及び就業面に困難を抱える相談者からの相談時に、就労に関するアセスメントを 実施することで円滑な情報収集を図り、相談支援の充実に努めます。

東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、障害のある人への相談支援や企業を対象とした相談支援を実施します。

<主な施策>

| 主な施策・事業名   | 事業内容・方針  | 目標   | 担当課・室              |
|--|--|------|--------------------|
| ①アセスメントの<br>実施                                     | 生活及び就業面に困難を抱える相談者からの相談時に、就労アセスメントを実施することで円滑な情報収集を図り、相談支援の充実を目指します。     | 継続   | 労働雇用政策室<br>障害施策推進課 |
| ②東大阪市障害者<br>就業・生活支援<br>センター「J-W<br>AT」における相<br>談支援 | 東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、障害のある人への相談<br>支援や企業を対象とした相談支援を実施し<br>ます。 | 拡充 ※ | 障害施策推進課            |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

## 第3節 職場定着や再チャレンジを支える仕組みの充実

#### (1) 一般就労及び福祉的就労の促進【新規掲載項目】

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、就業と生活の両面にわたる一体的な相談・助言を行っています。

また、精神障害のある人の雇用促進にむけて、企業との連携、障害の理解向上に努めています。

#### ●課題

働く意欲のある障害のある人がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保、就労支援の担い手の育成、福祉的就労の底上げによる工賃の向上など、総合的な支援が必要とされており、障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実は重要な課題となっています。

#### ◎今後の方針

障害のある人が可能な限り一般企業で就労するよう、障害者福祉施設からの就労拡大 をはじめとして、企業への支援や関係機関との連携などを含め、障害のある人の就職や 職場定着などの支援を進めます。

<主な施策>

| 主な施策・事業名  | 事業内容・方針  | 目標   | 担当課・室                        |
|---|--|------|------------------------------|
| ①東大阪市障害者<br>就業・生活支援<br>センター「J-W<br>AT」における相<br>談・助言             | 東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」では就業と生活の両面にわたる一体的な相談・助言を行っています。<br>また、東大阪市自立支援協議会において市と「J-WAT」とが情報共有をし、障害のある人の就労支援を推進します。 | 拡充 ※ | 労働雇用政策室<br>健康づくり課<br>障害施策推進課 |
| ②東大阪市障害者<br>就業・生活支援<br>センター「J-W<br>AT」と就労移行<br>支援事業所等と<br>の連携強化 | 東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」が、就労移行支援事業所やハローワークなどと連携を強化し、障害のある人の就業を支える体制の強化を図ります。                                      | 拡充 ※ | 労働雇用政策室<br>障害施策推進課           |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

#### (2) 就労定着支援の推進

○第3次障害者プランの振り返り

東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、職場定着率の向上に向けて取組みの強化に努めています。

また、精神障害のある人を始め、就労が困難な支援対象者への多様な支援を行うため、 体験や感情を共有する「ピアサポート活動」を実施しています。

#### ●課題

就職後も安心して働き続けられるよう、障害特性に応じた就労定着支援を行う必要があります。

また、就労定着支援事業所と東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」などの 関係機関が連携して障害のある人の就労定着に取り組むことが必要であり、支援機関同 士が効果的な連携のあり方を模索していくことや、定着支援について企業への周知が求 められます。

#### ◎今後の方針

障害のある人が、継続的な職業生活を維持できるよう、企業への支援や関係機関との 連携を強化するとともに、離職時のフォローなど再就職に向けた取組みを実施します。

## <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針                | 目標 | 担当課・室   |
|----------|------------------------|----|---------|
| ①職場の定着支援 | 障害のある人が就職した後、職場に定着     | 拡充 | 労働雇用政策室 |
| の多様な展開   | するには生活面と就業面での支援が重要に    |    | 健康づくり課  |
|          | なることから、職場適応についてフォロー    |    | 障害施策推進課 |
|          | するため、東大阪市障害者就業・生活支援    |    |         |
|          | センター「J-WAT」や委託相談支援センター |    |         |
|          | による生活相談や定着支援を継続します。    |    |         |
|          | また、増加する精神障害のある人からの     |    |         |
|          | 相談対応として、支援体制の拡充、医療機    |    |         |
|          | 関との連携、企業の精神障害のある人に対    |    |         |
|          | する理解促進などに取り組んでいきます。    |    |         |
|          | さらに就労定着支援事業を推進していき     |    |         |
|          | ます。                    |    |         |
| ②東大阪市障害者 | 東大阪市障害者就業・生活支援センター     | 継続 | 労働雇用政策室 |
| 就業・生活支援  | 「J-WAT」では、事業主に対する雇用管理や |    | 障害施策推進課 |
| センター「J-W | 職場環境などに関する助言とともに、必要    |    |         |
| AT」との連携  | に応じてジョブコーチの利用など支援の引    |    |         |
|          | き継ぎを行います。              |    |         |

## 第4節 経済的自立の支援 【新規掲載項目】

#### (1)障害福祉サービスの利用者負担の軽減【新規掲載項目】

○第3次障害者プランの振り返り

福祉事務所や委託相談支援センターなどにおいて障害福祉サービスの利用に向けた相談支援を行っています。また、制度の周知についても市政だよりやホームページにおいて行っています。

#### ●課題

障害福祉サービスや自立支援医療制度のより一層の周知啓発が必要となります。また、 障害福祉サービスの利用の際におけるきめ細かな相談支援が求められています。

#### ◎今後の方針

障害福祉サービスや自立支援医療制度の利用が促進されるよう、相談支援体制の充実 や周知啓発により、障害のある人が生まれ育った地域で安全に安心して生活することが できるよう努めます。

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室     |
|----------|---------------------|----|-----------|
| ①障害福祉サー  | 障害福祉サービスの利用者負担について  | *  | 福祉事務所     |
| ビスの利用者   | は負担上限額の設定など所得に配慮した負 |    | 障害福祉認定給付課 |
| 負担の軽減    | 担軽減策を講じます。          |    | 障害児サービス課  |

| ②自立支援医療 | 障害の軽減、回復治療などに要した費用  | 継続 | 福祉事務所     |
|---------|---------------------|----|-----------|
| の自己負担の  | の一部を公費負担する自立支援医療につい | *  | 健康づくり課    |
| 軽減      | ては、所得に応じた負担上限額が設定され |    | 保健センター    |
|         | ます。                 |    | 障害福祉認定給付課 |
|         | また、継続的に相当額の負担が生じる場  |    | 障害施策推進課   |
|         | 合においては負担軽減の措置を行います。 |    |           |
|         |                     |    |           |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

## (2) 各種制度による支援【新規掲載項目】

○第3次障害者プランの振り返り

特別障害者手当や障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの各種手当の支給、重度の障害のある人の医療機関などで受診した保険診療の自己負担額の一部助成などを行っています。

また、税や国民健康保険料の減免など障害のある人に対する支援を行っています。

#### ●課題

各種手当などのより一層の周知啓発が必要となります。また、各種制度のきめ細かな 相談支援が求められています。

◎今後の方針

各種支援制度を活用できるようにより一層の周知を図ります。

<主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針  | 目標   | 担当課・室   |
|----------|--|------|---|
| 各種手当等の周知 | 障害のある人やその家族の経済的な生活の安定を図るため、障害年金や各種手当、貸付、税制控除、医療費の助成、国民健康保険料の減免、有料道路の通行料金の割引などについて、障害のある人やその家族に対する周知を図り、制度の適切な利用を促進します。 | 拡充 ※ | 国民年金課<br>医療助成課<br>医療保険室保険料課<br>税制課<br>市民税課<br>健康づくり課<br>保健センター<br>生活支援課<br>福祉事務所<br>障害施策推進課 |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

## 第7章 保健・医療の充実

#### 【基本方針】

障害のある人が地域社会で生活していくうえでは、生活の基礎となる健康を守る日常的な 健康管理や医療に関するサービスが重要な役割を持っています。また、早期の疾病の発見や 障害に関する相談に努めるためにも、保健・医療の充実を図る必要があります。

障害のある人一人ひとりの健康の保持・増進を図るために、ライフステージや障害の特性 に応じた保健サービスや、リハビリテーションなどの医療サービスの充実を検討していきま す。

精神疾患・精神障害に関しては、こころの健康について正しい理解の促進や誰もが相談しやすい体制の充実に努めるとともに、「入院医療中心から地域生活中心へ」という基本的な考え方に基づいて、精神保健福祉施策の充実を図ります。

## 第1節 疾病等の予防・早期発見

#### (1) 生活習慣の改善による循環器病等の減少

○第3次障害者プランの振り返り

保健所保健センターでは妊産婦への健康教育・健康診査や乳幼児健診、個別相談などの実施によって、疾病等の早期発見・早期支援に努めています。また平成30年度より産婦健診を新たに実施し産後うつ予防に努め、令和2年度から新生児聴覚検査の一部公費負担を開始し、受検率を高めることにより聴覚障害の早期発見・支援に努めています。また、各種がん検診などの受診啓発などを実施しています。

#### ●課題

乳幼児健診などで障害が疑われた子どもに対しては、早期に適切な医療や支援を提供するとともに、保護者や関係者に対して必要な知識や情報を提供することが必要となります。

#### ◎今後の方針

各種検診の受診啓発や各保険者が実施する健康診査、保健指導について障害のある人への配慮を求めながら、疾病の早期発見及び早期治療の体制強化を進めていきます。 また受診率の向上にむけての啓発を行なっていきます。

| 主な施策・事業名       | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室               |
|----------------|--|----|---------------------|
| ①早期発見・早期<br>治療 | 妊産婦への健康教育・健康診査や乳幼児<br>健診、個別相談などの実施によって、疾病<br>の早期発見・治療、早期療育に向けた体制<br>を充実します。妊婦健康診査公費負担助成<br>制度の周知を図ります。 |    | 母子保健・感染症課<br>保健センター |

| ②定期的な健康<br>診断   | 学校や職域、地域における定期的な健康<br>診断などを適切に実施し、生活習慣の改善<br>を図ります。<br>障害特性に配慮した実施方法について検<br>討します。 | 継続 | 保険管理課健康づくり課      |
|-----------------|--|----|------------------|
| ③がん検診の実<br>施    | 有効性の確認されたがん検診の実施、が<br>んに関する普及啓発を行い、受診率の向上<br>に努めます。                                | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |
| ④健康意識の普<br>及・啓発 | 各種保健事業、イベントなどあらゆる機<br>会を通して、疾病等の予防や治療方法、日  | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |
|                 | 常的な健康管理について、正しい知識の普及を図ります。関係機関と連携をとり、啓発の機会を広げていきます。                                |    |                  |

#### (2)疾病の予防・治療の継続

○第3次障害者プランの振り返り

生活習慣病予防のための健康教育や健康相談を保健センターやリージョンセンター、 公民館など市民が利用しやすい場所で開催し、生活習慣改善の支援を実施しています。 また、心身の障害を軽減するための自立支援医療について、医療費の自己負担額を軽 減しています。

#### ●課題

障害のある人は成人するにしたがって受診の機会が減り、外出の機会が少なくなる傾向があることから、二次的障害や生活習慣病のリスクが高まることにも特に留意する必要があります。

#### ◎今後の方針

生活習慣病予防のための健康教育や健康相談を保健センターだけでなく市民が利用し やすい場所で開催し、生活習慣改善の支援を行い、生活習慣病の重症化予防と発症予防 に継続して取り組みます。

また、自立支援医療等について、障害の軽減、回復、治療などに要した費用の一部を 公費負担する制度を継続します。

| 主な施策・事業名     | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室            |
|--------------|---|----|------------------|
| ①生活習慣の改<br>善 | 医療機関との連携のもと、健康教育や健康相談を利用しやすい場所で開催するなど生活習慣改善の支援を実施します。また、啓発活動についても実施します。 | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |

| ②自立支援医療 | 障害の軽減、回復、治療などに要した費  | 継続 | 福祉事務所、    |
|---------|---------------------|----|-----------|
| 等       | 用の一部を公費負担する自立支援医療等を |    | 健康づくり課    |
|         | 継続します。              |    | 保健センター    |
|         |                     |    | 障害福祉認定給付課 |
|         |                     |    | 障害施策推進課   |
|         |                     |    |           |

## (3) リハビリテーションの充実

○第3次障害者プランの振り返り

リハビリテーションの充実に向けて、東大阪市立障害児者支援センターレピラの診療機能を整備、また通所サービスとして機能訓練を実施しています。

また、保健センターで対応する相談やニーズに応じて、訪問看護などの利用や医療機関のデイケア・ナイトケア及び日中活動系サービスの利用の調整を図っています。

#### ●課題

障害のある人が、地域で安心した生活が送れるよう、さまざまな障害種別への支援に 対応できる地域医療・リハビリテーション体制の充実の必要があります。

#### ◎今後の方針

東大阪市立障害児者支援センターレピラが中心となって、リハビリテーション、機能 訓練を実施していきます。また、引き続き、障害のある人のニーズに応じた訪問看護な どのサービスの利用調整を行います。

| 主な施策・事業名                     | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室                             |
|------------------------------|--|----|-----------------------------------|
| ①機能訓練事業<br>の充実               | 施設や病院を退所・退院した人が、地域で自立した生活を営めるように、身体機能・生活能力の向上などを支援する機能訓練の推進に努めます。              | 継続 | 障害者センター<br>障害施策推進課                |
| ② 訪 問 リ ハ ビ<br>リ・訪問看護の<br>充実 | 自宅で安心して療養できるように、訪問<br>リハビリや訪問看護の充実に向けて支援し<br>ます。                               | 継続 | 健康づくり課<br>訪問看護ステー<br>ション、医療機<br>関 |
| ③デイケア・ナイ<br>トケアなどの<br>充実     | 医療機関でのデイケア・ナイトケアをは<br>じめ、自立訓練などの障害福祉サービスに<br>おいて、地域におけるリハビリテーション<br>の実施を支援します。 | 継続 | 健康づくり課                            |

## 第2節 障害に対する適切な保健・医療サービスの充実

#### (1) 障害者の健康維持とQOL(生活の質)の向上

○第3次障害者プランの振り返り

保健センターで対応する相談やニーズに応じて、情報を共有し、連携を取っています。 また、東大阪市自立支援協議会の運営委員会の補完的役割として、ケア連絡会を設置 し、地域の関係機関との情報共有や課題の把握などの連携を図っています。

#### ●課題

障害のある人のニーズに応じたサービスの提供ができるよう、関係機関との連携を強化し、課題の把握などに努める必要があります。

#### ◎今後の方針

障害児(者)が適切な保健・医療サービスを受けることができるように、種々の会議の場などを通じて情報の共有、また、保健・福祉・医療の関係機関の連携を強化することによる適切な支援を図ります。

<主な施策>

| 主な施策・事業名                 | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室                                |
|--------------------------|---|----|--------------------------------------|
| ①保健・福祉・医療(MSW等)<br>の連携強化 | 種々の会議の場などを通じて情報共有を<br>図り、保健・福祉・医療(医療ソーシャルワーカー等)のより一層の連携・強化に努め、<br>適切なサービスの提供を支援します。   | 継続 | 福祉事務所<br>健康づくり課<br>保健センター            |
| ②ケア連絡会な<br>ど情報交流促<br>進   | 東大阪市自立支援協議会の運営委員会の<br>補完的役割として、ケア連絡会を設置して<br>います。ケア連絡会などで地域の関係機関<br>のより一層の連携・強化を図ります。 | 継続 | 福祉事務所<br>健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課 |

#### (2) 口腔の健康の保持・増進

○第3次障害者プランの振り返り

成人歯科健診を30歳から80歳まで(65歳以上は後期高齢者医療被保険者以外) 5歳刻みの対象で実施しており、障害福祉サービス事業所利用者に歯科相談や口腔ケア についての研修を行っています。

#### ●課題

歯と口の健康づくりのより一層の啓発が必要となります。

#### ◎今後の方針

引き続き歯と口の健康づくりの啓発を行います。また、障害福祉サービス事業所職員・ 利用者に対する研修の機会を継続して提供します。

#### <主な施策>

| 主な施策・事業名         | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室  |
|------------------|---|----|--------|
| ①口腔の健康の<br>保持・増進 | 平成24年度から成人歯科健診の対象を拡大しています。成人歯科健診を実施し、<br>受診啓発を行い、歯周病予防からも生活習<br>慣病の予防を図ります。<br>また、歯と口の健康づくりによる体全体 |    | 健康づくり課 |
|                  | の健康を促進します。  |    |        |

#### (3) 高次脳機能障害への支援の充実

#### ○第3次障害者プランの振り返り

高次脳機能障害への支援では、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」において、就業中に高次脳機能障害となった人の復職を支援しています。また東大阪市立障害児者支援センターレピラでは高次脳機能障害者に特化した生活訓練事業を実施してきました。

中河内圏域高次脳機能障がい支援連絡会において、高次脳機能障害当事者やその家族 を支援していくために、定期的に情報交換や勉強会の開催などを行っています。

#### ●課題

高次脳機能障害に関する専門的な知識や理解啓発が必要となります。また、高次脳機 能障害当事者への総合的・専門的な相談支援が求められています。

#### ◎今後の方針

東大阪市立障害児者支援センターレピラにおいて、基幹相談支援センターでは総合的・専門的な相談支援として、高次脳機能障害などへの相談支援を行い、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」では、引き続き高次脳機能障害当事者への支援を行います。

また、関係機関と連携するなど高次脳機能障害当事者やその家族の支援に努めます。 <主な施策>

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針                | 目標 | 担当課・室   |
|----------|------------------------|----|---------|
| ①大阪府障がい  | 大阪府の実施する普及啓発事業の紹介      | 継続 | 福祉事務所   |
| 者医療・リハビ  | や、大阪府障がい者医療・リハビリテーシ    |    | 保健センター  |
| リテーション   | ョンセンターにおける高次脳機能障害にか    |    | 障害施策推進課 |
| センターの利   | かる支援プログラムを紹介し、利用を促し    |    |         |
| 用促進      | ます。                    |    |         |
| ②相談機能の充  | 基幹相談支援センターや委託相談支援セ     | 継続 | 福祉事務所   |
| 実        | ンターなどの相談機能を充実し、高次脳機    |    | 保健センター  |
|          | 能障害当事者に対する支援を推進します。    |    | 障害施策推進課 |
| ③東大阪市障害  | 高次脳機能障害のある人に対する就労支     | 継続 | 障害施策推進課 |
| 者就業・生活支  | 援について東大阪市障害者就業・生活支援    |    |         |
| 援センター    | センター「J-WAT」と連携し、就業中に高次 |    |         |

| 「J-WAT」におけ | 脳機能障害となった人のリワーク(復職) |    |         |
|------------|---------------------|----|---------|
| る就労支援      | など支援します。            |    |         |
| ④日中活動事業    | 高次脳機能障害に関する研修等を通し、  | 継続 | 障害施策推進課 |
| 所の充実       | 当該障害のある人の受け入れが可能となる |    |         |
|            | よう事業所の理解促進、拡充を図ります。 |    |         |
| ⑤医療機関の充    | 中河内圏域高次脳機能障がい支援連絡会  | 継続 | 障害施策推進課 |
| 実          | において、関係機関の情報共有と連携強化 |    |         |
|            | に努めます。              |    |         |
| ⑥当事者活動の    | 高次脳機能障害当事者が気軽に集まり、  | 継続 | 障害施策推進課 |
| 支援         | 当事者の立場で相談に応じ、支え合う活動 |    |         |
|            | を支援します。             |    |         |
| ⑦啓発活動の充    | 広報や各種事業による啓発活動の充実と  | 継続 | 障害施策推進課 |
| 実          | ともに、当事者による啓発活動を支援しま |    |         |
|            | す。                  |    |         |

## (4) 難病患者に対する支援の充実

○第3次障害者プランの振り返り

難病患者に対する支援では、療養生活に関する相談、家庭訪問などを行っています。 また、制度周知のための冊子の配布やウェブサイトを通じて各種サービス等を紹介しています。

#### ●課題

障害福祉サービスの利用が必要な方に、早期の制度の紹介が必要となります。

◎今後の方針

難病患者の障害福祉サービスの利用促進を図ります。

また、多様な病態の希少難病の支援では、大阪府を中心とした広域ネットワークの中で情報交換を行い、支援の質の向上を図っていきます。

| 主な施策・事業名 | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室     |
|----------|---------------------|----|-----------|
| ①難病患者に対す | 難病患者についても平成25年度から障  | 継続 | 福祉事務所     |
| る障害福祉サー  | 害福祉サービスの対象となったことを受  |    | 健康づくり課    |
| ビスの利用促進  | け、その周知を推進し、利用促進を図りま |    | 保健センター    |
|          | ₫。                  |    | 障害福祉認定給付課 |
|          |                     |    | 障害施策推進課   |
| ②保健師による訪 | 療養生活に関する相談、家庭訪問を行っ  | 継続 | 健康づくり課    |
| 問指導の充実   | ていきます。              |    | 保健センター    |
| ③地域における在 | 難病患者および家族の在宅療養生活の充  | 継続 | 健康づくり課    |
| 宅療養支援ネッ  | 実のため、市内の医療機関・居宅介護事業 |    | 保健センター    |
| トワークの構築  | 者などとのネットワーク会議や大阪難病医 |    |           |
|          | 療情報センターを中心に他市との連携等も |    |           |
|          | 含めて支援体制の充実に努めていきます。 |    |           |

## 第3節 精神保健福祉・医療施策等の推進

#### (1)精神保健福祉事業の充実

○第3次障害者プランの振り返り

保健所保健センターにおいて精神障害のある人の医療及び福祉に関する相談に応じ、 適正な医療の提供と精神障害のある人の社会復帰及び自立の促進に必要な援助を進めて います。

#### ●課題

精神的な疾患は複雑な現代社会においてだれもがかかりうるものであり、早期発見・早期治療が可能であるにもかかわらず、本人や周囲の人から気づかれにくく、また、精神的な疾患への誤解から本人が疾患を認識することが遅れるなどの問題があり、その対策が引き続き必要となっています。

#### ◎今後の方針

地域の精神保健福祉関係機関で組織される東大阪市こころの健康推進連絡協議会の機 能の強化と体制の充実を図っていきます。

また、必要に応じた医療を適切に受けることができるように、精神疾患及び精神科医療の理解促進を行い、一般科医療機関と精神科医療機関の連携強化に努めます。

| 主な施策・事業名        | 事業内容・方針             | 目標 | 担当課・室  |
|-----------------|---------------------|----|--------|
| ①精神保健福祉         | 各保健センターにおいて精神保健福祉相  | 継続 | 健康づくり課 |
| 相談や訪問指          | 談員を中心とした精神保健福祉相談や訪問 |    | 保健センター |
| 導の充実            | 指導を充実します。精神障害のある人の医 |    |        |
|                 | 療及び福祉に関する相談に応じ訪問指導を |    |        |
|                 | 行い、適切な医療の提供と社会復帰及び自 |    |        |
|                 | 立の促進に必要な援助を行います。    |    |        |
| ②自立支援医療         | 通院による精神疾患の治療に対し、治療  | 継続 | 健康づくり課 |
| 費(精神通院医         | 費の一部を公費負担する自立支援医療費  |    | 保健センター |
| 療) <del>等</del> | (精神通院医療)を継続します。     |    | 医療助成課  |
|                 | また、福祉医療費助成において精神病床  |    |        |
|                 | の入院への助成を令和3年4月より対象に |    |        |
|                 | 拡充します。              |    |        |
| ③一般科医療機         | かかりつけ医など一般科医療機関と精神  | 継続 | 健康づくり課 |
| 関との連携の          | 保健福祉医療に関わる機関との連携によ  |    | 保健センター |
| 推進              | り、精神障害に対する理解を促進するとと |    |        |
|                 | もに、精神疾患の早期発見・早期治療と精 |    |        |
|                 | 神障害のある人が適切な医療サービスを受 |    |        |
|                 | けることができるように努めます。    |    |        |
| ④自助グループ         | 自助グループやピアサポーターなどの育  | 継続 | 健康づくり課 |
| やピアサポー          | 成及び運営支援を行うことにより、精神障 |    | 保健センター |
| ターの育成・運         | 害のある人等のエンパワーメントを支援  |    |        |
| 営支援             | し、自立を促進します。         |    |        |

#### (2) 統合失調症をはじめとした精神障害者への地域生活支援

#### ○第3次障害者プランの振り返り

委託相談支援センターとの連携を強化し、相談支援体制の充実を図っていきます。 また、精神障害のある人の地域移行では、地域支援機関、医療機関及び行政の三者が 協力・連携し、退院促進に向けた本市独自の支援を行っています。

#### ●課題

精神科入院患者の地域移行をはじめとして精神科未受診者や治療中断者への対応を含め、精神科医療機関、訪問看護ステーション、薬局、保健所保健センター、相談支援事業所などの保健、福祉、医療の連携によるアウトリーチ支援の充実を図っていく必要があります。

#### ◎今後の方針

基幹相談支援センター、大阪府地域精神医療体制整備広域コーディネーターと連携しながら精神障害のある人の地域移行・地域定着支援を継続していきます。

また、課題については精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協 議の場などで取り組んでいきます。

| 主な施策・事業名   | 事業内容・方針  | 目標   | 担当課・室  |
|--|--|------|--|
| <ul><li>① 精神障害にも<br/>対応した地域<br/>包括ケアシス<br/>テムの構築</li></ul> | 精神障害のある人が、地域の一員として<br>安心して自分らしい暮らしをすることがで<br>きるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、<br>社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が<br>包括的に確保された地域包括ケアシステム<br>の構築を目指します。 | 拡充 ※ | 健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課                          |
| ② 相談支援の強化  | 委託相談支援センターとの連携を強化<br>し、相談支援体制の充実を図っていきます。  | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター                                     |
| ③ 訪問系サービ<br>スをはじめと<br>した福祉サー<br>ビスの拡充・<br>利用促進             | サービス未利用者への啓発とともに、適切な利用継続を支援します。また、サービスの供給量の確保と研修などによる質の向上及び障害特性に応じたサービス提供を行います。  | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター<br>障害福祉事業者課<br>障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課 |
| ④ 住まいの場の確保   | 居住サポート事業の活用などを推進しま<br>す。   | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課                          |
| ⑤ 精神障害者の<br>地域移行・地<br>域定着支援の<br>推進                         | 地域の精神科病院と相談支援事業所など<br>地域関係機関との協力で、精神障害のある<br>人の地域移行を推進します。   | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター<br>障害施策推進課                          |

| ⑥ アウトリーチ<br>支援の推進 | 精神科未受診者や治療中断者を適切な医療に結びつけ、長期入院を防いで地域での生活が送れるよう、アウトリーチ支援の充実を目指します。そのために東大阪市こころの健康推進連絡協議会において、保健・福祉・医療の各機関の連携を強化していきます。 | 拡充 | 健康づくり課<br>保健センター                                  |
|-------------------|--|----|---|
| ⑦ 日中活動の充<br>実     | 日中活動系サービスの充実を図るととも<br>に、医療機関によるデイケアの実施を支援<br>します。  | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター<br>福祉事務所<br>障害福祉認定給付課<br>障害施策推進課 |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

## (3) アルコール等依存症者への地域生活支援

○第3次障害者プランの振り返り

アルコール依存に対する支援では、市民・関係機関へのアルコール問題に関する正しい理解の周知啓発や福祉事務所、専門医療機関、自助グループ等が連携し、アルコール依存症者への治療や再発予防、回復及び地域生活支援を行っています。

#### ●課題

依存症の対策については、関係機関の連携不足などにより依存症患者や家族が治療や 支援につながらないことが課題であり、地域の関係機関の連携などを促進することによ り、依存症患者を早期に発見し、適切な治療、支援に確実に結び付けることが求められ ています。

#### ◎今後の方針

アルコール健康障害対策基本法などに基づき、自助グループや保健・医療・福祉の関係機関と共に、アルコール関連など依存症問題の対策と再発予防に向けた活動に取り組んでいきます。

| 主な施策・事業名  | 事業内容・方針  | 目標 | 担当課・室                     |
|---|--|----|---------------------------|
| ①未成年者及び<br>妊産婦への飲<br>酒予防啓発と<br>「節度ある適度<br>な飲酒」の知識<br>普及 | 市民健康フェスタなどで市民や学生、関係機関への啓発の機会を幅広く捉え、アルコール問題についての正しい理解を広め、啓発活動を行います。           | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター          |
| ②依存症者への<br>再発予防   | 専門医療機関や保健センター・福祉事務<br>所、自助グループ、地域関係機関が連携し、<br>治療中断の防止や再発予防及び地域生活支<br>援を行います。 | 拡充 | 健康づくり課<br>保健センター<br>福祉事務所 |

| ③自助グループ<br>及び保健・医<br>療・福祉関係機 | 東大阪市アルコール関連問題会議をはじめ、アルコール関連問題やアルコール健康<br>障害に関する関係機関のネットワークを構             | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |
|------------------------------|--|----|------------------|
| 関の連携強化                       | 築するなど、依存症者の再発予防やリハビリテーションの体制づくり及び普及啓発や<br>支援の向上のための研修の実施などを推進<br>していきます。 |    |                  |

#### (4) 自殺対策の推進

○第3次障害者プランの振り返り

自殺対策では、市民に対し、自殺に対する正しい知識や自殺予防の重要性を普及啓発 や福祉関係機関職員や市民に対し、自殺予防のゲートキーパーを養成し、自死遺族に対 するサポートや自殺未遂者への相談支援、働く人のメンタルヘルス事業を行っています。

#### ●課題

自殺に関する知識の普及啓発をさまざまな場面において今後も継続して行う必要があります。また、自殺の危険を示すサインに少しでも早く気付く人を一人でも多く養成する取組みが求められています。

様々な機関が進める自殺対策にかかる取組みについて、有機的に結び付けとりまとめるシステム構築が必要となります。

#### ◎今後の方針

うつ病などの精神疾患の早期発見・早期治療のために、かかりつけ医と精神科医の連携を強化していきます。また、東大阪市自殺対策庁内連絡会や自殺対策計画推進会議を 開催し、関係機関と連携しながら自殺対策に取り組んでいきます。

| 主な施策・事業名                 | 事業内容・方針   | 目標 | 担当課・室            |
|--------------------------|---|----|------------------|
| ①自殺予防の啓<br>発活動の推進        | 講演会や各種イベント、自殺予防週間などにおいて、市民や関係機関等に対し、ストレスへの対応や自殺に対する正しい知識、自殺予防の重要性を普及啓発していきます。               | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |
| ②相談支援の強<br>化             | 精神保健福祉相談や訪問指導の充実を図<br>ります。  | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |
| ③精神疾患に対<br>する治療機会<br>の拡大 | さまざまな機会を通じ、精神疾患に関する<br>啓発活動を行います。また、精神疾患などの<br>精神疾患の早期発見・早期治療のために、か<br>かりつけ医と精神科医との連携を図ります。 | 継続 | 健康づくり課<br>保健センター |

| ④自殺予防のた<br>めの人材養成<br>の推進          | 自殺の危機にある人に気づき、声をかけ、<br>見守り、適切な相談機関につないで、自殺を<br>未然に防ぐ役割を果たす人材(ゲートキーパ<br>ー)を地域に幅広く養成していきます。   | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター                     |
|-----------------------------------|---|------|--------------------------------------|
| ⑤自殺未遂者へ<br>の相談支援                  | 大阪府警との連携で自殺未遂者相談支援<br>事業を実施し、自殺に至る背景の問題解決を<br>行い、未遂者の再企図と既遂防止に努めま<br>す。   | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター                     |
| ⑥働く人へのメ<br>ンタルヘルス<br>対策の推進        | 労働関係部局や地域の関係機関との協力<br>で、労働者のメンタルヘルス問題の重要性を<br>啓発し、その対策に取り組んでいきます。   | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター<br>労働雇用政策室          |
| ⑦庁内及び地域<br>関係機関の連<br>携システムの<br>構築 | 東大阪市自殺対策庁内連絡会、東大阪市こころの健康推進連絡協議会、東大阪市民健康づくり推進協議会等で、各関係機関と連携を深め、自殺の背景にある社会的要因への働きかけをはじめ、総合的な自殺予防対策に取り組んでいきます。   | 拡充   | 健康づくり課<br>保健センター                     |
| <ul><li>⑧自死遺族等への支援</li></ul>      | 自死遺族の相談に応じます。また、ご遺族<br>同士がその気持ちをわかちあう自助活動へ<br>必要に応じつなぎます。   | 継続   | 健康づくり課<br>保健センター                     |
| ⑨ 児童・生徒への教育                       | 学校における学習活動を通じて、児童生徒がいのちの大切さを実感するような教育やさまざまな困難やストレスへの対処方法を身につけるとともに、1人1人の権利や自分のことを大切にしながら、SOSを発信する、相談する力を付ける等、心の健康に関する教育を推進します。また、児童生徒のさまざまな問題から起こるSOSを受け止める側の支援体制を、家庭・学校・福祉などの連携により充実します。 | 拡充 ※ | 健康づくり課<br>保健センター<br>学校教育推進室<br>人権教育室 |

※は第4次東大阪市障害者プランからの新規掲載項目

# 第3部 第6期東大阪市障害福祉計画· 第2期東大阪市障害児福祉計画

| 序章   計画の基本的な考え方   121                                     | 第2節 障害福祉サービス (障害児) 160               |
|---|--------------------------------------|
|   | (1)訪問系サービス(再掲) 160                   |
| 第1節 計画の基本的な考え方 121  | (2)居住系サービス(再掲) 161                   |
| (1)基本理念 121   | 第3年 陸宇田洛武士授士 レブフ 1/2                 |
| (2)計画の基本的理念 121   | 第3節 障害児通所支援サービス 162                  |
| (3)障害福祉サービスの提供体制の   | (1) 児童発達支援等 162                      |
| 確保に関する基本的な考え方 122   | (2) 障害児相談支援等 164                     |
| (4)相談支援の提供体制の確保に関   | (3) ペアレントトレーニングやペア                   |
| する基本的な考え方 123   | レントプログラム等の支援 166                     |
| (5)障害児支援体制の確保に関する   | (4)ピアサポート活動への支援 166                  |
| 基本的な考え方 124   | 第4節 スピナ・ス奈ブ士採車業 (一部)                 |
| 第3第一等を期除実行が計画、第3期   | 第4節 子ども・子育て支援事業(一部)                  |
| 第2節 第6期障害福祉計画・第2期   | 167                                  |
| 障害児福祉計画の施策体系 126<br>                                      | (1) 就学前児童の学校教育・保育 167                |
| Mr. 4 T POT 15-11-11-10-11-11-11-11-11-11-11-11-11-11-    | (2)延長保育(時間外保育)事業 167                 |
| 第1章 障害福祉計画の展開 127   | (3)留守家庭児童育成事業 168                    |
|   | (4)地域子育て支援拠点事業 168<br>(5)一時預かり事業 169 |
| 第 1 節 成果目標 127  | (6)乳幼児家庭全戸訪問事業 169                   |
| (1)施設入所者の地域生活への移行127                                      | (7)養育支援訪問事業 170                      |
| (2)精神障害にも対応した地域包括   | (7) 钱月又版副问事来                         |
| ケアシステムの構築 129   | 第3章 障害者・障害児関連事業 171                  |
| (3) 地域生活支援拠点等の整備 131                                      | <u> </u>                             |
| (4) 福祉施設から一般就労への移行132                                     |                                      |
| (5)就労継続支援(B型)事業所に   |                                      |
| おける工賃の平均額 135   | (1)理解促進研修・啓発事業、<br>自発的活動支援事業 171     |
| (6)相談支援体制の充実・強化等 136                                      | 自発的活動支援事業 171<br>(2)相談支援事業 173       |
| (7) 障害福祉サービス等の質を向上<br>させるための取組みに係る体制の                     | (3)成年後見制度利用支援事業等 175                 |
| 構築 137  | (4)意思疎通支援事業 176                      |
| <del>博朱</del> 137   | (5)日常生活用具給付等事業 178                   |
| 第2節 障害福祉サービス 138  | (6)移動支援事業 179                        |
|   | (7) 地域活動支援センター事業 181                 |
| <ul><li>(1)訪問系サービス 138</li><li>(2)日中活動系サービス 143</li></ul> | (8)障害児等療育支援事業 182                    |
| (3) 短期入所等居住系サービス 149                                      | (9)日中一時支援事業 183                      |
| (4) 相談支援等サービス 153   | (10)精神障害者地域生活支援                      |
| (4) 怕败又汲夺了 亡人 155   | 広域調整等事業 184                          |
| 第2章 障害児福祉計画の展開 156  |                                      |
| <u> </u>  | 第2節 障害者関連施策の展開 185                   |
| 第 1 節 成果目標 156  | (1)障害者等に対する虐待の防止 185                 |
| (1) 児童発達支援センターの整備 156                                     | (2) 意思決定支援の促進 185                    |
| (2)保育所等訪問支援 157   | (3) スポーツ・レクリエーション・                   |
| (3) 重症心身障害児を支援する児童  | 芸術文化活動支援による社会参加                      |
| ステージの対応を対象する元皇<br>発達支援事業所及び放課後等デイ                         | 等の促進 185                             |
| 先達文版事業所及び放訴後等が1<br>サービス事業所 158                            | (4)障害を理由とする差別の解消の推進                  |
| (4)保健・医療・障害福祉・保育・   | 186                                  |
| 教育等の関係機関が連携を図るた   | (5) 事業所での利用者の安全確保の                   |
| めの協議の場 159  | 取組みや研修等の充実 186                       |
| (5)医療的ケア児支援のための   | (6)ユニバーサルデザインの推進 186                 |
| コーディネーターの配置 159   |                                      |

## 序章 計画の基本的な考え方

## 第1節 計画の基本的な考え方

#### (1)基本理念

第4次東大阪市障害者プランでは、障害の有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格と個性を尊重し、障害のある人が社会の対等な構成員として分け隔てられることなく、地域の中でともに自立し支え合うインクルーシブな社会であるとともに、人間としての尊厳や自己決定を尊重され、主体的に社会参加できる環境をつくり上げることを目指して、「地域共生の実現に向け、お互いの個性を尊重し、安心して自立した生活のできる完全参加と平等のまち・東大阪」を理念として掲げております。この基本理念は障害福祉サービスや地域生活支援事業等を規定する本計画の理念として引き継いでいくものとなります。

## (2) 第6期東大阪市障害福祉計画・第2期東大阪市障害児福祉計画の基本的理念

本計画に関する国の基本指針や大阪府の基本的な考え方などに基づいて次の7つの基本 的理念を設定します。

1 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人などの自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮するとともに、自立と社会参加の実現を図ることを基本として、障害福祉サービス等及び障害児通所支援などの体制の整備を進めます。

2 障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等

障害福祉サービスの対象となる障害者等の範囲を身体障害のある人、知的障害のある人、精神障害のある人、難病患者等並びに障害のある子どもとして、これまでのサービスの格差を是正し、適切で総合的な支援の拡充を行うとともに、発達障害者や高次脳機能障害のある人が障害者総合支援法の給付対象であることの周知や難病患者の障害福祉サービスの活用を促進します。

3 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応した サービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行については、障害のある人やその家族、施設・事業所職員などの地域移行への意識向上・理解促進に早期に取り組むなど支援体制の充実を図るとともに、地域生活を希望する者が地域での暮らしを継続することができるよう、必要な障害福祉サービス等が提供される体制の整備を進めます。

また、地域生活支援拠点等の整備や卒業・就職などの生活環境の変化を見据えた相談支援を中心とした継続的な支援の充実を図ります。

さらに、精神病床における長期入院患者の地域生活への移行に向けて、精神障害に も対応した地域包括ケアシステムの構築の一貫として協議の場で検討を進めます。

#### 4 地域共生社会の実現に向けた取組み

地域共生社会の実現に向けて、地域のさまざまな相談を受け止め自ら対応または関係機関につなぐ機能や支援関係者全体を調整する機能及び継続的な支援を中心的に担う機能などを備えた相談支援、相談支援と一体的に行う就労支援や居住支援など多様な社会参加に向けた支援、社会参加のできる場や居場所の確保の機能を備えた地域づくりに向けた支援、障害福祉と介護保険にまたがる「共生型サービス」の活用による継続したサービス支援など、包括的な支援体制の構築を進めます。

#### 5 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害児通所支援や障害児相談支援などの充実、また、障害のある子どものライフステージに沿った切れ目のない一貫した支援体制の構築及び医療的ケア児に対する包括的な支援体制の構築などを図り、地域社会への参加やインクルージョンを進めます。

#### 6 障害福祉人材の確保

障害福祉人材を確保するため、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障害福祉の現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・ 広報などの取組みを進めます。

#### 7 障害者の社会参加を支える取組み

障害のある人の地域における社会参加を促進するためには、障害のある人の多様な ニーズを踏まえた支援を計画的に進めます。また、公共施設等でのバリアフリー化や 情報保障などハード面やソフト面での環境整備を進めます。

#### (3) 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### 1 必要とされる訪問系サービスの保障

居宅介護・重度訪問介護などの「訪問系サービス」の充実を図り、必要な訪問系サービスを保障できるよう、努めます。

#### 2 必要とされる日中活動系サービスの保障

希望する障害のある人などに、生活介護や就労移行支援、就労継続支援など「日中 活動系サービス」を保障できるよう、努めます。 3 グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実 地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、入所施設な どから地域生活への移行を進めます。

さらに、地域生活支援拠点等の整備を促進し、好事例の横展開などにより機能の充 実に努めます。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障害のある人の福祉施設から一般就労への移行及びその定着を進めるとともに、福祉的就労施設を含めた雇用の場の拡大を目指します。

5 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人に対する支援体制の充実に努 めます。

#### 6 依存症対策の推進

依存症に対する誤解及び偏見を解消するための研修及び普及啓発、相談機関及び医療機関の周知を行うとともに、依存症である者及びその家族などに対する支援に努めます。

#### (4) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的な考え方

#### 1 相談支援体制の構築

相談支援事業者などは、障害のある人など及びその家族が抱える複合的な課題を把握し、適切な保健・医療・福祉サービスにつなげるなど、関係機関との連携に努めることが必要となります。

市においては、相談支援を行う人材育成の支援、アセスメント・モニタリングの質の向上による個別事例における専門的な指導や助言の実施、相談支援事業所の充実のための施策の確保が必要となります。さらに、地域における相談支援の中核機関である基幹相談支援センターを設置し、主任相談支援専門員を計画的に確保するとともに、基幹相談支援センターを中心とした、委託相談支援センターや相談支援事業者などのネットワークによる相談支援体制の構築、強化に努めます。

#### 2 地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保

障害者支援施設などに入所または精神科病院に入院している障害のある人などの人数等を勘案した上で、計画的に地域移行支援に係るサービスの提供体制の確保を検討します。また居住支援のための関係機関による連携体制を強化します。

また、地域生活の定着や継続のために、自立生活援助や地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実に努めます。

#### 3 発達障害者等に対する支援

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング、ピアサポート活動などの発達障害のある人やその家族などに対する支援体制を確保するとともに、発達障害のある人または発達障害のある人が可能な限り身近な場所において必要な支援を受けられるよう、努めます。

#### 4 協議会の設置等

障害のある人などへの支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体、障害当事者及びその家族、福祉、医療、教育、雇用に関連する職務に従事する者などの関係者により構成される「自立支援協議会」を設置し、障害者等の実態把握、支援に係る地域資源の評価、必要な支援体制の構築や運営状況に対する評価、支援体制の改善・実効性の確保・機能充実などを図ります。

また、発達障害者等や重症心身障害児者、医療的ケア児、高次脳機能障害者及び難病患者等への支援体制を整備するため、専門機関との連携を図ります。

#### (5) 障害児支援体制の確保に関する基本的な考え方

#### 1 地域支援体制の構築

障害児通所支援などにおける障害のある子ども及びその家族に対する支援を図るため、障害種別や年齢別などのニーズに応じて、身近な場所で提供できるように、地域における支援体制の整備を図るとともに、障害のある子どもの地域社会への参加やインクルージョンを進めます。

また、障害児入所支援から障害福祉サービスへ円滑に支援の移行が図られるよう、 大阪府と緊密な連携を図っていきます。

さらに障害児通所支援事業所などの支援の質の向上と支援内容の適正化を図ります。

#### 2 保育・保健医療・教育・就労支援等の関係機関と連携した支援

保育所や認定こども園、放課後児童クラブなどの子育て支援施策や母子保健施策などとの緊密な連携を図ることにより障害児通所支援の体制整備や障害のある子どもの早期発見・支援や健全育成を推進するとともに、学校、障害児通所支援事業所、障害児入所施設、障害児相談支援事業所、就労移行支援などの障害福祉サービスを提供する事業所が緊密な連携を図ることで、就学時や卒業時において支援を円滑に引き継いでいくよう努めていきます。

また、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所が療育機関としての機能を十分に発揮し、障害のある子どものライフステージに応じた対応力を培っていくことが重要であり、事業所の機能強化やサービスの質の向上に努めます。

さらに、難聴児などの早期発見や円滑かつ適切な支援の実施につなげるよう、関係 機関による協議会において検討を行います。

#### 3 地域社会への参加・包容の推進

障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進を図るため、障害児通所支援事業所などが保育所や認定こども園、放課後児童クラブ、幼稚園、小学校、特別支援学校などとの支援協力体制を構築できるよう進めます。

#### 4 特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備

重症心身障害児や医療的ケア児の人数やニーズを把握することで、支援体制の充実 を図ります。

また、障害のある子どもの支援が乳幼児期から成人期まで円滑に引き継がれるよう、 保健所や病院・診療所、訪問看護ステーション、障害児通所支援事業所、障害児入所 施設、障害児相談支援事業所、保育所、学校などの関係者が連携を図るための協議の 場を設置し、各分野が共通の理解に基づき協働する総合的な支援体制を構築し、切れ 目のない支援に取り組んでいくよう努めます。

加えて、医療的ケア児が必要とする他分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進するコーディネーターの配置を促進します。

さらに、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある子どもに対する支援体制の整備を進めます。

#### 5 障害児相談支援の提供体制

障害の疑いのある段階から障害のある子ども本人や家族に対する継続的な相談支援 を実施するとともに、支援にあたって関係機関をつなぐことにより、障害児相談支援 の質の確保・向上を図ります。

## 第2節 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の施策体系

#### 【成果目標】

#### 施設入所者の地域生活への移行

- 地域生活への移行者の増加
- 施設入所者の削減

(基本理念)

地域共生の実現に向

け、

お互

(J

の

個性を尊重

安心

して自立

た生活のできる完全参加と平等のまち

東大阪

## 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 精神障害者の精神病床から退院後1 年以内の地域における平均生活日数
- 精神病床における1年以上長期入院 患者数(65歳以上、65歳未満)
- 精神病床における早期退院率(入院後3か月・6か月・1年時点の退院率)

#### 地域生活支援拠点等の整備

地域生活支援拠点等における機能の 充実

#### 福祉施設から一般就労への移行等

- 福祉施設利用者の一般就労への移行 者の増加
- 職場定着率の増加

#### 就労継続支援(B型)事業所における 工賃の平均額

○ 工賃の向上

#### 相談支援体制の充実・強化等

○ 相談支援体制の充実・強化に向けた体制を確保

## 障害福祉サービス等の質の向上を図るための取組みに係る体制の構築

○ 障害福祉サービスの質の向上を図る ための取組みに係る体制の構築

#### 障害児支援の提供体制の整備等

- 児童発達支援センターの設置及び 保育所等訪問支援の充実
- 主に重症心身障害児を支援する児 童発達支援事業所及び放課後等デ イサービス事業所の確保
- 医療的ケア児支援のための保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関の協議の場の設置
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置

#### 【活動指標】

- 居宅介護等の訪問系サービスの利用者数、利用時間数
- 生活介護の利用者数、利用日数
- 自立訓練(機能訓練・生活訓練)の利用者数、利用日数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労継続支援(A型・B型)の利用者数、利用日数
- 短期入所(福祉型、医療型)の利用者数、利用日数
- 自立生活援助の利用者数
- 共同生活援助の利用者数
- 地域移行支援の利用者数
- 地域定着支援の利用者数
- 施設入所支援の利用者数 ※施設入所者の削減
- 精神障害者の地域移行支援の利用者数
- 精神障害者の地域定着支援の利用者数
- 精神障害者の共同生活援助の利用者数
- 精神障害者の自立生活援助の利用者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場の開催回数
- 保健、医療(精神科、精神科以外の医療機関別)、福祉、介護、当事者、家族等の関係者ごとの参加者数
- 保健、医療、福祉関係者による協議の場における目標 設定及び評価の実施回数
- 地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠 点等における機能の充実に向けた検証及び検討の実施 回数
- 就労移行支援の利用者数、利用日数
- 就労移行支援事業等(就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型)から一般就労への移行者数
- 就労定着支援の利用者数
- 工賃の平均額
- 総合的・専門的な相談支援の実施の有無
- 地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的 な指導・助言件数
- 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数
- 地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数
- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修 の参加や都道府県が市町村職員に対して実施する研修 の参加人数
- 障害者自立支援審査支払等システムでの審査結果を 分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と 共有する体制の有無及びそれに基づく実施回数
- 都道府県等が実施する指定障害福祉サービス事業者 及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の 適正な実施とその結果の関係自治体との共有する体制 の有無及びそれに基づく共有回数
- 児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数
- 保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数
- 訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数
- 障害児相談支援の利用児童数
- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

## 第1章 障害福祉計画の展開

## 第1節 成果目標

## (1)施設入所者の地域生活への移行

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

#### ① 施設入所者の地域生活への移行

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が 令和5年度末までに地域生活へ移行することを基本として設定

#### ② 施設入所者の削減数

国基準に沿った目標設定とし、令和元年度末時点の施設入所者数から令和5年度 末までに1.6%以上削減することを基本として設定

## ■第5期計画の検証

施設入所者の地域生活への移行者数についての第5期計画の目標値は24人でしたが、 平成30年度及び令和元年度の累計は20人で、令和2年度において達成するよう努めています。

施設入所者の削減数の目標値5人に対し、平成30年度及び令和元年度の累計は18人で、目標は達成しています。

## ■第5期計画の実績

|     | 項目   | 数值  | 考え方  |
|-----|--|-----|--|
|     | 平成28年度末の入所者数<br>264人からグループホーム<br>等への地域生活移行者数 | 24人 | 平成30年度及び令和元年度の累計:<br>20人<br>(目標値:令和2年度末 24人)                               |
| 実績値 | 施設入所者の削減数                                    | 20人 | 平成28年度末の入所者数240人<br>と平成30年度及び令和元年度末の<br>入所者数の比較による累計:18人<br>(目標値:令和2年度末5人) |

## ■第6期計画の目標

施設入所者の地域生活への移行について、国・大阪府の基本的な考え方や実績、ニーズなどを踏まえ、令和元年度末時点の施設入所者225人のうち14人と設定しました。これは、令和元年度末時点の施設入所者の6%となります。

施設入所者の削減数については、国・大阪府の基本的な考え方を踏まえ、地域移行者や 新たに施設入所が見込まれる人数などを勘案しながら、令和5年度末までに削減する施設入 所者数の成果目標を4人と設定しました。

|     | 項目                   | 数值    | 考え方                        |  |  |  |
|-----|----------------------|-------|----------------------------|--|--|--|
| 基準値 | 令和元年度末時点の入所者数<br>(A) | 225人  | 令和元年度末時点の施設入所者数            |  |  |  |
| 目標値 | ①令和5年度末の地域生活移        | 14人   | 施設入所からグループホーム等へ<br>移行した者の数 |  |  |  |
|     | 行者数(B)               | 6%    | 移行割合(B/A)                  |  |  |  |
| 目標値 | ②令和5年度末の削減見込数        | 4人    | 施設入所者の削減見込数                |  |  |  |
|     | (C)                  | 1. 6% | 削減割合(C/A)                  |  |  |  |

#### (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上とする(都道府県が設定)【新規】

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数(65歳以上、65歳未満) を目標値として設定(目標値は入院受療率等に基づく算定値から各都道府県で設定)

入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点の退院率を86%以上、 入院後1年時点の退院率を92%以上とする(都道府県が設定)

## ■第5期計画の検証

精神障害に関する施策は、大阪府及び各保健所が主となって取り組んでいます。 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、大阪府などの取組みに協力するとともに、本市でも関係者による協議の場を設置しています。

#### ■第6期計画の目標

目標については、国の基本指針や実績、ニーズ等を踏まえ、大阪府の数値を参考に設定しています。

今後も精神病床における長期入院患者の地域移行が促進されるよう、「東大阪市こころの健康推進連絡協議会実務担当者会議」を協議の場として活用し、事例検討を行い、また、目標設定及び評価を行い、地域の整備に努めます。

| 項目                             | 数値                     | 考え方          |
|--------------------------------|------------------------|--------------|
| 精神病院から退院後1年以内の<br>地域における平均生活日数 | 316日                   | 大阪府の数値を参考に設定 |
| 精神病床における1年以上長期<br>入院患者数        | 309人                   | 大阪府の数値を参考に設定 |
| 精神病床の早期退院率<br>(入院後3か月・6か月・1年時  | 3か月=69%以上<br>6か月=86%以上 | 大阪府の数値を参考に設定 |

| 点) | 1年=92%以上 |  |
|----|----------|--|
|    |          |  |

| 事項   | 単位  | 令 和<br>3年度 | 令<br>和<br>4年度 | 令<br>和<br>5年度 |
|--|-----|------------|---------------|---------------|
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場<br>の開催回数                     | 回/年 | 3回         | 3回            | 3回            |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場の参加者数(保健・医療・福祉・介護・当事者・家族・その他) | 人/年 | 60人        | 60人           | 60人           |
| 保健・医療及び福祉関係者による協議の場<br>における目標設定および評価の実施回数        | 回/年 | 1 🗇        | 1 🗇           | 1 🛭           |

#### (3) 地域生活支援拠点等の整備

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、地域生活支援拠点等について、令和5年度末までに 各市町村又は各圏域に少なくとも1つ以上確保しつつ、年1回以上運営状況を検証及 び検討することを目標として設定

#### ■第5期計画の検証

地域生活支援拠点等は、障害児者の在宅での生活を支えるため、① 緊急時の受け入れ・対応、② 相談、③ 体験の機会・場、④ 専門的人材の確保・養成、⑤ 地域の体制づくりの5つの機能を備えたものとなります。

本市では、自立支援協議会などでの意見・検討を踏まえ、既存の社会資源を活用し、 関係機関と連携することで5つの機能が発現できるよう、令和2年度末までに面的な 整備に取り組んできました。

#### ■第6期計画目標

地域生活支援拠点等の整備では、市内全体を一つの面ととらえた面的整備を行い、 地域全体で支援するネットワークの構築を行い、市全体で障害児者の生活を支える体 制を整備していきます。

| 事項           | 令和5年度 | 考え方   |
|--------------|-------|-------|
| 地域生活支援拠点等の設置 | 設置    | 面的整備型 |

| 事項                               | 単位  | 令<br>和<br>3年度 | 令<br>和<br>4年度 | 令<br>和<br>5年度 |
|----------------------------------|-----|---------------|---------------|---------------|
| 地域生活支援拠点等の機能の充実<br>のための検証および検討回数 | 回/年 | 1 🛭           | 1 🛭           | 1回            |

#### (4)福祉施設から一般就労への移行

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

#### ① 一般就労への移行者数の増加

国の目標設定の考え方及び大阪府の実績等を踏まえ、令和5年度中の一般就労への移行実績を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを目標として設定

#### ② 就労移行支援事業等の利用者数

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度中の就労移行支援利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とすることを目標として設定

また、令和5年度中の就労継続支援A型利用者数を令和元年度実績の1.26 倍以上とすることを目標として設定【新規】

令和5年度中の就労継続支援B型利用者数を令和元年度実績の1.23倍以上とすることを目標として設定【新規】

#### ③ 就労移行支援事業所ごとの就労移行率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目標として設定

#### ④ 就労定着支援による就労定着率の増加

国基準に沿った目標設定とし、就労定着支援事業所のうち就労定着率が8割以 上の事業所を全体の7割以上とすることを目標として設定

#### ■第5期計画の検証

福祉施設から一般就労への移行者数の目標値91人に対し、平成30年度年度未が129人、令和元年度末が135人で、令和元年度末時点の目標達成率は148%となっています。

就労移行支援事業利用者数の目標207人に対し、平成30年度末で117人、令和元年度末では137人で、令和元年度末時点の目標達成率は66%となっています。

就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合の目標が5割以上に対し、平成30年度末では6.7割、令和元年度末では6.3割となっています。

#### ■第5期計画の実績

|         | 項目                          | 数值    | 考え方      |
|---------|-----------------------------|-------|----------|
| 目標値     | 令和2年度末の<br>一般就労移行者数         | 91人   |          |
| 中德店     | 平成30年度の<br>一般就労移行者数         | 129人  | 達成率:142% |
| 実績値     | 令和元年度の<br>一般就労移行者数          | 135人  | 達成率:148% |
| 目標値     | 令和2年度末の<br>就労移行支援事業利用者数     | 207人  |          |
| <b></b> | 平成30年度の<br>就労移行支援事業利用者数     | 117人  | 達成率:57%  |
| 実績値     | 令和元年度の<br>就労移行支援事業利用者数      | 137人  | 達成率:66%  |
| 目標値     | 令和2年度の就労移行率3割以<br>上の事業所の割合  | 5割以上  |          |
| 中维片     | 平成30年度の就労移行率3割<br>以上の事業所の割合 | 6. 7割 |          |
| 実績値     | 令和元年度の就労移行率3割以<br>上の事業所の割合  | 6.3割  |          |

#### ■第6期計画の目標

福祉施設から一般就労への移行者数については、令和元年度の実績が135人であることから、第6期の目標値を1.27倍以上の174人に設定します。

就労移行支援事業の利用者数については、令和元年度末の利用者数が93人であることから、第6期の目標値を1.30倍以上の131人に設定します。

就労継続支援A型利用者数については、令和元年度の実績が17人であることから、第6期の目標値を1.26倍以上の24人に設定します。

就労継続支援B型利用者数については、令和元年度末の利用者数が10人であることから、第6期の目標値を1.23倍以上の13人に設定します。

就労定着支援事業の利用者数の第6期の目標値は、就労移行支援事業等を通じた一般 就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者が7割になることとします。

職場定着率については、国及び大阪府の基本的な考え方に準じて、就労定着支援事業 所のうち就労定着率が8割以上の事業所が7割以上になることとします。

|     | 項目                                      | 数値      | 考え方                                  |
|-----|---|---------|--------------------------------------|
| 基準値 | 福祉施設から一般就労への<br>移行者数 (A)                | 135人    | 令和元年度において、福祉施設<br>から一般就労に移行した者の<br>数 |
| 目標値 | ①目標年度(令和5年度)の一<br>般就労移行者数               | 174人    | 令和5年度中に、福祉施設から<br>一般就労に移行する者の数       |
|     | (B)                                     | 1.27倍以上 | (B/A)                                |
| 基準値 | 就労移行支援事業の利用者数<br>(C)                    | 93人     | 令和元年度末時点の就労移行<br>支援事業の利用者数           |
| 目標値 | ②目標年度(令和5年度)の就<br>労移行支援事業利用者数           | 131人    | 令和5年度における就労移行<br>支援事業の利用者数           |
|     | (D)                                     | 1.30倍以上 | (D/C)                                |
| 基準値 | 就労継続支援A型利用者数<br>(E)                     | 17人     | 令和元年度末時点の就労継続<br>支援A型の利用者数           |
| 目標値 | ③目標年度(令和5年度)の就<br>労継続支援A型利用者数           | 24人     | 令和5年度における就労継続<br>支援A型の利用者数           |
|     | (F)                                     | 1.26倍以上 | (F/E)                                |
| 基準値 | 就労継続支援B型利用者数<br>(G)                     | 10人     | 令和元年度末時点の就労継続<br>支援B型の利用者数           |
| 目標値 | ④目標年度(令和5年度)の就<br>労継続支援B型利用者数           | 13人     | 令和5年度における就労継続<br>支援B型の利用者数           |
|     | (H)                                     | 1.23倍以上 | (H/G)                                |
| 基準値 | 就労移行支援事業等を通じた<br>一般就労への移行者<br>(I)       | 174人    | 令和5年度における、福祉施設から一般就労に移行する者の数         |
| 目標値 | ⑤目標年度(令和5年度)の就<br>労定着支援事業を利用者<br>(J)    | 7割      | (令和5年度の就労定着支援<br>事業を利用/I)            |
| 目標値 | ⑥就労定着支援事業所のうち<br>就労定着率が8割以上の事<br>業所 (K) | 7割以上    |                                      |

### (5) 就労継続支援 (B型) 事業所における工賃の平均額

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

大阪府の工賃の目標額は、個々の就労継続支援(B型)事業所において設定した 目標工賃を踏まえ設定

各市町村は、管内の就労継続支援 (B型)事業所において設定した目標工賃を踏まえ、 目標を設定

## ■第5期計画の検証

就労継続支援B型事業所における平均工賃の目標13,637円に対し、平成30年度で13,439円、令和元年度では13,517円となっています。

## ■第5期計画の実績

| 項目   |               | 数值      | 考え方 |
|------|---------------|---------|-----|
| 中华/古 | 令和元年度の工賃の平均額  | 13,517円 |     |
| 実績値  | 平成30年度の工賃の平均額 | 13,439円 |     |

## ■第6期計画の目標

令和5年度の工賃の平均額について、管内事業所の実績及び目標を踏まえ、 15,000円と設定します。

| 項目             | 数値         | 考え方                   |
|----------------|------------|-----------------------|
| 目標値令和5年度の工賃の平均 | 9額 15,000円 | 令和元年度の工賃実績の1.1<br>倍以上 |

## (6) 相談支援体制の充実・強化等【新設】

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的・専門的な相談支援の 実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを目標に設定 令和5年度末までに基幹相談支援センターをすべての市町村において設置

## ■第6期計画の目標

基幹相談支援センターは、平成29年に4月に開設しています。引き続き、基幹相談 支援センターにて地域の相談支援の中核的拠点として総合かつ専門的な相談業務及び指 導助言を行い、関係機関とのネットワークの構築の強化、相談支援体制の充実を目指し ます。

| 事項            | 令和5年度 | 考え方 |
|---------------|-------|-----|
| 基幹相談支援センターの設置 | 設置    | 設置済 |

|                                     | 単位  | 令 和<br>3年度 | 令 和<br>4年度 | 令 和<br>5年度 |
|-------------------------------------|-----|------------|------------|------------|
| 地域の相談支援事業者に対する訪<br>問等による専門的な指導・助言件数 | 件/年 | 300件       | 300件       | 300件       |
| 地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数                | 件/年 | 2 5件       | 25件        | 2 5件       |
| 地域の相談機関との連携強化の取組みの実施回数              | 件/年 | 160件       | 160件       | 160件       |

#### (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築【新設】

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和5年度末までに、市町村において障害福祉サービス等の質を向上させるための 取組みを実施する体制を構築することを目標に設定

#### ■第6期計画の目標

国・大阪府の基本的な考え方を踏まえて、令和5年度末までに障害福祉サービス等の 質を向上させるための取組みを実施する体制を構築することを目指します。大阪府が実 施する障害福祉サービス等に係る研修に参加し職員の質の向上を目指します。

また、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果を分析してその結果を活用 し障害福祉サービス事業者等と共有する体制づくりや、障害福祉サービス事業者等の適 正な事業運営と利用者保護等の視点から、障害福祉サービスの質の向上や支給の適正化 を図るため助言や指導等を行い、その結果を活用し障害福祉サービス事業者等と共有す る体制づくりを目指します。

| 項目                                 | 単位        | 令 和<br>3年度 | 令 和<br>4年度 | 令 和<br>5年度 |
|------------------------------------|-----------|------------|------------|------------|
| 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用                | 人/年       | 2人         | 2人         | 2人         |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる<br>審査結果の共有     | 体制の<br>有無 | 有          | 有          | 有          |
| 障害者自立支援審査支払等システムによる<br>審査結果の年間共有回数 | 回/年       | 1 🛭        | 1 🗇        | 1 🛭        |
| 障害福祉サービス事業所等に対する指導監<br>査の結果の共有     | 体制の<br>有無 | 有          | 有          | 有          |
| 障害福祉サービス事業所等に対する指導監<br>査の結果の年間共有回数 | 回/年       | 2回         | 2回         | 2回         |

## 第2節 障害福祉サービス

#### (1)訪問系サービス

|                 | 事業概要                          |  |  |  |  |  |
|-----------------|-------------------------------|--|--|--|--|--|
| 足空心灌            | 〇自宅で入浴や排泄、食事の介護または、調理、洗濯、掃除、生 |  |  |  |  |  |
| 居宅介護   (ホームヘルプ) | 活必需品の買い物などを行います。              |  |  |  |  |  |
| (ハームハルフ)        | 対象は障害支援区分1以上。                 |  |  |  |  |  |
|                 | ○重度の肢体不自由者または、重度の知的障害者もしくは、精神 |  |  |  |  |  |
| 重度訪問介護          | 障害により行動上著しい困難を有する障害者であって常時介護  |  |  |  |  |  |
|                 | を要する方に、自宅での入浴や排泄、食事の介助、外出時にお  |  |  |  |  |  |
|                 | ける移動支援、入院時の支援等を総合的に行います。      |  |  |  |  |  |
|                 | 対象は18歳以上で障害支援区分4以上。           |  |  |  |  |  |
| 同行援護            | ○視覚障害により移動が困難な方に、外出の際に必要とされる援 |  |  |  |  |  |
| 1911]及設         | 助や情報の提供を行います。                 |  |  |  |  |  |
|                 | 〇自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避 |  |  |  |  |  |
| 行動援護            | するために必要な支援、外出支援を行います。         |  |  |  |  |  |
|                 | 対象は知的または精神障害者で障害支援区分3以上。      |  |  |  |  |  |
|                 | ○常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高い |  |  |  |  |  |
| 重度障害者等包括支       | と認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括  |  |  |  |  |  |
| 援               | 的に提供します。                      |  |  |  |  |  |
|                 | 対象は障害支援区分6                    |  |  |  |  |  |

#### 【現状と課題】

居宅介護は、計画よりは下回っていますが、利用者数・利用時間の実績ともに年々増加 傾向になってきています。

重度訪問介護は、ニーズは高いが、利用者数・利用時間ともに計画を下回っています。 同行援護は、利用者数・利用時間ともに計画を下回っていますが、利用時間の実績は年々 増加傾向になってきています。

行動援護は、利用者数・利用時間ともに計画をわずかながら下回っていますが、実績は ともに年々増加傾向になってきています。

訪問系サービスは、サービス利用のニーズが多くあるものの、サービス事業所数が減少傾向にあり、利用時間数を拡大する希望や緊急時のサービス量の確保などが課題となっています。また、サービス事業所の質の向上を求めていく必要があります。

## ◆ 居宅介護(ホームヘルプ) 計画・実績(実利用者数・月平均利用時間) ◆

|       | 平成30年度   |          | 令和元年度    |          | 令和2年度    |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 計画       | 実績       | 計画       | 実績       | 計画       |
| 身体障害者 | 470人     | 480人     | 459人     | 486人     | 449人     |
|       | 9,590時間  | 8,753時間  | 9,366時間  | 9,332時間  | 9,162時間  |
| 知的障害者 | 480人     | 474人     | 509人     | 486人     | 540人     |
|       | 6,055時間  | 5,400時間  | 6,420時間  | 5,642時間  | 6,811時間  |
| 精神障害者 | 931人     | 950人     | 968人     | 942人     | 1,006人   |
|       | 13,066時間 | 11,529時間 | 13,585時間 | 12,038時間 | 14,119時間 |
| 障害児   | 50人      | 30人      | 60人      | 32人      | 70人      |
|       | 650時間    | 465時間    | 780時間    | 520時間    | 910時間    |
| 合 計   | 1,931人   | 1,934人   | 1,996人   | 1,946人   | 2,065人   |
|       | 29,361時間 | 26,147時間 | 30,151時間 | 27,532時間 | 31,002時間 |

## ◆ 重度訪問介護 計画・実績(実利用者数・月平均利用時間)◆

|       | 平成30年度   |          | 令和元      | 令和2年度    |          |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|
|       | 計画       | 実績       | 計画       | 実績       | 計画       |
| 身体障害者 | 155人     | 129人     | 160人     | 136人     | 165人     |
|       | 27,848時間 | 25,223時間 | 28,746時間 | 24,507時間 | 29,645時間 |
| 知的障害者 | 8人       | 人8       | 9人       | 6人       | 10人      |
|       | 1,576時間  | 1,771時間  | 1,773時間  | 1,367時間  | 1,971時間  |
| 精神障害者 | 1人       | 1人       | 1人       | 1人       | 1人       |
|       | 75時間     | 10時間     | 75時間     | 23時間     | 75時間     |
| 合 計   | 164人     | 138人     | 170人     | 143人     | 176人     |
|       | 29,499時間 | 27,004時間 | 30,594時間 | 25,897時間 | 31,691時間 |

## ◆ 同行援護 計画・実績(実利用者数・月平均利用時間) ◆

|       | 平成30年度  |         | 令和え     | 令和2年度   |         |
|-------|---------|---------|---------|---------|---------|
|       | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| 身体障害者 | 261人    | 223人    | 272人    | 213人    | 284人    |
|       | 8,777時間 | 6,894時間 | 9,147時間 | 7,054時間 | 9,551時間 |
| 障害児   | 3人      | 3人      | 3人      | 2人      | 3人      |
|       | 52時間    | 38時間    | 52時間    | 36時間    | 52時間    |
| 合 計   | 264人    | 226人    | 275人    | 215人    | 287人    |
|       | 8,829時間 | 6,932時間 | 9,199時間 | 7,090時間 | 9,603時間 |

# ◆ 行動援護 計画・実績(実利用者数・月平均利用時間) ◆

|               | 平成30年度  |         | 令和元     | 年度      | 令和2年度   |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| 知的陪宝老         | 64人     | 70人     | 64人     | 71人     | 64人     |
| 知的障害者         | 1,690時間 | 1,745時間 | 1,690時間 | 1,948時間 | 1,690時間 |
| 精神障害者         | 1人      | 0人      | 1人      | 0人      | 1人      |
| <b>相种混合</b> 有 | 26時間    | O時間     | 26時間    | O時間     | 26時間    |
| 陪宝旧           | 17人     | 9人      | 18人     | 9人      | 19人     |
| 障害児           | 456時間   | 347時間   | 482時間   | 217時間   | 509時間   |
| Δ <u>=</u> 1  | 82人     | 79人     | 83人     | 人08     | 84人     |
| 合 計           | 2,172時間 | 2,092時間 | 2,198時間 | 2,165時間 | 2,225時間 |

#### 【見込み・方向性】

居宅介護は、第5期の利用実績を勘案し、増加で見込みました。ただし、65歳以上の 身体障害のある人は、介護保険サービスに移行される人が増えるものと想定しました。

重度訪問介護と同行援護、行動援護は、第5期の利用実績を勘案し、引き続き一定の二 ーズがあるものとして見込みました。

重度障害者等包括支援は、重度訪問介護などの利用で対応できることから第6期計画期間内においても見込量を設定していません。

### ◎ 居宅介護(ホームヘルプ) 見込量(月あたり) ◎

|               |      | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和5年度    |  |
|---------------|------|----------|----------|----------|--|
|               |      | 計画       | 計画       | 計画       |  |
| 身体障害者         | 利用者数 | 498人     | 496人     | 494人     |  |
| <b>分</b> 体障音句 | 利用時間 | 9,790時間  | 9,659時間  | 9,529時間  |  |
| 知的障害者         | 利用者数 | 520人     | 538人     | 556人     |  |
| 시마까부급검        | 利用時間 | 5,913時間  | 6,112時間  | 6,311時間  |  |
| 精神障害者         | 利用者数 | 999人     | 1,029人   | 1,060人   |  |
| 村門早古1         | 利用時間 | 13,087時間 | 13,480時間 | 13,886時間 |  |
| 障害児           | 利用者数 | 36人      | 38人      | 41人      |  |
| <b>牌音</b> 冗   | 利用時間 | 572時間    | 604時間    | 652時間    |  |
| 合 計           | 利用者数 | 2,053人   | 2,101人   | 2,151人   |  |
|               | 利用時間 | 29,362時間 | 29,855時間 | 30,378時間 |  |

# ◎ 重度訪問介護 見込量(月あたり) ◎

|               |      |          | 令和4年度    | 令和5年度    |
|---------------|------|----------|----------|----------|
|               |      | 計画       | 計画       | 計画       |
| 身体障害者         | 利用者数 | 151人     | 159人     | 168人     |
| 分件牌古伯         | 利用時間 | 27,814時間 | 29,288時間 | 30,946時間 |
| 知的障害者         | 利用者数 | 8人       | 9人       | 10人      |
| 지미기부급검        | 利用時間 | 1,706時間  | 1,926時間  | 2,145時間  |
| <b>基地陪宝</b> 老 | 利用者数 | 1人       | 1人       | 1人       |
| 精神障害者         | 利用時間 | 36時間     | 36時間     | 36時間     |
| 合 計           | 利用者数 | 160人     | 169人     | 179人     |
|               | 利用時間 | 29,556時間 | 31,250時間 | 33,127時間 |

# ◎ 同行援護 見込量(月あたり) ◎

|            |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|------------|------|---------|---------|---------|
|            |      | 計画      | 計画      | 計画      |
| 白人大院宝老     | 利用者数 | 221人    | 225人    | 230人    |
| 身体障害者<br>  | 利用時間 | 7,293時間 | 7,425時間 | 7,590時間 |
| 陪宝旧        | 利用者数 | 3人      | 4人      | 5人      |
| 障害児        | 利用時間 | 39時間    | 43時間    | 47時間    |
| <b>△</b> ₹ | 利用者数 | 224人    | 229人    | 235人    |
| 合 計        | 利用時間 | 7,332時間 | 7,468時間 | 7,637時間 |

# ◎ 行動援護 見込量(月あたり) ◎

|                      |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------------------|------|---------|---------|---------|
|                      |      | 計画      | 計画      | 計画      |
| 知的障害者                | 利用者数 | 73人     | 74人     | 75人     |
| 1 和咖啡苦白              | 利用時間 | 2,043時間 | 2,094時間 | 2,145時間 |
| <b>建</b> 加萨宝 <i></i> | 利用者数 | 1人      | 1人      | 1人      |
| 精神障害者<br>            | 利用時間 | 26時間    | 26時間    | 26時間    |
| 陪宝旧                  | 利用者数 | 11人     | 12人     | 13人     |
| 障害児                  | 利用時間 | 268時間   | 293時間   | 317時間   |
| A ₹1                 | 利用者数 | 85人     | 87人     | 89人     |
| 合計                   | 利用時間 | 2,337時間 | 2,413時間 | 2,488時間 |

#### ◎ 重度障害者等包括支援 見込量(月あたり) ◎

|      |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------|------|-------|-------|-------|
|      |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| Δ =L | 利用者数 | _     | _     | _     |
| 合計   | 利用時間 | _     | _     | _     |

#### 【見込量確保のための方策】

居宅介護や重度訪問介護については、事業者が減少している状況ではあるものの、必要なサービスの見込量が確保されるよう努めます。

なお、同行援護や行動援護については、ニーズの把握や利用状況などを勘案し、障害の特性に応じた適切なサービスの提供に努めるとともに、職員の確保・研修など質の向上などを事業所に働きかけていきます。

重度障害者等包括支援については、ニーズに応じて適切な対応ができるよう努めます。

#### (2)日中活動系サービス

|                | 事業概要                           |  |  |  |  |
|----------------|--------------------------------|--|--|--|--|
|                | 〇常に介護を必要とする方に、昼間、入浴や排泄、食事の介護など |  |  |  |  |
| 生活介護           | を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 |  |  |  |  |
|                | 対象は18歳以上で障害支援区分3以上等。           |  |  |  |  |
| 自立訓練           | 〇自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体 |  |  |  |  |
| (機能訓練・生活訓練)    | 機能または生活機能の維持、向上のために必要な訓練を行います。 |  |  |  |  |
| 就労移行支援         | 〇一般企業などへの就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な |  |  |  |  |
|                | 知識及び能力の向上のために必要な訓練をします。        |  |  |  |  |
| <br>  就労継続支援A型 | ○支援学校卒業者や離職した方などが対象となり、雇用契約に基づ |  |  |  |  |
| 机力帐机又拔 A 空     | き働きながら、一般就労も目指します。             |  |  |  |  |
| 就労継続支援B型       | 〇年齢や体力面で一般就労が難しい方などを対象に、雇用関係は結 |  |  |  |  |
| 机力             | ばずに、就労機会を提供します。                |  |  |  |  |
| <br>  就労定着支援   | ○生活介護や訓練系・就労系サービスを受け一般就労へ移行された |  |  |  |  |
| 机力足有又版         | 方に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。 |  |  |  |  |
|                | 〇医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上 |  |  |  |  |
| 療養介護           | の管理、看護、介護及び日常生活の世話をします。        |  |  |  |  |
|                | 対象は18歳以上で障害支援区分6等。             |  |  |  |  |

#### 【現状と課題】

生活介護は、利用者数は計画を大きく上回っていますが、利用日数は計画を下回っています。

自立訓練(機能訓練)・自立訓練(生活訓練)ともに、利用者数・利用日数ともに計画を 下回っています。

就労移行支援は、利用者数・利用日数ともに計画を上回っています。

就労継続支援A型は、利用日数は計画を大きく上回っていますが、利用人数は計画を下回っています。また、就労継続支援A型事業所については、近年、急激な事業所の増加と事業趣旨に沿わない不適切な運営事例が指摘されており、重点的な指導により、減少の傾向が見られています。

就労継続支援B型は、利用者数・利用日数ともに計画を大きく上回っています。

就労定着支援は、利用人員は計画を大きく下回っています。

療養介護は、若干減少しています。

日中活動系サービスは、医療的ケアの必要な人への対応や重度の障害のある人の利用できる通所施設の少なさ、また就労系事業所の支援の質の向上などの課題があります。

# ◆ 生活介護 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|           | 平成30年度  |         | 令和デ     | 令和2年度   |         |
|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|
|           | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| 身体障害者     | 280人    | 286人    | 284人    | 290人    | 288人    |
| 另         | 4,356日  | 4,096日  | 4,418日  | 4,223日  | 4,480日  |
| 知的陪宝老     | 909人    | 909人    | 945人    | 928人    | 983人    |
| 知的障害者     | 17,944日 | 17,239日 | 18,655日 | 17,878日 | 19,405日 |
| 精神障害者     | 40人     | 103人    | 44人     | 130人    | 48人     |
| 相件牌音句<br> | 372日    | 827日    | 410日    | 1,047日  | 447日    |
| 合 計       | 1,229人  | 1,298人  | 1,273人  | 1,348人  | 1,319人  |
| 合 計       | 22,672日 | 22,162日 | 23,483日 | 23,148日 | 24,332日 |

# ◆ 自立訓練 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|        | 平成30年度 |        | 令和元    | 令和2年度  |        |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
|        | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |
| 身体障害者  | 14人    | 22人    | 14人    | 25人    | 14人    |
| (機能訓練) | 113日   | 185日   | 113日   | 147日   | 113日   |
| 知的障害者  | 47人    | 70人    | 58人    | 74人    | 72人    |
| (生活訓練) | 500日   | 951日   | 617日   | 973日   | 766日   |
| 精神障害者  | 188人   | 149人   | 197人   | 143人   | 206人   |
| (生活訓練) | 1,387日 | 1,066日 | 1,453日 | 951日   | 1,522日 |
| 合 計    | 249人   | 241人   | 269人   | 242人   | 292人   |
|        | 2,000日 | 2,202日 | 2,183日 | 2,071日 | 2,401日 |

# ◆ 就労移行支援 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|               | 平成30年度 |        | 令和え    | 令和2年度  |        |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |
| 身体障害者         | 29人    | 30人    | 31人    | 27人    | 33人    |
| <b>分体性合在</b>  | 245日   | 216日   | 262日   | 263日   | 279日   |
| 知的障害者         | 128人   | 107人   | 134人   | 114人   | 140人   |
| AP 3 字 百 1    | 1,479日 | 1,053日 | 1,548日 | 1,136日 | 1,618日 |
| <b>基地陪宝</b> 老 | 173人   | 265人   | 181人   | 251人   | 189人   |
| 精神障害者         | 1,732日 | 2,393日 | 1,813日 | 2,241日 | 1,893日 |
| 合 計           | 330人   | 402人   | 346人   | 392人   | 362人   |
| 合計            | 3,456日 | 3,662日 | 3,623日 | 3,640日 | 3,790日 |

# ◆ 就労継続支援A型 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|                | 平成30年度 |        | 令和元    | 令和2年度  |        |
|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |
| 身体障害者          | 115人   | 95人    | 114人   | 101人   | 113人   |
| 另体 <u>性</u> 古伯 | 1,527日 | 1,449日 | 1,514日 | 1,556日 | 1,501日 |
| 知的障害者          | 120人   | 117人   | 117人   | 123人   | 116人   |
|                | 1,778日 | 1,793日 | 1,762日 | 1,823日 | 1,747日 |
| <b>基地陪宝</b> 老  | 288人   | 270人   | 285人   | 263人   | 282人   |
| 精神障害者<br>      | 3,066日 | 3,304日 | 3,034日 | 3,219日 | 3,002日 |
| △≒             | 523人   | 482人   | 516人   | 487人   | 511人   |
| 合 計            | 6,371日 | 6,546日 | 6,310日 | 6,598日 | 6,250日 |

# ◆ 就労継続支援B型 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|               | 平成30年度  |         | 令和元     | 令和2年度   |         |
|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|               | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| 身体障害者         | 111人    | 135人    | 114人    | 145人    | 117人    |
| <b>分</b> 体降古名 | 1,616日  | 1,760日  | 1,659日  | 1,928日  | 1,703日  |
| 知的障害者         | 516人    | 511人    | 528人    | 536人    | 541人    |
|               | 9,222日  | 8,475日  | 9,437日  | 8,911日  | 9,669日  |
| 精神障害者         | 484人    | 571人    | 496人    | 623人    | 508人    |
|               | 5,284日  | 5,955日  | 5,415日  | 6,782日  | 5,546日  |
| 스 크           | 1,111人  | 1,217人  | 1,138人  | 1,304人  | 1,166人  |
| 合 計           | 16,122日 | 16,190日 | 16,511日 | 17,621日 | 16,918日 |

# ◆ 就労定着支援 計画・実績(実利用実人員・年間) ◆

|       | 平成30年度 |     | 令和元  | 令和2年度 |      |
|-------|--------|-----|------|-------|------|
|       | 計画     | 実績  | 計画   | 実績    | 計画   |
| 身体障害者 | 39人    | 2人  | 40人  | 5人    | 41人  |
| 知的障害者 | 122人   | 32人 | 127人 | 45人   | 135人 |
| 精神障害者 | 81人    | 30人 | 85人  | 54人   | 89人  |
| 合 計   | 242人   | 64人 | 252人 | 104人  | 265人 |

# ◆ 療養介護 計画・実績(実利用実人員・年間) ◆

|     | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |
|-----|--------|-----|-------|-----|-------|
|     | 計画     | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    |
| 合 計 | 61人    | 61人 | 62人   | 58人 | 63人   |

#### 【見込み・方向性】

生活介護は、第5期の利用実績を勘案し、引き続き、増加するものとして見込みました。 自立訓練(機能訓練)は、引き続き一定の二一ズがあるものとして見込みました。自立訓練(生活訓練)は、第5期利用実績を勘案し、増加するものと見込みました。

就労移行支援・就労継続支援A型・就労継続支援B型は、第5期の利用実績を勘案し、引き続き、増加するものとして見込みました。

就労定着支援は、利用実績を勘案し、増加するものと見込みました。 療養介護は、引き続き一定のニーズがあるものとして見込みました。

#### ◎ 生活介護 見込量(月あたり) ◎

|               |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|---------------|------|---------|---------|---------|
|               |      | 計画      | 計画      | 計画      |
| 身体障害者         | 利用者数 | 300人    | 305人    | 310人    |
| <b>分</b> 体牌古伯 | 利用日数 | 4,440日  | 4,514日  | 4,588日  |
| 知的障害者         | 利用者数 | 958人    | 973人    | 989人    |
|               | 利用日数 | 18,135日 | 18,409日 | 18,702日 |
| /焦·加萨·史·史     | 利用者数 | 134人    | 136人    | 138人    |
| 精神障害者<br>     | 利用日数 | 1,034日  | 1,050日  | 1,066日  |
| 合 計           | 利用者数 | 1,392人  | 1,414人  | 1,437人  |
|               | 利用日数 | 23,609日 | 23,973日 | 24,356日 |

#### ◎ 自立訓練 見込量(月あたり) ◎

|               |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------------|------|--------|--------|--------|
|               |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 身体障害者         | 利用者数 | 32人    | 36人    | 41人    |
| <b>分</b> 体牌音句 | 利用日数 | 189日   | 212日   | 242日   |
| 知的障害者         | 利用者数 | 82人    | 87人    | 92人    |
|               | 利用日数 | 1,128日 | 1,215日 | 1,303日 |
| /生-h/7        | 利用者数 | 151人   | 155人   | 159人   |
| 精神障害者         | 利用日数 | 1,037日 | 1,067日 | 1,096日 |
| 合 計           | 利用者数 | 265人   | 278人   | 292人   |
|               | 利用日数 | 2,354日 | 2,494日 | 2,641日 |

# ◎ 就労移行支援 見込量(月あたり) ◎

|               |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------------|------|--------|--------|--------|
|               |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 身体障害者         | 利用者数 | 29人    | 30人    | 31人    |
| <b>分</b> 体牌古伯 | 利用日数 | 222日   | 233日   | 243日   |
| 知的障害者         | 利用者数 | 129人   | 137人   | 146人   |
|               | 利用日数 | 1,166日 | 1,180日 | 1,195日 |
| 精神障害者         | 利用者数 | 315人   | 353人   | 395人   |
| <b>相种混合</b>   | 利用日数 | 2,793日 | 3,122日 | 3,486日 |
| 合 計           | 利用者数 | 473人   | 520人   | 572人   |
|               | 利用日数 | 4,181日 | 4,535日 | 4,924日 |

# ◎ 就労継続支援A型 見込量(月あたり) ◎

|               |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------------|------|--------|--------|--------|
|               |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 身体障害者         | 利用者数 | 99人    | 98人    | 97人    |
| <b>分</b> 体牌古伯 | 利用日数 | 1,544日 | 1,539日 | 1,533日 |
| 知的障害者         | 利用者数 | 133人   | 138人   | 144人   |
|               | 利用日数 | 1,859日 | 1,914日 | 1,981日 |
|               | 利用者数 | 257人   | 254人   | 251人   |
| 精神障害者         | 利用日数 | 2,946日 | 2,914日 | 2,883日 |
| △ ᆗ           | 利用者数 | 489人   | 490人   | 492人   |
| 合 計           | 利用日数 | 6,349日 | 6,367日 | 6,397日 |

# ◎ 就労継続支援B型 見込量(月あたり) ◎

|                    |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|--------------------|------|---------|---------|---------|
|                    |      | 計画      | 計画      | 計画      |
| 身体障害者              | 利用者数 | 168人    | 180人    | 193人    |
| <b>分</b> 体牌古伯      | 利用日数 | 2,181日  | 2,321日  | 2,743日  |
| 知的障害者              | 利用者数 | 590人    | 619人    | 649人    |
|                    | 利用日数 | 9,794日  | 10,275日 | 10,773日 |
| 精神障害者              | 利用者数 | 742人    | 810人    | 884人    |
| 相件焊 <del>音</del> 有 | 利用日数 | 8,176日  | 9,025日  | 9,948日  |
| 合 計                | 利用者数 | 1,500人  | 1,609人  | 1,726人  |
|                    | 利用日数 | 20,151日 | 21,621日 | 23,464日 |

# ◎ 就労定着支援 見込量(月あたり) ◎

|       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
|       |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 身体障害者 | 利用者数 | 15人   | 17人   | 20人   |
| 知的障害者 | 利用者数 | 66人   | 69人   | 72人   |
| 精神障害者 | 利用者数 | 101人  | 105人  | 110人  |
| 合 計   | 利用者数 | 182人  | 191人  | 202人  |

#### ◎ 療養介護 見込量(年間) ◎

|     |      |     | 令和4年度 | 令和5年度 |  |
|-----|------|-----|-------|-------|--|
|     |      | 計画  | 計画    | 計画    |  |
| 合 計 | 利用者数 | 60人 | 61人   | 62人   |  |

#### 【見込量確保のための方策】

生活介護、自立訓練、就労継続支援B型、就労定着支援などは、事業者が増加傾向となっており、見込み量は確保されるものと想定されます。

就労移行支援は、事業者が減少傾向の状況ではあるものの、必要なサービスの見込量が確保されるよう努めます。

就労継続支援A型は、対象者や事業内容などを精査し、事業所に対して適正な運営となるよう働きかけていきます。

療養介護は、重度障害のある人や重複障害のある人などのニーズを踏まえ、適正なサービス提供を事業所に働きかけていきます。

### (3) 短期入所等居住系サービス

|                     | 事業概要  |
|---------------------|---|
| 短期入所<br>(ショートステイ)   | 〇自宅で介護する方が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、<br>施設で入浴や排泄、食事の介護などをします。<br>対象は障害支援区分1以上。           |
| 自立生活援助              | 〇一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居<br>宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必<br>要な支援を行います。       |
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | ○夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、日常<br>生活上の援助を行います。                                     |
| 施設入所支援              | <ul><li>○施設に入所する方に、夜間や休日、入浴や排泄、食事の介護等を行います。</li><li>対象は18歳以上で障害支援区分4以上。</li></ul> |

#### 【現状と課題】

短期入所(ショートステイ)は、利用者数は、計画を大きく上回っていますが、利用日数は、年度ごとにバラつきがあります。

自立生活援助は、新規事業であることから、計画より大きく下回っていますが、実績は 増加傾向となってきています。

共同生活援助(グループホーム)は、計画を大きく上回って利用されています。

施設入所支援は、計画を上回って利用者数が減少しています。

短期入所等居住系サービスは、医療的ケアが必要な重度の障害のある人や強度行動障害のある人の利用できる事業所が少ないこと、また、緊急時に対応できる体制の確保などが課題となり、サービス事業所に対する研修などによる質の向上や緊急時に受け入れ対応ができる場の確保・充実が必要となっています。

# ◆ 短期入所(ショートステイ) 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|               | 平成30年度 |        | 令和デ    | 年度     | 令和2年度  |
|---------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|               | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |
| 身体障害者         | 82人    | 83人    | 82人    | 81人    | 82人    |
| <b>分件牌音</b> 自 | 446日   | 389日   | 446日   | 389日   | 446日   |
| 知的陪宝书         | 412人   | 403人   | 424人   | 418人   | 437人   |
| 知的障害者<br>     | 1,920日 | 1,814日 | 1,975日 | 2,015日 | 2,036日 |
| 精神障害者         | 8人     | 14人    | 8人     | 15人    | 8人     |
| <b>相州混合</b> 有 | 30日    | 36日    | 30日    | 64日    | 30日    |
| 障害児           | 80人    | 108人   | 人08    | 121人   | 人08    |
| <u>牌</u> 古江   | 345日   | 279日   | 345日   | 353日   | 345日   |
| △ =1          | 582人   | 608人   | 594人   | 635人   | 607人   |
| 合 計           | 2,741日 | 2,518日 | 2,796日 | 2,821日 | 2,857日 |

# ◆ 自立生活援助 計画・実績(実利用者数・月間) ◆

|       | 平成30年度 |     | 令和元 | 令和2年度 |      |
|-------|--------|-----|-----|-------|------|
|       | 計画     | 実績  | 計画  | 実績    | 計画   |
| 身体障害者 | 11人    | 0人  | 13人 | 0人    | 16人  |
| 知的障害者 | 53人    | 2人  | 56人 | 2人    | 57人  |
| 精神障害者 | 25人    | 10人 | 28人 | 19人   | 31人  |
| 合 計   | 89人    | 12人 | 97人 | 21人   | 104人 |

# ◆ 共同生活援助(グループホーム) 計画・実績(実利用者数・月間) ◆

|       | 平成30年度 |      | 令和元  | 令和2年度 |      |
|-------|--------|------|------|-------|------|
|       | 計画     | 実績   | 計画   | 実績    | 計画   |
| 身体障害者 | 25人    | 29人  | 25人  | 29人   | 25人  |
| 知的障害者 | 456人   | 470人 | 474人 | 510人  | 492人 |
| 精神障害者 | 73人    | 91人  | 76人  | 97人   | 79人  |
| 合 計   | 554人   | 590人 | 575人 | 636人  | 596人 |

# ◆ 施設入所支援 計画・実績(実利用者数・月間) ◆

|       | 平成30年度 |      | 令和元  | 令和2年度 |      |
|-------|--------|------|------|-------|------|
|       | 計画     | 実績   | 計画   | 実績    | 計画   |
| 身体障害者 | 76人    | 71人  | 76人  | 65人   | 75人  |
| 知的障害者 | 184人   | 173人 | 182人 | 167人  | 180人 |
| 精神障害者 | 4人     | 1人   | 4人   | 1人    | 4人   |
| 合 計   | 264人   | 245人 | 262人 | 233人  | 259人 |

# 【見込み・方向性】

短期入所(ショートステイ)は、一定のニーズがあるものとして見込みました。

自立生活援助は、新規事業であることから、今後、一人暮らし希望者の実情や実態把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業者などと調整します。

共同生活援助 (グループホーム) は、第5期の利用実績とニーズを勘案し、増加するものと見込みました。

施設入所支援は、施設入所から地域移行への移行が進むものとして、減少するものと見 込みました。

### ◎ 短期入所(ショートステイ) 見込量(月あたり) ◎

|  |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--|------|--------|--------|--------|
|  |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 身体障害者  | 利用者数 | 85人    | 87人    | 89人    |
| <b>分</b> 体牌音句  | 利用日数 | 425日   | 444日   | 463日   |
| 知的障害者  | 利用者数 | 449人   | 466人   | 483人   |
| いるとは、これのでは、こ | 利用日数 | 2,084日 | 2,167日 | 2,250日 |
| 精神障害者  | 利用者数 | 17人    | 18人    | 19人    |
| 村 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1  | 利用日数 | 60日    | 64日    | 68日    |
| 障害児  | 利用者数 | 133人   | 139人   | 146人   |
|  | 利用日数 | 378日   | 393日   | 410日   |
| 合 計  | 利用者数 | 684人   | 710人   | 737人   |
|  | 利用日数 | 2,947日 | 3,068日 | 3,191日 |

#### ◎ 自立生活援助〔新規事業〕 見込量(月あたり) ◎

|       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
|       |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 身体障害者 | 利用者数 | 5人    | 5人    | 5人    |
| 知的障害者 | 利用者数 | 11人   | 12人   | 13人   |
| 精神障害者 | 利用者数 | 26人   | 27人   | 29人   |
| 合 計   | 利用者数 | 42人   | 44人   | 47人   |

# ◎ 共同生活援助(グループホーム) 見込量(月あたり) ◎

| _     |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
|       |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 身体障害者 | 利用者数 | 33人   | 35人   | 37人   |
| 知的障害者 | 利用者数 | 551人  | 576人  | 601人  |
| 精神障害者 | 利用者数 | 116人  | 125人  | 134人  |
| 合 計   | 利用者数 | 700人  | 736人  | 772人  |

### ◎ 施設入所支援 見込量(月あたり) ◎

|       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
|       |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 身体障害者 | 利用者数 | 63人   | 62人   | 61人   |
| 知的障害者 | 利用者数 | 163人  | 161人  | 159人  |
| 精神障害者 | 利用者数 | 1人    | 1人    | 1人    |
| 合 計   | 利用者数 | 227人  | 224人  | 221人  |

#### 【見込量確保のための方策】

共同生活援助(グループホーム)は、提供事業所も多く、見込み量は確保されるものと 想定しています。

施設入所支援は、計画相談や各種在宅サービスの充実などを進め、地域での安全・安心な生活の実現を図るなど、施設入所者の削減に努めていきます。

# (4) 相談支援等サービス

|              | 事業概要                             |
|--------------|----------------------------------|
|              | 〇サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認め |
| <br>  計画相談支援 | られる場合に、障害者(児)の自立した生活を支え、障害者(児)の  |
| 計画相談又接       | 抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメント  |
|              | によりきめ細かな支援を行います。                 |
|              | 〇入所施設や精神科病院等からの退所・退院にあたって支援を要する方 |
| 地域移行支援       | に対し、入所施設や精神科病院等における地域移行の取組みと連携し  |
|              | つつ、地域移行に向けた支援を行います。              |
|              | 〇入所施設や精神科病院から退所・退院した者、家族との同居から一人 |
| 地域定着支援       | 暮らしに移行した方、地域生活が不安定な方などに対し、地域生活を  |
|              | 継続していくための支援を行います。                |

#### 【現状と課題】

計画相談支援は、計画を大きく上回って利用されています。

地域移行支援は、計画を下回っていますが、一定のニーズがあります。

地域定着支援は、年度ごとにバラつきの利用がありました。

相談支援等サービスは、事業所数は若干の増加傾向であるが、サービス等利用計画の作成の割合はまだまだ低いため、セルフプランが多く、相談支援体制の充分な確保ができていないことや質の向上、また、長期間入所・入院されている人への地域移行に向けた関係機関の連携による取組みなどが課題となっています。

# ◆ 計画相談支援 計画・実績(月あたり) ◆

|       | 平成30年度 |        | 令和元    | 令和元年度  |        |  |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--|
|       | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |  |
| 身体障害者 | 243人   | 278人   | 255人   | 302人   | 267人   |  |
| 知的障害者 | 725人   | 822人   | 760人   | 847人   | 797人   |  |
| 精神障害者 | 666人   | 772人   | 699人   | 802人   | 733人   |  |
| 障害児   | 33人    | 2人     | 33人    | 3人     | 33人    |  |
| 合 計   | 1,667人 | 1,874人 | 1,747人 | 1,954人 | 1,830人 |  |

# ◆ 地域移行支援 計画・実績(月あたり) ◆

|       | 平成30年度 |    | 令和元 | 令和2年度 |     |
|-------|--------|----|-----|-------|-----|
|       | 計画     | 実績 | 計画  | 実績    | 計画  |
| 身体障害者 | 4人     | 0人 | 4人  | 0人    | 4人  |
| 知的障害者 | 2人     | 1人 | 2人  | 人0    | 2人  |
| 精神障害者 | 5人     | 1人 | 5人  | 4人    | 5人  |
| 合 計   | 11人    | 2人 | 11人 | 4人    | 11人 |

# ◆ 地域定着支援 計画・実績(月あたり) ◆

|       | 平成30年度 |     | 令和え | 令和2年度 |     |
|-------|--------|-----|-----|-------|-----|
|       | 計画     | 実績  | 計画  | 実績    | 計画  |
| 身体障害者 | 2人     | 6人  | 2人  | 4人    | 2人  |
| 知的障害者 | 8人     | 4人  | 8人  | 3人    | 8人  |
| 精神障害者 | 20人    | 22人 | 21人 | 15人   | 22人 |
| 合 計   | 30人    | 32人 | 31人 | 22人   | 32人 |

# 【見込み・方向性】

計画相談支援は、障害福祉サービス等の利用に際して必要であることから、今後も増加するものと見込みました。

地域移行支援と地域定着支援は、福祉施設や精神病床から地域生活への移行を促進する ため、一定数の利用を見込みました。

#### ◎ 計画相談支援 見込量(月あたり) ◎

|       |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-------|------|--------|--------|--------|
|       |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 身体障害者 | 利用者数 | 320人   | 334人   | 348人   |
| 知的障害者 | 利用者数 | 971人   | 1,040人 | 1,114人 |
| 精神障害者 | 利用者数 | 815人   | 836人   | 856人   |
| 障害児   | 利用者数 | 5人     | 6人     | 8人     |
| 合 計   | 利用者数 | 2,111人 | 2,216人 | 2,326人 |

#### ◎ 地域移行支援 見込量(月あたり) ◎

|       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
|       |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 身体障害者 | 利用者数 | 1人    | 1人    | 1人    |
| 知的障害者 | 利用者数 | 3人    | 4人    | 5人    |
| 精神障害者 | 利用者数 | 6人    | 8人    | 10人   |
| 合 計   | 利用者数 | 10人   | 13人   | 16人   |

# ◎ 地域定着支援 見込量(月あたり) ◎

|       |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------|------|-------|-------|-------|
|       |      | 計画計画  |       | 計画    |
| 身体障害者 | 利用者数 | 4人    | 4人    | 4人    |
| 知的障害者 | 利用者数 | 8人    | 13人   | 21人   |
| 精神障害者 | 利用者数 | 17人   | 18人   | 19人   |
| 合 計   | 利用者数 | 29人   | 35人   | 44人   |

#### 【見込量確保のための方策】

計画相談支援は、障害特性や個別の事情などに応じた支援を行うことができるよう、質的な向上を働きかけていくとともに、事業所や相談員数の確保を目指し、積極的な利用を促進していきます。

地域移行支援・地域定着支援は、当事者のニーズに適切に対応できるよう、相談員の研修を充実するとともに、在宅サービスなどの一体的な提供に努めていきます。

# 第2章 障害児福祉計画の展開

# 第1節 成果目標

【障害児支援の提供体制の整備等】

#### (1) 児童発達支援センターの整備

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市 町村に少なくとも1か所以上設置することを基本に目標を設定

#### ■第1期計画の検証

平成29年4月に東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」を整備し、児童発達支援センターとして第一はばたき園(児童発達支援・保育所等訪問支援)、第二はばたき園(医療型児童発達支援)を設置し、第一はばたき園においては定員の拡充を図りました。また、発達障害の療育拠点として発達障害支援センターPALを設置しています。今後も引き続き、障害児支援の中核的な役割を果たす施設として、一層の機能・体制などを充実し、障害のある子どもの地域社会への参加などを促進していきます。

#### ■第2期計画の目標

障害児支援の拠点施設として、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」で、就学前の障害のある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障害児個別療育事業などを実施しています。今後も各事業の一層の充実を図ります。

|            | 令和5年度 | 考え方 |
|------------|-------|-----|
| 児童発達支援センター | 1 か所  | 設置済 |

#### (2)保育所等訪問支援

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、すべての市町村において、 保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本に目標を設定。その際に は、(1)の目標と連動して、各市町村に設置される児童発達支援センターが保育所等 訪問支援の実施主体となるよう努められたい。

#### ■第1期計画の検証

障害児支援の拠点施設として、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」で、就学前の障害のある子どもに対する通園事業のほか、保育所等訪問支援、発達障害児個別療育事業等を実施しています。

#### ■第2期計画の目標

平成29年4月に東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」を整備し、児童発達支援センターとして第一はばたき園(児童発達支援・保育所等訪問支援)、第二はばたき園(医療型児童発達支援)を設置しています。今後も、保護者のニーズを踏まえた上で、保育所等訪問支援の充実に努めます。

|             | 令和5年度 | 考え方 |  |
|-------------|-------|-----|--|
| 保育所等訪問支援の充実 | 2か所   | 設置済 |  |

#### (3) 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課 後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本に目 標を設定

大阪府内の重症心身障害児の人数(令和元年7月1日時点2,342人)を参考に して示された必要整備箇所数を各市町村の対象児童数に応じて按分した数を踏まえて、 市町村ごとに目標を設定

#### ■第1期計画の検証

重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を1か所、放課後等デイサービス事業 所について5か所設置することを目標としていました。放課後等デイサービス事業所に ついては、現在、重症心身障害児を支援する事業所は市内に3か所あり、これらの事業 所を活用した支援を行っています。

#### ■第2期計画の目標

重症心身障害児を支援するための事業所の確保や、保護者のニーズを踏まえたサービスの提供ができるよう努めます。

|                                 | 令和5年度 | 考え方                          |
|---------------------------------|-------|------------------------------|
| 主に重症心身障害児を支援する児童発<br>達支援事業所     | 1か所   | 定員5人の事業所で、週1日利用<br>するものとして設定 |
| 主に重症心身障害児を支援する放課後<br>等デイサービス事業所 | 5か所   | (放課後等デイサービス3か所設<br>置済)       |

#### (4) 保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関が連携を図るための協議の場

<成果目標に関する国・大阪府の基本的な考え方>

国基準に沿った目標設定とし、令和5年度末までに、保健・医療・障がい福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア 児等に関するコーディネーターを配置することを基本に目標を設定

また、大阪府の基本的な考え方では、「医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、令和5年度末までに、関連分野の支援を調整するコーディネーターを地域の実情に応じて福祉関係1名、医療関係1名配置する」となっている。

#### ■第1期計画の検証

重症心身障害児については、実態やニーズなどを把握しつつ、既存の事業所などの充実・質の向上に努めるとともに、自立支援協議会や大阪府の重症心身障害児者地域ケアシステムなどと協議し、平成30年度末までに、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置することを目指してきました。

#### ■第2期計画の目標

保健・医療・障害福祉・保育・教育などの関係機関が連携を図るため、医療的ケア児の支援のための関係機関の協議の場において、実態とニーズを把握し、サービスの充実や質の向上に努めます。

### 【成果目標】

|                           | 令和5年度 | 考え方 |
|---------------------------|-------|-----|
| 医療的ケア児支援のための関係機関の<br>協議の場 | 設置    | 設置済 |

#### (5) 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置

#### ■第2期計画の目標

関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置に努めます。

|                             | 令和5年度 | 考え方        |
|-----------------------------|-------|------------|
| 関連分野の支援を調整するコーディネー<br>ターの配置 | 配置    | 令和5年度までに配置 |

# 第2節 障害福祉サービス (障害児)

# (1) 訪問系サービス(再掲)

|          | 事業概要                             |  |  |
|----------|----------------------------------|--|--|
| 居宅介護     | 〇自宅で入浴や排泄、食事の介護または、調理、洗濯、掃除、生活必需 |  |  |
|          | 品の買い物などを行います。                    |  |  |
| (ホームヘルプ) | 対象は障害のため、日常生活を送るのに支障がある子ども。      |  |  |
| 日行授業     | ○視覚障害により移動が困難な方に、外出の際に必要とされる援助や情 |  |  |
| 同行援護     | 報の提供を行います。対象は視覚障害のある子ども。         |  |  |
|          | 〇自己判断能力が制限されている方が行動する時に、危険を回避するた |  |  |
| 行動援護     | めに必要な支援、外出支援を行います。               |  |  |
|          | 対象は常に介護を必要とする知的障害及び精神障害のある子ども。   |  |  |

# 【現状と課題】

138~140頁参照

# ◆ 訪問系サービス 計画・実績(実利用者数・月平均利用時間) ◆

|          | 平成30年度 |       | 令和元   | 令和2年度 |       |
|----------|--------|-------|-------|-------|-------|
|          | 計画     | 実績    | 計画    | 実績    | 計画    |
| 居宅介護     | 50人    | 30人   | 60人   | 32人   | 70人   |
| (ホームヘルプ) | 650時間  | 465時間 | 780時間 | 520時間 | 910時間 |
| 同行援護     | 3人     | 3人    | 3人    | 2人    | 3人    |
| 1911 1友丧 | 52時間   | 38時間  | 52時間  | 36時間  | 52時間  |
| 行動援護     | 17人    | 9人    | 18人   | 0人    | 19人   |
| 1」到版設    | 456時間  | 347時間 | 482時間 | O時間   | 509時間 |

### 【見込み・方向性/見込量確保のための方策】

140~142頁参照

#### ◎ 訪問系サービス 見込量(月あたり) ◎

|          |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|------|-------|-------|-------|
|          |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 居宅介護     | 利用者数 | 36人   | 38人   | 41人   |
| (ホームヘルプ) | 利用時間 | 648時間 | 718時間 | 816時間 |
| 同行援護     | 利用者数 | 3人    | 4人    | 5人    |
| P111友礎   | 利用時間 | 64時間  | 85時間  | 107時間 |
| 行動援護     | 利用者数 | 11人   | 12人   | 13人   |
| 1」到1友丧   | 利用時間 | 268時間 | 293時間 | 317時間 |

# (2)居住系サービス(再掲)

|           | 事業概要                            |  |  |  |
|-----------|---------------------------------|--|--|--|
|           | ○障害児入所施設などで入浴や排泄、食事の介護などのサービスを行 |  |  |  |
| 短期入所      | います。                            |  |  |  |
| (ショートステイ) | 対象は介護者が病気の場合などの理由により、障害児入所施設など  |  |  |  |
|           | への短期間の入所が必要な子ども。                |  |  |  |

### 【現状と課題】

149~151頁参照

#### ◆ 居住系サービス 計画・実績(実利用者数・月平均利用日数) ◆

|           | 平成3  | 平成30年度 |      | 令和元年度 |      |
|-----------|------|--------|------|-------|------|
|           | 計画   | 実績     | 計画   | 実績    | 計画   |
| 短期入所      | 人08  | 108人   | 人08  | 121人  | 80人  |
| (ショートステイ) | 345日 | 279日   | 345日 | 353日  | 345日 |

# 【見込み・方向性/見込量確保のための方策】

151~152頁参照

# ◎ 居住系サービス 見込量(月あたり) ◎

|           |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------|------|-------|-------|-------|
|           |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 短期入所      | 利用者数 | 133人  | 139人  | 146人  |
| (ショートステイ) | 利用日数 | 412日  | 445日  | 482日  |

# 第3節 障害児通所支援サービス

### (1) 児童発達支援等

|            | 事業概要                            |
|------------|---------------------------------|
| 児童発達支援     | 〇就学前の児童に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能 |
| 汽里光连义版<br> | の付与、集団生活への適応訓練などを行います。          |
| 医療型児童発達支援  | 〇肢体不自由のある児童に、児童発達支援及び治療を行います。   |
| 居宅訪問型児童発達  | ○重度の障害などのため、外出が著しく困難な障害のある子どもを対 |
|            | 象に、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識  |
| 支援         | 技能の付与などの支援を行います。                |
| 放課後等デイサービ  | 〇就学している児童に、放課後や夏休み等の長期休暇中に生活技能の |
| ス          | 向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。   |
|            | 〇保育所等を利用中、又は利用する予定の児童が、保育所等における |
| 保育所等訪問支援   | 集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、訪問支  |
|            | 援員が訪問し、集団の中で安定した生活ができるよう支援します。  |

#### 【現状と課題】

児童発達支援は、利用者・利用日数ともに計画を大きく上回っています。

医療型・居宅訪問型児童発達支援ともに、利用者・利用日数ともに計画を下回っていますが、実績は増加傾向となっています。

放課後等デイサービスは、利用日数は計画を大きく上回っています。

保育所等訪問支援は、ほぼ計画どおりの利用となっています。

児童発達支援等は、専門的な知識・技術に基づく支援を行う役割が必要となっています。 特に放課後等デイサービスは増加してきており、質の向上を図る必要があります。

# ◆ 児童発達支援等 計画・実績(実利用者数、月平均利用日数・平均訪問回数) ◆

|                 | 平成30年度  |         | 令和元     | 令和2年度   |         |
|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                 | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| 児童発達支援          | 274人    | 296人    | 290人    | 295人    | 306人    |
| 元里光连又饭          | 2,421日  | 2,736日  | 2,555日  | 2,671日  | 2,697日  |
| 医療型             | 38人     | 18人     | 40人     | 21人     | 42人     |
| 児童発達支援          | 291日    | 127日    | 308日    | 187日    | 325日    |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 17日     | 1日      | 19日     | 4日      | 21日     |
| 放課後等            | 825人    | 878人    | 904人    | 879人    | 990人    |
| デイサービス          | 10,124日 | 10,916日 | 11,090日 | 11,480日 | 12,148日 |
| 保育所等<br>訪問支援    | 40      | 5回      | 7回      | 7回      | 10回     |

#### 【見込み・方向性】

児童発達支援は、第5期の利用実績を勘案して、増加するものとして見込みました。 医療型・居宅訪問型児童発達支援ともに、一定のニーズがあると想定しました。 放課後等デイサービスは、第5期の利用実績を勘案し、増加すると見込みました。 保育所等訪問支援は、平成30年4月から乳児院や児童養護施設に入所中の児童も対象 となったことなどにより、今後、ニーズが高まると想定して見込みました。

#### ◎ 児童発達支援等 見込量(利用者数・利用日数・訪問回数)◎

|                 |              | 令和3年度      | 令和4年度      | 令和5年度      |
|-----------------|--------------|------------|------------|------------|
|                 |              | 計画         | 計画         | 計画         |
| 児童発達支援          | 利用者数         | 303人       | 307人       | 311人       |
| 汽里光连又扳<br>      | 利用日数         | 2,818日     | 2,855日     | 2,892日     |
| 医療型             | 利用者数         | 26人        | 29人        | 32人        |
| 児童発達支援          | 利用日数         | 244日       | 273日       | 301日       |
| 居宅訪問型<br>児童発達支援 | 利用者数<br>訪問日数 | 9人<br>18日  | 10人<br>20日 | 11人<br>22日 |
| 放課後等            | 利用者数         | 1,062人     | 1,168人     | 1,284人     |
| デイサービス          | 利用日数         | 14,337日    | 15,768日    | 17,334日    |
| 保育所等<br>訪問支援    | 利用者数<br>訪問回数 | 10人<br>13回 | 13人<br>16回 | 16人<br>20回 |

#### 【見込量確保のための方策】

児童発達支援は、国等の方針や動向を踏まえながら、広く情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入や既存事業者の事業拡充を促進していきます。また、サービスの利用促進に向けて、引き続き制度の周知などを充実します。

医療型・居宅訪問型児童発達支援ともに、重度障害児のニーズ把握などを行いつつ、事業の展開に向けて、事業所に働きかけていきます。

放課後等デイサービスは、事業所連絡会などを通じて、適切な支援の提供や事業運営ができるよう情報交換や、市内事業所を訪問し、支援内容の把握に努めるなど、「療育の質の確保」に取り組みます。

保育所等訪問支援は、サービス提供事業所が少ないため、高まるニーズに対応できる必要なサービス量を確保するため、市内事業所に対して啓発など働きかけていきます。

#### (2)障害児相談支援等

|          | 事業概要                            |
|----------|---------------------------------|
|          | ○障害のある子どもの心身の状況、その置かれている環境、当該障害 |
|          | のある子どもまたはその保護者の障害児通所支援の利用に関する意  |
| 障害児相談支援  | 向などを勘案し、「障害児支援利用計画案」を作成し、通所給付決定 |
|          | が行われた後に関係者との連絡調整などを行うとともに、「障害児支 |
|          | 援利用計画」を作成します。                   |
|          | 〇サービス等利用計画についての相談及び作成などの支援が必要と認 |
| 計画相談支援   | められる場合に、障害児の自立した生活を支え、障害児の抱える課  |
| (障害児・再掲) | 題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントにより  |
|          | きめ細かく支援を行います。                   |
| 関連分野を調整す | ○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、関連分野の支援 |
| るコーディネータ | を調整するコーディネーター(相談支援専門員・訪問看護師等)を  |
| 一の配置     | 少なくとも 1 名配置することを検討します。          |

#### 【現状と課題】

障害児相談支援は、計画を大きく上回っています。

計画相談支援(障害児)は、計画を大きく下回っています。

コーディネーターの配置はできていない状況となります。

障害児相談支援等は、サービス利用の増加に伴い、計画作成が増加し、丁寧な支援ができなくなってきている課題、また教育との連携の課題、子どもの相談支援の人材確保と育成の課題があります。

#### ◆ 障害児相談支援等 計画・実績(月利用人数) ◆

|                    | 平成30年度 |        | 令和元年度  |        | 令和2年度  |
|--------------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|                    | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |
| 障害児相談支援            | 1,047人 | 1,191人 | 1,143人 | 1,247人 | 1,248人 |
| 計画相談支援<br>(障害児·再掲) | 33人    | 2人     | 33人    | 3人     | 33人    |
| コーディネーター           | 1人     | 0人     | 1人     | 0人     | 1人     |

#### 【見込み・方向性】

障害児相談支援・計画相談支援は、障害児通所支援などの利用に際して必要となることから、一定のニーズがあると見込みました。

関連分野を調整するコーディネーターは、日常生活において医療依存度の高い「医療的ケア児」(医療依存度の高い重症心身障害児)が必要とする多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげるとともに、協議の場に参画し、地域における課題の整理や地域資源の開発などを行いながら、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進する役割を担うものとされています。今後、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場に、令和3年度末までに関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置されるよう取り組んでいきます。

#### ◎ 障害児相談支援等 見込量(利用者数・利用日数・訪問回数)◎

|                    |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|--------------------|------|--------|--------|--------|
|                    |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 障害児相談支援            | 利用者数 | 1,367人 | 1,431人 | 1,498人 |
| 計画相談支援<br>(障害児·再掲) | 利用者数 | 36人    | 38人    | 41人    |
| コーディネーター           | 人数   | 1人     | 1人     | 1人     |

#### 【見込量確保のための方策】

広く情報提供を行うことなどにより、多様な事業者の参入を促進します。

大阪府が実施する従事者養成講座などについて、市内事業者への情報提供や受講促進を 行います。

障害児通所支援施設事業所連絡会相談支援部会などを通じ、事業者間や関係機関との連携体制の強化を図り、事業の実施のために必要な情報を共有するとともに、知識技術の向上を図るなど、人材育成などによる質の向上に努めます。

関連分野を調整するコーディネーターは、今後、コーディネーターの養成に向けた研修などが開始されることから、関連する事業所に相談支援専門員などの参画を働きかけ、人材の確保、協議の場への配置を目指します。

# 【発達障害者等対する支援における活動指標】

### (3)ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援

#### <大阪府の基本的な考え方>

ペアレントプログラムやペアレントトレーニング等の発達障害者やその家族等に対する支援体制を確保する。

#### ■計画の目標

発達に障害がある子どもの早期発見・早期支援には、発達に障害がある子ども及びその家族などへの支援が重要であることから、3歳から10歳の児童の保護者に対してペアレントトレーニングを実施しています。令和元年度64名の利用者がおり、今後も同様の受講者数を見込み各年度60人としました。また、大阪府においてペアレントメンターを養成し、市町村が開催する講演会などに派遣します。

今後も、発達障害をもつ子ども及びその家族などに対する支援の確保に努めます。

#### ■第2期計画の目標

|                | 数值  | 令和3年度  | 令和4年度        | 令和5年度 |
|----------------|-----|--------|--------------|-------|
| 支援プログラム受講者数(人) | 人/年 | 60人    | 60人          | 60人   |
| ペアレントメンターの人数   | 人/年 | 大阪府におい | ー<br>ハてペアレント | メンターを |
|                |     | 養成     |              |       |

#### (4)ピアサポート活動への支援

#### <大阪府の基本的な考え方>

自ら障害や疾病の経験を持ち、その経験を生かしながら、他の障害や疾病のある障害 のある人のための支援を行うピアサポートを活性化する。

### ■計画の目標

障害福祉サービスにおけるピアサポートの重要性がより認められていることから、ピアサポート活動の充実に努めてまいります。

#### ■第2期計画の目標

|               | 数值  | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |  |  |  |
|---------------|-----|-------|-------|-------|--|--|--|
| ピアサポート活動の参加者数 | 人/年 | 30人   | 30人   | 30人   |  |  |  |

# 第4節 子ども・子育て支援事業(一部)

障害のある子どもに関連する計画・事業として、「第2期東大阪市子ども・子育て支援事業計画」(令和2年3月)があります。

# (1) 就学前児童の学校教育・保育

|              | 事業概要                          |  |  |  |  |
|--------------|-------------------------------|--|--|--|--|
| 就学前児童の学校教育・保 | ○就学前児童を対象に、保育所(園)や幼稚園、認定こども園な |  |  |  |  |
| 育            | どにおいて、保育または教育を行います。           |  |  |  |  |

### 【就学前児童の学校教育・保育 需要量】

|         |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------|------|--------|--------|--------|
| 就学前児童の  | 0~2歳 | 3,739人 | 3,748人 | 3,748人 |
| 学校教育・保育 | 3~5歳 | 9,363人 | 9,197人 | 9,040人 |

#### 【確保方策】

民間保育園による定員の拡充などにより、需要を満たしていきます。また、安定して事業を継続するための人材確保に向けた取組みを継続していきます。

# (2)延長保育(時間外保育)事業

|             | 事業概要                            |  |  |  |  |
|-------------|---------------------------------|--|--|--|--|
| 延長保育(時間外保育) | 〇保育標準時間 1 日 11 時間を超える利用について、保育所 |  |  |  |  |
| 事業          | (園)・認定こども園等で保育を行います。            |  |  |  |  |

#### 【延長保育(時間外保育)事業 需要量】

|                     |       | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|---------------------|-------|--------|--------|--------|
| 延長保育事業<br>(時間外保育事業) | 利用児童数 | 5,561人 | 5,453人 | 5,339人 |

#### 【確保方策】

現在ニーズに対する必要量は満たしており、引き続き利用を希望する方が支援を受けられるよう、体制の充実を図ります。

# (3)留守家庭児童育成事業

|            | 事業概要                          |
|------------|-------------------------------|
|            | ○労働等により昼間家庭にいない保護者を持つ児童に対し、放課 |
| 留守家庭児童育成事業 | 後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活指導の  |
|            | 場を提供し、児童の健全な育成を図ります。          |

#### 【留守家庭児童育成事業 需要量】

|            |     | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|------------|-----|--------|--------|--------|
| 留守家庭児童育成事業 | 低学年 | 3,622人 | 3,517人 | 3,449人 |
|            | 高学年 | 781人   | 767人   | 737人   |
|            | 合 計 | 4,403人 | 4,284人 | 4,186人 |

#### 【確保方策】

各小学校の余裕教室の有効活用などを推進しながら、施設整備などを進め、待機児童の 解消に取り組んでいきます。

また、研修内容の充実を図り、職員のさらなる知識の習得と技能向上に取り組みます。

# (4)地域子育て支援拠点事業

|                 | 事業概要                          |
|-----------------|-------------------------------|
| 地球フタフナゼ加上声光     | 〇公共施設や保育所(園)などの地域の身近な場所で、子育て中 |
| 地域子育て支援拠点事業<br> | の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施します。      |

#### 【地域子育て支援拠点事業 需要量】

|             |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------|------|---------|---------|---------|
| 地域子育て支援拠点事業 | 施設数  | 24か所    | 25か所    | 25か所    |
|             | 利用回数 | 96,981回 | 94,857回 | 92,522回 |

#### 【確保方策】

子育て支援センターが設置されていない圏域において新たに子育て支援センターを開設し機能の充実を図るとともに、既に設置されている地域では既存の社会資源を有効活用し、 拠点機能の充実を図っていきます。

また、利用者支援事業とも連携し、支援を必要とするニーズに対応できるよう、在宅支援の充実を図っていきます。

# (5) 一時預かり事業

|         | 事業概要   |
|---------|--|
| 一時預かり事業 | ○幼稚園型…幼稚園・認定こども園の在園児を対象に、預かり保育を実施します。<br>○一般型・就労型…主に就労しているが、保育所(園)に入所できない場合や不定期の就労に対応し、既存の保育所(園)や認定こども園な |
|         | どで受け入れを行います。<br>○一般型・リフレッシュ型…主に在宅で子育てされている方を対象に、<br>保育所(園)や民間企業・大学などさまざまな拠点で実施します。                       |

#### 【一時預かり事業 需要量】

|             |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|-------------|------|---------|---------|---------|
| はなかり事業      | 幼稚園型 | 70,234日 | 68,993日 | 67,818日 |
| 一時預かり事業<br> | 一般型  | 62,352日 | 60,649日 | 59,026日 |

#### 【確保方策】

ニーズ量に対応した事業の提供体制は整っていますが、昨今の保育士不足により、職員 体制が十分にとれず、提供体制を縮小している傾向があります。安定した事業の実施とより 良いサービスの提供ができるよう、引き続き保育士の確保を推進します。

### (6) 乳幼児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)

|             | 事業概要   |
|-------------|--|
| 乳幼児家庭全戸訪問事業 | <ul><li>○生後 4 か月までの乳幼児のいるすべての家庭を訪問し、子育<br/>ての不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供などを<br/>行います。</li><li>○親子の心身の状況や養育環境などを把握し、支援が必要な家<br/>庭を適切なサービスへつなげます。</li></ul> |

#### 【乳幼児家庭全戸訪問事業 需要量】

|             | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|-------------|--------|--------|--------|
| 乳幼児家庭全戸訪問事業 | 3,300人 | 3,200人 | 3,100人 |

#### 【確保方策】

訪問率の向上に努めるとともに、訪問によって把握した育児支援が必要と考えられるケースには、再度保健師が訪問して適切な支援につなげます。

# (7)養育支援訪問事業

|          | 事業概要   |
|----------|--|
| 養育支援訪問事業 | ○さまざまな要因で育児上の困難を抱える家庭を対象に、相談支援や育児・家事援助などを行います。 |

### 【養育支援訪問事業 需要量】

|          | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|----------|-------|-------|-------|
| 養育支援訪問事業 | 50人   | 50人   | 50人   |

# 【確保方策】

ニーズに対して、現在の供給体制で充足できていますが、支援が必要な家庭を見落とさないように努めます。

# (参考) 障害児数の推移 (見込み)

|      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|------|--------|--------|--------|
| 身体障害 | 310人   | 307人   | 304人   |
| 知的障害 | 1,261人 | 1,303人 | 1,346人 |
| 精神障害 | 221人   | 232人   | 244人   |
| 合 計  | 1,792人 | 1,842人 | 1,894人 |

# 第3章 障害者・障害児関連事業

# 第1節 地域生活支援事業

# (1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

|             | 事業概要                          |
|-------------|-------------------------------|
| 理解促進研修・啓発事業 | ○障害のある人が日常生活及び社会生活をする上で生じる社会的 |
|             | 障壁をなくすため、「ふれあいのつどい」などを実施するなど、 |
|             | 地域の住民に対して、障害のある人に対する理解を深めるため  |
|             | の研修会やイベントの開催、啓発活動などを実施します。    |
| 自発的活動支援事業   | ○障害のある人やその家族、地域住民などが地域において自発的 |
| 日光的位别义饭争未   | に行う活動を支援します。                  |

### 【現状と課題】

市内の障害福祉サービス事業所・障害児通所支援事業所及び障害者団体などで構成している東大阪市障害福祉キャンペーン実行委員会により、ふれあいのつどい及び障害者週間に合わせて駅頭キャンペーンを実施し、障害理解啓発に努めています。

また、平成29年度からは東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」地域交流にて社会参加促進事業や文化教室、啓発事業などの障害者理解促進する事業を実施しています。 市民や事業所に向けた障害についての理解啓発がまだまだ必要であり、周知の方法や内容の充実が課題となります。

# ◆ 理解促進研修・啓発事業等 計画・実績(実施の有無) ◆

|             | 平成30年度 |    | 令和元 | 令和2年度 |    |
|-------------|--------|----|-----|-------|----|
|             | 計画     | 実績 | 計画  | 実績    | 計画 |
| 理解啓発研修·啓発事業 | 有      | 有  | 有   | 有     | 有  |
| 自発的活動支援事業   | 有      | 有  | 有   | 有     | 有  |

### 【見込み・方向性】

市民の障害に対する理解を深めるため、東大阪市立障害児者支援センター「レピラ」の 地域交流部門と連携しながら、理解促進研修・啓発事業及び自発的活動支援事業を実施し ます。

## ◎ 理解促進研修・啓発事業等 見込量(実施の有無)◎

|             |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-------------|------|-------|-------|-------|
|             |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 理解啓発研修·啓発事業 | 実施有無 | 有     | 有     | 有     |
| 自発的活動支援事業   | 実施有無 | 有     | 有     | 有     |

#### (2)相談支援事業

|            | 事業概要                          |  |  |  |  |
|------------|-------------------------------|--|--|--|--|
| 障害者相談支援事業  | ○障害のある人の地域での生活を支援するため、情報提供や関係 |  |  |  |  |
|            | 機関との連絡調整、権利擁護などの相談を実施します。     |  |  |  |  |
|            | ○賃貸契約による一般住宅への入居に当たって、保証人がいない |  |  |  |  |
| 在宅入居等支援事業  | などの理由により入居が困難な障害のある人に対し、入居に必  |  |  |  |  |
| (居住サポート事業) | 要な調整などの支援を実施。また、家主などへの相談・助言を  |  |  |  |  |
|            | 通じて障害のある人の地域生活を支援します。         |  |  |  |  |
|            | ○地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、地域 |  |  |  |  |
| 基幹相談支援センター | の相談支援事業者との連携やネットワークの強化を図り、地域  |  |  |  |  |
|            | 全体の相談支援体制の充実を図ります。            |  |  |  |  |

#### 【現状と課題】

平成29年4月に基幹相談支援センターを設置し、平成29年10月には各地域担当制の委託相談支援センターを開設しており、地域における相談支援の強化とネットワークの構築を図っています。在宅入居等支援事業に関しても委託相談支援センターにて実施しています。

しかし、委託相談支援センターの相談件数は年々増加しており、今後支援体制の確保に 向け、地域の相談支援体制の再構築の検討が必要となっています。

#### ◆ 相談支援事業 計画・実績 ◆

|                       | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |
|-----------------------|--------|-----|-------|-----|-------|
|                       | 計画     | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    |
| 障害者相談支援事業             | 8か所    | 8か所 | 8か所   | 8か所 | 8か所   |
| 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)  | 有      | 有   | 有     | 有   | 有     |
| 基幹相談支援センター            | 有      | 有   | 有     | 有   | 有     |
| 基幹相談支援センター等<br>機能強化事業 | 有      | 有   | 有     | 有   | 有     |

#### 【見込み・方向性】

基幹相談支援センターは、地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、専門的な相談員を配置し、地域における相談支援事業者などに専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取組みなどを実施するため、基幹相談支援センター等機能強化事業を実施します。在宅入居等支援事業(居住サポート事業)は、引

き続き委託相談支援センターにて実施します。

# ◎ 相談支援事業 見込量(実施の有無) ◎

|                       |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|-----------------------|-------|-------|-------|-------|
|                       |       | 計画    | 計画    | 計画    |
| 障害者相談支援事業             | 実施箇所数 | 8か所   | 8か所   | 8か所   |
| 住宅入居等支援事業 (居住サポート事業)  | 実施有無  | 有     | 有     | 有     |
| 基幹相談支援センター            | 設置有無  | 有     | 有     | 有     |
| 基幹相談支援センター等<br>機能強化事業 | 実施有無  | 有     | 有     | 有     |

# (3) 成年後見制度利用支援事業等

|              | 事業概要                         |  |  |
|--------------|------------------------------|--|--|
|              | ○知的障害または精神障害によって判断能力が十分でない状態 |  |  |
| 成年後見制度利用支援事業 | にある方に対し、意思決定を支援するとともに、成年後見制  |  |  |
|              | 度を活用することにより、障害のある人の権利擁護を図る。  |  |  |
|              | 市長申立てを対象に事業を実施します。           |  |  |
| 成年後見制度       | ○後見などの業務を適正に行うことができる法人の確保や、流 |  |  |
| 法人後見支援事業     | 人後見の活動の支援を推進します。             |  |  |

### 【現状と課題】

障害のある人や親の高齢化が進んでおり、成年後見制度利用のニーズが高まっています。 成年後見制度の利用促進に向けた周知啓発・支援体制の充実が課題となっています。

# ◆ 成年後見制度利用支援事業等 計画・実績 ◆

|                    | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |
|--------------------|--------|-----|-------|-----|-------|
|                    | 計画     | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    |
| 成年後見制度利用支援事業       | 20人    | 46人 | 21人   | 58人 | 22人   |
| 成年後見制度<br>法人後見支援事業 | 有      | 有   | 有     | 有   | 有     |

#### 【見込み・方向性】

成年後見制度の利用を促進するため、一定のニーズがあるものとして見込みました。

#### ◎ 成年後見制度利用支援事業等 見込量 ◎(年間)

|                    |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|--------------------|------|-------|-------|-------|
|                    |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 成年後見制度利用支援事業       | 利用者数 | 70人   | 75人   | 人08   |
| 成年後見制度<br>法人後見支援事業 | 実施有無 | 有     | 有     | 有     |

#### (4) 意思疎通支援事業

|          | 事業概要                         |  |  |  |  |  |
|----------|------------------------------|--|--|--|--|--|
|          | ○手話通訳者・要約筆記者の派遣、手話通訳者の設置、点訳・ |  |  |  |  |  |
| 意思疎通支援事業 | 音訳などによる支援事業を実施。手話通訳者養成研修事業、  |  |  |  |  |  |
|          | 要約筆記者養成研修事業、盲ろう者通訳・介助者派遣事業及  |  |  |  |  |  |
|          | び同養成研修事業を府と市の共同で実施します。       |  |  |  |  |  |

#### 【現状と課題】

手話通訳者派遣事業は、年々派遣件数が増加となり、一定のニーズがあります。

要約筆記者派遣事業は、ニーズはありますが、利用のない月があります。

手話通訳者設置事業は、計画通り配置しています。

手話奉仕員養成研修事業は、令和元年度は入門過程を2コース実施しています。

手話だけでなく様々なコミュニケーション支援の充実が課題となり、情報アクセシビリティの整備を促進する必要があります。

## ◆ 意思疎通支援事業 計画・実績(年間実利用人数・設置者・修了者) ◆

|                        |                 | 平成3     | 0年度     | 令和元年度   |         | 令和2年度   |
|------------------------|-----------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                        |                 | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| <b>千</b> 託             | 実利用件数           | 633件    | 781件    | 693件    | 823件    | 765件    |
| 手話通訳者派遣事業              | 実利用時間           | 950時間   | 1,068時間 | 1,039時間 | 1,077時間 | 1,147時間 |
| 要約筆記者派遣事業              | 実利用件数           | 4件      | 20件     | 5件      | 12件     | 6件      |
| 安利丰癿有州廷争未              | 実利用時間           | 5時間     | 36時間    | 6時間     | 21時間    | 7時間     |
| 盲ろう者向け通訳・              | 実利用件数           | 1,050件  | 850件    | 1,075件  | 815件    | 1,100件  |
| 介助員養成派遣事業              | 実利用時間           | 4,200時間 | 2,911時間 | 4,300時間 | 2,695時間 | 4,400時間 |
| 手話通訳者設置事業              | 設置者数            | 6人      | 6人      | 6人      | 6人      | 6人      |
| 手話奉仕員<br>養成研修事業        | 修了者数            | 0人      | 0人      | 20人     | 34人     | 40人     |
| 手話通訳者                  | 登録試験<br>合格者数    | 16人     | 13人     | 16人     | 4人      | 16人     |
| 養成研修事業                 | 実養成講習<br>修了見込者数 | 人08     | 120人    | 人08     | 119人    | 人08     |
| 要約筆記者養成研修事業            | 登録試験<br>合格者数    | 5人      | 13人     | 5人      | 6人      | 5人      |
|                        | 実養成講習<br>修了見込者数 | 20人     | 29人     | 20人     | 19人     | 20人     |
| 盲ろう者向け通訳・<br>介助員養成研修事業 | 登録者数            | 30人     | 34人     | 30人     | 36人     | 30人     |

#### 【見込み・方向性】

今までの実績を踏まえつつ、ニーズに対応して、手話通訳者や要約筆記者の派遣や、 手話通訳者の配置、手話奉仕員の養成を展開します。また、手話通訳者や要約筆記者養 成研修事業、盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業、失語症向け意思疎通支援者派遣 事業など、特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修については、大阪府など と共同して実施していきます。

#### ◎ 意思疎通支援事業 見込量(年間) ◎

|                        |                 | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|------------------------|-----------------|---------|---------|---------|
|                        |                 | 計画      | 計画      | 計画      |
| 手話通訳者派遣事業              | 実利用件数           | 914件    | 963件    | 1,015件  |
| 于品地趴在冰匙事来              | 実利用時間           | 1,371時間 | 1,445時間 | 1,523時間 |
| 要約筆記者派遣事業              | 実利用件数           | 14件     | 15件     | 16件     |
| 安心半記有派廷爭未              | 実利用時間           | 25時間    | 27時間    | 29時間    |
| 盲ろう者向け通訳・              | 実利用件数           | 650件    | 675件    | 700件    |
| 介助員派遣事業                | 実利用時間           | 2,600時間 | 2,700時間 | 2,800時間 |
| 失語症向け意思疎通支             | 実利用件数           | 0件      | 3件      | 5件      |
| 援者派遣事業                 | 実利用時間           | 0時間     | 12時間    | 20時間    |
| 手話通訳者設置事業              | 設置者数            | 6人      | 6人      | 6人      |
| 手話奉仕員<br>養成研修事業        | 修了者数            | 40人     | 40人     | 40人     |
| 手話通訳者                  | 登録試験<br>合格者数    | 20人     | 20人     | 20人     |
| 養成研修事業                 | 実養成講習<br>修了見込者数 | 15人     | 15人     | 15人     |
| 要約筆記者                  | 登録試験<br>合格者数    | 5人      | 5人      | 5人      |
| 養成研修事業                 | 実養成講習<br>修了見込者数 | 10人     | 10人     | 10人     |
| 盲ろう者向け通訳・<br>介助員養成研修事業 | 登録者数            | 30人     | 30人     | 30人     |
| 失語症向け意思疎通支<br>援者養成研修事業 | 登録者数            | 10人     | 10人     | 10人     |

### (5) 日常生活用具給付等事業

|             | 事業概要                         |
|-------------|------------------------------|
|             | ○障害のある人の日常生活上の便宜を図るため、用具の給付等 |
| 日常生活用具給付等事業 | を実施。独自に増やしている品目を継続するとともに、年々  |
|             | 開発が進む福祉用具など、必要な品目の導入を検討します。  |

#### 【現状と課題】

介護訓練支援用具は、計画を上回って利用されていますが、その他の日常生活用具は計画を下回っています。

日常生活用具給付等事業は、利用実態に応じた対象の変更・拡大が求められており、対象の検討に努める必要があります。

#### ◆ 日常生活用具給付等事業 計画・実績(年間給付等件数)◆

|                      | 平成3     | 0年度     | 令和元     | 令和2年度   |         |
|----------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
|                      | 計画      | 実績      | 計画      | 実績      | 計画      |
| 介護訓練支援用具             | 57件     | 79件     | 64件     | 101件    | 72件     |
| 自立生活支援用具             | 140件    | 134件    | 142件    | 133件    | 145件    |
| 在宅療養等支援用具            | 116件    | 98件     | 121件    | 79件     | 126件    |
| 情報·意思疎通支援用具          | 227件    | 152件    | 245件    | 119件    | 265件    |
| 排泄管理支援用具             | 13,280件 | 14,301件 | 13,719件 | 11,602件 | 14,172件 |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修) | 18件     | 4件      | 18件     | 4件      | 19件     |

#### 【見込み・方向性】

当事者のニーズに応えて日常生活用具給付等事業を実施します。

#### ◎ 日常生活用具給付等事業 見込量(年間) ◎

|                      |      | 令和3年度   | 令和4年度   | 令和5年度   |
|----------------------|------|---------|---------|---------|
|                      |      | 計画      | 計画      | 計画      |
| 介護訓練支援用具             | 利用件数 | 134件    | 154件    | 177件    |
| 自立生活支援用具             | 利用件数 | 135件    | 136件    | 137件    |
| 在宅療養等支援用具            | 利用件数 | 85件     | 88件     | 92件     |
| 情報·意思疎通支援用具          | 利用件数 | 129件    | 134件    | 139件    |
| 排泄管理支援用具             | 利用件数 | 12,573件 | 13,089件 | 13,626件 |
| 居宅生活動作補助用具<br>(住宅改修) | 利用件数 | 4件      | 4件      | 4件      |

#### (6)移動支援事業

|            | 事業概要                         |
|------------|------------------------------|
| 1254十一四十一米 | ○ガイドヘルプサービスにより余暇活動などの社会参加が円滑 |
| 移動支援事業     | に行えるよう支援を行います。               |

#### 【現状と課題】

移動支援事業は、身体障害のある人の利用者数が計画を上回っていますが、利用時間などは計画を下回っています。

サービス提供基盤の整備として、ガイドヘルパー人材不足のためのヘルパー確保に向けた支援策や、サービス利用に関して要件の緩和など柔軟な運用が課題となっています。

## ◆ 移動支援事業 計画・実績(実利用者数・月平均利用時間)◆

|               | 平成3      | 平成30年度   |          | 定年度      | 令和2年度    |
|---------------|----------|----------|----------|----------|----------|
|               | 計画       | 実績       | 計画       | 実績       | 計画       |
| 身体障害者         | 623人     | 599人     | 635人     | 568人     | 647人     |
| <b>分</b> 体障音目 | 9,861時間  | 8,141時間  | 10,048時間 | 7,786時間  | 10,238時間 |
| 知的陪宝老         | 967人     | 894人     | 1,019人   | 928人     | 1,073人   |
| 知的障害者         | 13,489時間 | 14,049時間 | 14,211時間 | 14,032時間 | 14,973時間 |
| 精神障害者         | 500人     | 476人     | 555人     | 475人     | 616人     |
| <b>相州埠</b> 古伯 | 4,144時間  | 4,232時間  | 4,600時間  | 4,386時間  | 5,106時間  |
| 障害児           | 189人     | 152人     | 189人     | 151人     | 189人     |
| <u>牌</u> 音况   | 1,750時間  | 1,312時間  | 1,750時間  | 1,216時間  | 1,750時間  |
| 合 計           | 2,279人   | 2,121人   | 2,398人   | 2,122人   | 2,525人   |
|               | 29,244時間 | 27,734時間 | 30,151時間 | 27,421時間 | 32,067時間 |

#### 【見込み・方向性】

移動支援事業は、ニーズに対応して実施していきます。

## ◎ 移動支援事業 見込量(月あたり) ◎

|                       |      | 令和3年度    | 令和4年度    | 令和5年度    |  |
|-----------------------|------|----------|----------|----------|--|
|                       |      | 計画       | 計画       | 計画       |  |
| 身体障害者                 | 利用者数 | 576人     | 580人     | 584人     |  |
| 分体焊合有<br>             | 利用時間 | 7,868時間  | 7,933時間  | 7,999時間  |  |
| 知的障害者                 | 利用者数 | 1,020人   | 1,069人   | 1,120人   |  |
| 지마까부급성                | 利用時間 | 15,402時間 | 16,142時間 | 16,912時間 |  |
| <b>非加</b> 陪宝 <b>耂</b> | 利用者数 | 524人     | 550人     | 578人     |  |
| 精神障害者                 | 利用時間 | 4,606時間  | 4,792時間  | 4,992時間  |  |
| 障害児                   | 利用者数 | 153人     | 154人     | 155人     |  |
|                       | 利用時間 | 1,166時間  | 1,184時間  | 1,202時間  |  |
| <b>△</b> =1           | 利用者数 | 2,273人   | 2,353人   | 2,437人   |  |
| 合計                    | 利用時間 | 29,042時間 | 30,051時間 | 31,105時間 |  |

### (7)地域活動支援センター事業

|                    | 事業概要                        |
|--------------------|-----------------------------|
|                    | ○地域活動支援センターⅠ型主に精神障害のある人の日中  |
|                    | 活動の場として機能。専門職員(精神保健福祉士等)を配置 |
|                    | し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調 |
|                    | 整、地域住民ボランティアの育成、障害に対する理解促進を |
| <br>  地域活動支援センター事業 | 図るための普及啓発などの事業を実施します。       |
| 地域治勤又版ピノダー事表       | ○地域活動支援センターⅡ型機能訓練、社会適応訓練、入  |
|                    | 浴などのサービスを実施します。かつてのデイサービスのよ |
|                    | うなもので、入浴ができ、くつろげる場として機能します。 |
|                    | ○地域活動支援センターⅢ型地域の小規模(福祉)作業所  |
|                    | などから移行したものが中心となります。         |

#### 【現状と課題】

地域活動支援センターは、身近な地域での活動の場として、一定のニーズがあります。 それぞれの地域活動支援センターとしての特性を生かしながら、利用者が集える場として、充実が必要となっています。

## ◆ 地域活動支援センター事業 計画・実績(実施か所数、年間実利用者数) ◆

|            | 平成30年度 |            | 令和元年度 |      | 令和2年度 |  |
|------------|--------|------------|-------|------|-------|--|
|            | 計画     | 計画 実績 計画 実 |       | 実績   | 計画    |  |
| 地域活動支援センター | 19か所   | 18か所       | 19か所  | 18か所 | 19か所  |  |
| 地域沿到文族センター | 108人   | 84人        | 108人  | 82人  | 108人  |  |

#### 【見込み・方向性】

身近な地域の活動の場として、事業を継続していきます。

#### ◎ 地域活動支援センター事業 見込量(実施か所数、年間実利用者数) ◎

|            |      | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|------|-------|-------|-------|
|            |      | 計画    | 計画    | 計画    |
| 地域活動士揺れいた  | 箇所数  | 18か所  | 18か所  | 18か所  |
| 地域活動支援センター | 利用人数 | 90人   | 90人   | 90人   |

#### (8) 障害児等療育支援事業

|            | 事業概要                          |
|------------|-------------------------------|
|            | ○在宅の障害のある子どもや知的障害のある人などを対象に、地 |
| 障害児等療育支援事業 | 域生活を支えるため、訪問や外来などにより、身近な地域で療  |
|            | 育指導などが受けられる療育機能の充実などを図ります。    |

## 【現状と課題】

東大阪市立障害児者支援センターレピラ内に、発達障害支援センターPALを設置し、 自閉スペクトラム症など発達障害の確定診断を受けた幼児や児童とその保護者を対象として、発達支援(療育)と家族支援を実施しています。

近年ニーズが高まっている高年齢児(中高生)に対する支援の充実が必要となってきています。

#### ◆ 障害児等療育支援事業 計画・実績 ◆

|            | 平成30年度 |     | 令和元年度 |     | 令和2年度 |  |
|------------|--------|-----|-------|-----|-------|--|
|            | 計画     | 実績  | 計画    | 実績  | 計画    |  |
| 障害児等療育支援事業 | 1か所    | 1か所 | 1か所   | 1か所 | 1か所   |  |

#### 【見込み・方向性】

障害児等療育支援事業については、引き続き発達障害支援センターPALにて実施します。

## ◎ 障害児等療育支援事業 見込量(実施か所数) ◎

|            |       | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|------------|-------|-------|-------|-------|
|            |       | 計画    | 計画    | 計画    |
| 障害児等療育支援事業 | 実施箇所数 | 1か所   | 1か所   | 1か所   |

### (9)日中一時支援事業

|            | 事業概要                          |  |  |
|------------|-------------------------------|--|--|
| 日中一時支援事業   | ○短期入所(ショートステイ)の事業所などが行う日中のみのサ |  |  |
| (日中短期入所事業) | ービスを実施します。                    |  |  |

#### 【現状と課題】

日中一時支援は、利用者・利用日数とも計画を上回っています。

他の日中活動系サービスの種類や供給量が拡大する中、地域の余暇活動や居場所に多様性がみられるようになっているが、日中一時支援は、サービス利用ニーズがあることから、機能・質の向上を図っていく必要があります。

## ◆ 日中一時支援事業 計画・実績(年間実利用者数・延べ日数) ◆

|            | 平成30年度 |        | 令和元    | 令和2年度  |        |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|
|            | 計画     | 実績     | 計画     | 実績     | 計画     |
| 日中一時支援事業   | 128人   | 130人   | 124人   | 134人   | 121人   |
| (日中短期入所事業) | 2,884日 | 2,814日 | 2,799日 | 3,027日 | 2,716日 |

#### 【見込み・方向性】

日中一時支援事業については、増加傾向であることから、ニーズに対応して実施していきます。

#### ◎ 日中一時支援事業 見込量(年間) ◎

|          |      | 令和3年度  | 令和4年度  | 令和5年度  |
|----------|------|--------|--------|--------|
|          |      | 計画     | 計画     | 計画     |
| 日中一時支援事業 | 利用者数 | 146人   | 152人   | 159人   |
| 口中一吋又扳争未 | 利用日数 | 3,446日 | 3,587日 | 3,752日 |

## (10)精神障害者地域生活支援広域調整等事業

|                     | 事業概要  |
|---------------------|---|
| 地域生活支援広域調整<br>会議等事業 | ○各関係機関が広域的な調整のもと連携できる体制を地域において構築し、「精神障害にも対応したに資する取組みの推進を図ります。 |

## 【見込み・方向性】

精神障害のある人の地域生活移行に係る支援を推進するため、関係機関との連携のための場として、協議会を必要に応じて開催します。

#### ◎ 精神障害者地域生活支援広域調整等事業 見込量(開催回数)◎

|                     |             | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 |
|---------------------|-------------|-------|-------|-------|
|                     |             | 計画    | 計画    | 計画    |
| 地域生活支援広域調整会<br>議等事業 | 協議会<br>開催回数 | 1回    | 1回    | 1回    |

## 第2節 障害者関連施策の展開

#### (1) 障害者等に対する虐待の防止

障害のある人の自立や社会参加を支援し、障害のある人の権利・利益を擁護するため、 障害者福祉施設や障害福祉サービス事業者の職員は、障害のある人への虐待を防止すると ともに、虐待を発見した際にすみやかに通報することが義務づけられています。

障害者虐待の防止や早期発見に向けては、苦情解決制度や福祉サービス第三者評価などの活用、さらに、虐待の予防や早期発見、見守りにつながる地域の見守りネットワークの構築、積極的な参加が必要とされています。

本市では、障害者虐待防止センターを設置し、障害者虐待の通報や届出の受理を24時間通報窓口として実施しています。虐待対応としては、事実確認、相談や指導及び助言、養護者の支援、一時保護などを実施し、また、コアメンバー会議や対応方針検討会議、レビュー会議などにおいて、虐待の有無の判断や分析及び取組みの検証を行っています。

障害者虐待の理解啓発については、市民や障害者福祉施設などに向けて、虐待防止や成年後見制度などの権利擁護に関する研修や講演会などを行い、障害者虐待の防止や早期発見に努めていきます。また、成年後見制度の利用などを促進していきます。

#### (2) 意思決定支援の促進

障害のある人への支援は、自己決定の尊重であることが基本となります。しかしながら、 自ら意思決定をすることに困難を抱える障害のある人が多くいます。このため、日常生活 や社会生活に関して、自らの意思が反映された生活を送ることができるよう、可能な限り 本人が意思決定できるよう支援し、本人の意思を確認したり、意思・選好を推定したりす るなど、支援を尽くすことが必要とされています。

知的障害や精神障害などで自己決定に困難を抱える障害のある人が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、本人の自己決定に必要な情報を理解できる工夫を行い、本人が安心して自由に意思表示できるよう意思決定支援を促進していきます。

## (3) スポーツ・レクリエーション・芸術文化活動支援による社会参加等の促進

スポーツやレクリエーション、芸術文化活動などを通じて幸福で豊かな生活を営むことは、すべての人の権利であり、障害のある人の活動を支援していくことは、その社会参加を進め、障害の有無にかかわらず人々がお互いを尊重しながら共生する社会を実現していく上で非常に重要な意義があります。

障害のある人がスポーツに参加しやすい環境を促進するとともに、障害者スポーツの理解啓発の推進に努めます。また、参加を通して、コミュニケーションの機会を生み出し、生活の基盤となる地域体制づくりを進めます。

また、障害のある人が創造する文化芸術の作品などの発表の機会の確保や情報収集・発

信を行い、文化芸術活動を通じた交流などを促進します。

身近な地域の中で、障害のある人本人やその家族、地域住民などによる自発的な活動を 支援するとともに、活動を支援する福祉サービス事業所や特別支援学校などの関係者によ るネットワークの形成の構築など、人材交流に努めます。

さらに、事業者などと連携し、スポーツ・レクリエーションイベントの機会の増加、活動場所の提供や、障害のある人の芸術活動を支える人材の発掘などに努めます。

#### (4) 障害を理由とする差別の解消の推進

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」では、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する、または提供にあたって場所・時間帯などを制限する、障害のある人でない者に対しては付さない条件を付けるなどにより、障害のある人の権利利益を侵害することが禁止されています。

このため、障害のある人にとって社会的障壁を除去することが必要な場合には、その実施に伴う負担が過重でない時は、障害のある人の権利利益を侵害することとならないよう、合理的配慮を行うことが必要とされ、障害福祉サービスや各種機会の提供などに際しては、障害の特性や性別・年齢・状態などを配慮し、建設的な対話などにより相互理解を図り、必要かつ合理的な範囲で、柔軟な対応を推進していきます。

また、行政機関や事業者への職員研修の実施など障害及び障害のある人に対する理解を深めるとともに、地域住民に対する障害についての正しい理解啓発を行うなど、差別解消や合理的配慮の提供を促進し、障害を理由とする差別の解消の推進に努めます。

#### (5) 事業所での利用者の安全確保の取組みや研修等の充実

障害者福祉施設などにおける安全管理を徹底するため、来訪者の予定などに関しての情報 共有化や、安全確保・緊急の避難場所・連絡方法などに関する共通理解などを進めることが 必要とされています。また、地域において、警察をはじめ、地域の自治会や民生委員・児童 委員などと安全などに関する情報の共有や連携をし、防犯や防災のための避難訓練を実施す ることなどが必要とされています。

このため、福祉施設などが日常の安全管理や緊急時の対応、近隣地域との関わり・危険箇所の把握などに関する職員研修などを充実するよう、支援・促進します。また、地域との情報共有体制の構築や連携に向けて支援していきます。

#### (6) ユニバーサルデザインの推進

障害のある人が安全で快適な社会生活を送ることができるよう、ハード、ソフト両面のバリアフリー・ユニバーサルデザインに配慮した生活環境の整備を総合的に推進します。

このため、障害のある人が安全で安心して生活し、社会参加できるように、様々な障害特性などに配慮した情報バリアフリーの充実や情報アクセシビリティの確保、生活空間のバリアフリー化などユニバーサルデザインの考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進します。

# 第4部 計画の推進・管理体制

## 第4部 計画の推進・管理体制

| 第1章 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・               | • | 1<br>1<br>1           | 8 9<br>8 9<br>8 9               |
|---|---|-----------------------|---------------------------------|
| 第2章 計画の円滑な推進に向けた取組み・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       |   | 1<br>1<br>1<br>1<br>1 | 9 0<br>9 0<br>9 0<br>9 0<br>9 0 |
| 資料編<br>1. 東大阪市社会福祉審議会条例····································   |   | 1                     | 92                              |
| 2. 東大阪市社会福祉審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・          |   |                       |                                 |
| 3. 東大阪市社会福祉審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・        |   |                       |                                 |
| 4. 東大阪市障害者計画等策定合同会議設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |   |                       |                                 |
| 5. 東大阪市障害者計画等策定合同会議委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・   |   |                       |                                 |
| 6. 東大阪市障害者計画等策定懇話会開催要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・    |   |                       |                                 |
| 7. 東大阪市自立支援協議会運営規約····································        |   |                       |                                 |
| 8. 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会運営要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ |   |                       | -                               |
| 9. 東大阪市こころの健康推進連絡協議会設置要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・  |   | 2                     | 0 2                             |
| 10. 東大阪市福祉推進委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・       |   | 2                     | 04                              |
| 1 1. 策定の経緯 (詳細) ····································          |   | 2                     | 0 7                             |
| 1 2. 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・                 |   | 2                     | 0 9                             |

## 第1章 計画の推進体制

## 第1節 進捗状況の管理及び評価

## (1) PDCAサイクルの充実~計画の点検・評価・改善

本市には、障害者施策や計画の進捗を協議する場として、「東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会」や「東大阪市自立支援協議会」、「東大阪市こころの健康推進連絡協議会」があります。このような委員会を中心に、障害当事者や家族の意見を聴き、定期的に障害のある人の実態やニーズを把握するための調査・研究を行うとともに、PDCAサイクルを導入し、障害者計画に定められた施策の達成状況の検証、障害福祉計画及び障害児福祉計画の成果目標の進捗状況の検証、活動指標として設定した各分野におけるサービス量などの把握など、定期的に点検・評価を行い、今後の施策の充実・見直しについての意見を求め、必要な具体的改善措置などの検討を行います。

#### 《PDCA サイクルによる点検・評価のイメージ》

#### 計画 (Plan)



・本市における障害者施策の基本的な方向と行動目標を設定

・国等の「基本指針」に即して成果目標及び活動指標を設定するとともに、 障害福祉サービスの見込量の設定やその他確保方策等を設定

主体:東大阪市障害者計画等策定合同会議

改善 (Act) 土

中間評価などの結果を踏まえ、必要があると認めるときは、計画の見直しなどを実施

主体:東大阪市

## 実行(D<sub>0</sub>)

計画の内容を踏まえ、施策や事業を実施

主体: 市やサービス提供事業者等

## 評価 (Check)

計画の達成状況については、少なくとも1年に1回その実績を把握し、 障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画の年度別評価とし ての分析・評価を実施

主体:東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

東大阪市自立支援協議会 (東大阪市こころの健康推進連絡協議会)

## 第2節 行政による計画の推進と庁内の連携

#### (1) 行政による計画の推進と庁内の連携

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労など、障害当事者のライフステージやライフスタイルに応じた幅広い分野からの支援を行う必要があります。

本市では東大阪市福祉推進委員会において、庁内関係機関の連携を図り、担当部課の緊密な相互連携を図りながら、本計画に定める事業を一つひとつ着実に推進します。



## 第2章 計画の円滑な推進に向けた取組み

## 第1節 広報・啓発活動の推進

#### (1) 計画の広報・周知の充実

市ホームページや市政だよりなど様々な媒体を活用し、市民へ障害に関する計画の周知に努めます。また、障害者団体をはじめ、さまざまな市民団体や各種団体に対して、障害に関する計画を広報・周知することにより、情報を得ることが困難な障害のある人などにも周知できるよう協力を求めていきます。

#### (2) 障害に関する理解の促進

障害及び障害のある人に対する市民の理解を促進するため、本市における障害者施策に ついてわかりやすく紹介するなど、計画に関する情報発信を行い、障害者施策への市民の 理解を深め、積極的な社会参加と施策の活用を促進します。

また、学校教育をはじめ、様々な機会や場を活用し、啓発活動を進めます。

## 第2節 連携・協力体制の構築

#### (1) 地域共生社会の実現

共生社会の実現に向け、障害理解の促進のために、市民啓発などに取り組むとともに、 障害者差別の解消に向けた取組みや障害者虐待の防止・解決に向けた取組み、成年後見制 度など権利擁護のしくみの充実を図り、障害のある人のみならず、誰もが安心して生活で きるよう地域共生社会の実現に向けた取組みの促進に努めます。

#### (2) サービス提供・相談窓口等の充実

障害のある人のニーズに応え、適切なサービスが提供されるよう、市内の障害福祉サービス事業所などに対して見込量の確保・充実に向けて連携・調整を図っていきます。

また、障害のある人が様々なライフステージに応じて、身近な所で福祉制度や障害福祉 サービスなどについての情報を得られ、サービスの利用に際して「自己選択」「自己決定」 ができるよう、相談支援事業者のさらなる確保と連携の強化を図るとともに、スキルアッ プや情報提供など質的な充実を図っていきます。

さらに、障害のある人自身のエンパワーメントを生かし、自立と社会参加をより一層進めるため、障害のある人同士や家族同士の交流の場・機会を充実するなど、ピア活動やピアサポートの拡充を支援します。

#### (3) 関係機関等との連携強化

障害者総合支援法・児童福祉法に基づく様々な制度などのスムーズな運用、人材の確保 や研修などによる知識や技能の向上を図るため、大阪府や関係機関などと協力・連携する とともに、積極的に国に対して提言や要望を行っていきます。

また、障害福祉施策全般を円滑かつ着実に推進するため、東大阪市社会福祉審議会や東 大阪市自立支援協議会など、保健・医療・福祉・教育・就労など様々な分野に係る会議に おいて連携を図るとともに、当事者や関係機関・団体、関係者とのネットワークを強化し ます。

さらに、企業に対して、法定雇用率達成の視点だけではなく、障害のある人が安心して 就労できる就労環境や雇用条件の整備、障害のある人が従事できる職種の確保などが促進 されるよう支援に努めます。

また、市職員に対して研修の実施などにより、「障害」に関する理解を高め、障害のある 人の生活に関する対応をより一層充実するため、研修や情報共有などを充実します。

## 資料編

## 1. 東大阪市社会福祉審議会条例

(設置)

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関として、本市に東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(調査審議事項の特例)

- 第2条 審議会は、法第12条第1項の規定に基づき、児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を 調査審議する。
- 2 審議会は、前項の事項のうち、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第777号)第25条に規定する事項を、同条の幼保連携型認定こども 園に関する審議会その他の合議制の機関として調査審議する。

(委員の任期)

- 第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了する時までとする。 (委員長の職務の代理)
- 第4条 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。
- 2 委員長は、委員の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。
- 3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 臨時委員は、当該臨時委員に係る特別の事項について審議会が会議を開く場合には、前2項の規 定の適用については、委員とみなす。

(専門分科会)

- 第6条 審議会の専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。)に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。
- 2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員(民生委員審 査専門分科会にあっては、委員)の互選によってこれを定める。
- 3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。
- 4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の 指名する委員又は臨時委員(民生委員審査専門分科会にあっては、委員)がその職務を代理する。
- 5 前条の規定は、専門分科会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「専門分科会」と、「委員長」とあるのは「専門分科会長」と読み替えるものとする。 (委任)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。 附 則
- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行後最初に行われる審議会の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。
- 附 則(平成26年6月30日条例第28号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成29年3月31日条例第8号)
- この条例は、平成29年4月1日から施行する。

## 2. 東大阪市社会福祉審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、東大阪市社会福祉審議会条例(平成17年東大阪市条例第2号)第7条の規定 に基づき、東大阪市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を 定めるものとする。

(専門分科会)

- 第2条 専門分科会及びその調査審議する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。
- (1) 民生委員審査専門分科会 民生委員の適否の審査に関する事項
- (2) 障害者福祉専門分科会 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の福祉に関する事項
- (3) 高齢者福祉専門分科会 高齢者の福祉に関する事項
- (4) 児童福祉専門分科会 児童並びに母子及び父子の福祉並びに母子保健に関する事項
- 2 審議会は、前項各号に定める専門分科会のほか、必要に応じ、その他の専門分科会を置くことができる。
- 3 審議会は、専門分科会(民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。)の所管に属する専門事項について諮問を受けたときは、当該専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(審査部会)

- 第3条 審議会は、障害者福祉専門分科会に次の各号に掲げる審査部会を置く。
- (1) 視覚障害審査部会 (2) 聴覚障害等審査部会
- (3) 肢体不自由審査部会 (4) 内部障害審査部会
- (5) 更生医療機関審査部会
- 2 審議会は、前項第1号から第4号までに掲げる審査部会に身体障害者の障害の種別ごとに障害程度の審査に関する事項並びに身体障害者手帳に係る指定医の指定及び取消しに関する事項を、前項第5号に掲げる審査部会に更生医療を担当する医療機関の指定及び取消し並びに担当する医療の種類の変更に関する事項を、それぞれ調査審議させるものとする。
- 3 審査部会ごとに審査部会長を置き、審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。
- 4 審査部会長は、会務を掌理する。
- 5 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

(審査部会の会議)

- 第4条 審査部会の会議は、審査部会長が招集し、審査部会長がその議長となる。
- 2 審査部会の会議は、委員及び臨時委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 審査部会の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、審査部会長 の決するところによる。
- 4 審議会は、前条第2項に定める事項について諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議 会の決議とする。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日規則第27号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成24年3月29日規則第16号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年9月30日規則第51号)抄

1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第24号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

## 3. 東大阪市社会福祉審議会委員名簿

## 令和2年4月1日現在 (50音順、敬称略)

| 氏 名    | 所属                              | 障害者福祉<br>専門分科会 |  |
|--------|---------------------------------|----------------|--|
| 新崎 国広  | 大阪教育大学教育学部特任教授                  |                |  |
| 稲森 公嘉  | 京都大学大学院法学研究科教授                  |                |  |
| 井上寿美   | 大阪大谷大学教育学部教授                    |                |  |
| 江浦 保   | 東大阪市社会福祉協議会会長                   |                |  |
| 太田 淑美  | 東大阪市母子寡婦福祉会副会長                  |                |  |
| 勝山 真介  | 東大阪市社会福祉事業団東大阪市立障害児者支援センターセンター長 |                |  |
| 川口 泰弘  | 東大阪市議会議員                        |                |  |
| 河原田 良一 | 東大阪市老人クラブ連合会会長                  |                |  |
| 義之 清規  | 東大阪市民生委員児童委員協議会連合会会長            |                |  |
| 北野 英子  | 東大阪市意岐部地域人権協会委員                 |                |  |
| 坂本 ヒロ子 | 東大阪市手をつなぐ育成会会長                  | 0              |  |
| 先山 進二  | 東大阪労働組合総連合議長                    |                |  |
| 佐堀 彰彦  | 東大阪市民健康づくり推進協議会副会長              |                |  |
| 潮谷 光人  | 東大阪大学こども学部こども学科准教授              | 0              |  |
| 関川 芳孝  | 大阪府立大学人間社会システム科学研究科教授           |                |  |
| 髙橋 尚三  | 東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長              | 0              |  |
| 谷口 晴男  | 東大阪市自治協議会副会長                    |                |  |
| 中川 千恵美 | 大阪人間科学大学人間科学部社会福祉学科教授           |                |  |
| 中西 英二  | 東大阪市人権擁護委員会副会長                  |                |  |
| 西島 善久  | 東大阪市高齢者介護施設会会長                  |                |  |
| 原 彦保   | 東大阪市校区福祉委員会連合会副委員長              |                |  |
| 福田 実加  | 東大阪労働団体連絡協議会委員                  |                |  |
| 松端 克文  | 武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授           | 0              |  |
| 三星 昭宏  | 近畿大学名誉教授                        |                |  |
| 宮田 良一  | 東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長              | 0              |  |
| 村岡 悠子  | 弁護士・中小企業診断士                     |                |  |
| 山下 雅子  | 東大阪市身体障害者福祉協会副会長                |                |  |
| 山田 祥隆  | 東大阪市福祉施設会会長                     |                |  |
| 山野 忠   | 東大阪労働団体連絡協議会事務局長                |                |  |
| 好川 智也  | 東大阪市私立保育会会長                     |                |  |
| 吉田 聖子  | 東大阪市議会議員                        |                |  |

## 4. 東大阪市障害者計画等策定合同会議設置要綱

(名称)

第1条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、市町村における障害者のための施策に関する 基本的な計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基 づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画 及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供 体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画の三計画を総称し て、障害者計画等という。

(設置)

第2条 障害者計画等を策定するにあたり、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、あらかじめ、サービスを利用する障害者等幅広い関係者より意見を聴取するために、東大阪市障害者計画等策定合同会議(以下「合同会議」という。)を設置する。

(目的)

- 第3条 合同会議は、障害者計画等を策定するにあたり、次の各号に掲げる事項について意見集約することを目的とする。
- (1)身体、知的、精神の三障害の一元化の下で、数値目標を含む障害福祉サービスの適切な基盤整備に関する事項
- (2) 地域生活移行や就労支援などを進める観点から、地域住民、企業など幅広い参加の促進、及び地域社会の理解を深めるための啓発・広報活動に関する事項
- (3) 福祉分野のみならず、教育、医療、雇用といった分野を超えた総合的取り組みの推進及び地域 ネットワークの強化などに関する事項
- (4)前3号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定するにあたり必要な事項 (組織)
- 第4条 合同会議は、次の各号に掲げる組織から委員を選出し、その委員を23名以内とする。
- (1) 東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会
- (2) 東大阪市障害者計画等策定懇話会

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定が完了するまでとする。

(議長及び代理者)

- 第6条 合同会議には、議長を置く。
- 2 議長は、東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の会長が任につくものとする。
- 3 議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を 代理する。

(会議)

第7条 合同会議は、議長が招集する。

(関係者の出席)

第8条 合同会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第9条 合同会議の庶務は、福祉部障害者支援室障害施策推進課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、合同会議の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

## 5. 東大阪市障害者計画等策定合同会議委員名簿

(所属ごとに50音順、敬称略)

|           | 所属                             | 氏  | 名   |
|-----------|--------------------------------|----|-----|
| 東大阪市社会福祉  | 東大阪市手をつなぐ育成会会長                 | 坂本 | ヒロ子 |
| 審議会障害者福祉  | 東大阪大学子ども学部子ども学科准教授             | 潮谷 | 光人  |
| 専門分科会<br> | 東大阪市人権長瀬地域協議会事務局次長             | 高橋 | 尚三  |
|           | 武庫川女子大学文学部心理・社会福祉学科教授          | 松端 | 克文  |
|           | 東大阪市障害児・者福祉施設連絡会会長             | 宮田 | 良一  |
|           | 東大阪市身体障害者福祉協会副会長               | 山下 | 雅子  |
|           | 東大阪労働団体連絡協議会委員                 | 山野 | 忠   |
| 東大阪市自立支援  | 相談支援事業者の代表(社会福祉法人つむぎ福祉会)       | 石田 | 泰二  |
| 協議会       | 障害当事者等のうち市長が定めるもの(公募委員)        | 地村 | 貴士  |
|           | 指定障害福祉サービス事業者の代表(社会福祉法人草の根共生会) | 和泉 | 直貴  |
|           | 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団              | 今井 | 兼之  |
| 東大阪市障害者差  | 地域ケアに関する学識経験者(春の森法律事務所)        | 高橋 | 昌子  |
| 別解消支援地域協  | 阪本病院家族SST交流会                   | 川邊 | 慶子  |
| 議会        | 東大阪市基幹相談支援センター                 | 山崎 | 高義  |
| 東大阪市こころの  | 社会福祉法人鴻池福祉会理事長                 | 胡中 | 美弥子 |
| 健康推進連絡協議  | 有限会社オラシオン訪問看護ステーションふろーる所長      | 辻本 | 直子  |
| 会         | 一般社団法人つどい代表理事                  | 本多 | 佳代  |
|           | 医療法人聖和錦秀会阪本病院ケースワーカー           | 秋元 | 雅明  |
| 東大阪市障害者計  | 公募委員(障害当事者又はその家族)              | 山田 | 正人  |
| 画等策定懇話会   | 公募委員(障害当事者又はその家族)              | 八本 | 美菜  |
|           | 公募委員(事業者)                      | 西川 | 香里  |
|           | 公募委員(事業者)                      | 種村 | 祐太  |

## 6. 東大阪市障害者計画等策定懇話会開催要綱

(名称)

第1条 障害者基本法第11条第3項の規定に基づく、市町村における障害者のための施策に関する 基本的な計画、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条の規定に基 づく、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画 及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供 体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画の三計画を総称し て、障害者計画等という。

(設置)

第2条 障害者計画等を策定するにあたり、地域の実情に即した実効性のある内容とするため、あらかじめ、サービスを利用する障害者等幅広い関係者よりひろく意見を聴取するために講ずる必要な措置として、東大阪市障害者計画等策定懇話会(以下「懇話会」という。)を開催するために必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第3条 懇話会は、障害者計画等を策定するにあたり、次の各号について意見集約することを目的と する。
- (1) 身体、知的、精神の三障害の一元化の下で、数値目標を含む障害福祉サービスの適切な基盤整備に関する事項
- (2)地域生活移行や就労支援などを進める観点から、地域住民、企業など幅広い参加の促進、および地域社会の理解を深めるための啓発・広報活動に関する事項
- (3) 福祉分野のみならず、教育、医療、雇用といった分野を超えた総合的取り組みの推進、および 地域ネットワークの強化などに関する事項
- (4)前3号に掲げるもののほか、障害者計画等を策定するにあたり必要な事項 (組織)
- 第4条 懇話会は、委員15人以内で組織する。
- 2 委員は、次の各号に掲げるもののうちから市長が選任する。
- (1) 東大阪市自立支援協議会が推薦する者
- (2) 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会が推薦する者
- (3) 東大阪市こころの健康推進連絡協議会が推薦する者
- (4) 公募委員
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は、当該計画策定業務が完了するまでとする。

(会議)

- 第6条 障害者計画等の策定においては、社会福祉法第107条の規定に基づく東大阪市地域福祉計画等との調和を保つため、あらかじめ東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会(以下「専門分科会」という)に意見を聴くこととし、必要に応じて懇話会と専門分科会との合同会議を開催する。
- 2 専門分科会との合同会議は、専門分科会の会長が議長となる。

(関係者の出席)

第7条 懇話会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聴くことができる。

(報償費)

第8条 委員に支給する報償費の額は、日額8,000円(交通費込)とする。但し、委員のうち、 地方公共団体の職員であるものに対しては報償費を支給しない。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、福祉部障害者支援室障害施策推進課において処理する。

(委任)

- 第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。
  - 附 則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
  - 附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
  - 附 則 この要綱は、令和2年1月1日から施行する。

## 7. 東大阪市自立支援協議会運営規約

(趣旨)

- 第1条 この規約は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例(平成18年東大阪市条例第2号)、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年東大阪市規則第46号)その他別に定めがあるもののほか、東大阪市自立支援協議会(以下「協議会」という。)の運営について必要な事項を定めるものとする。(所掌事務)
- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 福祉サービス利用に係る相談支援事業の中立・公平性の確保に関すること。
- (2) 困難事例への対応のあり方に関する協議、調整に関すること。
- (3) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。
- (4) 障害福祉計画の推進状況の点検及び進行管理
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。 (組織)
- 第3条 協議会は別表1に掲げる者をもって組織する。
- 2 本協議会に助言をする者としてオブザーバーを置くことができる。

(ケア連絡会)

- 第4条 必要に応じて広域的な連絡調整を必要とする事例について、新たな資源の検討・開発を目的 としたケア連絡会を設置することができる。
- 2 ケア連絡会は、基幹相談支援センター、委託相談支援センター、福祉部障害者支援室、健康部保 健所健康づくり課の担当者をもって組織する。

(地域別会議)

- 第5条 個別の事例への対応のあり方に関する協議、調整を行うために、協議会に地域別会議を置く ことができる。
- 2 地域別会議は、委託相談支援センターが召集し、地域の実情に応じて開催したうえで、取り上げられた課題等についてケア連絡会に提出する。

(運営委員会)

- 第6条 ケア連絡会に提出された地域別会議等の課題を協議するため、協議会に運営委員会を置くことができる。
- 2 運営委員会の委員は、別表2に掲げる機関等の実務担当者をもって組織する。
- 3 災害発生時等緊急の対応を必要とする場合には、協議会の会長が速やかに運営委員会を招集し、 各機関による情報共有や対応の協議を行うものとする。

(専門部会)

- 第7条 継続した協議、調整を必要とする課題については専門部会を置くことができる。
- 2 専門部会は、個別の課題について関わる関係機関の担当者をもって組織し、協議会の承認を得て 設置し、協議会にその活動内容を報告し承認を得ることとする。
- 3 専門部会の長は、部会の内容を事務局に報告する。

(関係者の出席)

第8条 協議会、ケア連絡会、地域別会議、運営委員会及び専門部会(以下「協議会等」という。)は、 その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴く ことができる。

(障害福祉計画策定等会議への出席)

第9条 協議会の会長は、その指名する委員に障害福祉計画策定等の会議への出席を求めることができる。

(事務局)

- 第10条 協議会の事務局は、基幹相談支援センターにおいて処理する。
- なお、事務局長は基幹相談支援センターの代表が務める。

(守秘義務)

第11条 協議会等の委員は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この規約は、令和2年7月21日から施行する。

#### 別表1(第3条関係)

相談支援事業者の代表 指定障害福祉サービス事業者の代表 東大阪障害児者福祉施設連絡会の代表 東大阪市障がい児通所支援施設事業所連 絡会の代表

高齢介護等の関係機関の代表 中河内地域若者サポートステーションの 代表

障害当事者又はその家族のうち市長が定 める者

地域ケアに関する学識経験者 障害者を雇用している企業の代表 布施公共職業安定所業務部長 大阪府立東大阪支援学校長 大阪府立八尾支援学校長 大阪府立交野支援学校四條畷校准校長 大阪府立たまがわ高等支援学校長 大阪府立生野支援学校長 社会福祉法人東大阪市社会福祉事業団の 代表

社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会事 務局長

東大阪市副市長 東大阪市都市魅力産業スポーツ部長 東大阪市福祉部長 東大阪市子どもすこやか部長 東大阪市健康部長 東大阪市教育委員会学校教育部長

#### オブザーバー

大阪府こころの健康総合センターの代表 大阪府東大阪子ども家庭センターの代表

#### 別表2(第6条第2項関係)

東大阪市立障害児者支援センター 相談支援事業者(委託事業を受けている 者)

指定障害福祉サービス事業者 東大阪障害児者福祉施設連絡会 東大阪市障がい児通所支援施設事業所連 絡会

高齢介護等の関係機関

中河内地域若者サポートステーション 布施公共職業安定所(障害者雇用担当) 東大阪市障害者就業・生活支援センター 大阪府障がい者自立相談支援センター 大阪府東大阪子ども家庭センター 大阪府こころの健康総合センター 大阪府立東大阪支援学校(進路担当) 大阪府立八尾支援学校(進路担当) 大阪府立たまがわ高等支援学校(進路担当)

大阪府立交野支援学校四條畷校(進路担 当)

大阪府立生野支援学校(進路担当) 社会福祉法人東大阪市社会福祉協議会 東大阪市都市魅力産業スポーツ部労働雇 用政策室

東大阪市福祉部障害者支援室障害施策推進課

東大阪市福祉部障害者支援室障害福祉認定給付課

東大阪市福祉部障害者支援室障害児サービス課

東大阪市生活支援部東福祉事務所 東大阪市生活支援部中福祉事務所 東大阪市生活支援部西福祉事務所 東大阪市子どもすこやか部子ども見守り 相談センター地域支援課 東大阪市健康部保健所健康づくり課 東大阪市健康部保健所東保健センター 東大阪市健康部保健所中保健センター 東大阪市健康部保健所西保健センター 東大阪市健康部保健所西保健センター 東大阪市健康部保健所西保健センター 東大阪市教育委員会学校教育部学校教育 推進室

東大阪市教育委員会学校教育部教育センター

## 8. 東大阪市障害者差別解消支援地域協議会運営要領

(目的)

第1条 本要領は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(以下「法」という。)第17 条の定めにある障害者差別解消支援地域協議会(以下「地域協議会」という。)の運営について必要な事項を定める。

(組織)

第2条 地域協議会は、東大阪市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行 条例に定める東大阪市自立支援協議会の参加者をもって組織する。

(地域協議会の機能とその内容)

- 第3条 地域協議会の機能及び内容は以下のものとする。
- 1 地域協議会
- (1) 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案の共有
- (2) 関係機関等が対応した相談事例の共有
- (3) 障害者差別に関する相談体制の整備
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (5) 構成機関等における斡旋・調整等の様々な取組による紛争解決の後押し
- (6) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発
- (7) 前6号に掲げるもののほか、会議等の目的を達成するために必要な事項に関する協議
- (8) 前7号を協議するために、実務担当者会議を置くことができる。
- 2 地域協議会実務担当者会議
- (1) 地域における障害者差別の実態把握や差別の解消に資する取組に関する情報の収集
- (2) 相談窓口による紛争の防止、解決に向けた協議やそれぞれの機関の活動状況の情報交換
- (3) 障害者差別の解消に資する取組の共有・分析
- (4) 障害者差別の解消に資する取組の周知・発信や障害特性の理解のための研修・啓発・発信 (その他)
- 第4条 この要領に定めのない事項については、別に定めるところによる。

#### 附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

## ■ 9. 東大阪市こころの健康推進連絡協議会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 本市における精神障害者の社会復帰の促進及びその自立と、社会経済活動への参加の促進の ために必要な支援を行い、市民のこころの健康の保持及び増進に努めることを目的として、東大阪 市こころの健康推進連絡協議会(以下、「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 精神障害者の福祉の増進と、社会復帰の促進及び社会経済活動への参加の促進支援に関すること。
- (2) 精神障害に関する正しい知識の普及と啓発に関すること。
- (3) 市民のこころの健康づくり及び自殺予防対策に関すること。
- (4) その他、協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(組織)

- 第3条 協議会は15名以内の委員で組織する。
- 2 委員は次の各号に掲げるもののうちから市長が依頼又は指名する。
- (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
- (2) 本市健康部及び福祉部職員

(任期)

- 第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。
- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

- 第5条 協議会には、会長及び副会長若干名を置く。
- 2 会長は健康部保健所長をもって充て、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、委員の互選により定め、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。 (会議)
- 第6条 協議会は、必要に応じて会議を開くものとする。
- 2 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

(実務担当者会議)

- 第7条 協議会に、その目的達成に向けて地域の状況を把握し、所掌事務の具体的な活動等について 協議するため実務担当者会議を置く。
- 2 実務担当者会議は、次の各号に掲げるものの実務担当者で構成する。
- (1) 本市内において、精神医療保健福祉事業を実施している団体
- (2) 本市健康部及び福祉部
- (3) 大阪府こころの健康総合センター

(部会)

第8条 協議会に、所掌事務の個別の課題を協議するため次の各号に掲げる部会を置く。

アルコール問題予防部会

自殺予防対策部会

2 部会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(関係者の出席)

第9条 協議会は、その所掌事業の遂行に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、健康部保健所健康づくり課において処理する。

(守秘義務)

第11条 協議会委員等は、会議等で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附則 この要綱は、平成16年7月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成17年7月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成19年8月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成22年8月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成25年7月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成27年3月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成30年5月1日から施行する。

## ■ 10. 東大阪市福祉推進委員会設置規程

平成5年11月4日東大阪市訓令第13号

(設置)

第1条 本市における社会福祉に関する計画その他の社会福祉に関する事項を円滑かつ効果的に推進 するため、東大阪市福祉推進委員会(以下「福祉推進委員会」という。)を設置する。

- 第2条 福祉推進委員会の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) 社会福祉に関する計画の策定に関すること。
- (2) 社会福祉に関する計画に係る施策の総合的な企画及び調整に関すること。
- (3) その他前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

- 第3条 福祉推進委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。
- 2 委員長は担当副市長を、副委員長は教育長をもって充てる。
- 3 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

- 第4条 委員長は、福祉推進委員会の事務を総理する。
- 2 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

- 第5条 福祉推進委員会は、必要に応じて会議を開くものとする。
- 2 福祉推進委員会の会議は、委員長が招集し、これを主宰する。
- 3 福祉推進委員会は、必要に応じて委員長、副委員長及び委員の一部で構成する課題別会議を開く ことができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、福祉推進委員会の会議に関係職員の出席を求めて説明又 は意見を聴くことができる。

(幹事会)

- 第6条 福祉推進委員会に幹事をもって組織する幹事会を置く。
- 2 幹事会は、福祉推進委員会の所掌事務の具体的事項につき協議し、検討する。
- 3 幹事は、別表第2に掲げる職にある者をもって充てる。この場合において、室次長又は所次長の職にある者が2人以上いるときは、所属長の指名する者とする。
- 4 幹事会の会議は、福祉部の次長又は室長のうち福祉部長が指名する者(以下「幹事会主宰者」という。)が招集し、これを主宰する。
- 5 幹事会は、必要に応じて幹事の一部で構成する課題別会議を開くことができる。
- 6 幹事会主宰者は、必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係職員の出席を求めて説明又は 意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 福祉推進委員会及び幹事会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第8条 この訓令に定めるもののほか、福祉推進委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則

- 1 この訓令は、令達の日から施行する。
- 2 東大阪市地域福祉計画推進委員会設置規程(平成元年東大阪市訓令第1号)及び国際障害者年東 大阪市長期行動計画推進本部設置規程(昭和58年東大阪市訓令第10号)は、廃止する。
- 附 則(平成6年3月31日訓令第3号抄)
- この訓令は、平成6年4月1日から施行する。
- 附 則(平成6年6月17日訓令第10号)
- この訓令は、令達の日から施行する。
- 附 則(平成9年3月31日訓令第4号)
- この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成10年4月1日から施行する。ただし、第1条中東大阪市事務専決規程第2条第3号及び第4号の改正規定、同訓令別表第2病院の医局、看護部及び薬局に関する専決事項の改正規定並びに同表病院事務局に関する専決事項の改正規定中第8号及び第10号の改正規定並びに第2条から第5条まで、第7条及び第8条の規定は、平成10年5月1日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年11月14日訓令第14号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成15年3月31日訓令第10号抄)

この訓令は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日訓令第2号)

1 この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

2 東大阪市次世代育成支援対策推進委員会設置規程(平成16年東大阪市訓令第6号)は、廃止する。

附 則(平成17年6月1日訓令第23号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成18年3月31日訓令第5号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年12月29日訓令第14号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年2月8日訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成20年6月17日訓令第11号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成23年6月9日訓令第7号)

この訓令は、令達の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第7号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年5月1日訓令第9号)

この訓令は、東大阪市病院事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する 条例(平成23年東大阪市条例第20号)の施行の日から施行する。

附 則(平成25年3月29日訓令第3号)

この訓令は、東大阪市下水道事業に地方公営企業法の全部を適用するための関係条例の整備に関する条例(平成24年東大阪市条例第52号)の施行の日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第2号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年3月31日訓令第4号)

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月28日訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成28年9月29日訓令第14号)

この訓令は、地方独立行政法人市立東大阪医療センターの成立の日から施行する。

附 則(平成29年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和2年3月31日訓令第6号)

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第18条中東大阪市車両の管理、運行等に関する規程第7条の改正規定は、令達の日から施行する。

#### 別表第1(第3条第3項関係)

危機管理監 市長公室長 企画財政部長 行政管理部長 都市魅力産業スポーツ部長 人権文化部長 税務部長 市民生活部長 福祉部長 生活支援部長 子どもすこやか部長 健康部長 環境部長 土木部長 建築部長 消防局長 上下水道局経営企画室長 上下水道局水道総務部長 上下水道局下水道部長 教育委員会事務局学校教育部長 教育委員会事務局社会教育部長 別表第2(第6条第3項関係)

危機管理室次長 公民連携協働室次長 市長公室秘書室秘書課長 企画財政部企画室企画課長 行政管理部法務文書課長 都市魅力産業スポーツ部産業総務課長 人権文化部文化室文化のまち推進課長 税務部税制課長 市民生活部市民生活総務室市民生活総務課 福祉部地域福祉室地域福祉課長 福祉部指導監査室法人・高齢者施設課長 福祉部高齢介護室高齢介護課長 福祉部高齢介護室地域包括ケア推進課長 福祉部障害者支援室障害施策推進課長 生活支援部生活福祉室生活福祉課長 生活支援部生活福祉室生活支援課長 子どもすこやか部子育て支援室子ども家庭課 長

子どもすこやか部子育て支援室施設給付課長 子どもすこやか部子ども見守り相談センター 子ども相談課長

健康部保健所地域健康企画課長 健康部保健所健康づくり課長 環境部環境企画課長 都市計画室次長 交通戦略室次長 土木部道路管理室道路管理課長 建築部住宅政策室総務管理課長 消防局総務部総務課長 上下水道局経営企画室次長 上下水道局水道総務部総務課長 上下水道局下水道部下水道計画総務室次長 教育委員会事務局教育政策室次長 教育委員会事務局学校教育部学校教育推進室 次長

教育委員会事務局学校教育部教育センター次 長

教育委員会事務局社会教育部社会教育課長

## 11. 策定の経緯(詳細)

|         | 日 程                      | 委員会等名称                      | 報告・議事内容等   |  |
|---------|--------------------------|-----------------------------|--|--|
|         | 2月14日(金)<br>14:00~16:00  | 令和元年度<br>第2回東大阪市社会<br>福祉審議会 | <ul><li>○第4次東大阪市障害者プランの策定</li><li>○第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東<br/>大阪市障害児福祉計画の策定について</li></ul>   |  |
|         | 5月18日(月)<br>書面開催         | 令和2年度<br>第1回東大阪市社会<br>福祉審議会 | ○第3次障害者プラン進捗状況について   |  |
|         | 6月10日(水)<br>書面開催         | 第1回東大阪市障害<br>者計画策定合同会議      | <ul><li>○合同会議の位置付けについて</li><li>○委員紹介</li><li>○計画策定スケジュールについて</li><li>○東大阪市障害者ニーズ調査案について</li></ul>                                  |  |
| <u></u> | 8月7日(金)~<br>8月28日(金)     | 東大阪市障害者ニーズ調査の実施             |  |  |
| 令和2年    | 10月9日(金)<br>13:30~15:30  | 第2回東大阪市障害者計画策定合同会議          | ○計画策定スケジュールについて<br>○東大阪市障害者ニーズ調査結果について<br>○国の基本指針等について<br>○第4次東大阪市障害者プラン骨子案につい<br>て  |  |
|         | 11月12日(金)<br>13:30~15:00 | 第3回東大阪市障害<br>者計画策定合同会議      | <ul><li>○第4次東大阪市障害者プラン素案について</li><li>○第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東<br/>大阪市障害児福祉計画の骨子案について</li></ul>   |  |
|         | 11月16日(月)書面開催            | 東大阪市福祉推進委員会幹事会              | <ul><li>○第4次東大阪市障害者プランの策定</li><li>○第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児福祉計画の策定について</li><li>○委員・幹事等に素案を配布</li><li>○委員・幹事等による素案の点検・精査</li></ul> |  |
|         | 12月10日(木)<br>15:00~16:30 | 第4回東大阪市障害<br>者計画策定合同会議      | <ul><li>○第4次東大阪市障害者プラン素案について</li><li>○第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児福祉計画の素案について</li></ul>   |  |

| 日程   |                         | 委員会等名称  | 報告・議事内容等   |  |  |  |  |
|------|-------------------------|---|--|--|--|--|--|
| 令和2年 | 12月22日(火)               | パブリックコメントの募集開始<br>○東・中・西の福祉事務所、保健センター、本庁の市政情報相談課、<br>障害者支援室の窓口、市のウェブサイトで第4次東大阪市障害者プ<br>ラン素案、第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児<br>福祉計画の素案を公表 |  |  |  |  |  |
| 令和3年 | 1月21日(木)                | パブリックコメントの募集終了  |  |  |  |  |  |
|      | 2月2日(火)<br>15:30~17:00  | 第5回東大阪市障害者計画策定合同会議  | <ul><li>○第4次東大阪市障害者プラン案について</li><li>○第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児福祉計画の案について</li></ul> |  |  |  |  |
|      | 2月22日(月)<br>14:00~15:30 | 第2回東大阪市社会<br>福祉審議会  | <ul><li>○第4次東大阪市障害者プラン案の承認</li><li>○第6期東大阪市障害福祉計画及び第2期東大阪市障害児福祉計画の承認</li></ul>     |  |  |  |  |

## 12. 用語説明

#### 【あ行】

## ●アウトリーチ

「手を差しのべること」の意味です。援助が必要であるにもかかわらず、自発的に申し出をしない在宅や入院・入所中の要援護者等に対し、行政や医療、支援機関などが訪問し、 積極的に働きかけることで、社会生活を支援する活動のことです。訪問支援を指します。

#### ●アセスメントシート

障害のある人の生活面や就労面に関する情報を客観的な評価により把握し、得られた情報を関係機関で共有・更新することで、障害のある人の就労能力や生活の状況を踏まえた支援を行うために活用されるものです。

#### • I C T

「Information and Communication Technology」の略で、「情報通信技術」のことをいいます。「情報通信技術」とは、コンピュータやインターネットに関連する技術のことです。

#### ●委託相談支援センター

障害のある人・保護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的に行います。市内の地域ごとの担当制として7カ所設置しています。

#### ●医療ソーシャルワーカー (MSW)

保健・医療問題、患者・家族の心理・社会的問題を解決するために、専門的な技術を用いて援助を行います。また、関係諸機関や職員との連携・調整を行い、チームワークを推進する役割もあります。

#### ●医療的ケア

日常生活に必要とされる医療的な生活援助行為となり、家族や看護師が日常的に行って いる経管栄養注入やたんの吸引などの医療行為のことです。

#### ●インクルーシブ (インクルージョン)

「包み込む」「包含する」という意味で、障害のある人も他の人と一緒に地域の学校で学び、地域で働く場を確保し、必要なときに必要な援助や支援を受けて生活するために社会資源を充実し、住民ネットワークで障害のある人を地域社会の中で包み込んで、ともに支えていくことをいいます。

#### ●ウィルチェアスポーツ

インクルーシブな概念を取入れたスポーツとして車いすスポーツを推進するにあたり、 車いすの英語表現 "wheelchair" を用いてウィルチェアスポーツと呼称したものです。

#### ●ウェブアクセシビリティ

高齢の人や障害のある人など年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている 情報にアクセスし利用できることをいいます。

#### NPO

NPOは「Nonprofit Organization」の略。医療、福祉、環境、文化、まちづくりなど 多様な分野において、営利を目的とせず社会的使命を意識して活動するボランティア団体 などの社会活動団体をいいます。特定非営利活動促進法 (NPO法) の認証を受けた宗教・政治活動以外の公益のために活動する団体を「NPO法人」(特定非営利活動法人) といいます。

#### ●エンパワーメント

障害のある人がより内発的な力を持ち、自らの生活を自らコントロールできること、または、自立する力をつけていくことです。

#### ●オストメイト対応障害者用トイレ

人工肛門・人工膀胱用の設備を備えたトイレのことです。

#### 【か行】

●共同生活援助(グループホーム)

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。

#### ●基幹相談支援センター

東大阪市障害児者支援センターレピラに設置し、障害児者の総合的な相談窓口として、 地域における相談支援の中核を担い、委託相談支援センターなどの関係機関と連携して、 専門的な相談を行います。また、東大阪市自立支援協議会の事務局機能を担いつつ、地域 の相談支援体制強化への取組み、地域移行や地域定着、権利擁護にかかる相談支援等も行います。

#### ●ケアマネジメント

障害のある人等に対して生活に必要な支援を行うために、必要とする支援等の希望を明らかにし、その上で、適切で効果的な保健・医療・福祉の支援・サービスを組み合わせ、サービス提供事業者等との連絡・調整を図ります。障害のある人の状態を継続的に見守ることで、包括的・継続的にサービス提供の体制を確保する支援の方法をいいます。

#### ●コーディネーター

物事を調整し、まとめる役割を果たす人です。

#### ●校区福祉委員会

社会福祉協議会の内部組織として、おおむね小学校区に結成された自主的な活動を行う 組織で、住民団体、福祉団体、当事者団体、関係団体など地域の各種団体から構成されて おり、校区内の身近な福祉問題を解決するための活動を行います。

#### ●高次脳機能障害

脳機能障害が原因で意思疎通の困難を示す障害である自閉症の症状があり、知的発達の 遅れを伴わない場合をいいます。

#### ●工賃

障害のある人の日中活動の場では、下請作業や自主製品の販売で収益をあげた場合、その対価を「工賃」として支払うことになっています。

#### ●合理的配慮

障害のある人が他の人の平等を基礎として、すべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいいます。

#### ●子育て支援センター

子育て不安の軽減に向けて、気軽に利用できる相談窓口や親子交流、情報提供、子育て 講座の開催、子育てサークルへの育成・支援などを行う子育て支援の拠点施設です。

#### ●コミュニティソーシャルワーカー (CSW)

地域において支援を必要とする人について、本人やその家族からの相談に応じたり、地域を基盤とする活動や関係機関、専門的な相談先につなぐ役割を果たすほか、地域における福祉課題を把握し、支援を必要とする人を総合的に支援するための地域福祉活動のネットワークづくりの支援を行うことを目的に市が配置する専門職です。

#### 【さ行】

#### ●就学サポートシート

就学される子どもが、小学校生活を円滑にスタートし、入学後も楽しく学校生活が送れるためのツールとして、サポートシートを使うことで、本人の特徴、家庭での支援方法、幼稚園・保育所(園)での対応などを保護者と学校とで情報共有することができるものです。

#### ●障害者虐待防止センター

障害のある人の虐待に関する通報や届出の受理を24時間の通報窓口として実施する機関です。

#### ●障害者週間

障害についての理解を深め、障害のある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的に、毎年12月3日から9日までの一週間が「障害者週間」と定められています。

#### ●障害者就業・生活支援センター

就職を希望している障害のある人や在職中の障害のある人に対して、雇用及び福祉の関係機関との連携のもと、就業面と生活面の一体的な支援や、企業(雇用主)に対する雇用管理や職場環境等の助言や作業遂行上の支援などを行う機関です。

#### ●障害者優先調達推進法

平成25年4月に「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する 法律(障害者優先調達推進法)」が施行され、国や地方公共団体等に障害者就労施設等から 優先的に物品及び役務を調達する努力義務が課され、障害者就労施設等の受注の機会を確 保、供給する物品等に対する需要の増進を図るものです。

#### ●障害者ニーズ調査

令和2年8月7日~8月28日に実施した「第4次東大阪市障害者プランに関する調査」 のことです。

#### ●自立支援協議会

障害者総合支援法第89条の3第1項に規定する協議会で、関係機関等が地域における 障害のある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、連携の緊密化を図ると ともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行い、障害のある人等への支援体 制の整備を図ることを目的として設置する機関です。

#### ●心神喪失者等医療観察法(医療観察制度)

心神喪失又は心神耗弱の状態で、重大な他害行為を行った人に対して、適切な医療を提供し、社会復帰を促進することを目的とした制度のことをいいます。

#### ●生活の質(QOL=quality of life)

QOLは「生活の質」、「人生の質」、「生命の質」と訳されます。障害のある人の生活内容を、日常生活動作(ADL)の改善や向上にとどまらず、満足感や安心感、また生きがいといった非物質的、精神的な要素をも含めてとらえる概念のことをいいます。

#### ●精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的 に確保された地域包括ケアシステムのことをいいます。

#### ●成年後見制度

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、地域で安心して生活できるよう、後見、保佐、補助により支援を行う制度です。

#### 【た行】

#### ●地域共生社会

社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域を共に創っていく社会のことです。

#### ●地域生活支援拠点等

障害のある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能(相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり)のことです。

#### ●地域福祉権利擁護事業(日常生活自立支援事業)

認知症や知的障害、精神障害などのために判断能力が不十分な人が、地域において自立 した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助、日常的金銭 管理サービス等を行うものです。

#### ●地域包括支援センター

高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者を支える中核的な拠点として介護保険法で定められた包括的支援事業(介護予防マネジメント、権利擁護、総合的な相談・支援、ケアマネジャーへの支援)などを総合的に行う機関で、保健師、主任ケアマネジャー、社会福祉士が専門性を生かして相互連携しながら業務を行います。

#### ●通級指導教室

通常は地域の通常学級に在籍しており、コミュニケーション能力障害等でコミュニケーション力をつける必要がある子どもやLD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)の障害のある子どもを対象として、障害の状態を改善・克服するための自立活動を中心に、必要に応じて各教科の補充指導を行うための教室です。

#### ●特別支援教育

障害のある子ども一人ひとりの教育的ニーズに応じて適切な教育的支援を行うことをいいます。地域のニーズに応じて、設置者の判断により、複数の障害種別に対応した教育的 支援を行う学校の設置が可能となり、そのような学校を支援学校と呼んでいます。

#### 【な行】

#### ●難病

「原因は不明で治療法未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」や「経 過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家庭 の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」とされています。

#### ●ノーマライゼーション

障害のある人の人権や尊厳性は障害のない人と同じであり、障害の有無に関係なく平等に生活できる社会こそノーマルな社会であるという理念にもとづいて、ともに地域で生活することができる社会を目指そうとする考えのことです。本市では障害の有無にかかわらず、市民が相互に個性を尊重し、平等に生活し活動できる社会を目指しています。

#### 【は行】

#### ●発達障害

広汎性発達障害(自閉症、アスペルガー症候群など)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)を中心とする脳機能障害のことをいいます。

ADHDは「Attention Deficit Hyperactivity Disorder」の略で、「注意欠陥多動性障害」とは、年齢または発達とは不釣り合いな注意力、衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、日常生活や学業、就労などの社会活動に支障をきたすものです。

L Dは「Learning Disorders, Learning Disabilities」の略で、「学習障害」とは、基本的には全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算するまたは推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指すものです。

#### ●東大阪市立障害児者支援センターレピラ

東大阪市立障害児者支援センターレピラは、障害児者がひとりの市民として地域で安心して豊かに暮らしていけるために支援をする施設です。ライフステージに沿って子どもから大人まで「児者一貫」の切れ目のない支援を行うために相談、通園、通所、医療などを柱にさまざまな専門に機能を備えています。

また、東大阪市における障害児者福祉の拠点として、幅広く障害福祉関係機関や病院などとの地域のネットワークの中核を担います。

#### ●東大阪市みんなでトライする手話言語推進条例

手話が言語であるとの認識に基づき、手話とろう者に対する理解の増進、手話の普及に ついての基本理念を定め、市の責務、市民や事業者の役割を明らかにし、手話の施策を計 画的に推進することで、手話で人と人とがつながり、すべての市民が支え合い、尊重し合 いながら、安心して共に暮らせる東大阪市の実現を目的とする条例のことをいいます。

#### ●避難行動要支援者名簿制度

大規模な災害時に自力での避難が困難で特に支援を要する方(避難行動要支援者)のうち、事前に同意を得た方の情報を地域の支援者や市の関係部局などに提供することで、災害時における地域での避難支援や安否確認に活用する制度です。

#### ●バリアフリー

障害のある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去することをいいます。段差等の物理的障壁の除去と、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味の両方があります。

#### ●ピアカウンセリング・ピアサポート活動

障害のある人が、自らの体験に基づいて、同じ悩みや障害のある仲間の相談に応じ、相談者自身で問題の克服を図ることをいいます。例えば身体障害者の場合は、肢体、視覚、 聴覚別に障害当事者がピアサポートを行います。

#### ●福祉避難所

災害発生時に高齢者・障害者・妊産婦など特別な配慮を必要とする「要配慮者」を受け 入れる避難所のことです。

#### ●福祉有償運送

高齢者・障害者などのうち、他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、N P O法人などが営利とは認められない範囲の対価により、道路運送法第79条による登録の上で自家用自動車を使用して行う個別輸送サービスをいいます。

#### ●プライマリー・ケア

病気や怪我をしたとき最初に受ける医療のことです。

#### ●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく制度で、一定数以上の規模の企業等に対して、一定の割合の障害のある人を雇用する義務を課すものです。

#### 【ま行】

#### ●民生委員・児童委員

地域のボランティアとして、社会福祉の増進のため常に住民の立場に立って相談・援助など住民のくらしを支援する、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。

#### ●メンタルヘルス

こころ、精神にかかわる健康を保つことです。

#### 【や行】

#### ●ユニバーサルデザイン

バリアフリーと近い概念ですが、バリアフリーが高齢者、障害者、外国人等の活動にバリアとなるものを取り除くことを主眼としているのに対し、ユニバーサルデザインは特定の人の利用に限定しない、最大限すべての人が利用しやすい製品、建築、空間などのデザインのことを表します。

#### ●要約筆記

聴覚障害のある人への情報提供手段の一つで、話している内容を要約し、文字として伝えることをいいます。

## 【ら行】

#### ●ライフステージ

人間の成長の度合いに応じた人生の段階を指す言葉。人生の段階をどのように区分するかについてはいろいろな考え方があり得ますが、一般的には、乳児期、幼児期、児童期、 思春期、成人期、壮年期、老年期といった区分が多く用いられます。

#### ●リハビリテーション

心身に障害のある人が能力を最大限に発揮することができ、その自立を促進するために 行われる専門的技術のことをいいます。

#### ●レスパイト

レスパイトとは「小休止」「息抜き」「休息」を意味し、介助者が一時的に介助から解放され、リフレッシュや休息をとることです。

第4次東大阪市障害者プラン 第5期東大阪市障害福祉計画 第2期東大阪市障害児福祉計画

発行 令和3年3月 東大阪市 福祉部

障害者支援室 障害施策推進課

大阪府東大阪市荒本北一丁目1番1号

TEL 06-4309-3183

FAX 06-4309-3813

e-mail shogaishisaku@city.higashiosaka.lg.jp

イラスト

令和2年度東大阪市障害者週間ポスター 優秀作品